

令和 7 年度

包括外部監査の結果報告書

東京都包括外部監査人  
公認会計士 山下 康彦



## 目 次

環境局の事業に関する事務の執行及び公益財団法人東京都環境公社の経営管理について.....	1
<b>第1 包括外部監査の概要.....</b>	<b>3</b>
1 外部監査の種類 .....	3
2 選定した特定の事件（監査テーマ） .....	3
3 監査対象年度 .....	3
4 監査対象局等 .....	3
5 外部監査の実施期間 .....	3
6 包括外部監査人及び補助者 .....	3
(1) 包括外部監査人 .....	3
(2) 補助者 .....	3
7 特定の事件を選定した理由 .....	3
8 外部監査の方法 .....	5
(1) 基本的な視点 .....	5
(2) 主な監査手続 .....	5
9 指摘・意見の件数 .....	7
10 利害関係 .....	7
<b>第2 監査対象の事業内容.....</b>	<b>8</b>
<b>I 環境局の概要について.....</b>	<b>8</b>
1 組織 .....	8
2 分掌事務 .....	9
3 予算・決算 .....	15
(1) 予算 .....	15
(2) 決算 .....	15
4 環境に関する主要な条例及び事業計画等 .....	16
(1) 環境に関する主要な条例 .....	16
(2) 環境に関する基本的な計画 .....	17
<b>II 環境局の事業について.....</b>	<b>19</b>
1 ゼロエミッションの実現 .....	19
(1) 気候変動対策 .....	19
(2) ゼロエミッションビルディングの拡大等 .....	21
(3) 環境都市づくりの推進 .....	23
(4) 再生可能エネルギーの導入拡大 .....	25
(5) ゼロエミッションビークル（ZEV）の普及促進 .....	28

(6) 自動車の環境負荷低減対策 .....	29
(7) 持続可能な資源利用の実現 .....	31
(8) フロン排出ゼロに向けた取組 .....	33
(9) 都自らの率先行動 .....	34
2 自然と共生する豊かな社会の実現 .....	35
(1) 保全と再生 .....	35
(2) 自然とのふれあい .....	39
(3) 野生動植物対策 .....	40
(4) 水環境の保全 .....	41
3 より良質な都市環境の実現 .....	43
(1) 大気環境の保全 .....	43
(2) 地下水環境の保全 .....	44
(3) 土壤汚染対策 .....	44
(4) 騒音・振動・悪臭対策 .....	46
(5) 化学物質対策 .....	47
(6) 産業保安対策 .....	47
(7) 公害防止管理者 .....	48
(8) 一般廃棄物対策 .....	48
(9) 産業廃棄物対策 .....	49
(10) 廃棄物の最終処分 .....	51
<b>III 公益財団法人東京都環境公社について.....</b>	<b>52</b>
1 環境公社の概要 .....	52
2 環境公社の事業 .....	53
(1) 公益目的事業 .....	53
(2) 収益事業 .....	59
3 環境公社の財務状況 .....	60
<b>第3 監査の結果.....</b>	<b>62</b>
<b>I 環境局全体について.....</b>	<b>62</b>
(1) E BPM .....	62
(2) 東京都環境白書／ゼロエミッショントリニティ白書 .....	66
(3) 東京都環境審議会 .....	68
(4) 出捐金 .....	70
(5) 環境に関する研究 .....	80
<b>II ゼロエミッショントリニティの実現について.....</b>	<b>83</b>
1 ゼロエミッショントリニティ戦略 .....	83
(1) ゼロエミッショントリニティ戦略 .....	83

2 極端な天候による災害対応事業	104
(1) 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業及び東京ゼロエミ住宅普及促進事業における審査体制	104
(2) 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の事前申込	112
(3) 不正事案への対応	114
(4) 不正事案の公表と対応記録の整理	119
(5) 家庭のゼロエミッション行動推進事業の省エネ効果	121
(6) 家庭のゼロエミッション行動推進事業の運営	124
(7) 次世代タクシーの導入促進事業及び電気自動車等の普及促進事業 (個人向け)	127
(8) 環境公社が実施する助成事業の事務費補助	132
3 自動車の環境負荷低減対策	135
(1) 東京都環境保全資金融資あっせん制度	135
4 持続可能な資源利用の実現	138
(1) 食品ロス削減	138
(2) 小売ロス削減総合対策	140
(3) 使い捨てプラスチックの削減・循環的利用の高度化	142
5 フロン排出ゼロに向けた取組	145
(1) フロン排出抑制法に基づく立入検査	145
(2) フロン類充填回収量報告書	146
(3) 自動車リサイクル法に基づく立入検査	147
6 東京都気候変動適応計画	149
(1) 東京都気候変動適応計画	149
<b>III 自然と共生する豊かな社会の実現について</b>	<b>152</b>
1 生物多様性地域戦略	152
(1) 生物多様性地域戦略	152
2 保全と再生	154
(1) 屋上等の緑化	154
(2) 生態系に配慮した緑化評価ツール（試行版）	155
(3) 保全地域	157
(4) ECO-TOP プログラム	162
(5) 保全地域等での自然体験活動	164
(6) 高尾の森自然学校	165
3 自然とのふれあい	168
(1) 自然保護の担い手	168

（2）自然公園内に所在する施設の指定管理者制度 .....	171
（3）自然公園内に所在する大規模施設の長期的な更新計画 .....	172
（4）公有財産の管理 .....	174
4 野生動植物対策 .....	176
（1）野生動植物対策におけるDXの活用 .....	176
<b>IV より良質な都市環境の実現について.....</b>	<b>179</b>
（1）VOC対策への取組 .....	179
（2）土壤汚染対策 .....	183
（3）自動車騒音・振動対策 .....	185
（4）ダイオキシン類対策特別措置法による立入検査 .....	187
（5）一般廃棄物処理施設に対する立入検査 .....	190
（6）産業廃棄物対策 .....	191
（7）浄化槽保守点検業者への立入検査 .....	193
（8）水質汚濁防止法による立入検査 .....	195
<b>V 公益財団法人東京都環境公社の経営管理について.....</b>	<b>198</b>
1 環境公社の中長期計画 .....	198
（1）東京都環境公社 2030 ビジョン及び同アクションプラン .....	198
2 環境公社の事務執行 .....	202
（1）リスク管理とガバナンス体制 .....	202
（2）固定資産管理 .....	203
（3）都の保全物品（貸与物品）の管理 .....	206
（4）競争見積契約 .....	208
（5）委託契約の形式 .....	209
（6）共通経費の配賦 .....	210
（7）棚卸資産 .....	211
3 環境公社の自主事業 .....	213
（1）東京スイソミルの運営 .....	213
（2）浄化槽設置後の水質検査事業 .....	217
4 東京都環境科学研究所の事業 .....	219
（1）調査研究費 .....	219
（2）発信・広報活動 .....	222

# **環境局の事業に関する事務の執行及び公益財 団法人東京都環境公社の経営管理について**



## **第1 包括外部監査の概要**

### **1 外部監査の種類**

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### **2 選定した特定の事件（監査テーマ）**

環境局の事業に関する事務の執行及び公益財団法人東京都環境公社の経営管理について

### **3 監査対象年度**

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

### **4 監査対象局等**

環境局

公益財団法人東京都環境公社

### **5 外部監査の実施期間**

令和7年6月26日から令和8年2月10日まで

### **6 包括外部監査人及び補助者**

#### **(1) 包括外部監査人**

公認会計士 山下 康彦

#### **(2) 補助者**

公認会計士 浜田 陽介	公認会計士 平野 清秀
公認会計士 高橋 宏延	公認会計士 太田 雅紀
公認会計士 三枝 和臣	公認会計士 内藤 吉健
公認会計士 吉田 峻介	公認会計士 伊達 尚人
公認会計士 亀井 誠人	公認会計士 菅田 裕之
公認会計士 横溝 知主	公認会計士 若林 慎子
公認会計士 木子 裕美	その他の高橋 瑠美

### **7 特定の事件を選定した理由**

東京都は、「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」を目指し、令和7年3月に「2050 東京戦略」を策定した。これは、2050年代に目指す東京の姿を実現するために、2035年に向けた政策をまとめたものである。「2050

「東京戦略」は、都政を取り巻く情勢の変化として「気候危機の深刻化」を挙げ、その個別の戦略として「ゼロエミッション」や「緑と水」を掲げるなど、環境に関連した課題への対策を重視している。これらは、都民一人ひとりが幸せを実感できる成熟した都市として重要な戦略であるが、東京都が打ち出す施策の効果は、単に都内だけに施策の効果がとどまらず、あらゆる分野で我が国や世界の諸都市にも波及するものである。人口や企業が集積する東京都の環境施策は、施策に関連する民間の市場を育成し、全国への展開にもつながるだけでなく、世界の成長をけん引するポテンシャルと影響力を持つという視点を持って実施されることが重要である。

東京都の環境施策は、平成17年3月の環境確保条例改正以降、積極的な展開を見せており、令和4年9月に策定した東京都環境基本計画において、2030年までに2000年比でのカーボンハーフを達成する野心的な目標を掲げるなど、一層加速している。こうした中、ゼロエミッションの実現への諸施策は、再生可能エネルギーの導入拡大やサーキュラー・エコノミーの推進、食品ロス削減への取組など非常に多種多様である。事業のメニュー・規模とも増加しており、令和6年度の環境局全体の予算（環境費）は、わずか5年前の令和元年度417億円に比べて約4倍の1,758億円となっているが、このうち1,379億円はゼロエミッションの実現にかかる予算である。また、予算規模は小さくとも、多様な自然を有する東京都において、自然と共生する豊かな社会の実現、良質な都市環境の実現は、ゼロエミッションとも通底する都民の生活環境にとって重要なことである。

環境局の事業は、直近で包括外部監査の対象となった平成29年度から8年が経過している。この間、環境を取り巻く状況は、気候危機の深刻化だけでなく、コロナ禍を経た生活スタイルの変化もある。内容の進化や規模の増大が著しい重要施策・事業だけに、改めて課題を整理する時期に差し掛かっていると思われる。

については、環境局の事業について、事務が関係法令に則り、経済性・有効性・効率性を十分に考慮しつつ執行されているかなどについて検討することは非常に意義のあることと考え、環境局の事業を令和7年度の包括外部監査対象事件に選定した。

また、環境局の政策連携団体である公益財団法人東京都環境公社は、局から補助金等を受けるほか、局の多様な施策に関連して事業を受託するなど、局と一体となって幅広く事業を実施していることから、監査対象とすることが適当と考えた。

## 8 外部監査の方法

### (1) 基本的な視点

環境局の事業に関する事務の執行及び公益財団法人東京都環境公社の経営管理について、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨を達成するために、法規等準拠性（合規性）の観点に加え、いわゆる3E（経済性、効率性及び有効性）の観点により監査を実施する。

法規等準拠性は、環境局及び公益財団法人東京都環境公社が実施する各種事務・事業の手続が、各種規則や要綱等に沿って適切に行われているかという視点である。例えば、出捐金、補助金等の事務や財産管理を法規等に準拠して実施しているかという視点である。法規等に準拠していない不適正な処理がなされている場合には、環境局及び公益財団法人東京都環境公社に改善策を提案する。

経済性、効率性とは、事務・事業の遂行に当たり、成果に対して最少の経費、労力で事業が執行されているかという視点となる。環境局の各事業について、一定のコストでより大きな成果を上げているか、又は一定の成果に対してより少ないコストで達成しているかについて検討することとする。

有効性とは、事務・事業の成果が十分に発現されているかという視点となる。環境局が行っている事業の中には、例えば、エネルギーの脱炭素化や持続可能な資源利用のように、成果そのものに、より焦点を当てるべきものもある。環境局及び公益財団法人東京都環境公社が、これら事業の成果実績を適切に評価し、その結果を将来の事業にフィードバックしているかといったP D C Aサイクルの観点も重要なとなる。

### (2) 主な監査手続

#### ア ヒアリング

- (ア) 各種事業の内容等について、環境局の各担当者に対して、事業運営全般の状況、出捐金の管理状況、業務内容等について、ヒアリングによって確認する。
  - (イ) 公益財団法人東京都環境公社の各担当者に対して、経営管理の状況、事業の管理等について、ヒアリングによって確認する。
  - (ウ) 環境局及び公益財団法人東京都環境公社の担当者に対して、環境局と公益財団法人東京都環境公社との関係について確認するとともに、環境局の公益財団法人東京都環境公社に対するモニタリングの状況等について、ヒアリングによって確認する。

#### イ 資料・文書の閲覧及び分析

アのヒアリングに関連する各種資料を閲覧する。

## **ウ 現場の視察、資産管理状況の確認**

### **(ア) 多摩環境事務所の視察**

多摩環境事務所を訪問し、各事業の概要、実施状況及び課題などを把握した。また、財産管理事務の実施状況を把握し、現物確認を実施した。さらに、支出、契約などの各種事務の執行状況について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

### **(イ) 東京都立小峰公園及び小峰ビジターセンターの視察**

東京都立小峰公園及び小峰ビジターセンターを訪問し、施設の概要や課題などを把握した。その上で、当該施設を視察するとともに、財産管理事務の実施状況を把握し、現物確認を実施した。また、指定管理のモニタリング状況等について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

### **(ウ) 東京都あきる野市養沢地内の森林再生事業の現場の視察**

東京都あきる野市養沢地内の森林再生事業の現場を訪問し、実施事業の概要や課題などを把握した。その上で、当該事業実施場所を視察し、現地確認を実施した。

### **(エ) 公益財団法人東京都環境公社の視察**

公益財団法人東京都環境公社は、複数の拠点に配置されているため、本社、東京都地球温暖化防止活動推進センター、東京サーキュラーエコノミー推進センター、東京都生物多様性推進センター及び東京都環境科学研究所を訪問し、各事業の概要、実施状況及び課題等を把握した。

また、必要に応じて施設を視察するとともに、財産管理事務の実施状況を把握し、現物確認を実施した。さらに、支出、契約、補助金などの各種事務の執行状況について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

## **エ 監査意見の取りまとめ**

アからウまでの監査手続を実施することにより、経済性、効率性、有効性、さらには合規性の観点から、監査意見を取りまとめる。

なお、本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」とに分けて記載している。指摘は、法規の誤った適用や違反等に該当すると考えられるため、適正性や妥当性などの観点から早期に是正すべきと認められる事項である。

また、意見は、事務事業の執行に関して、誤りではないが、地方自治法第2条第14項及び第15項に定められている経済性や効率性、有効性などの観点から、検討が必要と認められる事項である。つまり、住民の福祉の増進に寄与している

かといった視点、最少の経費で最大の効果を上げる努力をしているかといった視点、組織及び運営の合理化・適正化がなされているかといった視点及び規模の適正化を図っているかといった視点に関連して、改善が望まれる事項などに該当するものである。

#### **オ 報告書の作成**

本報告書では、監査の結果の冒頭に環境局全体について意見を記載している。主に、EBPM、東京都環境白書、出捐金などに対する意見である。

その後、各事業に対する指摘・意見を記載している。まず、ゼロエミッションの実現に関する事業では、主にゼロエミッション東京戦略、補助・助成事業について取り上げている。次に、自然と共生する豊かな社会の実現に関する事業では、主に生物多様性地域戦略、保全と再生、自然公園について取り上げている。次に、より良質な都市環境の実現に関する事業では、主に各種対策に係る取組、立入検査について取り上げている。

最後に、公益財団法人東京都環境公社の経営管理について、主に公社の中長期計画、事務執行、自主事業について取り上げている。

なお、これ以降の本文中における公益財団法人東京都環境公社の名称記載については、表題を除き、「環境公社」と表記する。

#### **9 指摘・意見の件数**

テーマ	指摘	意見	合計
環境局の事業に関する事務の執行及び公益財団法人東京都環境公社の経営管理について	6	68	74

#### **10 利害関係**

監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定に定める利害関係はない。

## 第2 監査対象の事業内容

### I 環境局の概要について

#### 1 組織

環境局の組織及び職員配置は、以下のとおりである。

表A－1－1 職員配置（令和7年7月1日現在）

	現 員			再任用 (内数)
		管理職	一般職員	
<b>総務部</b>	<b>89</b>	<b>17</b>	<b>72</b>	<b>2</b>
総務課	32	7	25	1
環境政策課	43	9	34	1
経理課	14	1	13	
<b>気候変動対策部</b>	<b>143</b>	<b>24</b>	<b>119</b>	
計画課	61	13	48	
総量削減課	22	3	19	
地域エネルギー課	11	1	10	
環境都市づくり課	31	5	26	
家庭エネルギー対策課	18	2	16	
<b>環境改善部</b>	<b>85</b>	<b>9</b>	<b>76</b>	<b>5</b>
計画課	13	4	9	
大気保全課	16	1	15	2
化学物質対策課	21	2	19	1
環境保安課	20	1	19	1
自動車環境課	15	1	14	1
<b>自然環境部</b>	<b>67</b>	<b>9</b>	<b>58</b>	<b>1</b>
計画課	27	6	21	
緑環境課	24	2	22	1
水環境課	16	1	15	
<b>資源循環推進部</b>	<b>114</b>	<b>15</b>	<b>99</b>	<b>3</b>
計画課	29	8	21	1
一般廃棄物対策課	20	2	18	
産業廃棄物対策課	34	3	31	1
廃棄物埋立管理事務所	31	2	29	1
<b>多摩環境事務所</b>	<b>78</b>	<b>5</b>	<b>73</b>	<b>4</b>
管理課	15	2	13	1
環境改善課	24	1	23	2
自然環境課	25	1	24	
廃棄物対策課	14	1	13	1
<b>局 合 計</b>	<b>576</b>	<b>79</b>	<b>497</b>	<b>15</b>

(注) 現員には、休職中の職員、派遣職員及び併任職員を含まない。

令和7年版環境局事業概要より監査人作成

## 2 分掌事務

環境局の分掌事務は、以下のとおりである。

表A－1－2 分掌事務（令和7年7月1日現在）

総務部	
総務課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 局の組織及び定数に関すること。</li><li>2 局所属職員の人事及び給与に関すること。</li><li>3 局所属職員の福利厚生に関すること。</li><li>4 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。</li><li>5 局の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。</li><li>6 局事務事業の管理改善に関すること。</li><li>7 東京都職員研修規則第四条の規定に基づく研修の実施に関すること。</li><li>8 区市町村が実施する環境保全に係る研修への支援に関すること。</li><li>9 環境事務所に関すること。</li><li>10 局事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関するこ<sup>(デジタルトランスフォーメーション推進に関するものを除く。)</sup>と。</li><li>11 東京都環境保全推進委員会に関すること。</li><li>12 局の情報公開に係る連絡調整等に関すること。</li><li>13 局の個人情報保護に係る連絡調整等に関すること。</li><li>14 公害に係る紛争の処理に関すること。</li><li>15 東京都公害審査会に関すること。</li><li>16 局事務事業の広報及び広聴に関すること。</li><li>17 局内他の部及び課に属しないこと。</li></ol>
環境政策課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 環境保全に係る施策の総合的な企画、調査、調整及び推進に関するこ<sup>と。</sup></li><li>2 局事務事業のデジタルトランスフォーメーション推進に関するこ<sup>と。</sup></li><li>3 環境保全に係る総合的な計画の策定及び調整に関するこ<sup>と。</sup></li><li>4 環境保全関係予算の調整及び総括に関するこ<sup>と。</sup></li><li>5 環境保全に係る都民等との連携推進に関するこ<sup>と。</sup></li><li>6 局事務事業の事務事業評価の実施に関するこ<sup>と。</sup></li><li>7 東京都環境審議会に関するこ<sup>と。</sup></li><li>8 環境学習の推進に関するこ<sup>と。</sup></li><li>9 環境保全に係る施策に関する国際協力及びその調整に関するこ<sup>(他の部に属するものを除く。)</sup>と。</li><li>10 局事務事業に係る国、道府県、区市町村その他関係機関との総合的な連絡調整に関するこ<sup>と。</sup></li><li>11 東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施に関するこ<sup>と。</sup></li><li>12 東京都環境影響評価審議会に関するこ<sup>と。</sup></li><li>13 環境影響評価に係る技術的事項に関するこ<sup>と。</sup></li></ol>
経理課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 局の予算、決算及び会計に関するこ<sup>と。</sup></li><li>2 局事務事業の進行管理に関するこ<sup>と。</sup></li><li>3 局の契約に関するこ<sup>と。</sup></li><li>4 局の財産及び物品の管理に関するこ<sup>(他の部に属するものを除く。)</sup>と。</li></ol>

## 気候変動対策部

計画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市と地球の持続可能性の確保に係る総合的な企画、調査及び調整に關すること（他の部に属するものを除く。）。</li> <li>2 スマートエネルギー都市の実現及び省エネルギーの推進に係る総合的な企画、調査及び調整に關すること。</li> <li>3 地球温暖化対策の推進に係る企画、調査及び調整に關すること。</li> <li>4 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づくエネルギー供給事業における環境への負荷の低減に關すること。</li> <li>5 部内他の課に属しないこと。</li> </ol>
総量削減課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減に關すること。</li> <li>2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく中小規模事業所における地球温暖化対策の推進に關すること。</li> </ol>
地域エネルギー課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域エネルギーの推進に係る企画、調査及び調整に關すること。</li> <li>2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく地域におけるエネルギーの有効利用に關すること。</li> </ol>
環境都市づくり課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境都市づくりに係る企画、調査及び調整に關すること。</li> <li>2 ヒートアイランド対策の推進に係る企画、調査及び調整に關すること。</li> <li>3 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく建築物に係る環境配慮の措置に關すること。</li> </ol>
家庭エネルギー対策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭における省エネルギー、再生可能エネルギー等の対策に係る企画、調査及び調整に關すること。</li> <li>2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減に關すること。</li> </ol>
環境改善部	
計画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大気汚染防止対策、悪臭防止対策、騒音防止対策、振動防止対策及び土壤汚染防止対策等の総合的な企画、調査及び調整に關すること。</li> <li>2 公害防止管理者に關すること。</li> <li>3 環境保全に係る助成に關すること（他の部に属するものを除く。）。</li> <li>4 部内他の課に属しないこと。</li> </ol>
大気保全課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の発生源規制に係る企画、調査及び調整に關すること（部内他の課に属するものを除く。）。</li> <li>2 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止に係る規制基準等の策定に關すること（部内他の課に属するものを除く。）。</li> <li>3 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の発生源に対する規制及び指導に關すること（部内他の課に属するものを除く。）。</li> <li>4 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止に係る技術的指導に關すること（部内他の課に属するものを除く。）。</li> <li>5 大気汚染状況の監視測定に係る企画、調査及び調整に關すること。</li> <li>6 大気汚染状況の常時監視に關すること（部内他の課に属するものを除く。）。</li> </ol>

	<p>7 大気汚染に係る緊急時の措置に関すること。</p> <p>8 大気汚染に係る監視測定施設に関すること。</p>
化学物質対策課	<p>1 化学物質対策の総合的な企画、調査及び調整に関すること。</p> <p>2 化学物質の環境への排出量の把握等及び環境への影響の評価に関するこ と。</p> <p>3 化学物質の管理の改善及び排出抑制に係る指導に関すること。</p> <p>4 化学物質に係る知識の普及に関すること。</p> <p>5 土壤汚染対策及び地下水の汚染対策に係る企画、調査及び調整に関するこ と。</p> <p>6 土壤汚染及び地下水の汚染に係る規制及び指導に関すること(他の部に属 するものを除く。)。</p> <p>7 土壤汚染対策及び地下水の汚染対策に係る技術的指導に関すること。</p> <p>8 地下水の水質汚濁状況及び土壤汚染状況の監視測定に係る企画、調査及び 調整に関すること。</p> <p>9 地下水の水質汚濁状況、土壤汚染状況及び有害大気汚染物質による大気汚 染状況の常時監視に関すること。</p>
環境保安課	<p>1 高圧ガス等による災害防止対策の企画、調査及び調整に関すること。</p> <p>2 高圧ガス等による災害防止に係る指導に関すること。</p> <p>3 高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関す る法律の施行に関すること。</p> <p>4 ガス事業法に基づくガス用品販売事業者の取締り及び指導に関すること。</p> <p>5 火薬等による災害の防止対策の企画、調査及び調整に関すること。</p> <p>6 火薬等による災害の防止に係る指導に関すること。</p> <p>7 火薬類取締法、武器等製造法、電気用品安全法、電気工事士法及び電気工 事業の業務の適正化に関する法律の施行に関すること。</p> <p>8 フロン対策に関すること(他の部課に属するものを除く。)。</p>
自動車環境課	<p>1 自動車環境対策に係る総合的な企画、調査及び調整並びに普及啓発に関す ること。</p> <p>2 自動車排出ガスの低減対策に関すること。</p> <p>3 自動車に起因する地球温暖化の対策に関すること(他の局及び部に属する ものを除く。)。</p> <p>4 局地汚染対策及び自動車騒音振動対策に関すること。</p> <p>5 地域特性に応じた環境交通施策の企画、調整及び推進に関すること。</p> <p>6 自動車排出ガス対策に係る指導、取締り及び行政処分並びに自動車に起因 する地球温暖化の対策に係る指導及び助言に関すること。</p> <p>7 自動車排出ガス対策及び自動車に起因する地球温暖化の対策に係る支援 に関すること(他の局及び部に属するものを除く。)。</p>
自然環境部	
計画課	<p>1 自然の保護と回復に関する施策の方針の作成に関すること。</p> <p>2 自然の保護と回復に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関するこ と。</p> <p>3 自然の保護と回復に関する知識の普及及び区市町村との連絡調整に関す ること。</p>

	<p>ること。</p> <p>4 東京都自然環境保全審議会に関すること。</p> <p>5 野生動植物の保護に関する施策の企画、調査及び推進に関すること。</p> <p>6 鳥獣保護管理及び狩猟に関すること。</p> <p>7 花と緑の東京募金に関する企画、調整及び推進に関すること。</p> <p>8 校庭の芝生化の推進に関すること（他の局に属するものを除く。）。</p> <p>9 部内他の課に属しないこと。</p>
緑環境課	<p>1 緑地保全制度に係る企画及び調整に関すること。</p> <p>2 保全地域の指定及び保全計画の策定に関すること。</p> <p>3 保全地域内における行為の規制及び保全事業の執行に関すること。</p> <p>4 東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく開発の規制に関すること。</p> <p>5 森林法に基づく林地開発の許可に関すること。</p> <p>6 森林病害虫の防除その他森林保護に関すること。</p> <p>7 多摩の森林再生事業に関すること。</p> <p>8 東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく市街地等の緑化に関すること。</p> <p>9 自然公園事業及び近郊緑地事業の総合的な計画及び計画調整に関するこ</p> <p>と。</p> <p>10 自然公園事業及び近郊緑地事業に係る連絡及び調整に関すること。</p> <p>11 自然公園及び近郊緑地の区域内における行為の規制に関すること。</p> <p>12 自然公園事業及び近郊緑地事業の実施に関すること。</p>
水環境課	<p>1 水循環及び水辺環境に係る施策の総合的な企画、調査及び調整に関するこ</p> <p>と。</p> <p>2 水質汚濁防止対策及び地盤沈下対策の総合的な企画、調査及び調整に関するこ</p> <p>と。</p> <p>3 水質汚濁及び地下水揚水に係る規制基準等の策定に関するこ</p> <p>と。</p> <p>4 水質汚濁の発生源規制及び地下水揚水規制に係る企画、調査及び調整に関するこ</p> <p>と。</p> <p>5 水質汚濁及び地盤沈下の防止に係る技術的指導に関するこ</p> <p>と。</p> <p>6 水質汚濁の発生源及び地下水揚水事業場に対する規制及び指導に関するこ</p> <p>と。</p> <p>7 地下水保全に係る計画の策定及び推進に関するこ</p> <p>と。</p> <p>8 公共用水域の水質汚濁状況の監視測定に係る企画、調査及び調整に関するこ</p> <p>と。</p> <p>9 公共用水域の水質汚濁状況の常時監視に関するこ</p> <p>と。</p> <p>10 公共用水域の水質汚濁に係る緊急時の措置に関するこ</p> <p>と。</p> <p>11 温泉法に基づく土地の掘削の許可及び増掘又は動力の装置の許可に関するこ</p> <p>と。</p>
資源循環推進部	
計画課	<p>1 資源循環施策及び廃棄物対策に係る総合的な企画、調査及び調整に関するこ</p> <p>と。</p>

	<p>2 資源循環施策及び廃棄物対策に係る事業者その他関係団体との調整及び支援に関すること。</p> <p>3 廃棄物処理計画に関すること。</p> <p>4 東京都廃棄物審議会に関すること。</p> <p>5 清掃事業に係る特別区、東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会との連絡調整に関すること。</p> <p>6 清掃事業に係る財産及び物品の管理に関すること。</p> <p>7 部内他の課に属しないこと。</p>
一般廃棄物 対策課	<p>1 廃棄物処理施設整備事業（区市町村廃棄物処理施設整備事業を含む。）に係る循環型社会形成推進交付金に関すること。</p> <p>2 区市町村廃棄物処理施設の技術的及び財政的援助に関すること。</p> <p>3 分別収集促進計画に関すること。</p> <p>4 一般廃棄物処理施設の届出及び許可並びに指導に関すること。</p> <p>5 廃棄物再生事業者の登録に関すること。</p> <p>6 凈化槽の届出及び指導並びに浄化槽保守点検業者の登録及び指導に関すること。</p> <p>7 浄化槽に係る水質検査業務を行うものの指定に関すること。</p> <p>8 廃棄物の最終処分に関すること。</p> <p>9 埋立処分場の施設整備計画及び維持施設等の運営計画に関すること。</p> <p>10 廃棄物埋立管理事務所に関すること。</p>
産業廃棄物 対策課	<p>1 産業廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。</p> <p>2 産業廃棄物処理施設の許可及び指導に関すること。</p> <p>3 産業廃棄物の排出者への指導に関すること。</p> <p>4 産業廃棄物の搬入承認に関すること。</p> <p>5 P C B 廃棄物の処理対策の推進に関すること。</p> <p>6 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可、登録及び指導に関すること。</p>
東京都 廃棄物埋立 管理事務所	<p>1 最終処分場の管理及び運営に関すること。</p> <p>2 最終処分場維持施設の管理、運営並びに建設及び補修工事に関すること。</p> <p>3 ガス発電に関すること。</p> <p>4 埋立処理作業等に係る管理及び調整に関すること。</p> <p>5 東京都廃棄物条例第二十一条第一項に規定する手数料の徴収に関するこ と。</p>

東京都多摩環境事務所	
管 理 課	<p>1 所所属職員の人事及び給与に関すること。</p> <p>2 所の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。</p> <p>3 所の予算、決算及び会計に関すること。</p> <p>4 公害に係る相談及び広報連絡に関すること。</p> <p>5 公害防止関係事務に係る市町村及びその他関係機関との連絡調整に関すること。</p>

	<p>ること。</p> <p>6 高圧ガス、火薬等による災害防止に係る調査及び指導に関すること。</p> <p>7 高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関すること。</p> <p>8 ガス事業法に基づくガス用品販売事業者の取締り及び指導に関すること。</p> <p>9 火薬類取締法、武器等製造法及び電気用品安全法の施行に関すること。</p> <p>10 所内他の課に属しないこと。</p>
環境改善課	<p>1 大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音及び振動の発生源に対する規制及び指導に関すること。</p> <p>2 大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動及び地盤沈下の防止に係る市町村への技術的援助に関すること。</p> <p>3 土壤汚染対策及び地下水の汚染対策に係る技術的指導に関すること。</p> <p>4 地下水の揚水に係る規制及び指導に関すること。</p> <p>5 大気汚染状況、公共用水域及び地下水の水質汚濁状況並びに土壤汚染状況の監視測定に関すること。</p> <p>6 大気汚染及び公共用水域の水質汚濁に係る緊急時の措置に関すること。</p> <p>7 大気汚染に係る監視測定施設の保守管理に関すること。</p> <p>8 大気汚染、悪臭、水質汚濁及び土壤汚染に係る試料の検査及び分析に関すること。</p> <p>9 有害化学物質の管理の改善及び排出抑制に係る指導に関すること。</p>
自然環境課	<p>1 自然の保護と回復に関する事務に係る市町村との連絡調整に関すること。</p> <p>2 民間施設等の緑化の指導に関すること。</p> <p>3 保全地域内における行為の規制及び保全事業の執行に関すること。</p> <p>4 鳥獣保護管理及び狩猟に関すること。</p> <p>5 自然公園及び近郊緑地の区域内における行為の規制に関すること。</p> <p>6 自然公園事業及び近郊緑地事業の実施に関すること。</p> <p>7 東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく開発の規制に関すること。</p> <p>8 森林法に基づく林地開発の許可に関すること。</p> <p>9 森林病害虫の防除その他森林保護及び森林の保全に関すること。</p>
廃棄物対策課	<p>1 一般廃棄物処理施設の届出及び許可並びに指導に関すること。</p> <p>2 廃棄物再生事業者の登録に関すること。</p> <p>3 凈化槽の届出及び指導に関すること。</p> <p>4 凈化槽保守点検業者の登録及び指導に関すること。</p> <p>5 産業廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。</p> <p>6 産業廃棄物処理施設の許可及び指導に関すること。</p> <p>7 産業廃棄物の排出者への指導に関すること。</p> <p>8 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可、登録及び指導に関すること。</p>

令和7年版環境局事業概要より監査人作成

### 3 予算・決算

#### (1) 予算

環境局の過去3年間の当初予算の推移は、以下のとおりである。

令和6年度の当初予算は、歳出が175,783百万円であり、その内訳は、環境管理費が6,410百万円、環境保全費が156,215百万円、廃棄物費が13,158百万円である。令和5年度当初予算と比較すると、20,922百万円増、増減率は13.5%である。

表A-1-3 環境局の予算推移（過去3年間）

（単位：百万円）

歳出予算	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減	増減率
環境管理費	3,737	3,694	6,410	2,715	73.5%
環境保全費	68,912	141,022	156,215	15,193	10.8%
廃棄物費	8,300	10,144	13,158	3,013	29.7%
環境費合計	80,949	154,861	175,783	20,922	13.5%

令和7年版環境局事業概要より監査人作成

#### (2) 決算

環境局の過去3年間の決算の推移は、以下のとおりである。

令和6年度の歳出決算は、予算現額182,607百万円に対し、支出済額が163,882百万円で執行率は89.7%、不用額は15,078百万円であった。

表A-1-4 環境局の決算推移（過去3年間）

（単位：百万円）

環境費	当初予算	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率
令和4年度	80,949	310,715	302,996	140,076	7,578	97.5%
令和5年度	154,861	259,262	246,298	2,319	10,643	95.0%
令和6年度	175,783	182,607	163,882	3,645	15,078	89.7%

令和7年版環境局事業概要より監査人作成

## **4 環境に関する主要な条例及び事業計画等**

### **(1) 環境に関する主要な条例**

#### **ア 東京都環境基本条例**

環境の保全について、基本理念を定め、都、特別区及び市町村、事業者並びに都民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的として制定されている。

#### **イ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）**

環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的として制定されている。

#### **ウ 東京都廃棄物条例**

廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、都民の健康で快適な生活を確保することを目的として制定されている。

#### **エ 東京における自然の保護と回復に関する条例（自然保護条例）**

市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的として制定されている。

#### **オ 東京都自然公園条例**

都立自然公園の指定、保護、利用等及び都が設置する自然公園施設の管理等に關し必要な事項を定めることにより、都内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって都民の保健、休養及び福祉の向上に資することを目的として制定されている。

#### **カ 東京都環境影響評価条例**

環境影響評価及び事後調査の手続に關し必要な事項を定めることにより、計画の策定及び事業の実施に際し、公害の防止、自然環境及び歴史的環境の保全、

景観の保持等について適正な配慮がなされることを期し、もって都民の健康で快適な生活の確保に資することを目的として制定されている。

## （2）環境に関する基本的な計画

### ア 東京都環境基本計画等

#### （ア）ゼロエミッション東京戦略

都は令和元年5月、世界の大都市の責務として、世界の平均気温上昇をよりリスクの低いプラス1.5℃に抑えることを追求し、2050年に、CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを表明した。そして同年12月、そのビジョンと具体的な取組、ロードマップを6分野14政策に体系化してまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定した。

令和3年3月、2050年CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けて、2030年までの今後の10年間の行動が極めて重要であるとの認識の下、気候危機への行動を更に加速するため、都は、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定した。

令和4年2月には、東京都環境審議会での議論を踏まえ、都のカーボンハーフに向けた道筋を具体化し、各部門で直ちに加速・強化する主な取組を提示するため、「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速－Fast forward to “Carbon Half”－」を策定した。

さらに、令和7年3月、気候危機の深刻化や社会情勢等の大きな変化の中、取組を一層加速するため、2030年カーボンハーフとその先の未来を見据え、「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定した。

#### （イ）東京都環境基本計画

都は、東京都環境基本条例第9条の規定に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都環境基本計画を定めている。

都は、令和4年9月、新たな環境基本計画を策定した。当該計画は、3+1の「戦略」として「戦略0 危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現」、「戦略1 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現」、「戦略2 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現」、「戦略3 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現」を掲げ、2050年のあるべき姿の実現に向け、2030年までの行動が極めて重要な認識の下、目標を設定し、施策の方向性を示している。

また、都では、東京都環境基本条例第8条の規定に基づき、東京の環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、東京都環境白書を定期的に作成し、公表している。

## **イ 2050東京戦略**

都は令和7年3月、2050年代に目指す東京の姿「ビジョン」を実現するため、2035年に向けて取り組む政策を取りまとめた、都政の新たな羅針盤「2050 東京戦略」を策定した。当該戦略には2035年に向けた28の戦略と296の政策目標が掲げられており、環境局の取組は「緑と水」や「ゼロエミッション」等に位置付けられている。

## **ウ 東京都気候変動適応計画**

都は、令和3年3月に気候変動適応法に基づく「東京都気候変動適応計画」を策定し、併せて今後3年間の取組予定を「東京都気候変動適応計画アクションプラン」として示した。また、令和5年12月の「TOKYO強靭化プロジェクトupgrade I」公表、令和5年4月の改正気候変動適応法成立等を踏まえ、令和6年3月に「東京都気候変動適応計画」を改定し、併せて「東京都気候変動適応計画アクションプラン」を示した。令和7年3月には、新たな取組を盛り込んだ「東京都気候変動適応計画アクションプラン 2025」を策定した。

## II 環境局の事業について

環境局は、ゼロエミッションの実現、自然と共生する豊かな社会の実現、より良質な都市環境の実現を目指して事業を実施している。

### 1 ゼロエミッションの実現

#### (1) 気候変動対策

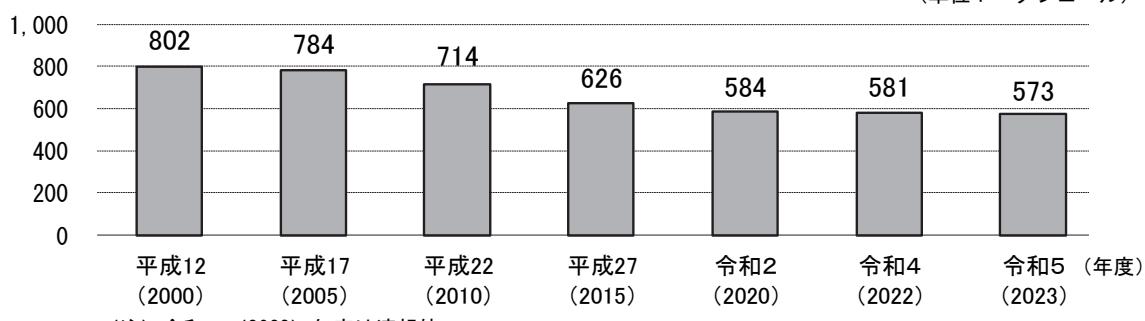
##### ア 都内のエネルギー消費及び温室効果ガス排出量の推移

令和5（2023）年度の都内のエネルギー消費は573ペタジュール（速報値）であり、平成12（2000）年度の802ペタジュールと比較して約29%の減少となっている。都内のエネルギー消費の推移は、平成12（2000）年度頃にピークアウトしている。

令和5（2023）年度の温室効果ガス排出量は、CO<sub>2</sub>換算で約5,621万t（速報値）となり、平成12（2000）年度と比較して約9.9%の減少となっている。温室効果ガス排出量のうち、電気の使用に起因するCO<sub>2</sub>排出量は、電気1kWh当たりのCO<sub>2</sub>排出量を示す数値である電力のCO<sub>2</sub>排出係数を用いて計算されており、当該係数は、発電のために消費した石炭等化石燃料の割合により変化する値である。

図A-2-1 東京都におけるエネルギー消費の推移

（単位：ペタジュール）

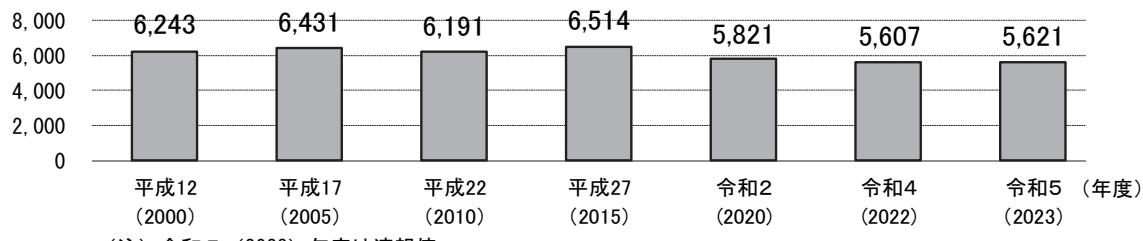


（注）令和5（2023）年度は速報値

令和7年版環境局事業概要より監査人作成

図A-2-2 東京都における温室効果ガス排出量の推移

（単位：万トン－CO<sub>2</sub>換算）



（注）令和5（2023）年度は速報値

令和7年版環境局事業概要より監査人作成

## イ 東京都の取組

### (ア) 気候変動対策の積極的展開

平成 17 年 3 月 31 日に、都は環境確保条例を改正し、地球温暖化対策計画書制度及び建築物環境計画書制度の強化、省エネラベリング制度やエネルギー環境計画書制度の創設などを行った。

平成 18 年 12 月には「10 年後の東京～東京が変わる～」において、世界で最も環境負荷の少ない都市を実現するため、令和 2 (2020) 年までに平成 12 (2000) 年比 25% の CO<sub>2</sub> 排出削減を目標に掲げた。

平成 19 年 6 月に策定した「東京都気候変動対策方針」では、目標達成に向けた代表的な施策を明らかにし、取組を進めてきた。

平成 20 年 7 月には、大規模な CO<sub>2</sub> 排出事業所に対する総量削減義務と排出量取引制度を新たに導入することなどの気候変動対策の強化に関する環境確保条例の一部の改正を行った。

平成 22 年 3 月には、都の今後の施策展開の方向と我が国の対策強化に関する提言を概括的に示した「東京における気候変動対策の成果と展開」を公表した。

### (イ) 東京都省エネ・エネルギー・マネジメント推進方針

平成 24 年 5 月に策定した「東京都省エネ・エネルギー・マネジメント推進方針」では、今後の省エネ対策の基本となる「賢い節電」について、基本原則（3 原則）を提示し、低炭素、快適性、防災力の 3 つを同時に実現する「スマートエネルギー一都市」を目指して、都が進めていく取組を示した。

### (ウ) ゼロエミッション東京戦略

令和元年 12 月、世界の大都市の責務として、世界の平均気温上昇をよりリスクの低い 1.5°C に抑えることを追求し、2050 年 CO<sub>2</sub> 排出実質ゼロに貢献するためのビジョンと具体的な取組等をまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定した。

その後、令和 3 年 1 月、2030 年までの 10 年間の行動を加速・強化するため、都内温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50% 削減することを表明し、3 月に策定した「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update&Report」では、都内エネルギー消費量の 50% 削減とともに 2030 年に向けた主要目標として掲げた。

さらに、令和 7 年 3 月に策定した「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」では、2035 年までに温室効果ガス排出量を 60% 以上削減（2000 年比）する新たな目標と、その達成に向けた 31 の個別目標を掲げた。

#### (エ) 東京都環境基本計画における目標の設定

令和4年9月に策定した東京都環境基本計画において、令和12（2030）年までに、東京の温室効果ガス排出量を平成12（2000）年比で50%削減する目標（カーボンハーフ）を掲げた。また、この目標を達成するために必要な省エネルギーの水準として、令和12（2030）年までに、東京のエネルギー消費量を平成12（2000）年比で50%削減する目標を掲げた。

#### (オ) H T T 「<sup>⑩</sup>へらす・<sup>⑪</sup>つくる・<sup>⑫</sup>ためる」

脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現を目指し、都民・事業者の実効性ある取組を促すため、H T T 「<sup>⑩</sup>へらす・<sup>⑪</sup>つくる・<sup>⑫</sup>ためる」をキーワードに、「Tokyo Cool Home & Biz」「Tokyo Warm Home & Biz」のキャンペーンを展開している。

### (2) ゼロエミッショニングビルディングの拡大等

#### ア 大規模事業所における対策の推進

##### (ア) 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度

平成20年7月に環境確保条例を改正し、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード制度）を導入した。

この制度は、対象となる事業所の所有者等に対し、削減義務の対象となる温室効果ガスの5年間の計画期間の排出総量を、一定の排出上限量以下にするよう義務付けるものである。

テナントビルへの対応としては、ビルオーナーに対する排出総量の削減義務を基本としつつ、その上で全てのテナント事業者に対してオーナーの削減対策に協力する義務を課すとともに、一定規模以上のテナント事業者である特定テナント等事業者には、特定テナント等地球温暖化対策計画書を作成・提出し、その計画書に基づき対策を推進する義務を課すこととした。

排出量の報告等には、検証機関の検証を受けることを要し、削減義務の履行は、自らの事業所の排出量を削減することのほか、排出量取引によることも認めている。

#### イ 中小規模事業所における対策の推進

##### (ア) 地球温暖化対策報告書制度

都内の全ての中小規模事業所を対象として、中小規模事業所ごとに地球温暖化対策報告書を作成し、本社等で一括して提出する制度である。

同一事業者が都内に設置する複数の中小規模事業所ごとの原油換算エネルギー使用量を合算した量が3,000kL/年以上になる場合には、報告書の提出とその

内容の公表が義務付けられている。

令和7年4月より、事業者が自ら2030年度までの目標・計画を策定し、その取組状況を報告する仕組み等が導入されている。

## ウ 家庭における対策の推進

### (ア) 省エネラベリング制度

家庭における省エネを進めていく観点から、省エネラベリング制度を創設し、家電販売店に対し各製品の省エネ性能等を示した省エネラベルの表示を義務付け、都民の意識を喚起するとともに、省エネ家電製品の普及拡大・技術開発を促進している。

国は、小売事業者が取り組むべきガイドラインを平成18年8月に告示し、同年10月から全国展開による「統一省エネラベル」を施行したため、都は、「省エネラベル」様式を「統一省エネラベル」様式と同一とし、義務化を継続している。

### (イ) 家庭のゼロエミッション行動推進事業

家庭の省エネ行動を促すため、より省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫若しくは給湯器又はLED照明器具への買替えを行った場合に、東京ゼロエミント付与することとしている。

### (ウ) 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

省エネ性に優れ、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、高断熱窓・ドアへの改修や、蓄電池、V2H（ビークル・トゥ・ホームシステム）、高効率給湯器及び太陽光発電設備の設置に対して補助を行っている。

### (エ) デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業

家庭におけるエネルギー消費量の削減と、非常時におけるエネルギー自立性の向上及びデマンドレスポンスへの活用を目的とした家庭用燃料電池の導入を支援する補助を実施している。

### (オ) アグリゲーションビジネス実装事業

都民に対し、蓄電池等の分散型エネルギー資源を束ねてデマンドレスポンスを行うアグリゲーターの取組を浸透させるため、事業者を登録・公表するとともに、遠隔制御型デマンドレスポンス実証に係るシステム構築等に対する補助を実施している。

(カ) 家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業

デマンドレスポンスの行動を、小売電気事業者等のシステムを介して都民に浸透させることを目的とし、小売電気事業者等が電力の需給状況に応じて節電要請を行い、節電に応じた家庭等の需要家に上乗せポイント付与等する取組及びそのシステム構築等に対して補助を実施している。

(キ) 家庭の環境アクション推進事業

家庭における環境アクション（脱炭素に係る行動変容）を、デジタル技術やスタートアップの技術の活用等により推進する新たなビジネスモデルの創出に取り組む事業者に対し、経費の一部を支援している。

(ク) 「わが家の環境局長」事業

家庭部門における環境対策の一環として、小学生を対象に、こどもが家庭内の環境対策を進めるリーダー（わが家の環境局長）になり、家族で楽しみながら具体的なアクションに取り組めるための仕掛けを提供する事業を実施している。

(ケ) 家庭へのH T Tアクション促進事業

都民に対して、テレビCM等各種広報媒体やPRグッズを活用した広報展開を行うことで、家庭におけるH T Tの取組の認知度向上と取組の促進を図り、脱炭素社会の実現に向けた都民の行動変容を促している。

### （3）環境都市づくりの推進

#### ア 新築建築物に係る環境配慮の推進

(ア) ゼロエミッション東京実現に向けた新築建築物に係る制度強化

令和4年9月に環境基本計画を改正し、同年12月に大規模新築建築物を対象とする建築物環境計画書制度の強化と、戸建住宅を含む中小規模建築物を対象とする建築物環境報告書制度を新たに創設する条例改正を行った。

(イ) 建築物環境計画書制度

延べ面積が2,000m<sup>2</sup>以上の建築物の新築、増築又は改築時に、建築物の環境配慮の全体像を示した建築物環境計画書の提出を建築主に義務付け、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の醸成と、新たな環境技術の開発を促進している。

(ウ) マンション環境性能表示制度

建築物環境計画書の対象となる延べ面積が $2,000\text{ m}^2$ 以上の住宅又は住宅部分が $2,000\text{ m}^2$ 以上の複合建築物の新築等において、その販売や賃貸の広告にマンションの環境性能を示したラベル（標章）の表示を義務付ける制度である。

(エ) 建築物環境報告書制度

中小規模特定建築物を都内において年間に延べ面積の合計で $20,000\text{ m}^2$ 以上供給する建物供給事業者に対して、供給する建築物における省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準及び電気自動車充電設備整備基準の順守と、当該基準への適合状況等を記載した建築物環境報告書の知事への提出等を義務付けている（令和7年4月施行）。

(オ) 東京ゼロエミ住宅及び建築物環境報告書制度の推進に向けた総合対策事業

東京ゼロエミ住宅普及促進事業、建築物環境報告書制度推進事業により、「東京ゼロエミ住宅」の基準を満たす新築住宅の整備促進や、住宅供給事業者（中小企業者）への開発支援、地域工務店等への技術向上支援等を実施している。

(カ) 建築物環境報告書制度に係る普及啓発等

世代に応じ様々なコンテンツを活用した情報発信や環境性能の高い建築物の普及に関する意欲的な取組を表彰する「東京エコビルダーズアワード」等を実施している。

(キ) BIMを活用した省エネ建築設計・実装支援事業

三次元設計モデル（BIM）を活用した新築建築物の省エネ設計手法普及に向けた操作講習会と支援事業を実施している。

**イ 地域における脱炭素化とエネルギー・マネジメント等の推進**

(ア) 地域における脱炭素化に関する計画制度

2050年ゼロエミッションの実現に向け、大規模開発において計画策定の早い段階から脱炭素化に資する多面的な取組及び地域冷暖房区域における脱炭素化を推進している。

大規模開発における脱炭素化に関する多面的な取組においては、一定の開発事業において、開発計画の早い段階から、新築建築物の省エネルギー性能目標値の設定などの検討を求めている。

また、地域冷暖房区域における脱炭素化の推進においては、地域冷暖房区域に

指定された区域は、毎年度、地域エネルギー供給実績報告書を作成、提出し、都は、その報告内容に対し、エネルギー効率を評価し、公表している。

(イ) 地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業

「2030 年カーボンハーフ」、「2050 年CO<sub>2</sub>排出実質ゼロ」の実現に向け、その地域のエネルギー供給を担う熱供給事業の対策として、熱供給事業における高効率熱源機器の導入に対する補助を行っている。

(ウ) 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業

事業所等における低炭素化とレジリエンス機能向上を図るため、業務・産業用燃料電池を導入する区市町村に対して、設置に対する補助を行っている。

(エ) グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

グリーン水素の活用を促進するため、区市町村による設備の導入の助成を行っている。

(オ) 省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する研修

エネルギー政策の企画・立案・実施、エネルギー設備の営繕等に携わる区市町村職員を対象に、エネルギー施策推進に必要な知識習得に資する幅広い研修を実施している。

## ウ 熱中症・ヒートアイランド対策

気候変動適応法では、熱中症特別警戒情報を創設するとともに、区市町村長による冷房設備を有するなどの要件を満たす指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定が定められている。

### (4) 再生可能エネルギーの導入拡大

#### ア 再生可能エネルギーの利用拡大

再生可能エネルギーの基幹エネルギー化を実現するため、令和3（2021）年3月に策定した「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」において、令和12（2030）年に再生可能エネルギーによる電力の利用割合を50%程度まで高めることを目標に掲げた。さらに、令和7（2025）年3月に策定した「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」では、令和17（2035）年に再生可能エネルギーによる電力の利用割合を60%以上に更に高める目標を設定した。これにより、需要側、供給側から多様な再生可能エネルギーの導入・利用を加速させ、令和32（2050）年の「使用エネルギーの100%脱炭素化」を目指している。

(ア) 太陽エネルギー利用拡大プロジェクト

太陽光発電は、都及び国の補助事業や固定価格買取制度により、飛躍的に導入が拡大し、設置費用も低下している。また、太陽熱利用は、家庭のエネルギー需要の約半分を占める熱を直接供給できること、エネルギー変換効率が太陽光発電より高いことなど利点もある。そのため、区市町村等と連携して都内の建物への太陽エネルギーの利用拡大を図っている。

(イ) 区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業

再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電等）、再生可能エネルギー熱利用設備（地中熱・太陽熱・バイオマス熱利用等）及び再生可能エネルギー発電設備と併せて設置する蓄電池を導入する区市町村に対して補助を行っている。

(ウ) 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業

リース、電力販売、屋根借り、自己所有モデル等によって住宅所有者の初期費用ゼロで太陽光発電等を設置する事業者に対し、設置費用を助成している。

(エ) 太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業

太陽光発電設備及び蓄電池の購入希望者を募り、共同購入によるスケールメリットにより購入価格の低減を実現する事業を実施している。

(オ) 再生可能エネルギーグループ購入事業

再エネ電力の購入希望者を募り、一括して購入電力の切替えを図ることで、スケールメリットによる価格低減を実現し、都民の再エネ利用を促すキャンペーンを九都県市と連携して実施している。

(カ) 集合住宅における再エネ電気導入促進事業

集合住宅における建物全体の再エネ化を推進するため、高压一括受電による再エネ100%電気の導入を条件に、受変電設備の設置等に係る経費、併設される太陽光発電設備に対する設置費用を助成している。

(キ) 賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業

賃貸住宅における建物全体の省エネ化と再エネ電気の導入を促進するため、賃貸住宅オーナー等に対して、省エネ性能の診断・表示及び断熱改修等に係る費用を助成している。また、低压電力一括受電の導入を条件に、太陽光発電設備等に係る経費を助成している。

(ク) 都有施設の再エネ 100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業

島しょ地域における設置可能な都有施設に対して、太陽光発電設備と蓄電池の設置を促進している。また、島しょ地域の町村公共施設、住宅等に対しては、太陽光発電設備・蓄電池の導入に係る経費を補助している。

(ケ) 小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業

家庭等の再生可能エネルギー供給を拡大するため、需要家による電源開発（オフサイト PPA 等）ではなく、小売電気事業者による再生可能エネルギー発電設備の開発を支援している。

(コ) Air ソーラー（次世代型太陽電池）の普及拡大

日本で生まれた Air ソーラーの実用化に向け、実装検証事業等を行っている。

(サ) 新たな再生可能エネルギー関係施策の展開

ドイツ等で普及が進む簡易にベランダ部分に設置できる太陽光発電システム、「プラグインソーラー」について、日本での実装に向けた課題整理や検証を行っている。

(シ) 次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業

次世代再生可能エネルギー技術の早期実用化に向け、開発事業者を後押しし、社会実装の加速化を図っている。

(ス) 浮体式洋上風力発電導入推進事業

伊豆諸島における浮体式洋上風力のギガワット級ファームの導入を目指しており、令和 7 年 6 月、国から「東京都大島町沖」、「東京都新島村沖」、「東京都神津島村沖」、「東京都三宅村沖」及び「東京都八丈町沖」について、再エネ海域利用法に基づく「準備区域」として整理された。

## イ エネルギー供給事業者対策

都内へ電気を供給する小売電気事業者等に対し CO<sub>2</sub> 排出係数や再生可能エネルギー利用量等の目標及び実績を記載した計画書及び報告書の提出及び公表を義務付けるエネルギー環境計画書制度を導入し、運用している。

## (5) ゼロエミッションビークル（ZEV）の普及促進

### ア ゼロエミッションビークルの普及促進

平成30年5月に開催した国際会議「きれいな空と都市 東京フォーラム」において、令和12（2030）年の都内の乗用車新車販売に占めるゼロエミッションビークルの割合を50%まで高めるとの目標を掲げている。

また、令和元年12月の「ゼロエミッション東京戦略」及びその個別プログラムである「ZEV普及プログラム」において、令和12（2030）年までに小型路線バスの新車販売原則ZEV化、ゼロエミッションバスの導入300台以上等の目標を掲げ、続いて令和3年3月の「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」においては、都内で新車販売される乗用車を令和12（2030）年までに、二輪車を令和17（2035）年までに100%非ガソリン化する目標を掲げている。

そして、令和7年3月の「2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～」においては、令和17（2035）年までにEVバス導入1,300台、EVトラック導入7万台、都内の集合住宅に電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用充電設備を令和12（2030）年までに6万口、令和15（2035）年までに12万口設置する目標を掲げている。

### イ 普及・導入促進事業

#### （ア）充電設備普及促進事業

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及拡大に向け、都内の集合住宅や戸建住宅等に設置する充電設備への設置及び運営に係る経費に対して補助を行っている。

#### （イ）マンション充電設備普及促進に向けた連携協議会の運営

東京都、充電サービス事業者、エネルギー供給事業者、マンション関連業界団体、自動車販売会社等から成る連携協議会により、集合住宅における新しい充電サービスの展開を後押ししている。また、充電サービス事業者とマンション管理組合との個別相談会の開催や、充電設備設置のための導入調査経費や充電設備のランニング経費の補助を行っている。

#### （ウ）電気自動車・電動バイク等の普及促進事業

都内に住所を有する個人に対して、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHEV）・外部給電器及び電動バイクの購入補助を行っている。

#### （エ）電動バイク充電環境促進事業

都内に住所を有する個人に対して、電動バイクの充電環境の整備を促進する

ため、バッテリーの専用充電器の購入費やバッテリーシェアリングサービス料の補助を行っている。

(オ) EVバス・EVトラック導入促進事業

区市町村に対して、EVバス・PHEVバス・EVトラック及びPHEVトラックの購入補助を行っている。

(カ) 燃料電池自動車等の普及促進事業

都内に住所を有する個人又は区市町村に対して、燃料電池自動車（FCV）及び外部給電器の購入補助を行っている。

(キ) 燃料電池バス・タクシー導入促進事業

区市町村に対して、燃料電池バス（FCバス）の購入補助を行っている。

(ク) ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業

島しょ地域（都と協定を締結した町村に限る。）において、災害時の給電等に可能な限り協力する個人・町村に対して、ZEV中古車の購入補助を行っている。

## ウ 優遇制度

都独自の制度として、環境負荷の小さい自動車の普及を税制面から支援する観点から、平成21年度から令和7年度までに新車新規登録したZEVについて、新車新規登録時の自動車税種別割（月割）及び翌年度からの5年度分の自動車税種別割を課税免除としている。

## （6）自動車の環境負荷低減対策

### ア ディーゼル車対策

環境確保条例に基づき、使用過程車も含めたディーゼル車から排出されるPMについて都独自の排出基準を設定している。条例の排出基準に適合していない車両については、ガソリン車等の非ディーゼル車又は規制に適合したディーゼル車への更新か、都が指定するPM減少装置の装着が必要となっている。

### イ オフロード特殊自動車対策

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、特定特殊自動車の使用者に対する一部の事務（技術基準適合に関する指導及び助言、報告徴収、立入検査等）を実施している。規制対象となる特定特殊自動車（オフロード特殊自動車）は、公道を走行しない特殊な構造の作業車であり、油圧ショベル、ブルド

ーザ、フォークリフト、普通型コンバイン等が該当する。

## ウ 低公害・低燃費車の普及促進

### (ア) 自動車環境管理計画書

自動車からの環境負荷を低減するため、島しょ地域を除く都内で 30 台以上の自動車を使用する事業者に対し、環境確保条例で自動車環境管理計画書の提出を義務付けている。

### (イ) 特定低公害・低燃費車の導入義務

都内で自動車を 200 台以上使用する事業者に対して、環境性能の高い自動車として知事が定める特定低公害・低燃費車の導入を義務付けており、令和 9 年 3 月末までに導入義務率を 30% 以上、使用する乗用車（軽自動車を除く。）における非ガソリン車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）の割合を、20% 以上とすることを義務付けている。

### (ウ) 低公害・低燃費車の導入支援、優遇制度

資金力の弱い中小企業者などを支援するために、低公害・低燃費車への買換えに対して、融資のあっせんを行っている。また、ハイブリッドバス、ハイブリッドトラック及びハイブリッドごみ収集車（塵芥（じんかい）車）への補助を行っている。

### (エ) 低公害・低燃費車の普及状況

令和 5 年度末における都内の九都県市指定低公害車の普及台数は、燃料電池自動車 1,446 台、電気自動車 12,769 台、プラグインハイブリッド自動車 18,938 台、ハイブリッド自動車 683,600 台、CNG 車 1,472 台のほか、ガソリン車、LPG 車、ディーゼル車を含む合計 1,992,051 台である。これらは、都内の自動車保有台数 3,916,944 台に対して約 51% を占めている。

### (オ) 庁有車への導入

低公害・低燃費車の庁有車への導入を進めている。また、「ゼロエミッション都庁行動計画」に基づき、庁有車（特種車両等を除く。）の更新時期に原則 ZEV 化を徹底している。

## エ エコドライブ

急加速、急減速、空ぶかし、長すぎるアイドリングを行わないなど、環境に配慮した自動車の運転であるエコドライブの定着を促進している。

また、環境確保条例では、島しょを含む都内全域でアイドリング・ストップを義務付けている。

## (7) 持続可能な資源利用の実現

### ア 東京都資源循環・廃棄物処理計画

東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画として、東京都資源循環・廃棄物処理計画を策定している。

この計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画であるとともに、東京における循環型社会形成のための基本計画としての性格を併せ持つものである。

なお、循環計画については、令和7（2025）年2月に東京都廃棄物審議会へ計画改定の諮問を行い、審議を実施している。

### イ サーキュラー・エコノミーの推進

環境公社内に設置されている東京サーキュラーエコノミー推進センターにおいて、持続可能な資源利用に関する情報発信やシンポジウムの開催、都内の事業者・自治体等への相談・マッチング、また、地域密着型のサーキュラー・エコノミーの実現を目指す取組等への支援を実施している。

### ウ 食品ロス削減の取組

2050年の食品ロス実質ゼロを目指し、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を策定し、様々な取組を推進している。

### エ 使い捨てプラスチックの削減・循環的利用の高度化

「プラスチック削減プログラム」において、2050年にCO<sub>2</sub>実質ゼロのプラスチック利用の実現を目指すとともに、2030年に向けた目標として家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量を40%削減する目標を掲げ、持続可能な資源利用の実現に向けた施策の方向性を示している。

### オ 太陽光発電設備3R推進事業

太陽光発電設備の3Rを促進する仕組みを構築するため、解体業者、リサイクル業者等で構成する東京都太陽光発電設備高度循環利用推進協議会を立ち上げ、住宅用太陽光発電設備のリサイクルルートの確立に取り組んでいる。

### カ 容器包装リサイクル法に基づく分別収集促進計画

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、各区市町村が策定した「市町村分別収集計画」における容器包装廃棄物（全11品目）

の排出量や収集見込量を取りまとめ、都としてリサイクル促進の意義に関する知識の普及などに取り組むことを定めた「分別収集促進計画」を策定している。

#### **キ 自動車リサイクル法に基づく登録・許可・指導等**

自動車製造業者等は、自ら製造・輸入した自動車が使用済みとなった場合に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類を引き取ってリサイクル（フロン類については破壊）を行う義務があり、自動車所有者はリサイクル料金等を「資金管理法人」に預託し、廃車するに当たっては引取業者に使用済自動車（廃車）を引き渡す義務を負っている。都は、これらの許可・登録事務を行うとともに、各関連事業者に対し、必要に応じて指導及び助言等を行っている。

#### **ク 建設リサイクルの取組**

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律は、建設廃棄物の減量と再資源化を促進するため、建設工事の受注者に対し、分別解体と特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材）の再資源化等を義務付けている。

#### **ケ スーパーエコタウン事業**

首都圏の廃棄物問題の解決を図るとともに、新たな環境産業の立地を促進し、循環型社会への変革を推進することを目的に、東京臨海部において都有地を活用した先進的で信頼性の高い廃棄物処理・リサイクル施設の整備を進め、中央防波堤内側埋立地に2施設、大田区城南島に11施設が稼働している。

#### **コ 廃食用油を原料としたS A Fの推進**

持続可能な航空燃料S A Fの製造へつなげる新たなサプライチェーン構築を後押しするため、令和5年度に、「廃食用油回収促進に係る事業提案」を公募し2事業を採択した。

#### **サ 小型リチウムイオン電池の対策**

小型リチウムイオン電池は、身近な充電式機器類に使われている一方で、廃棄物の収集運搬や中間処理時などにおいて、リチウムイオン電池等の小型充電式電池が原因と思われる発火事故が都内をはじめ全国的に多発している。

このため、排出事業者等を対象としたリチウムイオン電池の分別や適正排出に係るチラシの作成や、区市町村と連携し、都民を対象とした適切な分別に向けた一斉普及啓発活動等を行っている。

## (8) フロン排出ゼロに向けた取組

### ア フロンの法規制

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)に基づき、特定フロンとハイドロフルオロカーボン(HFC)について業務用冷凍空調機器の廃棄時の回収・処理が義務付けられている。

### イ フロンの排出削減目標

令和元年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」において、代替フロンの排出量を、2030年までに2014年度比35%減、2050年にはゼロとする目標を掲げた。

令和4年9月に策定した「東京都環境基本計画」では、削減目標を35%減から65%減に引き上げた。さらに、令和7年3月に策定した「2050東京戦略」では、2035年までに2014年度比70%減(排出量118万t-CO<sub>2</sub>)とする新たな目標を掲げ、ノンフロン機器の普及策、使用時対策、廃棄時対策等の取組を強化することとしている。

### ウ フロン対策

#### (ア) ノンフロン機器の普及

冷媒としてフロンを使用しない機器(ノンフロン機器)を普及促進するため、中小事業者等を対象に「省エネ型ノンフロン機器」の導入に対する補助を実施している。

#### (イ) 使用時及び廃棄時対策

業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)のユーザー(管理者)に対して適切な点検の実施を促すため、フロン排出抑制法に基づき立入検査を実施している。また、業務用冷凍空調機器が設置されている建物解体現場等への立入指導を実施している。

#### (ウ) 都庁のフロン排出削減

令和7年3月に改定したゼロエミッション都庁行動計画では、都有施設のフロン算定漏えい量を2030年に2015年度比で65%削減とする目標を定め、法に基づく機器管理の徹底とノンフロン・低GWP機器等の新技術の導入拡大の取組により目標達成を目指すこととしている。

## **(9) 都自らの率先行動**

### **ア ゼロエミッション都庁行動計画**

令和3年3月に「ゼロエミッション都庁行動計画」を策定した。また、令和7年3月には、「ゼロエミッション都庁行動計画」の改定版を公表し、都自らが「2030年カーボンハーフ」の実現に向けて、様々な主体の取組を牽引している。

### **イ 都有施設（知事部局等）における再生可能エネルギーの利用拡大**

多くのエネルギー・資源を消費する「大規模事業者」の責務として、都自ら率先して脱炭素行動を推進し、再生可能エネルギーの利用拡大に向けた取組を強化している。

### **ウ 都有施設における充電設備設置事業**

都有施設に充電設備を整備し、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及を後押ししている。

### **エ 環境マネジメントシステムの運営**

都の活動における環境配慮を一層推進するため、環境方針を策定するとともに、運営においては日常業務活動に特化した独自の環境マネジメントシステムを導入し、都における環境配慮行動を適切に実行している。

### **オ 都庁プラスチック削減方針**

ゼロエミッション東京の実現に向けて、多くの資源を消費する都庁自らが先導的に取り組み、都民・事業者等の取組を喚起・牽引していくため、「都庁プラスチック削減方針」を策定している。

## 2 自然と共生する豊かな社会の実現

### (1) 保全と再生

#### ア 自然環境に関する計画等

令和5年4月に「東京都生物多様性地域戦略」を改定・公表した。本戦略では、2050年の東京の将来像を示し、将来像を実現するための2030年目標、目標の実現に向けた3つの基本戦略を掲げている。

また、都の取組については、「生物多様性地域戦略アクションプラン」として取りまとめ、毎年度更新を行い公表している。

#### イ 自然環境保全の気運醸成

都民や民間事業者などの幅広い賛同を得て「花と緑の東京募金」を行っている。寄せられた募金は「花と緑の東京募金基金」に積み立てられ、「花粉の少ない森づくり」、「花と緑のおもてなし」、「生物多様性豊かな緑の保全」、「自然環境教育の場づくり」といった事業に活用している。

#### ウ 人材育成・人材認証制度の創設

自然環境分野において、広い知識と専門性を備え、アクティブに行動できる人材を、大学・企業・NPO・行政が連携して育成し、社会へ送り出していくための制度であるECO-TOPプログラムを実施している。

#### エ 屋上等の緑化

自然保护条例及び同条例施行規則に基づき、一定規模以上の敷地を有する建築行為等を対象に屋上等緑化を義務付けるとともに、緑化計画書及び緑化完了書の届出を義務化し、緑化指導の強化を図っている。

#### オ 東京都生物多様性推進センター

保全活動に係る各主体間における連携・協力の斡旋、情報の提供や助言を行う拠点として、令和6（2024）年4月に「東京都生物多様性推進センター」を環境公社内に設置した。

#### カ 水辺環境の保全

湧水保全への認識を深めるため、歴史的価値の高い湧水等を「東京の名湧水」として57か所選定し、区市町村と連携しながら湧水保全事業を推進している。

また、清流の復活のため、野火止用水、玉川上水及び千川上水に流域下水道本部多摩川上流水再生センターの高度処理水を導水する事業や多摩川上流において、羽村堰において水道原水として多摩川の水を取水し、その一部を下流側に放

流する多摩川水量確保対策事業を実施している。

## キ 保全地域の指定・管理

### (ア) 保全地域の指定

保全地域とは、自然保護条例に基づいて、都内に残された貴重な自然地の保護と回復を図るために指定している地域で、保全地域内では自然環境に影響を及ぼす各種の行為が規制される。

保全地域には自然環境保全地域、森林環境保全地域、里山保全地域、歴史環境保全地域及び緑地保全地域の5種類の類型がある。また、保全地域を都内の生物多様性の拠点として機能させていくことや、都民が保全地域に必要性や親しみを感じられることとともに、保全地域の価値や魅力を向上させるため、保全地域の管理、活用の視点も含めた保全地域に係る総合的なプラン「保全地域の保全・活用プラン」を策定している。

### (イ) 保全地域の公有化

保全地域に指定されると建築物の新設等が制限されるなど、土地利用に著しい支障を来すため、土地所有者は、都に対して土地の買取りの請求ができるようになっている。所有者からの申し出があった場合には、これを買い入れることとしている。

### (ウ) 保全地域指定協力奨励金の交付

保全地域の指定は、地権者にとって土地利用の制約を伴うため、協力を得ることが難しい状況にある。保全地域の指定の促進を図るため、保全地域の指定に協力した土地所有者に奨励金を交付している。

### (エ) 保全地域の管理

保全地域の指定に当たっては、その自然環境を良好な状態に維持していくため、その地域の特性に応じた保全計画を策定している。保全地域では、保全計画に基づき雑木林の下草刈りや萌芽更新等の植生管理を行うほか、保全地域の趣旨を説明した案内板の設置や、人等が立ち入ることによる荒廃を防ぐための管理柵の設置などの維持管理をする保全事業を行っている。

### (オ) 保全地域の希少種等保全対策

保全地域に生息・生育する多様な種を保全するため、「保全活動ガイドライン」によりモデル的な管理手法を保全地域で活動する市民団体等に示すとともに、希少種保全に見識を持つ動植物の専門家をアドバイザーとして派遣し、各保全

地域における市民団体の保全活動を支援している。

(カ) 保全地域コーディネート事業

保全地域の生物多様性に配慮した管理運営や、自然環境の状況に応じた活用を柔軟に行う管理推進体制を構築するための取組を実施している。

**ク 都民の自然体験活動の促進**

(ア) Webサイト「里山へGO！」の運営

都内における森林や緑地の保全活動情報を収集し、Webサイト「里山へGO!」を通じて広く周知するとともに、保全活動の希望者にニーズとレベルに応じた活動やボランティア団体の情報を紹介することで、緑地保全活動等への継続的な参加を促す取組を実施している。

(イ) 保全地域体験プログラム

新たなボランティア人材の掘り起こしと定着を図るため、身近な保全地域において、緑地保全活動の良さや自然の魅力を体感できる、未経験者でも参加しやすい保全活動を地元市やボランティア団体と調整・連携の下で都民に提供している。

(ウ) 東京グリーンシップ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラム

都民、民間非営利団体（NPO等）、企業等の連携により、保全地域の自然環境を保全する活動である東京グリーンシップ・アクションを実施している。また、大学と協定を結び、次世代の担い手である大学生に、緑の保全に対する関心の喚起や行動力の醸成を促すこととする目的とする東京グリーン・キャンパス・プログラムを実施している。

(エ) 東京グリーンスキル・プログラム

ボランティア活動団体等が必要とする知識・スキルを選択して習得できる「東京グリーンスキル・プログラム」を実施している。

(オ) 保全地域サポーター制度

体験プログラムに複数回参加するなど、緑地保全活動に意欲のある都民等を対象に講習会を行い、保全地域サポーターとして認定し、保全地域で活動するボランティア団体を支援する制度を運用している。

#### (カ) 指導者育成制度

自然観察や緑地保全などに関する知識や技術等を有し、都民やボランティア活動団体などの求めに応じて、その活動に対して指導や助言を行う緑のボランティア指導者を育成している。

#### ケ 開発の規制

自然保护条例第47条及び第48条により、1,000 m<sup>2</sup>又は3,000 m<sup>2</sup>以上の敷地において、宅地の造成など、土地の形質を変更することで自然環境に大きな影響を及ぼす行為は、あらかじめ知事の許可が必要と定めている。

また、丘陵地の自然環境の保全と活用を図るとともに、秩序ある開発が行われることを目的に、「丘陵地における適正開発のための指導指針」に基づく指導を行っている。

#### コ 民間財団との協働による環境体験学習事業の実施

一般財団法人セブン-イレブン記念財団と一般都民向けの自然観察や森林整備体験等の環境体験学習プログラムを実施している。「高尾の森自然学校」の運営や拠点施設の整備は一般財団法人セブン-イレブン記念財団が行い、都は上下水道などの基盤整備、事業への助言・協力を実施している。

#### サ 森林の再生

##### (ア) 森林再生事業等

手入れの遅れている多摩のスギ、ヒノキの人工林において、間伐を行って下層植生の生育を促し、森林の公益的機能を回復させ、将来的には針葉樹と広葉樹の混じった針広混交林化を目指す多摩の森林再生事業を実施している。また、森林再生事業実施地を対象に、森林内の水の浸透機能向上及び表土流出の防止を目的として、枝下から高さ4m分の枝を落とす枝打ち事業を実施している。

##### (イ) 林地開発許可

地域森林計画の対象となっている民有林で、改変する区域が1haを超える開発行為を行う場合、森林の適正な利用を確保するために開発の許可及び指導監督を行っている。

##### (ウ) 森林保全巡視

保安林や入山者の多い森林を対象に、無許可伐採や盗掘などの違反行為に対する監視、指導及び山火事の予防の普及啓発を行うために巡視活動を行っている。

## (エ) 森林病害虫等防除

防風、防潮など公益的機能が高い松林や景観の維持及び保健休養のために重要な松林を松くい虫の被害から守るため、森林病害虫等防除法に基づき、防除事業に助成をしている。

## (2) 自然とのふれあい

### ア 自然公園

#### (ア) 自然公園

自然公園とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的とした公園である。

都には、現在、秩父多摩甲斐国立公園、富士箱根伊豆国立公園、小笠原国立公園及び明治の森高尾国定公園並びに6か所の都立自然公園がある。都立自然公園は、東京都自然公園条例により指定されている。

#### (イ) 施設整備（自然公園施設）

自然公園内には、亜熱帯植物が繁る八丈植物公園やキャンプ場が整備された羽伏浦公園など自然公園条例に基づく「自然ふれあい公園」を6か所設置している。また、遊歩道、トイレ、休憩舎、キャンプ場、ビジターセンターなどを公園事業として整備・管理している。現在、これらのうち一部の施設の管理において指定管理者制度を導入している。

#### (ウ) 普及啓発事業

利用者に自然への理解を深めてもらうため、奥多摩や八丈島など7か所にビジターセンターを設置し、公園利用者に対するきめ細かな解説・情報提供を行い、さらに大島公園や多幸湾公園も含めて自然教室など自然とのふれあいの行事を実施している。

#### (エ) 東京都レンジャーの配置

自然公園の適正な利用を誘導し、東京に残された貴重な自然を守っていくため、東京都レンジャー制度を創設している。主な業務として、現場を巡回しながら観光客に利用マナーの普及啓発、盗掘や密猟など違法行為の監視、利用者の安全確保のための遊歩道や標識など施設の点検などを行っている。

#### (オ) 自然公園ビジョン

自然公園の持つ魅力を更に拡充し、豊かな自然を守りながら、国内外からの多くの利用者にその素晴らしさを体感してもらえるよう、自然公園のあるべき姿や戦略的な施策展開の方向性を盛り込んだ新たなビジョンを平成29年5月に策

定している。

#### (カ) 東京都版エコツーリズムの推進

島しょ地域で将来にわたり保護すべき貴重な自然がある地区においては、自然の保護と適正な利用を図るための制度として、東京都版エコツーリズムを導入している。各地区では、東京都認定ガイドの同行を義務付け、利用する区域や経路、時期等についてルールを策定するとともに、自然環境の変化について定期的にモニタリングすることで情報の蓄積を行っている。

### イ 首都圏近郊緑地

首都圏近郊緑地は、大都市の周辺における緑地を保全し、良好な生活環境を確保するとともに無秩序な市街地化を防止することを目的として、首都圏近郊緑地保全法に基づき、多摩丘陵北部近郊緑地保全区域（約 264ha）、滝山近郊緑地保全区域（約 488ha）及び狭山近郊緑地保全区域（約 725ha）の 3 か所が指定されている。

### ウ 都民の森

都民が森林に対する理解を深め、自然に親しむレクリエーション活動を行う場を提供することにより、東京における森林の健全な育成及び活用並びに都民の健康の増進を図り、併せて林業及び地域の振興に役立てるため、檜原都民の森及び奥多摩都民の森の 2 施設において管理運営を行っている。

### エ 小笠原諸島世界自然遺産の保全

小笠原諸島以外から運び込まれた外来種が、島の固有の動植物に大きな影響を与えており、世界遺産を保全するための外来種対策に取り組んでいる。また、外来生物の島外への拡散防止のため、東京都レンジャーによる普及啓発を実施するとともに、おがさわら丸やははじま丸の乗下船時に靴底洗浄を行うなど新たな外来種の侵入を防止する取組を推進している。

## （3）野生動植物対策

### ア 野生動植物の保護と管理

#### (ア) 東京都の保護上重要な野生動植物種（東京都版レッドリスト）

東京における野生動植物の置かれた状況について情報を提供するとともに、その適切な保護施策実施のための基礎資料とする目的に、平成 10 年 3 月、「東京都の保護上重要な野生動植物種」（レッドリスト）を策定した。

平成 22 年度に島しょ部のレッドリストを改定し、令和 5 年 4 月には「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）2020 年見直し版」を公表している。

#### (イ) 希少野生生物保護対策

自然保護条例の規定に基づく野生動植物保護地区を、八王子東中野緑地保全地域、図師小野路歴史環境保全地域、横沢入里山保全地域及び連光寺・若葉台里山保全地域内に指定し、12種類の植物、10種類程度の動物を保護している。

#### (ウ) 外来生物対策

平成17年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)を受け、府内関係部署、環境省、区市町村等と連携し、特定外来生物の駆除などの対策を進めている。

### イ 鳥獣保護管理及び狩猟免許等

#### (ア) 鳥獣保護管理事業計画

環境大臣が定める指針に基づき都道府県が策定するもので、鳥獣保護管理事業の行政目標を示す計画である。令和4年度からは、第13次東京都鳥獣保護管理事業計画（5か年計画）に基づき事業を進めている。

#### (イ) 鳥獣保護区、特別保護地区（国指定及び都指定）等

鳥獣保護区は、環境大臣又は都道府県知事が野生鳥獣の保護繁殖を図るために指定し、狩猟による捕獲（有害鳥獣捕獲等の場合を除く。）を禁止している。また、特に野生鳥獣の保護繁殖を図るために特別保護地区を指定し、一定の開発行為は許可対象としている。都内では、奥多摩鳥獣保護区など47か所、約72,000haの鳥獣保護区と奥多摩特別保護地区など14か所、約5,200haの特別保護地区を指定している。

#### (ウ) ツキノワグマ対策

都内では、ツキノワグマを絶滅のおそれのある種として評価しており、平成20年度からツキノワグマの狩猟禁止を継続している。一方で、人身被害発生のおそれがあることから市町村に対しツキノワグマの有害鳥獣捕獲を許可しているが、捕獲を最小限に抑えるため、市町村と連携しながら防除対策を進めている。

### （4）水環境の保全

#### ア 水質監視の体系

水質測定計画（水質汚濁防止法第16条）に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況を常時監視（同法第15条）し、水質汚濁防止対策に役立てている。また、東京湾や河川等の総合的な水環境の状況を把握するために、理化学指標による評価と合わせて、東京湾調査及び東京都内湾水生生物調査を実施している。

## **イ 事業活動による公共用水域の水質汚濁対策**

### **(ア) 水質汚濁防止法による規制**

水質汚濁防止法による排出水の発生源規制には、濃度規制と総量規制とがある。濃度規制とは、公共用水域への排出水に含まれる有害物質やその他の汚染状態について排出許容限度（排水基準）を定めて規制するものである。総量規制とは、国が指定した地域に存在する特定事業場ごとに汚濁物質の排出許容量を定めて規制するものである。

排水規制又は地下水汚染未然防止規制の対象となる特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置又は変更をしようとするときは、届け出義務があり、公共用水域に排出水を排水する事業場に対する立入検査を行っている。

### **(イ) 環境確保条例による規制**

水質汚濁防止対策を推進するため、上乗せ排水基準の設定及び水質汚濁防止法対象外の項目や施設に対して、環境確保条例により規制を行っている。

## **ウ 生活排水対策**

水質汚濁防止法に基づき「生活排水対策重点地域」を指定し、下水道整備の予定がない区域における生活排水対策の一層の推進を図っている。指定を受けた市町村は、生活排水対策を推進するための計画（生活排水対策推進計画）を定め、公共用水域の水質汚濁防止に努めている。

また、下水道未普及地域における生活排水に起因する汚濁負荷量の削減を図るため、合併処理浄化槽の設置補助事業を実施している市町村に対して補助金を交付し、既設の単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進している。

## **エ 地下水保全対策**

水質汚濁防止法では、有害物質を含む汚水の地下浸透の制限などの地下水汚染防止対策が規定されており、トリクロロエチレンなど有害物質 28 項目を製造・使用・処理する有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水を特定地下浸透水と定め、地下への浸透を制限している。

また、地下水汚染未然防止を目的に、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に対する構造基準等の遵守及び点検が義務付けられており、対象事業場に立入検査を行い、施設の構造基準等の遵守状況や点検の実施状況を確認し、違反が見つかった場合に改善指導を行っている。

### 3 より良質な都市環境の実現

#### (1) 大気環境の保全

##### ア 大気監視の体系

大気汚染防止法第22条（常時監視）に基づき、一般局47局、自排局35局、檜原大気測定所、東京スカイツリー立体測定局を配置して、都内の大気汚染の状況を常時監視している。また、大気汚染防止法第18条の44及び第22条に基づき、有害大気汚染物質のモニタリングを行っている。

##### イ 大気汚染対策

大気汚染防止法により、ばい煙発生施設等を設置し、又は構造等を変更しようとするときは、事前に知事へ届け出ることが義務付けられている。

都では都内の法対象事業所に対して立入検査を行っており、ばい煙発生施設の運転状況や燃料の使用状況、ばい煙の測定結果などについて確認指導を行っている。また、大気汚染防止法の対象とならない施設や物質についても、環境確保条例による規制等を行っている。

##### ウ アスベスト対策

建築物その他の工作物の解体・改修時におけるアスベストの飛散を防止するため、大気汚染防止法に基づき、元請業者等は、解体・改修工事前にアスベスト含有建築材料の有無を調べる調査の実施や作業基準の遵守等が義務付けられている。また、発注者等は、吹付けアスベスト及びアスベスト含有保温材等の除去作業に係る行政への届出が義務付けられている。また、環境確保条例に基づき、一定規模以上の解体・改修工事について飛散防止計画の届出、敷地境界でのアスベスト濃度測定の実施等が義務付けられている。

##### エ 微小粒子状物質（PM2.5）の対策の推進

粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質（PM2.5）については、都が設置する全ての測定局にPM2.5の測定機を設置し、都内全域で測定している。全測定局で環境基準を達成しているため、2030年度までに各測定局の年平均値を安定して $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下とするための対策を進めている。

##### オ 光化学オキシダント対策

光化学オキシダント対策検討会（平成15年6月から平成17年2月まで）が、光化学オキシダント濃度の上昇要因を解析し対策の方向性を検討した結果、①日射量の大きい日の割合が多い年は、光化学オキシダントが高濃度となる傾向があること、②高濃度の光化学オキシダントの出現日数を効果的に減少させる

ためには、NO<sub>x</sub>濃度の低下に加え、VOCの濃度をNO<sub>x</sub>の低下率以上に低減させる必要があることが明らかになった。

そこで、平成18年度から実施しているVOC連続測定など光化学オキシダントの生成メカニズムを更に解析するための取組を推進し、VOC削減などの低減対策を進めている。

### **カ 挥発性有機化合物（VOC）対策**

VOCは、それ自体が有害性を有することが多い化学物質であるとともに、光化学反応により光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）を生成する原因物質でもある。都内のVOCの発生源は、事業用の蒸発系発生源が総排出量の約7割を占め、工場内塗装、印刷、クリーニング、給油、金属表面処理、屋外塗装など比較的中小規模の事業者が多い。

そこで、事業者自らの自主的取組を促進するため、効果的なVOC排出抑制を行うためのVOC対策ガイドの作成や事業所の実態に即した抑制策を助言するためのアドバイザー派遣制度の実施に加えて、業種別VOC対策セミナーの開催など中小事業者への技術支援を行っている。

## **（2）地下水環境の保全**

### **ア 地下水質監視の体系**

水質測定計画に基づき、地下水の水質の汚濁状況について、概況調査（ローリング方式及び定点方式）、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査を実施している。

### **イ 地下水汚染対策**

「地下水汚染浄化対策指導指針」及び環境確保条例の土壤・地下水汚染対策に係る規定に基づき地下水汚染対策を推進している。地下水の水質調査の結果、汚染が判明した地点について、必要に応じて追加調査を行い、汚染源が明らかになった地点において、健康被害が生じるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、地下水の水質の浄化等の指導を行っている。

## **（3）土壤汚染対策**

### **ア 環境確保条例に基づく土壤汚染対策**

有害物質取扱事業者及び土地改変者に条例を適用し、「東京都土壤汚染対策指針」に基づく調査や対策を義務付けている。有害物質取扱事業者は、条例に規定する工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取扱い又は取扱ったことがあるものをいう。また、土地改変者は、3,000m<sup>2</sup>以上の土地において土地の切り盛り、掘削等の土地の改変を行う者、又は、土壤汚染対策法第4条第

1項に該当する行為を行う者をいう。

対象者は、汚染状況調査（土壤及び地下水の調査）を行い、汚染状況調査の結果を踏まえ、要対策区域、地下水汚染拡大防止区域又は要管理区域を設定し、土壤地下水汚染対策計画又は汚染拡散防止計画を策定し、対策及び汚染拡散防止の措置を実施する必要がある。

#### **イ 土壤汚染対策法に基づく土壤汚染対策**

土壤汚染対策法は、有害物質使用特定施設の使用の廃止、一定の規模以上の土地の形質の変更、土壤汚染により健康被害が生じるおそれがあるとき、自主的な調査結果に基づく要措置区域等の指定の申請の際には、土壤汚染状況調査等を行うことが必要とされている。

#### **ウ 中小事業者技術支援**

##### **(ア) 土壤汚染処理技術フォーラムの開催**

狭い土地に適用できる低コスト対策技術の開発促進と処理技術及びそのコストの情報を広く提供していくことを目的に都内で実際に取り組まれた事例等について報告を行っている。

##### **(イ) 土壤汚染対策セミナーの開催**

土壤汚染に関する適切な情報提供により正しい理解の普及を図るために、有害物質取扱事業者、土壤汚染対策事業者等を対象とした土壤汚染対策セミナーを開催している。

##### **(ウ) 区市職員説明会の開催**

土壤汚染に対する正しい理解と情報提供を促進し適正な指導が行われるよう、法・条例の概要、施行状況及び調査・対策の方法等について説明会を実施している。

##### **(エ) 土壤汚染対策ガイドライン**

土壤汚染による健康リスクや土壤汚染の調査に関する基本的な知識、低コスト・低環境負荷で健康リスクを確実に回避する対策を選択するための具体的な手順等を分かりやすく示すことを目的に土壤汚染対策ガイドラインを作成している。

##### **(オ) 中小事業者への土壤汚染対策技術支援制度**

中小事業者に対して、土壤汚染調査、対策技術及び土地取引関連法規等に関し

高度な知識を有する専門的な技術者（アドバイザー）を派遣することにより、合理的な土壤汚染調査・対策や土壤汚染の未然防止や早期発見を図れるよう支援を行っている。また、土地利用転換時アドバイザーを派遣し、基準に適合しない土壤を残置した土地における不動産価値の評価の考え方や掘削除去によらない土壤汚染対策の施工方法等に関する助言を実施している。

#### （4）騒音・振動・悪臭対策

##### ア 騒音・振動対策

###### （ア）工場・事業場騒音・振動対策

工場・事業場から発生する騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法及び環境確保条例に基づく規制指導が行われている。

法は、特定施設を設置する場合、事前届出を義務付け、届出に係る特定施設を有する工場・事業場（特定工場等）において発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺生活環境が損なわれると認めるときは、計画変更勧告、改善命令を行うことができると定めている。

###### （イ）建設作業騒音・振動対策

騒音規制法及び振動規制法は、建設作業のうち、特に著しい騒音・振動を発生するくい打ち機や、削岩機等を使用する作業を特定建設作業として規定し、騒音・振動の大きさ、作業時間等の基準を定めている。

###### （ウ）鉄道騒音・振動対策

毎年、新幹線鉄道及び在来線の騒音・振動の測定を行い、この結果に基づき、低減対策の実施を関係機関及び鉄道事業者に要請している。

###### （エ）航空機騒音対策

毎年、東京国際空港、横田基地、厚木基地、調布飛行場及び立川飛行場周辺で、航空機騒音の測定を行っており、測定結果に基づき、低減対策等を関係機関に要請している。

###### （オ）自動車騒音・振動対策

都内では、騒音規制法に基づく「自動車騒音の状況の常時監視」（環境基準の達成状況の把握）の事務を、23 区については区長が、市部については市長が、町村部（西多摩郡）については都が実施している。

都は、平成 7 年 9 月に東京都道路沿道環境対策検討会を設置し、関係機関と連携を図りながら、20 路線、総延長 238.1km を優先的対策道路区間として選定し

て低騒音舗装の敷設や大型車の通行帯指定の規制などの各種対策を重点的に実施している。

#### **イ 悪臭対策**

悪臭防止法に基づく規制指導は、区市町村が所管する業務である。なお、規制地域の指定及び基準値設定の権限について、都では町村部を所管している。

### **(5) 化学物質対策**

#### **ア 工場・事業場における化学物質対策の推進**

化管法に基づく P R T R 制度（化学物質排出移動量届出制度）と環境確保条例に基づく化学物質適正管理制度の 2 つの制度により、事業者による化学物質の排出量等の把握と適正管理を進め、化学物質の環境中への排出量の削減、健康被害の未然防止を図っている。

#### **イ ダイオキシン類対策**

ダイオキシン類対策特別措置法には、大気、水質、水底の底質、土壤についての環境基準と、大気と水質の排出基準とが設けられている。

廃棄物焼却施設の解体工事に伴うダイオキシン類の飛散による生活環境の汚染を未然に防止するため、解体工事に伴う届出等を規定している。さらに、法の対象とならない小規模の廃棄物焼却炉による焼却や野外焼却を、条例により原則として禁止している。

#### **ウ 有機フッ素化合物対策**

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物は、総称して「P F A S」と呼ばれ、幅広い用途で使用されている。P F A Sの中でもペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S）、ペルフルオロオクタン酸（P F O A）は、現在では国内の製造・使用が原則禁止されており、国は、公共用水域や地下水について P F O S と P F O A の合算として指針値（50ng/L）を設定している。水道水の安全性を確保するとともに、都内全域で地下水の調査を実施している。

### **(6) 産業保安対策**

#### **ア 高圧ガスの保安対策**

高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、販売その他の取扱い並びに容器の製造及び取扱いを規制することにより、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するよう努めている。

## **イ 高圧ガス施設の震災対策**

高圧ガス事業所（第一種製造事業所や第一種貯蔵所など）は、東京都震災対策条例に基づき、防災計画の作成が必要となる。また、高圧ガス事業所のうち第一種製造事業所に対しては、高圧ガス保安法により「危害予防規程」の提出が義務付けられている。

## **ウ 火薬類、猟銃等の規制指導**

### **(ア) 火薬類の指導取締り**

火薬類は、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づき、製造、販売、貯蔵、輸入、消費、廃棄及びその他の取扱いについて厳しく規制されている。都は、同法に基づき、許認可、届出の受理、完成・保安・立入の各検査などを行っている。

### **(イ) 猟銃等の指導取締り**

猟銃等（猟銃、捕鯨砲、もり銃、と殺銃及び空気銃）は、銃砲刀剣類所持等取締法（公安委員会所管）により所持が規制されるとともに、武器等製造法により製造、販売、その他の取扱いが規制されている。都では、武器等製造法に基づく製造、販売等の許可及び許可事業者への定期的な立入検査を行っている。

## **(7) 公害防止管理者**

### **ア 法律に基づく公害防止管理者等の設置**

法律の制度は、公害防止管理者とこれらの者を統括管理する公害防止統括者及び一定規模以上の工場においては公害防止主任管理者を設置し、公害防止組織を整備することとしている。

## **イ 条例に基づく公害防止管理者の設置**

中小企業の多い東京の現状から、中小規模の工場も公害防止管理者の設置対象としている。環境確保条例では、条例で規定する工場のうち、公害を発生させる可能性の高い工場に、公害防止管理者の設置を義務付けている。

## **(8) 一般廃棄物対策**

### **ア 一般廃棄物の現状**

23区は、平成12年4月に清掃事業が都から区へ移管されたことに伴い、東京二十三区清掃一部事務組合を設立し、各区がごみの収集・運搬、資源の回収を行い、東京二十三区清掃一部事務組合がごみの中間処理（焼却・破碎など）を行っている。

多摩地域では、多くの市町村において一部事務組合による共同処理が行われている。最終処分場については全市町村において単独又は共同で確保されている。

島しょ地域では、各町村が焼却施設を有し、可燃ごみの全量焼却が可能となっている。

#### **イ 財政的支援**

適正処理、公害防止、広域処理の観点から市町村が行う施設整備に対して、財政的な補助を行っている（廃棄物処理施設整備事業）。また、区部や多摩地域に比べごみの減量やリサイクルの施策が遅れている島しょ地域の町村に対し、廃棄物の減量推進や適正処理等の事業を補助対象として補助を行っている（ごみ減量化推進対策事業）。

#### **ウ 一般廃棄物処理施設の設置許可・届出及び維持管理指導**

一般廃棄物処理施設を設置・変更しようとするときは、中核市である八王子市内の施設を除いて、事業者の場合には都知事の許可、区市町村等の場合には都知事への届出が必要とされている。

また、一般廃棄物処理施設の施設管理者は、法令等の基準を遵守することに加えて、申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該施設の維持管理を適正にしなければならない。さらに、焼却施設及び最終処分場等の許可施設について、都による定期検査が義務付けられ、都はこれまでの立入検査と併せて施設管理者に対して一般廃棄物処理施設の適正な維持管理が図られるよう指導を行っている。

#### **エ 凈化槽の設置及び維持管理指導**

市町村の地域における浄化槽設置及び維持管理指導に関する事務のほか、浄化槽の設置に係る補助、浄化槽保守点検業者の登録・指導等の事務を行っている。

### **(9) 産業廃棄物対策**

都内から排出される産業廃棄物の特徴は、上下水汚泥は排出量全体の約 55%、主に建設業から排出されるがれき類は約 24%、建設汚泥は約 11%を占め、これらの廃棄物で約 90%を占めている。上下水汚泥は排出量のほとんどが脱水等の中間処理により都内で 99%以上減量されている。がれき類は約 99%が再利用されており、建設汚泥も減量化や再生利用により最終処分量は排出量の約 1.0%となっている。しかし、上下水汚泥と建設汚泥、がれき類で最終処分量の約 25%を占めている。

## **ア 排出事業者・処理業者への指導**

排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物を保管・運搬・処分するときには、法令で定める基準等を遵守し、適正に処理しなければならない。

都は、不適正処理を防止するため、その基準等の周知を図るとともに、立入検査等により規制指導を実施している。

## **イ 産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可**

### **(ア) 産業廃棄物処理業の許可**

廃棄物処理法の規定により、産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。処理業は産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の4種類に区分される。

### **(イ) 産業廃棄物処理施設の設置許可**

産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、生活環境影響調査を実施した上で知事に対して許可を申請することになっている。さらに、焼却施設、最終処分場、ポリ塩化ビフェニル処理施設、廃水銀等の硫化施設及び廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設を設置する場合には、告示・縦覧とともに、関係区市町村、利害関係者及び専門家からの意見聴取が必要となっている。

## **ウ ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の処理**

廃棄物処理法では、P C Bを含む廃棄物は「特別管理産業廃棄物」とされており、事業者は「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任し、厳格な管理をすることが義務付けられている。

また、P C B特別措置法では、P C B廃棄物を保管している事業者が毎年度、保管の状況を届け出ることや、都知事がP C B廃棄物の保管状況を公表することとされている。

## **エ アスベスト廃棄物対策**

廃棄物処理法のほか「建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針」に基づき、排出事業者に対しアスベスト廃棄物の適正処理を指導している。

また、「東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱」に基づき、排出事業者に対し「特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書」と「廃石綿等処理計画書」の提出を求め、飛散性アスベスト廃棄物の適正処理を確認している。

## **(10) 廃棄物の最終処分**

中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場において、23 区及び東京二十三区清掃一部事務組合から委託を受けた廃棄物や都内の中小事業者が排出する産業廃棄物等の埋立処分を行っている。

### **ア 中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場**

中央防波堤外側埋立処分場は、昭和 52 年 10 月から埋立を開始し、令和 6 年度末現在、約 5,550 万トンを埋立処分している。新海面処分場は、全体で 480ha であるが、廃棄物処理法に基づく廃棄物の埋立を行う面積は、A ブロックから E ブロックまでの 319ha である。

### **イ 廃棄物等の埋立処分計画**

埋立処分場の計画的使用とその延命化を目的として、廃棄物等の埋立処分計画を策定している。計画の期間は、令和 4 年度から令和 18 年度までの 15 年間で、令和 8 年度までの 5 年間については年度ごとに定め、その後の 10 年間については 5 年間分をまとめて計画している。

### III 公益財団法人東京都環境公社について

#### 1 環境公社の概要

環境公社は、昭和37年5月に財団法人東京都環境整備事業協会として設立された団体で、昭和48年に財団法人東京都環境整備公社に社名を変更した。平成24年には、公益法人制度改革に伴い財団法人から公益財団法人に移行するとともに、公益財団法人東京都環境公社に社名を変更した。

環境公社の目的は、地球温暖化防止活動の推進、省資源化と資源の循環利用の促進等、環境に係る事業を通じて、快適な都市環境の向上に貢献し、もって環境負荷の少ない都市東京の実現に寄与することである。

表A－3－1 環境公社の概要

設立及び主な沿革	昭和37年5月 財団法人東京都環境整備事業協会設立 昭和48年12月 財団法人東京都環境整備公社へ法人名変更 平成24年4月 公益財団法人へ移行、東京都環境公社に法人名変更
基本財産	356,000千円
出捐者	東京都（356,000千円 100%）
理事長	小川謙司
役員・評議員	理事7名、監事2名、評議員8名
職員数	460名（常勤389名、非常勤71名、令和7年3月31日現在） (うち都派遣職員67名)

環境公社提供資料より監査人作成

## 2 環境公社の事業

### (1) 公益目的事業

#### ア 環境調査研究事業

##### (ア) 環境調査研究・技術支援事業

東京都における大気、水質、ヒートアイランド現象、エネルギー等の研究などを幅広く実施し、研究発表会等により研究成果を発信し、広く都民等へ知見の提供を行っている。

##### (イ) 外部資金導入研究事業

環境施策の推進や効果の実証を目的として、公的機関等からの外部資金を導入した研究を促進することにより、研究のレベル向上と研究成果の一層の活用を図っている。

##### (ウ) 自主研究事業

萌芽研究・先行的研究として、公社における研究体制の更なる充実と研究の質的向上を図るため、研究員の独創的なアイデアにより知見を集積する研究や公社事業に資する実践的な研究等を実施している。

プロジェクト研究として、気候変動の要因や影響を与えるエネルギー、自然、環境リスク分野などの横断的・総合的な調査研究を進め、将来的に東京都の環境施策に貢献していく研究を実施している。

##### (エ) 気候変動適応促進事業

気候変動の影響や適応に関する情報の収集、整理、分析等を実施し、都と連携して区市町村や都民等に広く情報を発信している。

#### イ 広報普及等事業

##### (ア) 区市町村との連携による環境政策加速化事業

都と連携し、広域的な環境課題に取り組む区市町村等に対し補助を実施している。

##### (イ) 環境学習事業

次世代を担う子供たちへの環境教育の充実に向けて、「小学校教員向け環境教育研修会」を実施するとともに、都民が環境を学べる機会を積極的に提供するため、「都民を対象としたテーマ別環境学習講座」を実施している。

(ウ) 水・大気等環境改善事業

以下の補助・助成を実施している。

- ・P F O S 等含有泡消火薬剤の転換促進事業

以下の事業を実施している。

- ・Clear Sky 実現に向けた大気環境改善促進事業
- ・液化石油ガス保安に関する普及啓発事業
- ・フロンガス排出抑止普及啓発事業

(エ) 環境関連施設の見学事業

東京都廃棄物埋立処分場の延命化やごみの減量等に向け、都民や小学生を対象とした埋立処分場及び廃棄物処理施設の見学案内業務を実施している。

(オ) 産業廃棄物適正処理講習会事業

以下の事業を実施している。

- ・産業廃棄物管理責任者講習会
- ・産業廃棄物処理業者向け講習会
- ・産業廃棄物処理業新入社員向けスタートアップ研修会

(カ) T O K Y O 海ごみゼロアクション

東京の海に新たなプラスチックごみを流出させないよう、東京の海ごみ問題を「見える化」して、都民に広く啓発するとともに、区市町村、N P O 等と連携し、海ごみや河川ごみの清掃活動への参加につなげる「T O K Y O 海ごみゼロアクション」を実施している。

## ウ 地球温暖化防止活動事業

(ア) 都民のゼロカーボンアクション推進事業

以下の事業を実施している。

- ・建築物環境報告書制度等に係る総合相談窓口の設置・運営
- ・建築物環境報告書制度に係る普及啓発事業
- ・太陽光発電設備アドバイザリー支援事業
- ・太陽エネルギー普及促進事業
- ・家庭へのH T T アクション促進事業
- ・地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業
- ・中小規模地域家電店と連携した地球温暖化対策

以下の補助・助成を実施している。

- ・東京ゼロエミ住宅導入促進事業

- ・東京ゼロエミ住宅普及促進事業
- ・住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業
- ・災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業
- ・既存マンション省エネ・再エネ促進事業
- ・賃貸住宅における省エネ化・再エネ導入促進事業
- ・家庭のゼロエミッション行動推進事業
- ・家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業

#### (イ) 事業者の脱炭素化促進事業

以下の事業を実施している。

- ・省エネ・再エネワンストップ相談窓口
- ・中小規模事業所への省エネ推進事業
- ・BIMを活用した省エネ建築設計・実装支援事業
- ・再エネ由来電力普及促進モデル事業

以下の補助・助成を実施している。

- ・環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業
- ・ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業
- ・中小規模事業所向け廃熱有効利用設備導入支援事業
- ・中小規模事業所のゼロエミッションビル化支援事業
- ・中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業
- ・建築物環境報告書制度推進事業
- ・集合住宅における再エネ電気導入促進事業
- ・使用済住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業
- ・地産地消型再エネ増強プロジェクト
- ・地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業
- ・区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業
- ・再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業
- ・再エネ電源都外調達事業（都外PPA）
- ・島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業
- ・再エネ導入拡大を見据えた系統用大規模蓄電池導入支援事業
- ・小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業
- ・スマートエネルギーネットワーク構築事業
- ・地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業
- ・蓄熱槽等を活用したエネルギーマネジメント推進事業
- ・企業の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業

- ・アグリゲーションビジネス実装事業
- ・蓄電池等の分散型エネルギー資源を活用したアグリゲーションビジネス支援事業
- ・新エネルギー推進に係る技術開発支援事業
- ・バイオ燃料活用における事業化促進支援事業
- ・企業のScope3 対応に向けた航空貨物輸送でのS A F 活用促進事業
- ・A i r ソーラー社会実装推進事業
- ・次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業
- ・省エネ型V O C 排出削減設備導入促進事業
- ・省エネ型ノンフロン機器普及促進事業

(ウ) ゼロエミッションモビリティ推進事業

以下の補助・助成を実施している。

- ・Z E V 普及促進事業
- ・Z E V ごみ収集車実装支援事業
- ・空港等におけるF C モビリティ早期実装化支援事業
- ・次世代タクシーの導入促進事業
- ・低公害・低燃費車の普及促進事業
- ・運輸・物流分野における脱炭素化支援事業
- ・充電設備普及促進事業

(エ) 水素エネルギー普及拡大事業

以下の事業を実施している。

- ・水素エネルギー普及啓発事業

以下の補助・助成を実施している。

- ・デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業
- ・水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業
- ・再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業
- ・グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業
- ・水素ステーション設備等導入促進事業
- ・水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業

## エ 自然環境の保全等事業

(ア) 自然環境の保全等事業

以下の事業を実施している。

- ・保全地域体験プログラムの運営

- ・森林・緑地保全活動情報サイト「里山へGO！」運営
- ・東京グリーンシップ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラムの運営
- ・保全地域サポートセンター運営業務
- ・保全地域コーディネート業務
- ・保全地域活用フィールドの管理等業務
- ・保全地域林縁部の保全
- ・保全地域におけるナラ枯れ被害木対応業務
- ・保全地域におけるアライグマ捕獲等調査
- ・保全地域における自然再生事業
- ・保全地域における希少種対策
- ・保全地域における外来種対策

#### **オ 資源の循環利用に関する事業**

##### (ア) サーキュラーエコノミー推進事業

以下の事業を実施している。

- ・サーキュラーエコノミーの推進に係る情報発信・相談マッチング事業
- ・3Rアドバイザーによる事業系廃棄物の3R推進

以下の補助・助成を実施している。

- ・サーキュラー・エコノミーの実現に向けた社会実装化事業
- ・小売ロス削減総合対策
- ・プラ製容器包装等・再資源化支援事業
- ・資源循環・廃棄物処理のDX推進事業
- ・サーキュラー・エコノミーへの移行推進

##### (イ) 資源循環分野等における国際連携事業

都の資源循環分野等における国際連携として、海外諸都市を対象に都の環境政策に関する情報発信、ワークショップ、研修、都内施設見学受け入れなどを実施している。

##### (ウ) 中防内側諸事業

中央防波堤内側埋立地における、中間処理施設等の廃棄物処理を安全かつ安定的に行うことの目的として、廃棄物の受付及び環境保全対策等の業務を実施している。

**(エ) 不燃ごみ処理センター運転管理事業**

中防及び京浜島不燃ごみ処理センターの2施設において、東京23区内の一般家庭等から排出された不燃ごみを適正に処理するとともに、鉄・アルミを回収して資源物を可能な限りリサイクルしている。

**(オ) 管路収集輸送施設運転管理等事業**

臨海副都心地域（青海・台場・有明）の集合住宅等から排出される廃棄物を処理するため、管路収集輸送施設の運転管理業務及び各建物に設置されている、ごみ貯留ドラム等の利用者設備の保守点検業務を実施している。

**カ 廃棄物の適正処理及び処理技術の支援等事業**

**(ア) 廃棄物処理施設等技術支援事業**

廃棄物処理施設の建設や維持管理、施設の整備計画に伴う基礎調査・基本設計等の技術支援業務について、市町村等から受注し、実施している。

**(イ) 産業廃棄物処理業者優良性基準適合認定制度事業**

第三者評価機関として、都が定める優良性基準に適合する産業廃棄物処理業者を認定するとともに、排出事業者に対して情報提供を行っている。

**(ウ) 微量PCB廃棄物処理支援事業**

都内中小企業者から発生した微量PCBを含む廃絶縁油等の処分や微量PCBを含むおそれのある絶縁油の濃度分析を実施した者に対して、その経費の一部を助成している。

**(エ) 医療廃棄物適正処理推進事業**

都内大規模病院や都内診療所等から排出される医療廃棄物について、排出から最終処分までを電子マニフェスト等によって追跡管理し、その処理状況を排出事業者へ報告している。

**(オ) 中防外側諸事業**

東京都廃棄物埋立処分場における廃棄物処理を安全かつ安定的に行うことの目的として、廃棄物の受入、埋立作業及び環境保全対策等の業務を実施している。

**(カ) 凈化槽法定検査事業**

浄化槽法の指定検査機関として浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査を実施している。

**(キ) 河川環境保全事業**

東京都の代表的な河川である隅田川や神田川等 29 河川の浮遊ごみ等回収処理作業及び河川清掃に使用する船舶、分室等の保守管理業務を実施している。

**(ク) 清掃工場計器保全事業**

特別区の清掃工場や民間企業等が所管する施設に設置されている排ガス分析計等の保守点検業務を実施している。

**(ケ) 施設搬入不適物調査事業**

特別区の各清掃工場及び不燃ごみ処理センターの安定稼働を目的として、車両により搬入される一般廃棄物の不適物の検査業務を実施している。

**(2) 収益事業**

**ア 公益目的事業の推進に資する事業**

**(ア) 社有地の利活用事業**

水素社会の実現に向けたインフラ整備を図ることを目的として、運営事業者のE N E O Sとの事業用地賃貸借契約に基づき、江東区潮見の事業用地の一部を都内初のガソリンスタンド併設型水素ステーションとして貸し出している。

### 3 環境公社の財務状況

環境公社の令和4年度から令和6年度までの財務状況は、表A-3-2（正味財産増減計算書）及び表A-3-3（貸借対照表）のとおりである。

表A-3-2 令和4年度から令和6年度の正味財産増減計算書の推移

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	799	178	0
② 特定資産運用益	175	443	1,815
③ 事業収益	8,573,718	6,174,114	6,935,315
④ 受取補助金	503,374	3,274,008	4,461,880
⑤ 受取負担金	99,889	139,388	365,986
⑥ 雜収益	3,165	1,396	1,912
経常収益 計	9,181,121	9,589,529	11,766,910
(2) 経常費用			
① 事業費	8,088,563	9,734,668	11,692,813
② 管理費	25,232	29,467	36,022
経常費用 計	8,113,795	9,764,135	11,728,835
当期経常増減額	1,067,106	△ 175,074	27,380
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 固定資産売却益・受贈益	898	0	412
経常外収益 計	898	0	412
(2) 経常外費用			
① 固定資産除却損	2,706	23,804	31,645
② その他経常外費用	2,024	10,681	14,974
経常外費用 計	4,730	34,486	46,620
当期経常外増減額	△ 3,832	△ 34,486	△ 46,207
税引前当期一般正味財産増減額	1,063,274	△ 209,560	△ 18,827
法人税等	320	320	274
当期一般正味財産増減額	1,062,954	△ 209,880	△ 19,101
一般正味財産期首残高	4,576,606	5,639,560	5,429,679
一般正味財産期末残高	5,639,560	5,429,679	5,410,578

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産運用益	745	151	0
② 一般正味財産への振替額	△ 799	△ 178	0
当期指定正味財産増減額	△ 54	△ 26	0
指定正味財産期首残高	356,080	356,026	356,000
指定正味財産期末残高	356,026	356,000	356,000
III 正味財産期末残高	5,995,587	5,785,679	5,766,578

環境公社「財務諸表」より監査人抜粋

表A－3－3 令和4年度から令和6年度の貸借対照表の推移

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
I 資産の部			
1. 流動資産	4,661,469	5,809,556	7,139,759
2. 固定資産	221,295,717	321,965,875	346,182,688
(1) 基本財産	356,026	356,000	356,000
(2) 特定資産	219,229,258	319,717,809	343,877,417
うち預り基金積立資産	217,798,692	318,510,641	342,930,034
うちその他	1,430,565	1,207,167	947,383
(3) その他固定資産	1,710,433	1,892,065	1,949,270
資産合計	225,957,187	327,775,431	353,322,448
II 負債の部			
1. 流動負債	2,040,405	3,328,144	4,359,678
2. 固定負債	217,921,194	318,661,607	343,196,191
うち預り基金	217,798,692	318,510,641	342,930,034
うちその他	122,501	150,965	266,157
負債合計	219,961,600	321,989,752	347,555,870
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	356,026	356,000	356,000
2. 一般正味財産	5,639,560	5,429,679	5,410,578
正味財産合計	5,995,587	5,785,679	5,766,578
負債及び正味財産合計	225,957,187	327,775,431	353,322,448

環境公社「財務諸表」より監査人抜粋

### 第3 監査の結果

#### I 環境局全体について

##### (1) E B P M

###### ア 概要

Evidence-Based Policy Making (E B P M) とは、内閣官房行政改革推進本部事務局の「E B P Mガイドブック」によると、①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何かなど、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組とされている。

エビデンスとは、因果関係の裏付けとなるものである。狭義のエビデンスとは、政策手段の有効性を示す根拠をいい、後述するロジックモデルにおいては、各構成要素間の「矢印」が成立する根拠となるものである。広義のエビデンスとは、政策の必要性を示す根拠も含む。

エビデンスを収集することは政策効果を把握する上で重要ではあるが、政策効果を把握するためには、まずは政策の手段や目的を記述し、政策のどの部分の評価を行うかを設計することが必要とされる。そのための一つのツールとして、ロジックモデル（インプット（投入資源）、アクティビティ（活動）、アウトプット（活動による産出物）、アウトカム（政策効果）の間における論理的関係を簡潔に表現する説明図）を活用することが考えられる。

例えば都においては、保健医療局が所管する東京都がん対策推進計画（第三次改定）（令和6年3月）において、ロジックモデル及び評価指標の一覧が公表されている。同ロジックモデルでは、個別施策のアウトプットが中間アウトカム、分野別アウトカム、最終アウトカムにどのように論理的につながっているかが明示され、それぞれのアウトカムを評価するための指標＝エビデンスも併記されている。

同計画におけるロジックモデルの一例を示すと、最終アウトカムの一つを「がん死亡率の減少」として、最終アウトカム指標に「がんの75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）」、データソースを「国立がん研究センターがん情報サービス」と設定し、そこに結び付く形で「がん種別罹患率の減少（胃・大腸・肺・女性乳房）」等の分野別アウトカム指標を置いている。分野別アウトカム指標に対しても「喫煙率の減少」等の中間アウトカムが紐づき、中間アウトカムには「喫煙が健康に与える悪影響の理解促進に向けた関係機関と連携した普及啓発の実施」といった個別の施策がアウトプット指標と共に関連付けられ、全体として個別施策から最終アウトカムまで論理的なつながりが明確となっている。

## イ 監査の結果

E BPMは、より機動的で柔軟な政策形成・評価、いわゆるアジャイル型政策形成・評価を通じて政策の効果を最大化するアプローチとして、政府においてもE BPM推進委員会が設置されるなど重要視されている。一般的には、根拠の不明確な目標では、P D C Aサイクルを回しても、評価・分析が後付けの理由に終始し、適切なチェックとならず、適切なアクションにも結び付かない。その結果、現状維持を前提としたスタティック（静的）な政策形成・評価となってしまい、問題を先送りし、現在や将来の社会に不利益をもたらすことになりかねない。

一方、E BPMを通じてロジックモデルが整理された根拠のある目標であれば、評価・分析や見直し自体が目的化しないよう留意しつつ、状況の変化を含めてより的確な評価・分析と適切なアクションが可能となる。その結果、政策を機動的で柔軟に立案・修正できるよう、実効性のあるP D C Aサイクルを回し、ダイナミック（動的）な政策形成・評価を実現し、政策効果を最大化することができる。また、E BPMはロジックモデルにより投入資源から政策効果までの論理的なつながりを明示するものであるから、住民の目線に立っても、財源が何を目的として使われているか、政策の効果は発現しているのかといった理解を促進することができるため、行政の透明性の向上も図ることができる。

このように、E BPMの推進は今後の政策の形成・評価において不可欠であり、2050 東京戦略のビジョンである「世界で一番の都市・東京」を実現する上で、都は国や他の自治体に先駆けて率先して取り組み、様々な先行事例を示していくことが期待される。そこで、環境局が所管する各種計画について、E BPMの観点から改善すべき事項があるか検討を実施した。

まず、ゼロエミッション戦略 beyond カーボンハーフでは、「2035 年の目標までに温室効果ガス排出量を 60%以上削減（2000 年比）」を最終目標として掲げ、その達成に向けた 31 の個別目標を設定した上で、取り組むべき 10 の政策と主な取組、特に集中的に取り組む 8 つの重点プロジェクトを挙げている。このように最終目標と個別目標、政策に関連性を持たせている点は E BPM の考え方によく沿ったものと言える。

一方、最終目標は定量的であるため、主な取組がどの目標につながり、どの程度の排出量の削減を見込むのか、目標・政策・重点プロジェクト・理念・アプローチといった概念が最終目標の達成に向けてどのように関連しているのかなどを、対外的に分かりやすく示していくことが望ましい。また、排出量の削減においては都民の行動変容も不可欠であり、5 つのアプローチの一つとして「戦略的な仕掛けで一人ひとりの行動変容を促進」を挙げているが、意識の変化や理解の促進などに関する指標は設定されておらず、最終目標との論理的なつながりが明確とは言えない。

図B-1-1 ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフの概要

## ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフの策定

本編P10  
~18

- 2050年ゼロエミッションの実現に向け、**2030年カーボンハーフとその先の未来**を見据え、「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定
- **2035年までに温室効果ガス排出量を60%以上削減(2000年比)する新たな目標**を掲げ、その達成に向けた**31の個別目標**を設定。あらゆる取組を戦略的に展開し、世界のモデルとなる「脱炭素都市」を実現

<p><b>2050年ビジョンと2035年目標</b></p> <p><b>2050年ビジョン</b></p> <p>脱炭素社会を実現し、世界のネットゼロ達成に大きく貢献</p> <p><b>2035年目標</b></p> <p>温室効果ガス排出量<b>60%以上削減</b>ほか<b>31の個別目標</b>を設定</p>	<p><b>持続可能な未来を創る3つの理念と5つのアプローチ</b></p> <p><b>ゼロエミッションに向けた理念</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 シナジーを高め、脱炭素化が多様な社会課題へ同時に貢献</li> <li>2 東京が脱炭素化をけん引し、国内外のCO<sub>2</sub>削減に貢献</li> <li>3 あらゆる主体が団結して行動し、脱炭素化を実現</li> </ol> <p><b>施策の実効性を高めるアプローチ</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施策横断型のアプローチを展開</li> <li>2 脱炭素化に向けた仕組みと支援策で社会を誘導</li> <li>3 既存技術の徹底活用とDXも活用した新技術の早期実装</li> <li>4 戰略的な仕掛けで一人ひとりの行動変容を促進</li> <li>5 脱炭素社会を担う人材育成と産業の振興</li> </ol> <p><b>理念1イメージ</b> 分野間の相互連携でサステナブルに 仕組み</p> <p><b>アプローチ2・3イメージ</b> 脱炭素社会へ</p> <p><b>7つのTopicsも紹介</b></p> <p>▶ 衣食住全てをサステナブルで豊かなものに変革し、都市のレジリエンスを高める ゼロエミッションで東京はもっとよくなる ▶</p>
---	--

## 2035年温室効果ガス排出量削減に向けた31の目標

本編P14  
15

**カーボンハーフの先の道筋として  
2035年の新目標を設定**

- 2035年までに温室効果ガス排出量を2000年比で**60%以上削減**する新目標を設定
- 國際的に求められる水準※も踏まえ、エネルギー・資源の大消費地として更なる削減に意欲的に取り組む

※ IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）が求める  
「1.5 ℃目標」に整合する水準

**2035年温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、31の個別目標を掲げ、あらゆる分野で実効性のある取組を推進**

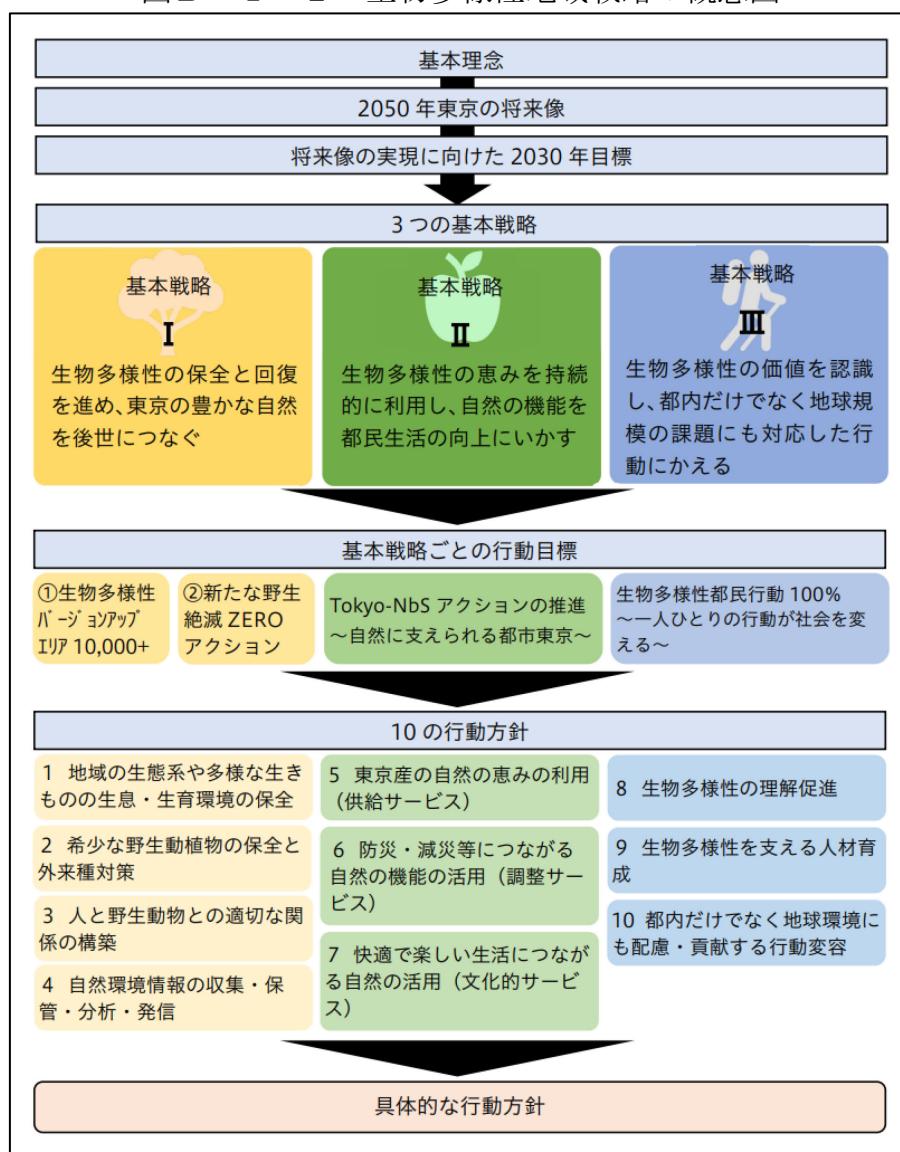
エネルギー消費量(2000年比)	再生可能エネルギー・ゼロエミッションビルの拡大	太陽光発電設備導入量	次世代型ソーラーセル導入量	洋上風力発電導入量
<b>50%以上削減</b>	<b>再生可能エネルギー電力利用割合</b>	<b>350万kW</b>	<b>約1GW</b>	<b>1GW以上</b>
家庭用蓄電池導入量 <b>350万kWh</b>	系統用蓄電池導入量(東電管内) <b>40万kW</b>	高効率給湯器の導入 <b>454万台</b>	断熱改修 <b>385万戸</b>	中小企業等への省エネ設備導入 <b>1万社</b>

都ホームページより監査人抜粋

次に、「東京都生物多様性地域戦略」は、東京の将来像を実現するための2030年目標として「自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる（＝ネイチャーポジティブの実現）」を掲げている。また、2030年目標の実現に向けた3つの基本戦略や基本戦略ごとの行動目標と行動方針が設定された上で各種取組が実施され、同戦略に基づく都の取組はアクションプランにおいて取りまとめられている。

これらの基本戦略や行動目標などの関連性は概念図として示されているものの、各取組のアウトプットと、同戦略における行動方針、行動目標、基本戦略、2030年目標との論理的なつながりや評価指標が明確とは言えない。

図B－1－2 生物多様性地域戦略の概念図



都ホームページより監査人抜粋

### （意見1－1）EBPMを踏まえた政策立案について

環境局が所管するゼロエミッション東京戦略、東京都生物多様性地域戦略等各種の計画・戦略に関して、EBPMの考え方に基づいているものの、ロジックモデルが明確でなく、行動変容や意識の変化、理解の促進などに関する指標も一部織り込まれていないなど、改善の余地がある。

EBPMを通じて、ロジックモデルにより投入資源から政策効果までの論理的なつながりを明示することで、より実効性のあるP D C Aサイクルを回し、政策効果を最大化するとともに、都民目線でも財源が何を目的として使われているのか、政策の効果は発現しているのかといった理解を促進でき、行政の透明性の向上も図ることができる。

したがって、今後環境局が所管する計画等の策定や改定に当たっては、将来における不確実性にも配慮しながら、ロジックモデルなどの手法も参考にし、論理的なつながりを分かりやすく明示することを検討されたい。あわせて、行動変容や意識の変化、理解の促進などに関する指標も盛り込まれたい。

## （2）東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書

### ア 概要

環境局は、東京都環境基本条例第9条の規定に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都環境基本計画を定めている。令和4年9月、「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適、希望にあふれた「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」の実現に向けた取組を進めていくため、新たな環境基本計画を策定した。

本計画は、3+1の「戦略」を掲げており、2050年のあるべき姿の実現に向け、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、目標を設定し、施策の方向性を示している。本計画に基づき、都民や事業者など様々な主体と力を合わせながら、「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適な、未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京の実現を目指し、全庁的に取組を推進している。

戦略0	危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現
戦略1	エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現
戦略2	生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現
戦略3	都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

また、環境局では、同条例第8条の規定に基づき、東京の環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書を定期的に作成し、公表している。

## イ 監査の結果

環境の保全に関する社会的な関心の高まりは論を待たないが、近年はとりわけ企業及び投資家を中心に気候変動への対応やその他のサステナビリティに関連した情報開示が重要視されている。これらの情報開示は、財務情報と非財務情報（ESG、人的資本、ビジネスモデル、戦略など）を一体的に開示する統合報告書の形で行われている。

例えば三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2025/10/cr\\_251001\\_01.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2025/10/cr_251001_01.pdf)）によると、統合報告書が表現すべきこととして「統合報告書を発行する企業が年々増え、財務報告のみではなく、非財務情報の発信がスタンダードになりつつある。企業側としては、自社の価値を多面的に伝えるために毎年工夫を重ね、読者も年次報告の性質を持つ統合報告書に対して、毎年の進化を期待している。また、時代の変化に応じて、項目や内容が更新されてしまうべきとも言える。すなわち統合報告書の役割は、財務年度と同じ時間軸で非財務も含めた企業の取組と成果を示すことと、中長期の社会変化を見据えた企業を取り巻く機会とリスクの双方を明らかにし、それらへの対応を通じた将来的な企業価値の可能性を表現することにある。」とされている。

また、経済産業省による「価値協創のための統合的開示・対話ガイドライン 2.0（2022年8月30日改訂）」によると、投資家は、気候関連情報それ自体のみならず、気候関連の取組が企業活動全体の中でどのように位置づけられ、それらが他の取組とどのようにつながり、財務にどのような影響を及ぼしているかという統合的な価値創造ストーリーに関心を持っているとされている。

これらは主に企業及び投資家を想定した記載ではあるものの、気候変動の分野を中心として、財務情報と非財務情報を一体的に開示することの重要性は、社会全体に浸透しつつあると言え、自治体における情報開示についても、住民の理解を促し説明責任を果たす観点から一定の考慮が必要である。

例えば大阪府の環境白書（[https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/kannosuisoken/hakusyo/hakusyo\\_2024.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/kannosuisoken/hakusyo/hakusyo_2024.html)）では、「第2章 各分野において講じた施策」において各事業の目的・実績に加えて年度の決算額も記載されており、各事業を財務情報と非財務情報の両面から理解しやすい構成となっている。

こうした観点から、環境局が作成・公表している東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書について、「環境の保全に関する施策の総合的な推進に資するとともに、都民に環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにす

る」という目的に即し、都民に対して十分な情報が開示されているか、特に近時注目される財務情報と非財務情報を一体的に開示することの重要性を踏まえた開示となっているかを確認した。

その結果、東京都環境白書／ゼロエミッショントリ白書には都の環境施策の実施状況（非財務情報）はまとめられているが、「2030年目標と実績」「施策の取組状況」のいずれについても、支出に係る金額（財務情報）の記載はなされていなかった。

（意見1－2）東京都環境白書／ゼロエミッショントリ白書への財務情報の掲載について

環境局が作成・公表している東京都環境白書／ゼロエミッショントリ白書では、都の環境施策の実施状況（非財務情報）はまとめられているが、「2030年目標と実績」及び「施策の取組状況」のいずれについても、支出に係る金額（財務情報）の記載はない。

近年では、気候変動の分野を中心に、財務情報と非財務情報を一体的に開示することの重要性は社会全体に浸透しつつあり、自治体における情報開示についても、住民の理解を促し説明責任を果たす観点から一定の考慮が必要である。

この点、都においては、環境施策の実施状況（非財務情報）に支出に係る金額（財務情報）を関連付けて記載することにより、ゼロエミッショントリ等の目標の達成に向けた取組にどれほどのコストが必要となるのかについて、都民の理解を促進することができる。

したがって、東京都環境白書／ゼロエミッショントリ白書における「2030年目標と実績」や「施策の取組状況」について、支出に係る金額の記載を可能な範囲で盛り込むことを検討されたい。

### （3）東京都環境審議会

#### ア 概要

東京都環境審議会は、東京都環境基本条例第25条に基づき置かれた知事の附属機関であり、知事が任命する委員42人以内で構成される。所掌事項は同条第2項のとおりであり、令和6年度の審議事項は「東京都環境基本計画に掲げた施策の進捗状況」である。

#### 第二十五条

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定に基づき、都の区域における環境の保全に関する事項を調査審議するため、知事の附属機関として、東京都環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。
- 一 環境基本計画に関すること。
  - 二 法令の規定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五条の五第三項を除く。）によりその権限に属させられた事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

また、東京都環境審議会は、総会と各部会から構成される。各部会の所掌事項は以下のとおりである。

表B－1－1 環境審議会の各部会の所掌事項

部会名	所掌事項
企画政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画に関する事項</li> <li>・地球環境問題に関する事項</li> <li>・他の部会に属さない環境保全に関する基本的事項</li> </ul>
大気騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止に関する基本的事項</li> <li>・悪臭防止に関する基本的事項</li> <li>・交通公害防止に関する基本的事項</li> <li>・騒音防止に関する基本的事項</li> <li>・振動防止に関する基本的事項</li> </ul>
水質土壤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止に関する基本的事項</li> <li>・土壤汚染防止に関する基本的事項</li> <li>・地盤沈下防止に関する基本的事項</li> </ul>

都ホームページより監査人作成

## イ 監査の結果

東京都環境審議会は、環境基本計画に関する事を審議事項としているため、同審議会が同計画のP D C Aサイクルにおいてどのような役割を果たしているかという観点から、担当者へのヒアリング及び関連書類の閲覧を実施した。

担当者によると、毎年度、審議会において、環境基本計画に係る施策の進捗状況や課題を報告しており、審議会で委員（有識者）から得られた意見等は各事業や翌年度予算に反映するなど、P D C Aサイクルを実施しているとのことであった。

具体的な例としては、第58回環境審議会企画政策部会において、令和6年度の環境審議会における脱炭素分野の主要課題の議論を踏まえ、委員からの視点を令和7年度予算及び事業にどのように反映させたか説明を行っているとのことであった。

しかし、同部会の公表資料を確認したところ、委員からの主な意見を踏まえ、令和7年度予算や戦略にその視点をどのように反映したかの概要は示されているものの、具体的にどの意見がどのように令和7年度予算及び事業に反映されたか明確ではなかった。

#### （意見1－3）東京都環境審議会について

東京都環境審議会は、環境基本計画に関する事を審議事項としている。担当者によると、環境局は、東京都環境審議会において、同計画に基づく施策の実績や課題などの進捗状況を報告しており、審議会で委員（有識者）から得られた意見は各事業や翌年度予算などに反映することで、P D C Aサイクルを実施しているとのことであった。

具体的な例としては、第58回環境審議会企画政策部会において、委員からの視点を予算及び事業にどのように反映させたか説明を行ったとのことであった。

しかし、同部会の公表資料（会議資料）を確認したところ、議論の中で生じた意見要旨がまとめられているものの、どのように予算及び事業に反映されたかが明確ではなかった。

この点、局が審議会を通じて環境基本計画のP D C Aサイクルを実施していることからすれば、審議会がP D C Aサイクルの機能を十分に発揮できるようになるため、委員から意見を得るだけでなく、具体的にどのように反映したかをフィードバックすることは重要である。さらに、都民に対しても、個別に議事録を参照させるのではなく、分かりやすく情報提供を行うことは、施策に対する理解の促進にもつながる。

したがって、東京都環境審議会における各委員の意見について、どのように予算及び事業に反映されたかを委員や都民に分かりやすく提示することを検討されたい。

### （4）出捐金

#### ア 概要

##### （ア）出捐金

環境局は、所管する助成事業を効果的かつ効率的に実施するため、多くの事業を環境公社に担わせている。局が公社に助成事業を担わせる場合のスキームはいくつか存在するが、その中の一つに都の出捐金を活用するものがある。

当該スキームでは、局は、公社が助成事業を実施するために必要な事務経費は事務費補助金により負担する一方、申請者に交付する助成金の原資は、公社と締結する出捐契約に基づき出捐する。公社はこれを基金化し、当該基金から支出する形を取っている。

出捐金は、地方自治法第 238 条第 1 項第 7 号の出資による権利として、都の公有財産として取り扱われている。

一方、公社の令和 6 年度決算においては、公益法人会計基準運用指針注解 13 「法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとする。なお、当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができる。ただし、当該補助金等が国又は地方公共団体等の補助金等交付業務を実質的に代行する目的で当該法人に一時的に支払われたものである場合等、当該補助金等を第三者へ交付する義務を負担する場合には、当該補助金等は預り補助金等として処理し、事業年度末における残高を負債の部に記載するものとする。」に基づき、預り基金として計上されている。

令和 6 年度において、局が出捐する事業と公社の基金の対応関係は以下のとおりである。

表 B－1－2 出捐金の事業と公社基金の対応関係

所管	出捐金の事業名	公社の預り基金名
環境局	(公財) 東京都環境公社出えん金 (断熱・太陽光住宅普及拡大事業)	災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業 既存住宅における省エネ改修促進事業基金
環境局	(財) 東京都環境公社出えん金 (東京ゼロエミ住宅導入促進事業)	東京ゼロエミ住宅導入促進事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出えん金 (断熱・太陽光住宅普及拡大事業)	災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業 家庭における蓄電池導入促進事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出えん金 (建築物環境報告書制度推進事業)	建築物環境報告書制度推進事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出えん金 (電気自動車等の普及促進事業 (個人向け))	電気自動車等の普及促進事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出えん金 (断熱・太陽光住宅普及拡大事業)	災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業 家庭における太陽光発電導入促進事業基金

所管	出捐金の事業名	公社の預り基金名
環境局	充電設備普及促進事業（集合・区市町村）	充電設備普及促進事業（集合・戸建住宅及び区市町村向け）基金
環境局	住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業	住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出えん金(次世代タクシーの普及促進事業基金)	次世代タクシーの普及促進事業基金
環境局	東京都環境公社出えん金(家庭のゼロエミッション行動推進事業基金)	家庭のゼロエミッション行動推進事業基金
環境局	公益財団法人東京都環境公社出えん金(プラ製容器包装・再資源化支援事業基金)	プラ製容器包装等・再資源化支援事業
環境局	(公財) 東京都環境公社出えん金(家庭の節電マネジメント事業)	家庭の節電マネジメント(デマンドレスポンス)事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出えん金(電動バイクの普及促進事業(個人向け))	電動バイクの普及促進事業基金
環境局	(財) 東京都環境公社出えん金(戸建住宅におけるV2H普及促進事業)	災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業 電気自動車等の普及促進事業(V2H)基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出えん金(断熱・太陽光住宅普及拡大事業)	災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業 熱と電気の有効利用促進事業基金
環境局	省エネ型ノンフロン機器普及促進事業基金	省エネ型ノンフロン機器普及促進事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出えん金(区市町村との連携による環境政策加速化事業)	区市町村との連携による環境政策加速化事業基金
環境局	(財) 東京都環境公社出えん金(水素スマートエネエリア形成推進事業(家庭部門))	水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業基金
環境局	(財) 東京都環境公社出えん金(小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業)	小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出えん金(区市町村との連携による地域環境力活性化事業)	区市町村連携による地域環境力活性化事業基金
環境局 産業労働局	(公財) 東京都環境公社出えん金(島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業)	島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業基金
環境局	(財) 東京都環境公社出えん金(集合住宅における再エネ電気導入先行実装事業)	集合住宅における再エネ電気導入先行実装事業基金
環境局	(財) 東京都環境公社出えん金(地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業)	地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業基金

所管	出捐金の事業名	公社の預り基金名
環境局	(財) 東京都環境公社集合住宅における再エネ電気促進事業	集合住宅における再エネ電気導入促進事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出えん金(次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業)	次世代再生可能エネルギー社会実装推進事業基金
環境局	区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業基金	区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出えん金(省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業基金)	省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出えん金(アグリゲーションビジネス実装事業)	アグリゲーションビジネス実装事業基金
環境局	公益財団法人東京都環境公社出えん金(資源循環・廃棄物処理のDX推進事業基金)	資源循環・廃棄物処理のDX推進事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出えん金(低公害・低燃費車の普及促進事業基金)	低公害・低燃費車の普及促進事業基金
環境局	公益財団法人東京都環境公社出えん金(CEへの移行促進事業基金)	サーキュラー・エコノミーへの移行推進事業基金
環境局	公益財団法人東京都環境公社賃貸住宅省エネ化再エネ導入促進事業	賃貸住宅における省エネ化・再エネ導入促進事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出えん金(PFOS等含有泡消火薬剤の転換促進事業基金)	PFOS等含有泡消火薬剤の転換促進事業基金
環境局	公益財団法人東京都環境公社出えん金(東京都微量PCB廃棄物処理支援事業基金)	微量PCB廃棄物処理支援事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出えん金(Airソーラー社会実装推進事業)	Airソーラー社会実装推進事業基金
環境局	公益財団法人東京都環境公社出えん金(使用済住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業基金)	使用済住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業基金
環境局	公益財団法人東京都環境公社出えん金(小売ロス削減総合対策事業基金)	小売ロス削減総合対策事業基金
環境局	マンション充電設備普及促進事業	マンション充電設備普及促進事業
環境局	公益財団法人東京都環境公社出えん金(CEの実現に向けた社会実装化事業基金)	サーキュラー・エコノミーの実現に向けた社会実装化事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出えん金(環境配慮型ガソリン計量機導入促進事業基金)	環境配慮型ガソリン計量機導入促進事業基金

都提供資料より監査人作成

#### (イ) 出捐金の残高

環境局が環境公社との契約に基づき出資した出捐金については、公有財産として東京都各会計歳入歳出決算附属書類のうち財産に関する調書の「出資による権利（普通財産）」に決算年度末残高がまとめられている。

また、公社の側からみると、局からの出捐金は前述のとおり公社における預り基金として会計処理され、その年度末残高は財産目録により公表されている。

### イ 監査の結果

#### (ア) 出捐金を活用するスキーム

まず、出捐金を活用するスキームは、環境公社が担う助成事業について助成金原資を出捐金、経費を事務費補助金の形で環境局が負担しているとまとめられる。

例えば、「区市町村との連携による地域環境力活性化事業」においては、同事業の実施要綱に基づき、局は公社と出捐契約を締結し、公社が造成する「区市町村との連携による地域環境力活性化事業基金」に出捐する。公社は基金を基に、局の取組の方向性に沿った環境政策を実施する都内の区市町村等に対して、その経費の一部を補助する。また、同事業に係る事務費補助金交付要綱に基づき、同事業に係る事務の実施に必要な経費を補助金（事務費補助金）として交付する。

次に、補助金と出捐金の相違点として、出捐金はあくまで公社との間の契約に基づくものであり、東京都補助金等交付規則のように統一的に適用される都の規程は存在しない。交付する助成金の原資が補助金であるケースでは、東京都補助金等交付規則に基づき、会計年度終了時には実績報告と補助金等の額の確定が行われる（第15条、第16条）ため、補助事業は基本的に単年度で終了する。

一方で、出捐金についても各年度の末日において実績状況の報告は定められているものの、既に出捐という形で支出が行われているため、実績報告時に交付額を確定する必要がなく、公社は出捐契約の解除又は事業の終了時まで複数年度にわたり基金を基に事業を実施できる。

#### 東京都補助金等交付規則

##### （実績報告）

第十五条 補助事業等が完了したとき、または補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業者等をして次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出させなければならない。第十三条第三号の規定により廃止の承認をした場合も、また同様とする。

##### 一 補助事業等の成果

二 補助金等に係る収支計算に関する事項  
三 その他必要と認める事項

(補助金等の額の確定等)

第十六条 前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

このように、出捐金を活用するスキームは、補助金の制度上の制約とも言える単年度主義にとらわれず、柔軟かつ継続的に事業を実施できる点が特徴である。しかし、都の財源を基に助成事業を実施するという点では、公社により助成事業が適正に実施され、収支が適切に管理されているかについて、局がモニタリングを行う必要がある。

特に、公社が出捐金により実施する事業の種類及び規模は近年大きく拡大しており、不正な申請事例も把握されていることから、局が公社の審査体制を含む適正な事業執行を直接検査する必要性は増している。

こうした都の部局によるモニタリングの参考事例として、生活文化局では、公益財団法人東京都私学財団（以下「私学財団」という。）を通じて学校を交付先とする助成事業については、学校に交付する助成金の原資（事業費）及び事務費を補助金により私学財団に交付している。生活文化局は、当該助成金の交付が適正に執行されることを担保するため、公益財団法人東京都私学財団検査基本計画（以下「検査基本計画」という。）及び公益財団法人東京都私学財団検査事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）を策定し、検査を実施している。検査基本計画は、検査目的、検査対象年度、検査内容、検査項目を定めるほか、事務取扱要領においては、検査する書類、検査対象事業に係る要綱や審査用チェックリストの事前提出なども定めている。

これらを踏まえ、環境局が所管する出捐金を活用する助成事業について、適正な事業執行を担保するためにどのような対応を行っているかという観点から、出捐契約書を閲覧した。

出捐契約書には、「現地調査」及び「経理上の検査」が規定されている。例えば、「区市町村との連携による地域環境力活性化事業」に係る出捐契約では、第8条の補助金交付事業の実施状況等の報告に関する規定として、当該報告に係る書類等を審査し、必要に応じて「現地調査」を行うものとされている。また、同契約の第11条では、「経理上の検査」として、公社は都が基金及び補助金交付

事業に係る検査を求めた場合、これに応じなければならず、都の求めがあった場合は帳簿書類その他の資料を提出しなければならないとされている。

このように、出捐契約上規定されている「現地調査」及び「経理上の検査」は、公社が出捐により実施する事業に対して都がモニタリングを行う手段として設計されている。このため、「現地調査」及び「経理上の検査」についてどのように計画及び実施しているか、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、公社は、助成金交付事務について、これまで培ってきた経験、専門的な知見やノウハウを有している。交付事務の適正性の確保は、公社の責任の下で自主的に実施しているとの前提から、局が所管する出捐金を活用する助成事業のいずれにおいても、公社からの実績報告において異常や不備がなかったため、「現地調査」や「経理上の検査」は実施していないとのことであった。さらに、どのような場合に「現地調査」や「経理上の検査」を実施し、どのような項目をチェックするかという整理も、局内では行われていないとのことであった。

#### （意見 1－4）出捐金の検査について

環境局が環境公社に助成事業を担わせる場合のスキームの一つに、出捐金を活用するものがある。当該スキームでは、公社が担う助成事業について、局と公社で締結する出捐契約に基づき、助成金の原資を局が公社に出捐する。補助事業とは異なり、単年度で終了させ、実績報告時に交付額を確定する必要がなく、公社は出捐契約の解除又は事業終了時まで複数年度にわたり事業を実施できる。一方、局によるモニタリングとして、必要に応じて「現地調査」及び「経理上の検査」を行うことが出捐契約に規定されている。

この点、担当者へのヒアリングによると、局のモニタリング手段である「現地調査」及び「経理上の検査」については、局が所管する出捐金を活用する助成事業のいずれにおいても、公社からの実績報告において異常や不備がなかったため実施しておらず、また、どのような場合に実施し、どのような項目をチェックするかという整理も行われていない。

出捐金を活用するスキームは、局の助成金交付事務を代行させている実態を踏まえれば、局は公社に対して、申請者からの提出書類を適正に審査した上で助成金を交付していることを確認する検査を行い、適正な事業執行を担保する必要性がある。さらに、当該スキームは補助事業とは異なり、複数年度にわたって事業が継続することから、事業期間を通じて適正な事業執行がなされるよう、定期的に検査を行う必要がある。特に、出捐金を活用する助成事業の種類及び規模はここ数年大きく拡大しており、不正な申請事例も把握されていることから、局が公社の審査体制を含む適正な事業執行を直接検査する必要性は増していると

言える。

したがって、局は出捐金を活用する助成事業について、対象事業や実施項目を明確化した検査方針及び検査計画を策定し、それに基づいて定期的な検査を実施されたい。

#### (イ) 出捐金の残高

環境局が環境公社との契約に基づき出捐した出捐金は、公社の預り基金と対応するものである。そこで、令和6年度末における両者の財務情報の整合性を確認するため、都の財産に関する調書の「出資による権利（普通財産）」と公社の財産目録（預り基金の一覧）の比較を行ったところ、以下のとおり差異があった。

表B－1－3 都の出資による権利と公社の預り基金の比較

(単位：千円)

預り基金名 (公社)	令和6年度末 残高 (A)	財産に関する調書において 対応する出捐金の名称 (都)	令和6年度末 残高 (B)	差異 (A-B)
東京ゼロエミ住宅導入促進事業基金	27,765,917	(財) 東京都環境公社出えん金（東京ゼロエミ住宅導入促進事業）	30,415,917	△2,650,000
区市町村との連携による環境政策加速化事業基金	1,373,852	(公財) 東京都環境公社出えん金（区市町村との連携による環境政策加速化事業）	2,331,595	△957,743
区市町村連携による地域環境力活性化事業基金	773,886	(公財) 東京都環境公社出えん金（区市町村との連携による地域環境力活性化事業）	754,617	19,269
環境配慮型ガソリン計量機導入促進事業基金	0	(公財) 東京都環境公社出えん金（環境配慮型ガソリン計量機導入促進事業基金）	110,580	110,580

都提供資料より監査人作成

東京ゼロエミ住宅導入促進事業基金に係る差異の要因について担当者へヒアリングを実施したところ、令和6年度中に出捐額の追加 2,650,000 千円について契約変更が行われたが、公社への入金は令和7年4月1日となった。

都における出捐金の処理として、都の公有財産台帳における「出資による権利台帳」については、取得年月日を「当該出資、出えんによる権利を取得した年月

日を登録すること」と公有財産台帳等処理要綱に定められているところ、局では「出捐による権利を取得した日」は契約締結日とする運用であり、当該運用に基づき契約締結が行われた令和6年度に計上したことであった。

一方、局においては令和6年度中に支出の事務手続が完了したものの、公社においては入金が未了であったことから令和6年度末時点においては預り基金としては計上されず、その結果として都と公社の計上額で差異が生じたとのことであった。

上記の差異理由を踏まえ、契約締結日を「出捐による権利を取得した日」とする運用の根拠について確認したところ、当該運用及びその根拠については明確な整理がなされていなかった。

また、区市町村との連携による環境政策加速化事業、区市町村との連携による地域環境力活性化事業、環境配慮型ガソリン計量機導入促進事業に係る出捐金については、いずれも局側における単純な事務処理の誤りであり、公社側の計上額が正であることであった。

なお、いずれも現在においては最新の残高として公社の基金残高と整合する適切な数字が把握されているが（環境配慮型ガソリン計量機導入促進事業基金は運用を終了）、令和6年度の都の財産に関する調書には誤った数値が公表されている状況である。

#### （意見1－5）出捐金の異動時期について

東京ゼロエミ住宅導入促進事業基金については、令和6年度中に出捐額の追加2,650,000千円について契約変更が行われたが、公社への入金は令和7年4月1日となった。

都の公有財産台帳における「出資による権利台帳」については、取得年月日を「当該出資、出えんによる権利を取得した年月日を登録すること」と公有財産台帳等処理要綱に定められているところ、環境局では「出捐による権利を取得した日」は契約締結日とする運用としており、当該運用に基づき契約締結が行われた令和6年度に出捐金として計上したことであった。

一方、局においては令和6年度中に支出の事務手続が完了したものの、公社においては入金が未了であったことから、令和6年度末時点においては預り基金として計上されず、その結果として都と公社の計上額で差異が生じた。

上記の差異理由を踏まえ、局に「出捐による権利を取得した日」を契約締結日とする運用の根拠についてヒアリングを実施したところ、当該運用及びその根拠について明確な整理がなされていなかった。

したがって、局において適切な運用が継続されるよう、上記の運用及びその根拠を改めて整理し明文化した上で、それに基づき運用することを検討されたい。

### (指摘 1－1) 出捐金の計上事務について

環境局が環境公社との契約に基づき出資した出捐金のうち、区市町村との連携による環境政策加速化事業、区市町村との連携による地域環境力活性化事業、環境配慮型ガソリン計量機導入促進事業に係る出捐金については、局の事務処理誤りにより、都の財産に関する調書における令和6年度末の残高が、公社の財産目録における残高と相違する結果となった。

都における財産管理において、公社の基金額と一致させるべきところ、相違が生じていたこととなるが、こうした事務処理誤りは、公社からの毎月の実施報告書に記載されている残高と局が把握する残高の突合を実施することで容易に防ぐことができるものである。したがって、毎月の残高照合を実施されたい。

### (ウ) 出捐金を活用する助成事業の実施報告

環境局と環境公社との出捐契約に基づく助成事業については、出捐契約において、公社が局に対して実施状況等の報告を行うことが定められている。

実施状況等の報告に関する様式は、「充電設備普及促進事業（集合・区市町村）」の令和7年3月の報告書を例に挙げると、以下のとおりである。

図B－1－3 充電設備普及促進事業における助成金交付事業  
実施状況報告書（令和7年3月分）

1 報告基準日 令和7年3月末日現在				
2 令和7年度の助成金交付事業実施状況				
助成対象設備の種別	申請受付 件数	助成金交付決定 件数	助成金不交付決定 件数	
充電設備（集合住宅）	0件 0基	0件 0基	0件 0基	
太陽光発電システム	0件	0件	0件	
充電設備（事務所、工場等）	198件 258基	184件 317基	0件 0基	
3 充電設備普及促進事業基金収支状況				
令和7年2月末日時 残高	取崩済額	返還受入額 (件数)	返還受入予定額 (件数)	令和7年3月末日時 残高
17,980,881,000円	19,364,000円	223,000円 (1件) (1基)	0円 (0件) (0基)	17,961,740,000円
※令和6年8月1日 出えん金入金 353,020,000円				

都提供資料より監査人抜粋

報告様式では、申請受付や助成金交付決定などの実施状況及び収支状況を報告させているが、それらは実績数値の報告にとどまり、年度における月次推移や過年度との比較分析、実務上把握されたニーズや運用上の課題などは報告事項に含まれていない。

公社の担当者によると、局とのコミュニケーションは予算要求時を中心に緊密に実施しているとのことであったが、定期的なコミュニケーション内容を文書として残す運用とはなっていなかった。

#### （意見1－6）出捐金を活用する助成事業の実施報告について

環境局と環境公社との出捐契約に基づく助成事業において、公社から局への実施状況等の報告では、申請受付や助成金交付決定等の実施状況、収支状況の各種数値の報告にとどまり、年度における月次推移や過年度との比較分析、実務上把握されたニーズや運用上の課題などは報告事項に含まれていない。

公社の担当者によると、局とのコミュニケーションは、予算要求時を中心に緊密に実施されているとのことである。しかし、定期的なコミュニケーション内容を文書として残す運用とはなっておらず、公社が現場での運用をタイムリーに報告する上で、現行の様式には改善の余地があると考えられる。

局と公社は協議の上、例えば申請件数について前期比較や月次推移の分析を行う項目を追加し、直近の傾向や課題を文書で把握できるよう、様式の変更を検討されたい。

### （5）環境に関する研究

#### ア 概要

環境局では、環境に関する研究を直接行っていないものの、環境政策に寄与するため、環境公社（東京都環境科学研究所）に研究を委託し、様々なテーマで研究を実施している。具体的な研究テーマは以下のとおりである。

表B－1－4 令和6年度における都からの受託研究

No.	研究テーマ
1	都有施設のゼロエミッションビル化に向けた調査研究
2	グリーンインフラによる暑熱環境改善効果に関する研究
3	複合化された廃プラスチックのリサイクルに関する調査研究
4	熱分解G C / M Sによるプラスチックの分析に関する研究
5	使い捨てプラスチックの削減による環境負荷低減の検証に関する研究
6	東京湾沿岸域における底層環境改善に関する研究
7	都内河川における衛生指標細菌の発生源の推定に関する研究

8	水素エネルギーの実装化に向けた調査研究
9	東京における地下水の実態把握に関する研究
10	保護上重要な野生生物種の保護策強化に向けた調査研究
11	自動車環境対策の総合的な取組に関する研究
12	微小粒子状物質の濃度低減等に関する研究
13	高濃度光化学オキシダントの低減対策に関する研究
14	有害化学物質によるリスク評価及びその危機管理に関する研究

都提供資料より監査人作成

環境局は、「環境基本計画 2022」や「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」等の各種計画において、東京都の環境施策における目標や方向性などを示しており、こうした環境施策に関する記述の中で研究を実施する旨が示されている。

一方、公社においては、東京都環境公社 2030 ビジョンにおいて、事業戦略として「主要 6 分野の事業及び取組を強化し、東京都環境基本計画等が示す都の環境施策の目標達成に貢献する。」と掲げている。また、事業戦略 6 の方針として「これまでの調査・研究の成果を踏まえ、脱炭素社会の実現や生物生態系保全、気候変動適応の取組・発信を展開するとともに、将来の環境科学研究所のあるべき姿を示し、その具現化に組織を挙げて取り組んでいく。」としている。

こうした中で、公社は社会環境や研究環境の変化の下で東京都環境科学研究所が行う調査研究全体の今後の方向性を明らかにするとともに、各調査研究相互の整合性を図ることを目的として、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を期間として東京都環境科学研究所中期研究戦略を策定している。

## イ 監査の結果

気候変動や生態系の変化は長期的スパンで進行するものであり、都における環境に関する研究も、中長期的な視野をもって計画的に実施することが効率性及び有効性の観点から重要である。

この観点から、都の課題解決に必要な研究を設定するプロセスやロードマップなどの有無について、環境局の担当者へヒアリングを実施したところ、環境局は、環境施策における目標や方向性などを示し、都の環境に関する研究を将来的にどのように進めていくかという方向性は、環境公社の東京都環境科学研究所中期研究戦略において策定しているとのことであった。

同戦略では、「環境科学研究所の取り組むべき環境課題及び組織、運営上の課題」「今後の調査研究等の取組」「効果的な調査研究等の推進」といった項目を定めている。また、東京都環境科学研究所が行う調査研究の具体的な方向性を分野

別に定めたものとして「東京都環境科学研究所中期研究戦略ロードマップ」も作成されている。

しかし、同戦略に記載がある同研究所の大規模改修について検討が行われた実績は確認できなかった。

また、公社では、中期研究戦略の進捗管理や中間的な評価には、同研究所が実施する研究等の外部評価機関である外部評価委員会を活用しているとのことであった。

しかし、各委員に中期研究戦略を示し、同戦略の観点から各研究を評価する運用は明文化されていなかった。

#### （意見1－7）研究に関するビジョンやロードマップについて

環境局は、都の環境政策に寄与するため、環境公社（東京都環境科学研究所）に研究を委託し、様々なテーマで研究を実施している。一方、公社は、東京都環境科学研究所中期研究戦略において、都の環境に関する研究を将来的にどのように進めていくかのロードマップを策定している。同戦略では、「環境科学研究所の取り組むべき環境課題及び組織、運営上の課題」「今後の調査研究等の取組」「効果的な調査研究等の推進」といった項目を定めている。また、東京都環境科学研究所が行う調査研究の具体的な方向性を分野別に定めたものとして「東京都環境科学研究所中期研究戦略ロードマップ」も作成されている。

しかし、同戦略では、同研究所の大規模改修について検討が行われた実績は確認できなかった。

また、公社では、中期研究戦略の進捗管理や中間的な評価には、同研究所が実施する研究等の外部評価機関である外部評価委員会を活用しているとのことであったが、各委員に中期研究戦略を示し、同戦略の観点から各研究を評価する運用は明文化されていなかった。

気候変動や生態系の変化は長期的スパンで進行するものであり、都における環境に関する研究も中長期的な視野をもって計画的に実施し、P D C Aサイクルを回すことが効率性及び有効性の観点から重要である。また、同研究所の大規模改修についても、今後の研究の方向性を踏まえ、検討すべきものである。

したがって、都市環境の分野で世界をリードするため、局と公社は、次期中期研究戦略の策定に当たり、東京都環境科学研究所の中長期的な研究の方向性を踏まえた施設整備の検討を行うとともに、外部評価委員会の委員に中期研究戦略を示し、同戦略の観点から各研究を評価する運用を明文化し、適切なP D C Aサイクルを実施されたい。

## II ゼロエミッションの実現について

### 1 ゼロエミッション東京戦略

#### (1) ゼロエミッション東京戦略

##### ア 概要

都では、国連気候変動枠組条約第15回締約国会議にて採択されたパリ協定に基づく「1.5度目標」（産業革命以前に比べて地球の平均気温上昇を1.5度以内に抑える）を達成するため、2050年CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロにすることを目標として掲げており、2050年までの目標として、ゼロエミッション東京戦略の中で様々な目標を設定している。

温室効果ガス排出量については、2000年対比で2030年に50%削減、2035年に60%以上削減することを目指しており、これらの削減目標を達成するため、エネルギー消費量の50%削減や再生可能エネルギー利用率の50%向上などを掲げている。

なお、ゼロエミッション東京戦略は全体として環境局が所管しているが、一部の目標については他局が所管している。環境局が所管し、かつ数値が設定されている目標は以下のとおりである。

表B－2－1 ゼロエミッション東京戦略における目標

政策	目標	2030年目標	2035年目標
最終目標	都内温室効果ガス排出量 (2000年比)	50%削減	60%以上削減
	産業・業務部門(※)	50%程度削減	
	家庭部門(※)	45%程度削減	
	運輸部門(※)	65%程度削減	
再生可能エネルギーの基幹エネルギー化	再生可能エネルギー電力 利用割合	50%程度 (中間目標2026年 30%程度)	60%以上
	都内太陽光発電設備導入 量	200万kW以上	350万kW
	Airソーラー導入量		約1GW
	洋上風力発電導入量		1GW以上
	家庭用蓄電池導入量	250万kWh	350万kWh
ゼロエミッション ビルの拡大	都内温室効果ガス排出量 (2000年比)(再掲)	50%削減	60%以上削減
	都内エネルギー消費量 (2000年比)	50%削減	50%以上削減
	産業・業務部門	35%程度削減	

政策	目標	2030 年目標	2035 年目標
ゼロエミッショ ンモビリティの推進	家庭部門	30%程度削減	
	運輸部門	65%程度削減	
	高効率給湯器の導入	約 360 万台	約 454 万台
	断熱改修	355 万戸	385 万戸
ゼロエミッショ ンモビリティの推進	集合住宅への充電設備	6 万口	12 万口
サーキュラーエコ ノミーへの移行	一般廃棄物のリサイクル 率	37%	40%程度 (目安水準)
	廃プラスチック焼却量 (2017 年度比)	40%削減	50%削減
	食品ロス発生量 (2000 年度比)	60%削減	65%削減
フロン対策	フロン排出量 (2014 年比)	65%削減	70%削減
気候変動適応策の 推進	クーリングシェルターの 設置数	2,600 施設	3,000 施設
	微小粒子状物質 (PM2.5) 濃 度	各測定局の年平均 10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	各測定局の年平均 10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下を継 続して達成
	光化学オキシダント濃度	年間 4 番目に高い日 最高 8 時間値の 3 年 平均 0.07ppm 以下	年間 4 番目に高い日 最高 8 時間値の 3 年 平均 0.07ppm 以下
都庁の率先行動・ 目標	都府県施設の太陽光発電導 入量累計	7.4 万 kW	Air ソーラー等導 入約 1 万 kW
	温室効果ガス排出量 (2000 年度比)	55%削減	
	エネルギー消費量 (2000 年度比)	35%削減 (知事部局等) 50% 以上削減	
	再エネ電力利用割合	65%以上 (知事部局等) 100%	

※部門別排出量目標については、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量を対象としている。

ゼロエミッショ  
ン東京戦略 Beyond カーボンハーフ、  
東京都環境白書／ゼロエミッショ  
ン東京白書より監査人作成

## イ 監査の結果

### (ア) ゼロエミッション東京戦略の進捗

#### a 温室効果ガス排出量

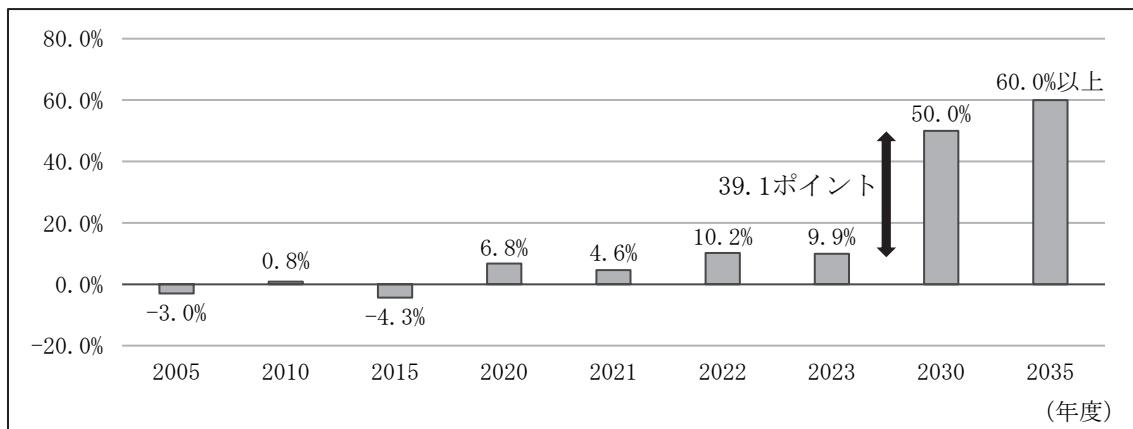
温室効果ガス排出量は、直近の2023年度（速報値）で2000年比9.9%の削減にとどまっている。年度により多少の増減があるものの、削減量の伸びはわずかであり、2030年及び2035年の目標とは依然として大きな乖離がある。

なお、温室効果ガス排出量は、エネルギー消費量にCO<sub>2</sub>排出係数を乗じて算定されるため、削減に当たっては、CO<sub>2</sub>排出係数とエネルギー消費量の双方を考慮する必要がある。

ゼロエミッション東京戦略においては、2030年のCO<sub>2</sub>排出係数を国が示す値を参考に、0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWhと設定している。しかし、現状では、2023年度（速報値）で0.405kg-CO<sub>2</sub>/kWhにとどまっている。

各部門におけるCO<sub>2</sub>排出量を見ると、運輸部門は順調に削減が進み、2023年度（速報値）で52.6%と2030年目標に近づいている。一方、産業・業務部門は、目標値と約40ポイントの乖離があり、目標達成にはほど遠い状況である。また、家庭部門では東京都における世帯数増加が影響し、2000年比で19.3%と増加している。

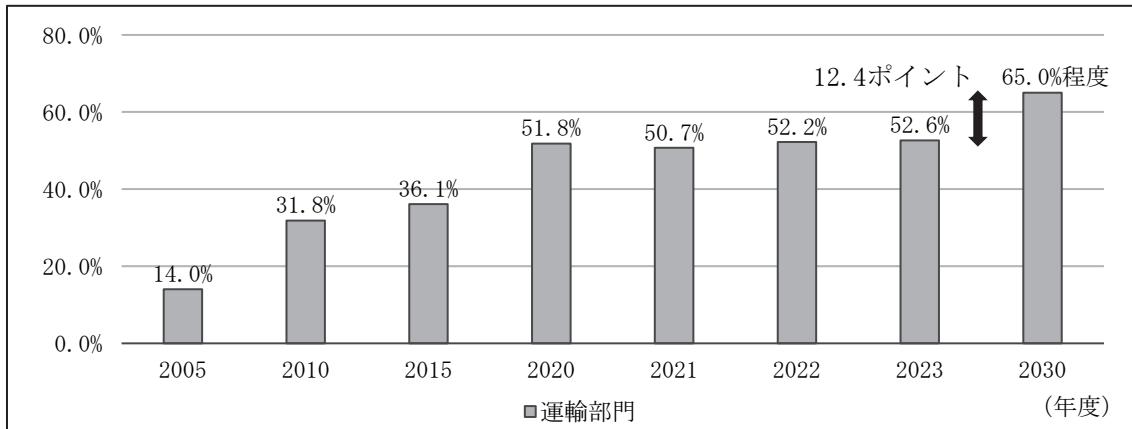
図B-2-1 温室効果ガス排出量削減率（2000年比）



※2030及び2035は「年」単位であり、目標値を記載している。

都提供資料、ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフより監査人作成

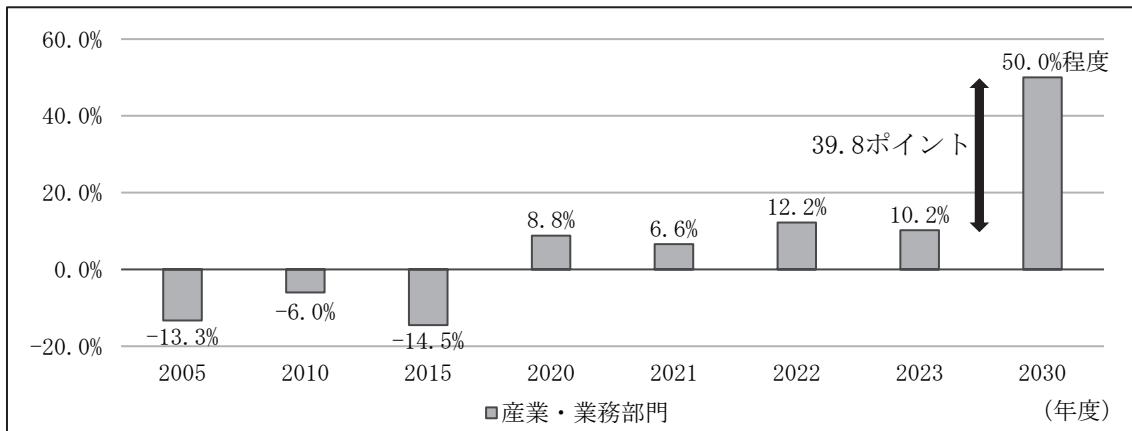
図B－2－2 運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量削減率（2000年比）



※2030は「年」単位であり、目標値を記載している。

都提供資料、東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書より監査人作成

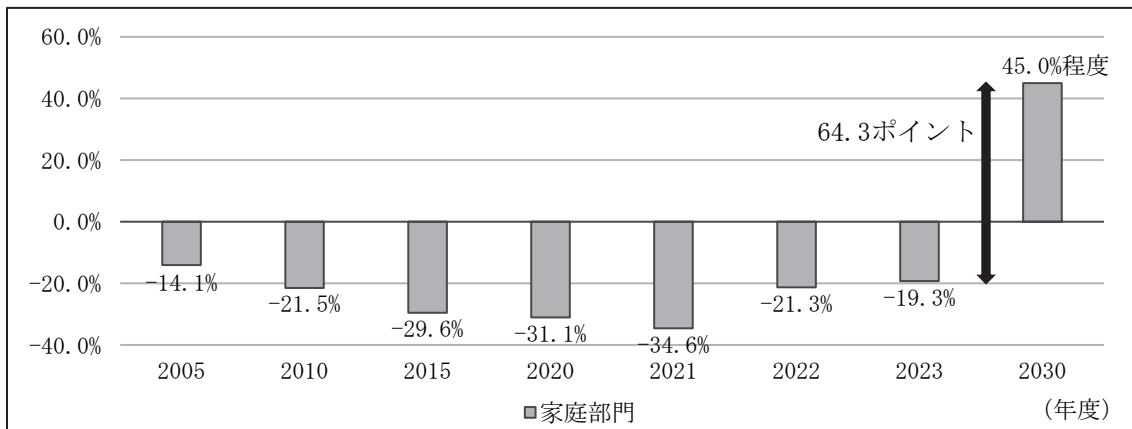
図B－2－3 産業・業務部門のCO<sub>2</sub>排出量削減率（2000年比）



※2030は「年」単位であり、目標値を記載している。

都提供資料、東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書より監査人作成

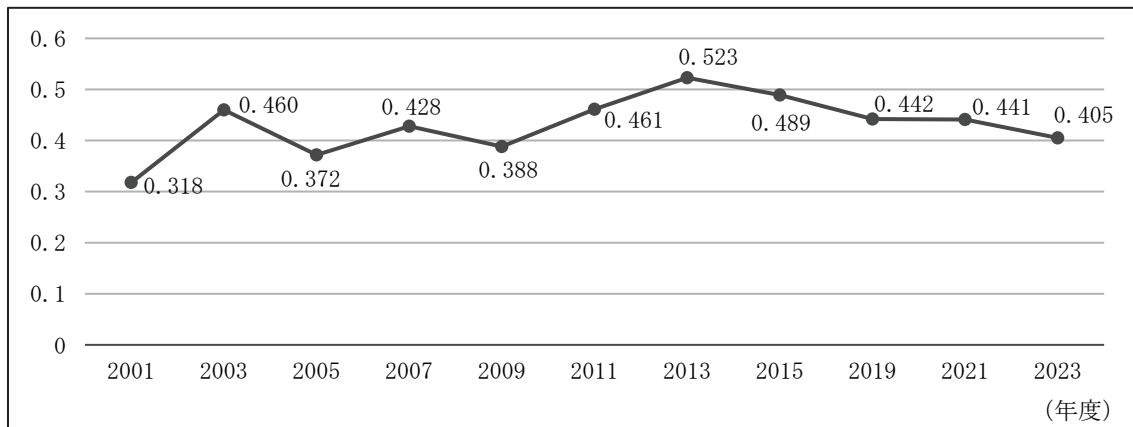
図B－2－4 家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量削減率（2000年比）



※2030は「年」単位であり、目標値を記載している。

都提供資料、東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書より監査人作成

図B－2－5 電力の二酸化炭素排出係数



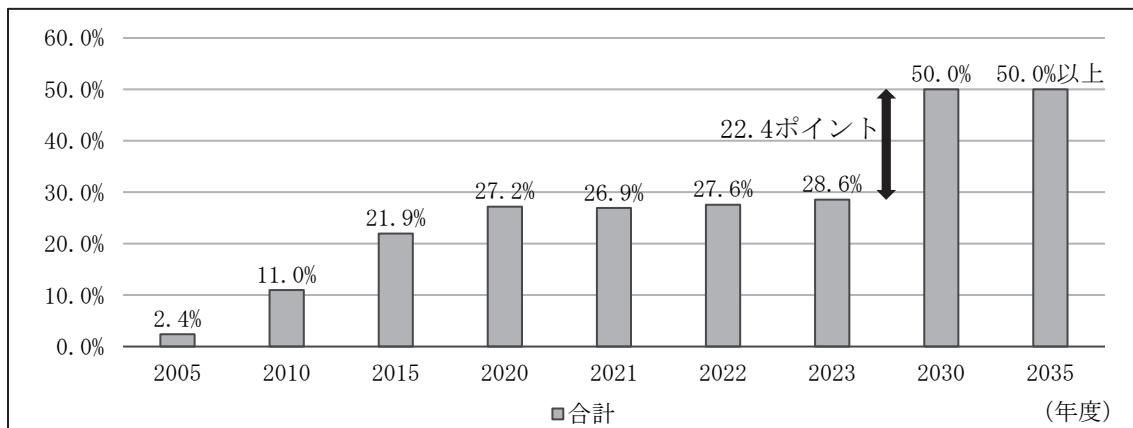
都提供資料、都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査より監査人作成

### b エネルギー消費量

エネルギー消費量は、2030年目標である50%削減に対し、直近4年間はほぼ増減なく27%から28%程度で推移している。部門別では、運輸部門及び産業・業務部門は2023年度（速報値）で2030年目標に近い水準にあるが、家庭部門については2000年とほぼ変わらない消費量であり、2030年目標の30%程度から大きく乖離している状況である。

なお、前述したとおりエネルギー起源CO<sub>2</sub>の削減に当たってはCO<sub>2</sub>排出係数が関係しているが、CO<sub>2</sub>排出係数が改善しない場合、2030年の温室効果ガス排出量削減目標を達成するためには、エネルギー消費量を50%よりも更に削減しなければならない。

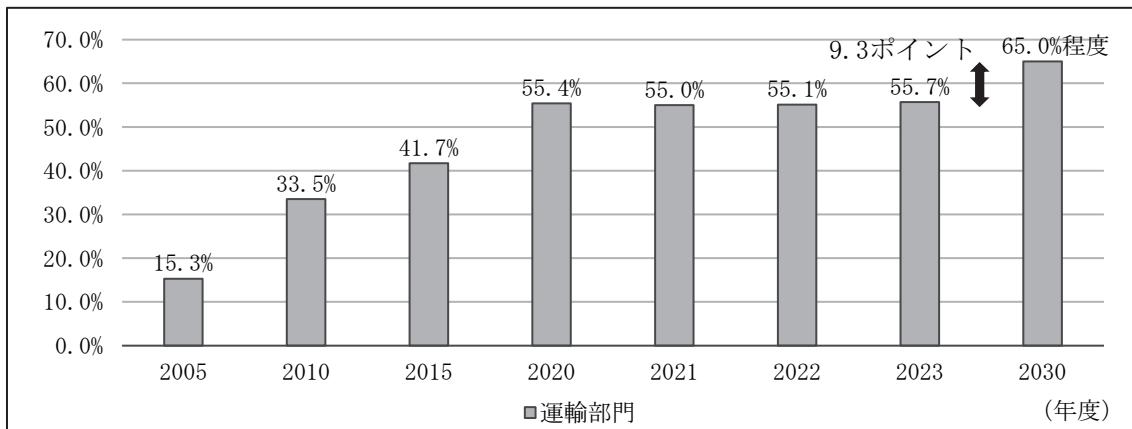
図B－2－6 都内最終エネルギー消費量削減率（2000年比）



※2030及び2035は「年」単位であり、目標値を記載している。

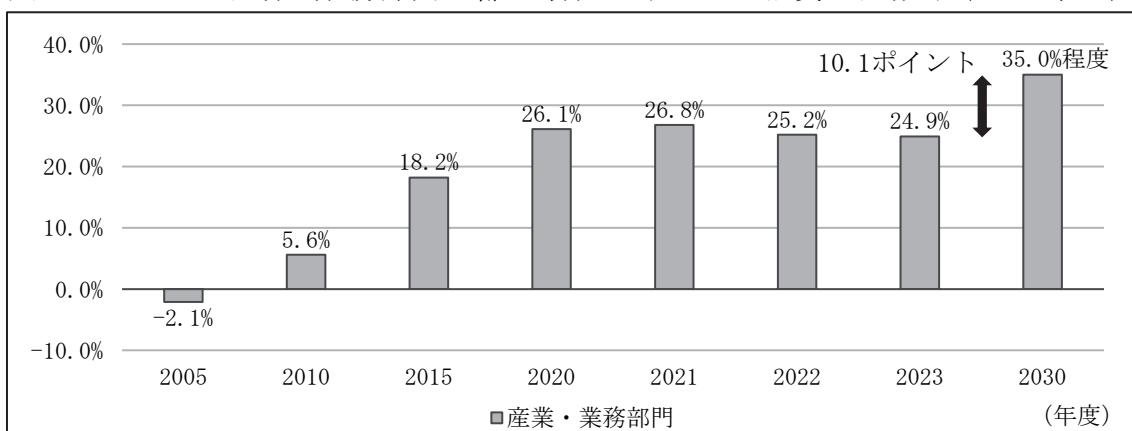
都提供資料、ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフより監査人作成

図B－2－7 運輸部門の都内最終エネルギー消費量削減率（2000年比）



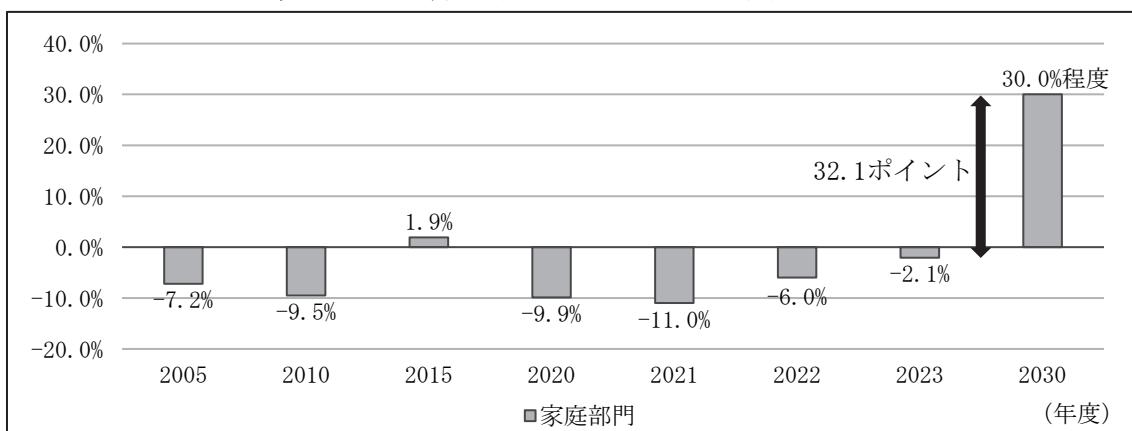
都提供資料、東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書より監査人作成

図B－2－8 産業・業務部門の都内最終エネルギー消費量削減率（2000年比）



都提供資料、東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書より監査人作成

図B－2－9 家庭部門の都内最終エネルギー消費量削減率（2000年比）

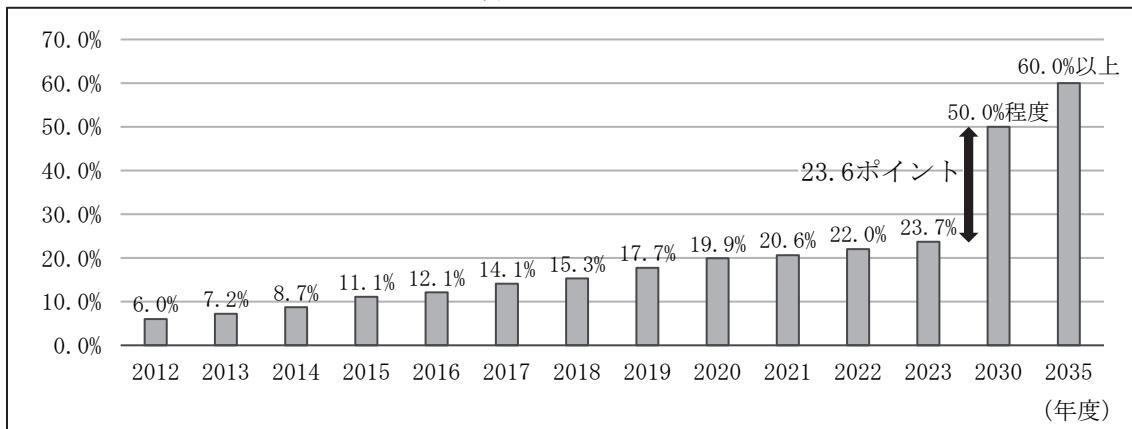


都提供資料、東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書より監査人作成

### c 再生可能エネルギー利用率

再生可能エネルギー利用率は、年々増加傾向にあり、過去10年で15ポイント程度増加している。一方、2030年目標である50%程度に対し、2023年度（速報値）で23.7%にとどまっており、目標達成には更なる取組が必要である。

図B-2-10 都内再生可能エネルギー利用率



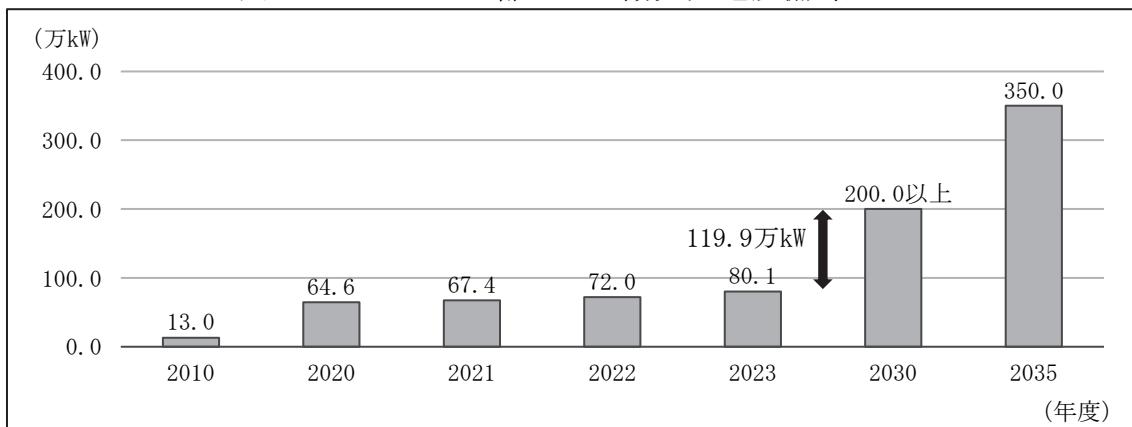
※2030及び2035は「年」単位であり、目標値を記載している。

都提供資料、ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフより監査人作成

### d 都内の太陽光発電設備導入量

都内の太陽光発電設備導入量は、2010年以降2023年度まで徐々に増加し、2023年度には80.1万kWとなっている。2030年目標である200万kW以上に対し、現状では乖離があるものの、2025年度から都内の新築住宅等に対し太陽光発電設備の設置が義務付けられることから、目標達成に向けた進展が見込まれる。

図B-2-11 都内の太陽光発電設備導入量



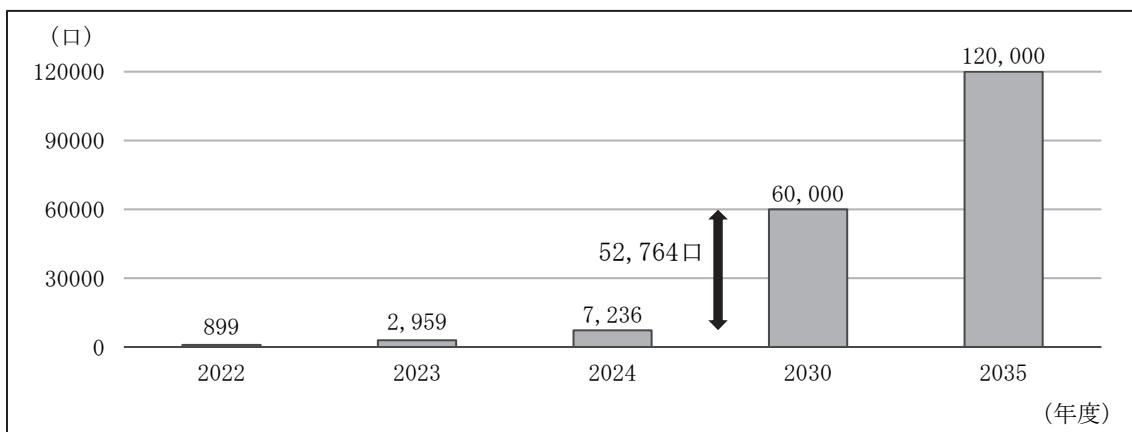
※2030及び2035は「年」単位であり、目標値を記載している。

都提供資料、ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフより監査人作成

#### e 集合住宅への充電設備設置数

集合住宅への充電設備は、直近3年間で7倍に増加しており、急速に伸びている。2030年目標である60,000口に対し、2024年度実績は7,236口と隔たりはあるものの、現状の増加率を維持できれば、目標達成に近づく可能性がある。

図B－2－12 集合住宅への充電設備設置数



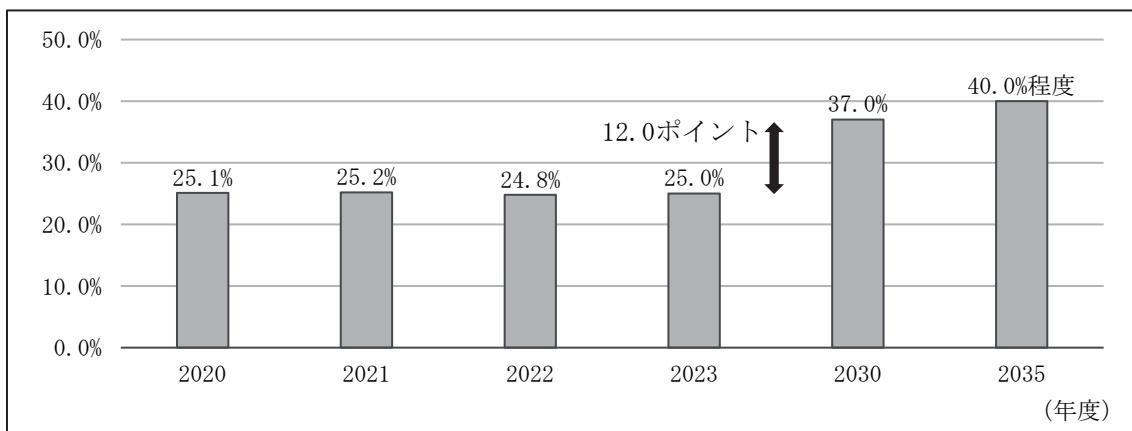
※2030及び2035は「年」単位であり、目標値を記載している。

都提供資料、ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフより監査人作成

#### f 一般廃棄物のリサイクル率

一般廃棄物のリサイクル率は、過去4年いずれも25%前後で横ばいに推移している。2030年目標である37%を達成するためには、更なる取組が必要である。

図B－2－13 一般廃棄物のリサイクル率



※2030及び2035は「年」単位であり、目標値を記載している。

都提供資料、ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフより監査人作成

### g 家庭と大規模オフィスビルからのプラスチック焼却量

家庭と大規模オフィスビルからのプラスチック焼却量は、2017 年度以降、同水準で推移している。2030 年目標である 40% 削減を達成するためには、対策をより加速させる必要がある。

表B－2－2 家庭と大規模オフィスビルからのプラスチック焼却量

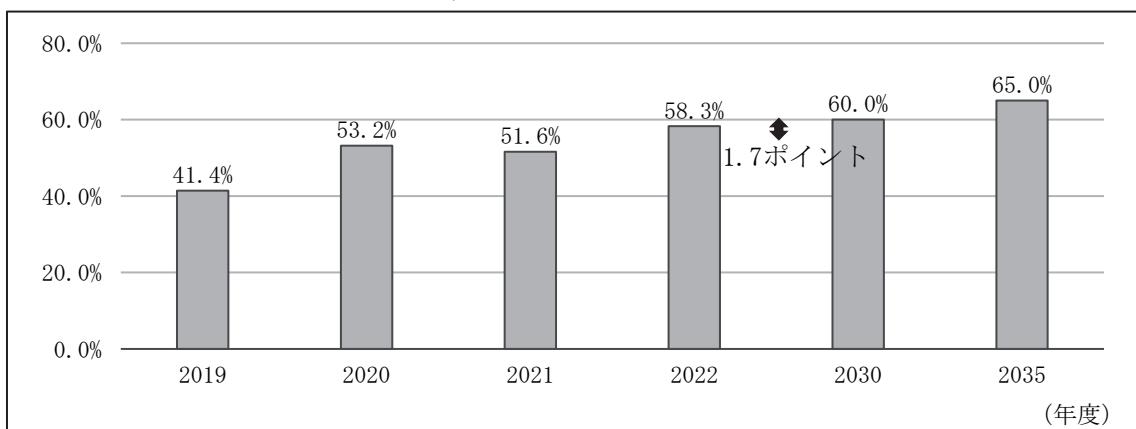
2020 年度 (実績)	2021 年度 (実績)	2022 年度 (実績)	2023 年度 (実績)	2030 年 (目標)	2035 年 (目標)
約70 万トン	約70 万トン	約70 万トン	約70 万トン	40% 削減 (2017 年度 70 万トン比)	50% 削減 (2017 年度 70 万トン比)

都提供資料、ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフより監査人作成

### h 食品ロス発生量

食品ロス発生量に関しては、2022 年度時点で約 58% 削減されており、2030 年目標である 60% 削減にほぼ到達している状況にある。

図B－2－14 食品ロス発生量削減率 (2000 年度比)



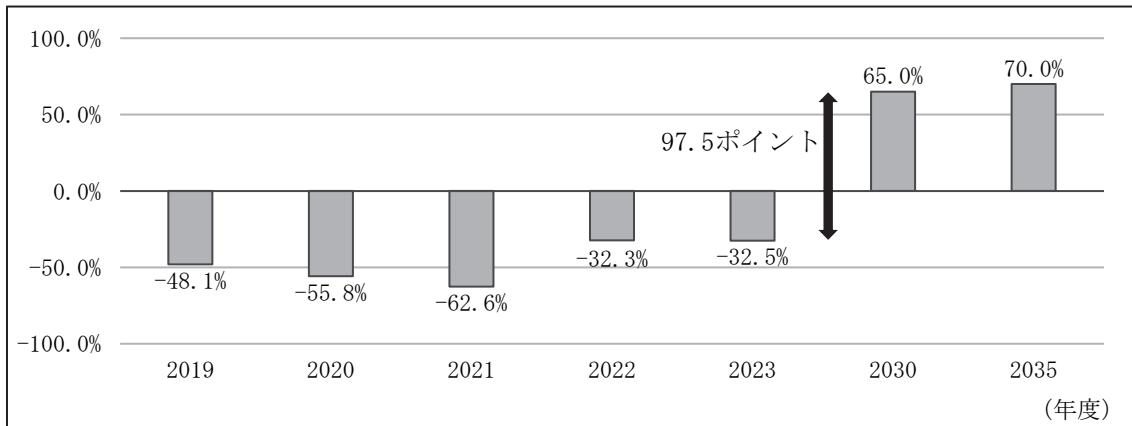
※2030 及び 2035 は「年」単位であり、目標値を記載している。

都提供資料、ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフより監査人作成

### i フロン (HFCs) 排出量

フロン (HFCs) 排出量は、2014 年度比で 2030 年に 65% 削減、2035 年に 70% 削減する目標が設定されている。しかし、2019 年度から 2023 年度にかけては、2014 年度比でむしろ増加している状況である。そのため、対策の一層の強化が求められる。

図B－2－15 フロン（HFCs）排出量削減率（2014年比）



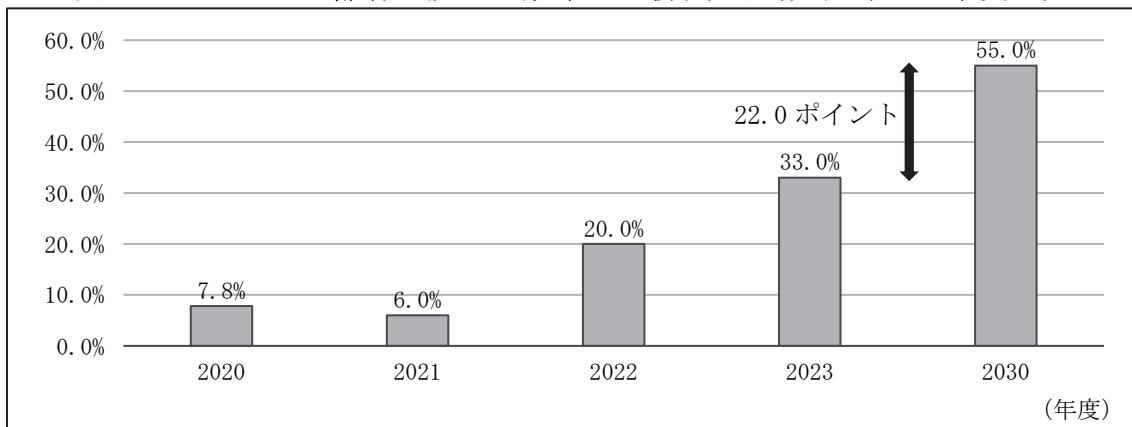
※2030及び2035は「年」単位であり、目標値を記載している。

都提供資料、ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフより監査人作成

#### j 都有施設温室効果ガス排出量

都有施設における温室効果ガス排出量は、2000年度以降削減傾向にあり、2020年度から2023年度にかけては2000年度比で削減率が約25ポイント増加している。このまま順調にいけば2030年度目標である2000年度対比55%削減の達成も見通せる状況にある。

図B－2－16 都有施設温室効果ガス排出量削減率（2000年度比）



※2030年度は目標値を記載している。

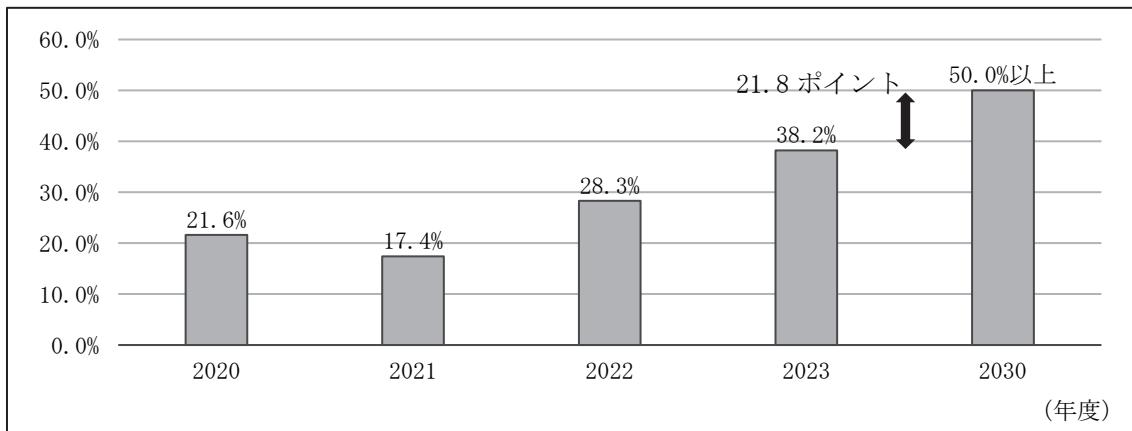
都提供資料、ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフより監査人作成

#### k 知事部局等及び都有施設のエネルギー消費量

知事部局等（知事部局、教育庁、警視庁、東京消防庁、議会局、各行政委員会事務局及び東京都職員共済組合）におけるエネルギー消費量は、順調に推移しており、2023年度は2000年度比で38%削減となっている。

なお、都有施設のエネルギー消費量については、2024年度に新たに設定された目標であり、直近の実績がない。

図B－2－17 知事部局等エネルギー消費量削減率（2000年度比）



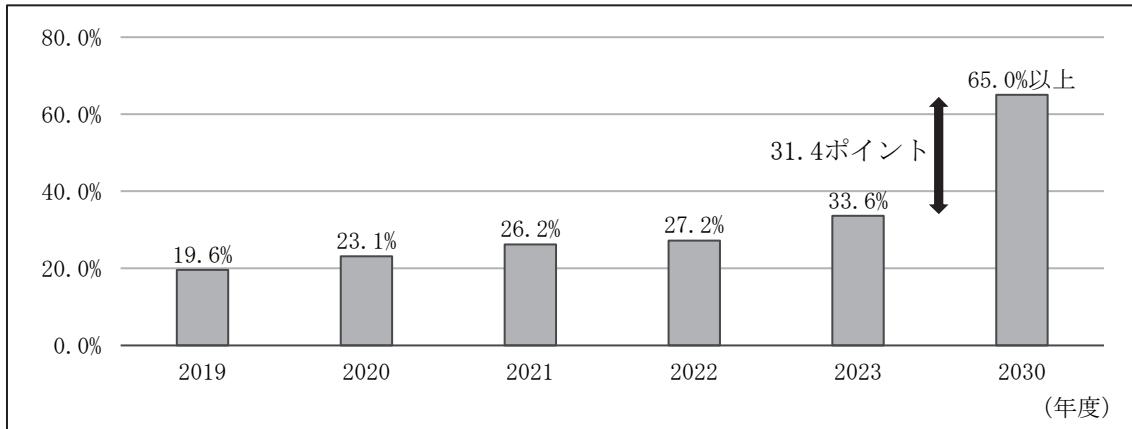
※2030年度は目標値を記載している。

都提供資料、ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフより監査人作成

### 1 都有施設の再生可能エネルギー電力利用割合

都有施設における再生可能エネルギー電力利用割合は、2023年度で33.6%となっており、2030年度の目標との差は約31ポイントである。都は主に太陽光発電設備の導入推進等により、当該数値の改善に取り組んでいる。

図B－2－18 都有施設再生可能エネルギー電力利用割合



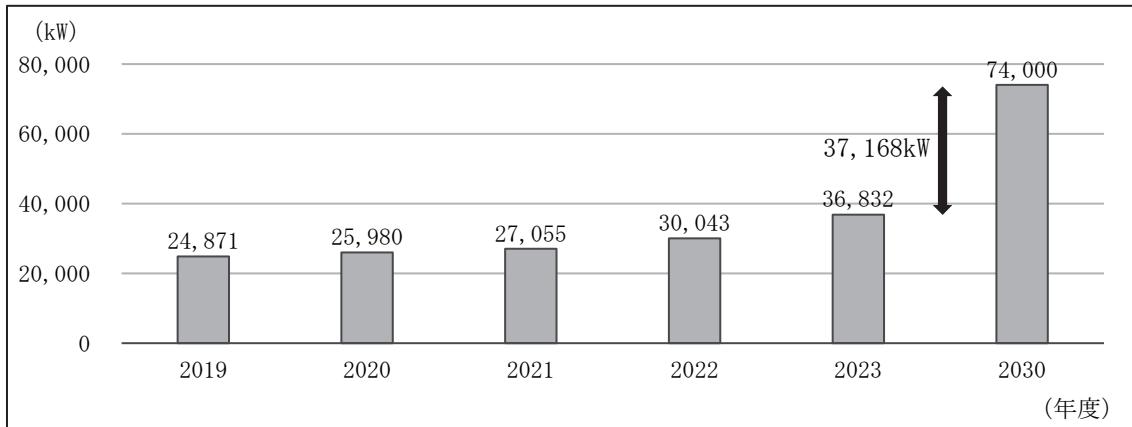
※2030年度は目標値を記載している。

都提供資料、ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフより監査人作成

### m 都有施設への太陽光発電設備導入量

都有施設への太陽光発電設備導入量は順調に増加しており、特に2023年度に急増している。ただし、2030年度目標である74,000kWを達成するためには、増加量を更に増やす必要がある。

図B－2－19 都有施設への太陽光発電設備導入量（累計）



※2030年度は目標値を記載している。

都提供資料、ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフより監査人作成

#### n その他の目標

家庭用蓄電池導入量、高効率給湯器の導入量、断熱改修については、2025年3月からゼロエミッション戦略の目標として追加されたことから、過去の推移が不明であるが、2022年度実績と2030年及び2035年の目標は以下のとおりである。実績と目標に乖離が見られる。

表B－2－3 家庭用蓄電池導入量

2022年度（実績）	2030年（目標）	2035年（目標）
42万kWh	250万kWh	350万kWh

都提供資料、ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフより監査人作成

表B－2－4 高効率給湯器導入量

2022年度（実績）	2030年（目標）	2035年（目標）
250万台	360万台	454万台

都提供資料、ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフより監査人作成

表B－2－5 断熱改修

2022年度（実績）	2030年（目標）	2035年（目標）
170万户	355万户	385万户

都提供資料、ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフより監査人作成

なお、Airソーラー導入量は、メーカーにおける事業化が2025年度より開始する予定であり、現状示せる実績がなく、洋上風力発電導入量に関しては、現在地元関係者と検討段階であるため、現状示せる実績はない。

(イ) ゼロエミッショントーキョー戦略実現のための取組

ゼロエミッショントーキョー戦略の政策である「再生可能エネルギーの基幹エネルギー化」、「ゼロエミッショントルディングの拡大」、「ゼロエミッショントリティの推進」、「持続可能な資源利用の実現」、「フロン排出ゼロに向けた取組」、「気候変動適応策の推進」、「都自らの率先行動を大胆に加速」について、項目ごとに主な事業を分類すると以下のとおりであり、政策ごとに多くの事業が実施されている。

表B－2－6 ゼロエミッショントーキョー戦略の政策と令和7年度の主な事業

政策	主な事業
再生可能エネルギーの基幹エネルギー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物環境報告書制度推進事業</li> <li>・災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業</li> <li>・小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業</li> <li>・集合住宅における再エネ電気導入促進事業</li> <li>・賃貸住宅における省エネ化・再エネ導入促進事業</li> <li>・住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業</li> <li>・区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業</li> <li>・A i r ソーラー社会実装推進事業</li> <li>・次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業</li> <li>・D A Cによるカーボンステーション開発事業</li> </ul>
ゼロエミッショントルディングの拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の運用</li> <li>・中小規模事業所向け地球温暖化対策報告書制度の推進</li> <li>・建築物環境計画書制度</li> <li>・B I Mを活用した省エネ建築設計</li> <li>・実装支援事業</li> <li>・統合的設計等による既存事業所の更なる省エネ化の推進</li> <li>・東京ゼロエミ住宅普及促進事業</li> <li>・家庭のゼロエミッショントルディング行動推進事業</li> <li>・家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業</li> <li>・アグリゲーションビジネス実装事業</li> </ul>
ゼロエミッショントリティの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Z E V普及促進事業</li> <li>・次世代タクシー導入促進事業</li> <li>・充電設備普及促進事業</li> <li>・都有施設における充電設備設置事業</li> </ul>

政策	主な事業
持続可能な資源利用の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネル高度循環利用の推進</li> <li>・廃食用油・廃棄物を原料としたS A Fの推進</li> <li>・アフターコロナにおける外食産業の食品ロス削減推進事業</li> <li>・小売業における食品ロス対策総合支援</li> <li>・サーキュラーエコノミーへの移行に向けた2 R ビジネス・水平リサイクル推進事業</li> <li>・プラ製容器包装等・再資源化支援事業</li> <li>・産業廃棄物処理業の循環経済移行促進事業</li> <li>・資源循環・廃棄物処理のD X推進事業</li> </ul>
フロン排出ゼロに向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ型ノンフロン機器普及促進事業</li> <li>・管理者立入検査の充実強化推進事業</li> <li>・充填回収業者の技術力向上推進事業</li> </ul>
気候変動適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動に係る効果的な適応策の推進</li> <li>・熱中症・ヒートアイランド対策推進事業</li> </ul>
都自らの率先行動を大胆に加速	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都有施設（事業所等）における太陽光発電設備等設置加速化事業</li> <li>・都有施設におけるV P P の構築事業</li> <li>・都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業</li> <li>・都庁プラスチック対策の推進</li> </ul>

令和7年版環境局事業概要より監査人作成

#### (ウ) ゼロエミッショントーキョー戦略実現のための取組における予算額

ゼロエミッショントーキョー戦略における政策ごとの主要事業に関する予算推移は表B-2-7からB-2-13までのとおりである。

特に、ロシア・ウクライナ情勢を踏まえた電力エネルギー問題への対応もあり、予算が多額かつ急増している政策は、「再生可能エネルギーの基幹エネルギー化」と「ゼロエミッショントールディングの拡大」である。「再生可能エネルギーの基幹エネルギー化」に関する主な事業の予算合計額は、2020年度には約14億円であったが、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の開始・拡大を主な要因として、2024年度には約58倍の約817億円まで急増した。

また、「ゼロエミッショントールディングの拡大」に関する主な事業の予算合計額については、2020年度には92億円であったが、東京ゼロエミ住宅普及促進事業や家庭のゼロエミッショントルディング行動推進事業の拡大を主な要因として、2024年度には約4倍の約389億円に予算が増加している。

表B－2－7 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化（主要事業の予算額推移）

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
(合計)	1,435	1,061	24,942	54,411	81,704
建築物環境報告書制度推進事業				3,377	5,302
建築物環境報告書制度の円滑な施行に向けた普及啓発等				427	343
災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大			24,702	49,602	69,618
家庭における熱の有効利用促進事業	1,242	797			
小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業				623	775
集合住宅における再エネ電気導入促進事業				0	358
集合住宅における再エネ電気導入先行実装				28	0
賃貸住宅における省エネ化・再エネ導入促進事業				0	254
住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業				45	3,671
区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業					432
Airソーラーの早期社会実装に向けた実証加速化事業					145
次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業					380
DACによるカーボンステーション開発事業					30
太陽光パネル高度循環利用の推進				15	40
太陽光パネル高度循環利用に向けた東京型システムの構築	151	125	11		
太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業				10	0
都市型太陽電池による創電・蓄電の強化推進事業				30	230
とちよう電力プラン	42	139	229	154	126

都提供資料より監査人作成

表B－2－8 ゼロエミッションビルディングの拡大（主要事業の予算額推移）

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
(合計)	9,204	9,363	12,232	30,714	38,890
大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の運用	367	488	431	447	965
中小規模事業所向け地球温暖化対策報告書制度の推進	不明	不明	113	188	404
中小規模事業所対策全般	397	5,489			
建築物環境計画書制度	120	119	141	210	1,173
BIMを活用した省エネ建築設計・実装支援事業					109
統合的設計等による既存事業所改修事業					35
東京ゼロエミ住宅普及促進事業 (旧：東京ゼロエミ住宅導入促進事業)	2,171	2,544	10,804	24,350	25,071
家庭のゼロエミッション行動推進事業	6,149	723	723	4,834	10,017
家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業				30	37
アグリゲーションビジネス実装事業					274
わが家の環境局長事業			20	20	54
家庭へのHTTアクション促進事業 (旧：家庭のHTTムーブメント普及促進事業)				424	538
地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業				211	211

都提供資料より監査人作成

表B－2－9 ゼロエミッションモビリティの推進（主要事業の予算額推移）

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
(合計)	8,144	8,176	10,813	29,676	4,351
ZEV普及促進事業（※1）	3,435	5,988	6,826	24,442 ※2	488
次世代タクシー導入促進事業	3,633	25	2,646	26	2,647
充電設備普及促進事業（※1）	577	1,287	1,554	4,016	92
都有施設における充電設備設置事業	147	301	447	477	888
マンション充電設備普及促進に向けた連携協議会の運営				62	51
ZEV庁有車の導入	342	392	956	653	185
ZEV普及のための大規模イベントの調査・検討	10	182			

※1：2022年度以前は産業労働局に移管した分を含む。

※2：2023年度及び2024年度の二年分を一度に環境公社に出捐している。

都提供資料より監査人作成

表B－2－10 サーキュラーエコノミーへの移行（主要事業の予算額推移）

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
(合計)	2,278	1,393	640	1,652	3,538
プラスチック対策関連	2,194	1,322	577	1,414	3,366
食品ロスの削減の推進関連	84	71	63	238	172

都提供資料より監査人作成

表B－2－11 フロン対策（主要事業の予算額推移）

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
(合計)	181	105	128	176	1,434
省エネ型ノンフロン機器普及促進事業	53	16	16	43	1,212
フロンGメンの立入強化及びフロン回収率向上に向けた対策	91	80	80	50	41
フロン使用時漏えいゼロプラン	29			49	84
管理者立入検査の充実強化推進事業					55

充填回収業者の技術力向上推進事業					13
先進技術等を活用したフロン排出削減推進事業			11	11	16
都庁のフロン排出削減に向けた管理者業務のDX化				23	13
管理者へのフロン削減対策支援事業		9	9		
ノンフロン化に伴う自然冷媒への安全対策の推進			12		
地域商工団体と連携したフロン排出抑制法管理推進事業	8				

都提供資料より監査人作成

表B－2－12 気候変動適応策の推進（主要事業の予算額推移）

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
(合計)	0	0	0	17	34
熱中症・ヒートアイランド対策推進事業	0	0	0	17	34

都提供資料より監査人作成

表B－2－13 都自らの率先行動を大胆に加速（主要事業の予算額推移）

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
(合計)	10,186	920	8,642	14,787	15,496
都有施設（事業所等）における太陽光発電設備等設置加速化事業		180	8,021	13,963	14,023
都有施設におけるVPPの構築事業				173	1,257
都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業（産労局分含む）			621	651	216
照明のLED化推進（他局含む）	10,186	他局に 所管替え	他局に 所管替え	他局に 所管替え	他局に 所管替え
都有施設での再エネ利用を通じた島しょ地域におけるレジリエンス向上		740	他局に 所管替え	他局に 所管替え	他局に 所管替え

都提供資料より監査人作成

## (エ) 進捗状況等を踏まえた取組等

ゼロエミッション東京戦略の達成に向けた課題を明らかにするため、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

担当者によると、ゼロエミッション東京戦略の各目標の管理については、東京都環境審議会において、年一回、施策の実績や課題などの進捗状況を報告しており、審議会で委員から得られた意見等は、各事業や翌年度予算などに反映しているとのことであった。

環境局は、このような管理を行う一方、特に家庭部門における再生可能エネルギーの利用拡大やエネルギー消費量削減に関しては対策強化が必要との認識の下、近年は家庭部門に訴求した事業を強化している。この点は予算にも表れており、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大、東京ゼロエミ住宅普及促進事業、家庭のゼロエミッション行動推進事業の予算が急増し、ゼロエミッション東京戦略に関連する予算の大部分を占めている。

しかし、2030年カーボンハーフ達成までに残された時間はわずか5年であり、現状のゼロエミッション東京戦略の進捗状況を鑑みると、目標達成のためには加速度的な施策の推進が必要である。そして、そのために、都民をはじめ、事業者や行政などのあらゆる主体の協力と実行が重要である。

そのことは局も認識しており、特に家庭部門における温室効果ガス排出量の削減の実績が目標に対し乖離していることから、都民や事業者等がゼロエミッションに共感し、「環境性能の高い住宅の標準化等、住宅の在り方」や「日常生活での取組」など幅広な対策を加速させることが非常に重要であるとの認識であった。

このような認識の下、局は都民の行動変容を促す観点から、新築・既存住宅への太陽光発電設備や蓄電池の導入支援、高い省エネ性能等を確保する東京ゼロエミ住宅の導入拡大、既存住宅の断熱対策強化、東京ゼロエミポイントによる省エネ家電への買替促進、EV等のZEV導入拡大などの各種支援策を実施している。また、日常生活でのきめ細やかな省エネ対策の紹介等「HTT（「へらす」「つくる」「ためる」）」をキーワードとした取組や、令和7年度からエネルギー小売事業者を介して行う都民の環境アクション（脱炭素に係る行動変容）の推進につながる新たなビジネス創出のための実証を支援する「家庭の環境アクション推進事業」等を行っている。さらに、例えば断熱住宅の導入などにおいては、エネルギー消費量の削減という観点だけでなく、快適・健康な住宅づくりという観点からも積極的に広報するなど事業の啓発活動も実施している。

ただし、都民の行動変容を加速させるためには、個々の事業ごとに行動変容を検討するだけでなく、他の事業とのシナジー効果も考慮するなど、全体として戦略的に進めることが必要である。

現状においても、都民に対し個々の事業や光熱費削減等のメリットについて説明しているが、更なる行動変容を促すためには、より戦略的な施策全体の議論を行っていく余地がある。

この状況を踏まえると、行動変容に当たっては、都民に対しゼロエミッショントリニティ戦略やその進捗を深く理解してもらうことが有用と考えられる。そこで、①各目標と進捗、②目標達成のための事業内容と進捗、③ロジックモデルを用いた目標と各事業との関連性、④ゼロエミッショントリニティ戦略の推進に要する費用の全体像と事業別の配分について、都民に対して適切に情報公開が行われているかについて確認した。

①については、東京都環境審議会での進捗状況報告や審議会企画政策部会における家庭部門の対策強化の必要性等に係る検討等を通じ、定期的に資料の公開と説明を実施している。また、②については、事業内容を都のホームページに掲載するとともに、HTTアクションの必要性や太陽光発電義務化などの個別の施策に対する都民の理解を得るために、様々な媒体により広報を実施している。

しかし、③については、「ゼロエミッショントリニティ戦略 beyond カーボンハーフ」において各目標と主な取組に記載はあるが、それぞれの事業のアウトプットやアウトカムが目標とどのように関連するかといった説明は行われていない。また、④については、事業別費用は毎年度の予算要求資料や主要事業の予算概要がホームページで公表されているものの、ゼロエミッショントリニティ戦略の目標別にどの程度の費用が投入されているかを説明する資料は公表されていない。

#### （意見2—1）都民の行動変容に向けた取組の強化について

2030年カーボンハーフ達成まで残された時間はわずか5年であり、施策を一層のスピード感をもって推進することが求められる。特に、家庭部門における温室効果ガス排出量が、部門別で唯一2000年比で増加している現状は、家庭部門対策の重要性を明確に示している。この課題を克服するためには、都民一人ひとりの行動変容が不可欠である。

環境局は、HTTアクションの推進、光熱費の実利の観点を踏まえた啓発活動、事業者を活用した家庭の環境アクション推進事業など、行動変容を促す施策を展開している。しかし、より一層、行動変容を加速するためには、行動変容を軸とした戦略的な施策全体の在り方について、更に議論を展開していくことが必要である。

また、行動変容の前提として、ゼロエミッショントリニティ戦略に対する都民の理解を深めることが重要であるが、事業と目標の関連性をロジックモデルなどを用いて示す取組や、目標別の予算投入状況に関する情報公開などが不十分である。

2030年のカーボンハーフ、その後の2050年のゼロエミッショントリニティ戦略の達成に向け

ては、都民の前向きな行動を促すことが極めて重要であり、そのために情報公開や行動変容を促進する取組を一層強化することが必要である。ただし、情報公開や行動変容の取組に当たっては、カーボンハーフ等の大目標に向けて考慮すべき点も多いことから、これまで以上に専門家の知見も活用しながら理解を深めるための丁寧な対応が求められる。

については、既にゼロエミッション東京戦略の議論の場となっている環境審議会を活用し、情報公開や行動変容の加速化に向けた取組を検討されたい。

## 2 補助・助成事業

### (1) 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業及び東京ゼロエミ住宅普及促進事業における審査体制

#### ア 概要

環境局は、ゼロエミッション東京戦略で掲げた目標達成のため、家庭部門に対する事業を重点施策として取り組んでいる。その中でも助成金額が大きい事業が「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」及び「東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業」である。これらの事業における実際の業務執行は環境公社が担っている。

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業では、一つの助成事業の中に、既存住宅における省エネ改修促進事業、家庭における蓄電池導入促進事業、熱と電気の有効利用促進事業、家庭における太陽光発電導入促進事業、戸建住宅におけるV2H普及促進事業という計5メニューの事業を扱っている。本助成事業では、省エネ性能に優れ、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、高断熱窓・ドアへの改修や、蓄電池、エコキュート、太陽光発電、V2H（ピークルトゥホームシステム）の設置に対して助成を行っている。

また、東京ゼロエミ住宅普及促進事業では、東京の地域特性を踏まえた省エネルギー性能の高い住宅を普及させるため、都が定める「東京ゼロエミ住宅」基準を満たす新築住宅に対し水準に応じた助成を行っている。

本事業は、令和6年12月27日まで申請の受付を行っていた「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」の後継として、更なる環境性能の向上を図るために基準の見直しを行い、令和6年10月1日より実施されている。

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の直近3年間の事前申込件数の推移は、表B-2-14のとおりである。また、東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業の交付申請件数の推移は表B-2-15のとおりである。両事業とも、件数が急激に増加している。

表B-2-14 主な設備の事前申込件数の推移

※災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

(単位：件（既存住宅における省エネ改修促進事業は戸数）)

事業名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
既存住宅における省エネ改修促進事業	21,271	34,625	53,046
家庭における蓄電池導入促進事業	14,083	22,664	40,945
熱と電気の有効利用促進事業	-	3,118	6,211
家庭における太陽光発電導入促進事業	8,839	14,563	28,732

戸建住宅におけるV2H普及促進事業	833	813	906
合計	45,026	75,783	129,840

東京都提供資料より監査人作成

表B-2-15 東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業の交付申請件数推移  
(単位：件)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
4,440	9,619	9,578

環境公社提供資料より監査人作成

## イ 監査の結果

### (ア) 審査の遅延要因

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業及び東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業では、申請件数が増加していることから、審査業務が円滑に進められているかを確かめるため、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

まず、環境公社では、審査業務を円滑に進めるため、事業ごとに審査期間の目安を設定しているため、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業においては、制度改正の影響を踏まえ、令和6年度中に事前申込があり、かつ令和6年度中に審査が完了した案件について、審査期間の目安を超過した案件がどれほどの割合になったかを確認した。結果は以下のとおりである。

表B-2-16 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業における審査期間の目安を超過した割合

事業名	目安審査期間内	目安審査期間超
既存住宅における省エネ改修促進事業	30.5%	69.5%
家庭における蓄電池導入促進事業	89.6%	10.4%
熱と電気の有効利用促進事業	82.8%	17.2%
家庭における太陽光発電導入促進事業	90.9%	9.1%
戸建住宅におけるV2H普及促進事業	98.0%	2.0%

環境公社提供資料より監査人作成

次に、東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業では、事業の特性上、交付申請から実績報告まで年度を跨ぐ案件が多いことから、令和5年度又は令和6年度に交付申請があり、かつ令和6年度に審査完了となった案件について、審査期間の目安を超過した案件がどれほどの割合になったかを確認した。結果は以下のとおりである。

表B－2－17 東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業における審査期間の目安を超過した割合

事業名	目安審査期間内	目安審査期間超
東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業 (交付申請)	98.0%	2.0%
東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業 (実績報告審査)	90.4%	9.6%

環境公社提供資料より監査人作成

戸建住宅におけるV2H普及促進事業、東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業の交付申請の審査については、ほぼ審査の目安期間内に審査を完了できているものの、それ以外の事業においては、審査期間の目安を超過する案件が散見された。

そこで、審査期間の目安を超過する案件が発生した要因を、申請者からの提出書類の不備を要因とするもの（不備対応）と、それ以外の要因によるもの（その他）とに分けてそれぞれの割合を確認した。結果は以下のとおりである。

表B－2－18 審査遅延発生要因別の割合（令和6年度）

事業名	不備対応	その他
災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業		
既存住宅における省エネ改修促進事業	35.8%	64.2%
家庭における蓄電池導入促進事業	92.4%	7.6%
熱と電気の有効利用促進事業	92.7%	7.3%
家庭における太陽光発電導入促進事業	91.9%	8.1%
東京ゼロエミ住宅普及促進事業		
交付申請審査	56.9%	43.1%
実績報告審査	55.1%	44.9%

※戸建住宅におけるV2H普及促進事業については、件数が僅少であることから掲載せず。

環境公社提供資料より監査人作成

まず、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の既存住宅における省エネ改修促進事業については、不備対応以外の理由による審査遅延が64.2%を占めていた。公社はこの主な要因を申請数の大幅な増加と捉え、令和7年度に人員の大幅増加や、都と協議の上で制度見直しを行うことにより、審査遅延を解消させている。

次に、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の家庭における蓄電池導入促進事業、熱と電気の有効利用促進事業、家庭における太陽光発

電導入促進事業では、申請者による提出書類の不備への対応による遅延を要因とした割合が過半数を超えていた。

助成金の申請に当たっては、公社は提出が必要な書類等や作成上の注意事項についての手引きやホームページ、動画での案内、提出書類の簡素化等を行っているが、それでもある程度の提出書類不備が発生することは避けがたいとのことである。

しかしながら、円滑に審査業務を進めるためには、申請者による提出書類不備を減少させ不備対応時間を削減することが重要な要素の一つとなる。

#### (イ) 提出書類の不備対応

各事業において、実際にどれだけの提出書類の不備があるか、また、不備対応時間の削減に向け、発生した不備内容の把握及び分析と改善に向けた取組がどのように行われているかを確認するため、関連書類の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。

まず、実際の提出書類不備率は表B－2－19のとおりである。ほとんどの事業で提出された書類の過半数に不備が発生しており、提出書類不備率が高水準であることが分かる。

そこで、提出書類不備率を低くするために、提出書類不備率に対して数値目標を設定しているか確認したところ、これら不備の発生は申請者によるものであり、公社は管理できないため、数値目標として設定するにはなじまず、特段設定はしていないとのことであった。

表B－2－19 実際の提出書類不備率

事業名	実際の提出書類の不備率
災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業	
既存住宅における省エネ改修促進事業	84%
家庭における蓄電池導入促進事業	53%
熱と電気の有効利用促進事業	72%
家庭における太陽光発電導入促進事業	61%
東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業	
交付申請	48%
実績報告	63%

※戸建住宅におけるV2H普及促進事業については、件数が僅少であることから掲載せず。

環境公社提供資料より監査人作成

また、不備内容の把握や分析に関しては、審査システム上で書類の不備要因データを蓄積しており、局に提出を求められた時点で当該データを提出しているとのことであった。

そこで、提出書類の不備を要因として審査期間を超過した件数が多かった家庭における蓄電池導入促進事業及び家庭における太陽光発電導入促進事業について、書類不備の分析及び不備削減のための対応について確認した。

まず、家庭における蓄電池導入促進事業において、不備内容を分析した資料を閲覧したところ、「その他」の項目に分類された不備が6,000件と最も多く、およそ3割を占めていた。「その他」の詳細についてはデータで管理しているとのことであったが、不備内容を分析する上で、6,000件の不備が「その他」として扱われている状況では、分析が十分とは言えない。

（意見2－2）審査期間の短縮に寄与する提出書類の不備削減に向けた取組について

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業及び東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業は、ゼロエミッション東京戦略達成のための主要な事業であり、特に円滑な審査業務が求められる。

しかし、両事業は申請件数の急増に伴い、審査現場の事務負担が増加し、審査期間の目安を超える案件も存在する。審査期間の目安を超える主な要因は、申請者から提出される書類の不備への対応である。

提出書類の不備は申請者に起因するため、ある程度の発生は避けがたい面がある一方、審査業務を円滑に進め、審査期間を短縮するには、できる限り不備対応の時間を削減することが重要である。

不備対応の時間を削減するためには、不備の内容を分析し、不備対応時間の削減に寄与すると考えられる不備に対して可能な範囲で対策を講じる必要がある。不備内容の分析については既に行われている事業もあるが、提出書類の不備削減に向けて、更なる分析の余地もあるものと考えられる。

また、提出書類の不備は申請者によるところがあるため、提出書類の不備率を数値目標として設定することは難しいとのことではあるが、発生する提出書類の不備に対し不備率の目安を設定し、実績との差を比較し分析することで、対応策の効果を振り返り、より効果的な対策の実施に生かすことは有用であると考える。

したがって、提出書類の不備率の目安を設けた上で、提出書類の不備の内容を分析し、不備対応時間の削減に寄与すると考えられる提出書類の不備に対して可能な範囲で対策を講じることを検討されたい。

#### (ウ) 審査期間の目安

環境公社の設定している審査期間の目安が、効果的な審査業務を行う上で妥当であるかという観点から、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

審査期間の目安と実際の平均審査期間にどの程度の乖離があるかについて確認したところ、戸建住宅におけるV2H普及促進事業は実際の平均審査期間が目安期間よりも約2か月短かった。

また、東京ゼロエミ住宅導入促進事業（交付申請審査）や東京ゼロエミ住宅普及促進事業（交付申請審査）について同様の確認を行ったところ、実際の平均審査期間が目安期間よりも約1か月半短かった。

表B－2－20 令和6年度における平均審査期間と目安期間の乖離日数

（単位：日）

事業名	平均審査期間と目安期間の差（※1）
災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業	
既存住宅における省エネ改修促進事業	+18.1
家庭における蓄電池導入促進事業	△27.9
熱と電気の有効利用促進事業	△20.5
家庭における太陽光発電導入促進事業	△40.2
戸建住宅におけるV2H普及促進事業	△58.6
東京ゼロエミ住宅導入促進事業	
交付申請審査	△40.1
実績報告審査	△14.8
東京ゼロエミ住宅普及促進事業	
交付申請審査	△43.9
実績報告審査	(※2)

※1 平均審査期間から目安期間を控除

※2 東京ゼロエミ住宅普及促進事業（実績報告審査）については、件数が僅少であることから掲載せず。

環境公社提供資料より監査人作成

#### （意見2－3）審査期間の目安の設定について

環境公社は、助成事業の審査を実施する上で、審査業務の処理期間の目安（審査期間の目安）を設定している。

しかし、実際の平均審査期間が、設定している期間と比べて1か月以上短い事業が存在した。

目安値として設定している審査期間と実際の審査期間の乖離幅が大きい場合、目安として適切に機能しているとは言えない。

また、都民に対するサービス向上の観点からも、速やかに審査を完了させることが望ましいため、審査期間の目安については、効果的な運用となるよう、実績を勘案した上で努力すれば実現可能な水準に設定する必要がある。

したがって、適切な目標値となるよう再設定することを検討されたい。

#### (エ) 審査期間の目安の周知徹底

審査業務を実施する上で、審査期間の目安を現場職員にどのように周知しているかを確認するため、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、審査業務の現場職員に対し、審査期間の目安を随時口頭で説明しているとのことであった。

なお、家庭における太陽光発電導入促進事業以外の事業では、マニュアル上に審査期間の目安は記載されていなかった。

#### (意見2—4) 審査期間の目安の周知徹底について

環境公社は、助成事業の審査業務を実施するに当たり、審査期間の目安を設定している。

審査期間の目安は、現場職員が効率的に業務を進め、適切にスケジュール管理を行うための指針として、現場職員に周知することが重要である。

しかし、実態としては、随時、口頭で説明が行われている状況であり、家庭における太陽光発電導入促進事業以外の事業ではマニュアル上に記載もないため、時間の経過とともに審査期間に対する意識が希薄化するおそれがある。

したがって、全ての事業においてマニュアルに審査期間の目安を記載することを検討されたい。

#### (オ) 審査における視点の明確化

「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」及び「東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業」における申請件数の増加は、審査件数の増加を意味する。そこで、審査件数の増加に対応できる業務体制の整備はされているか、また、業務体制の整備がされていた場合には適切に運用がされているかという観点から、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

担当者によると、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業においては、審査件数の増加に対応するために、人員の増員、1次審査の外部委託、3次審査までの各段階における異なる審査項目の設定、事前申込の導入などといった業務体制の整備を行っているとのことであった。

一方、東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業においては、審査人員を増員しているものの、審査に際し専門的な知識を必要とすることから、審査の外部委託は導入していない。また、1件当たりの金額が大きいことから、事前申込の導入も検討されていない。加えて、審査内容の難易度が高いことから、審査業務におけるミスを抑えるために3次審査までの各審査段階において同一の審査項目を設け審査をしていた。

審査に当たり、同じ項目を3度確認することは、難易度が高いとはいえた過剰な体制のようにも見える。しかし、実際には3次審査においては習熟度の高い職員を配置し、経験則から審査項目に濃淡をつけることで効率化を図り、案件全体を俯瞰的に見渡し効果的な審査を行っているとのことであった。

ただし、各審査段階で異なる着眼点を特段文書化しているものはないとのことであり、属人的な対応となっている。

（意見2－5）東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業の審査における視点の明確化について

東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業において、審査案件が急増していることに伴い審査人員も大幅に増加している。そのため、環境公社には適切な審査体制を構築することが求められる。

本事業では、審査に際し専門的な知識を必要とすることや1件当たりの金額が大きいことから、外部委託や事前申込の導入等が難しく、抜本的な審査体制の変更には時間を要する。そのため、現在の審査体制の中で、組織としての審査業務の品質がおおむね均一となるよう、効率的かつ効果的な審査体制を構築する必要がある。

現状では、各審査段階の審査項目は同一である一方、特に3次審査においては経験則から審査項目に濃淡をつけることで効率化を図るとともに、案件全体を俯瞰的に見渡し審査を行うことで、より効果的な審査を実施している。しかし、審査マニュアルにはそのような各審査段階で異なる審査の視点は記載されておらず、属的な対応となっている。

今後も審査件数の増加に伴い審査人員の増加も見込まれることから、マニュアルを見れば審査ができるよう、各審査段階における審査の着眼点をマニュアルに記載することを検討されたい。

#### （カ）審査業務マニュアルの共通化

環境公社は、審査業務の現場において、業務内容の共有・業務の効率化のため、審査マニュアルを作成している。災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業は、5つのメニュー（事業）で構成されることから、マニュアルは

メニューごとに作成されている。

そこで、効率的かつ効果的な審査業務を行う観点から、マニュアルがそれぞれ適切に整備・運用されているかを確認するため、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

担当者によると、現状の審査に利用されているマニュアルは各メニューの担当者ごとに作成されたものであり、各メニューで共通する審査のポイントは存在するものの、メニューごとに内容や形式が異なっているとのことであった。

また、各メニューで審査を進めていく過程で発生した審査の誤り等については、公社のマネジメント間で共有するとともに、その内容については現場職員へ口頭で共有しているとのことであった。

#### (意見2－6) 審査業務におけるマニュアルの共通化について

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の審査に当たっては、各審査担当者は公社担当者が作成したマニュアルに基づき審査を行っている。

しかし、マニュアルは各メニューの担当者ごとに作成されており、メニューごとにマニュアルの記載内容及び形式が異なっている。また、各メニューの審査業務の過程で発生した審査の誤り等については、公社のマネジメント間で共有するとともに、その内容は現場職員へ口頭で共有するにとどまっていた。

助成対象となる設備や工事内容は異なるものの、各メニューで共通する審査のポイントもあることから、共通点については各マニュアルに反映することを検討されたい。

また、審査業務の過程で生じた審査の誤り等のうち各メニューで共通するものについては、効率的かつ効果的に現場職員に浸透させる観点から、各マニュアルに落とし込むことを検討されたい。

### (2) 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の事前申込 ア 概要

環境局は、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業について、申込件数の増加を見込み、事業の効果的な実施を図るため、当事業の申請手続を、令和5年度より事前申込に変更している。

本事業の申請手続は、設備導入等よりも前に申請者が交付申請及び審査を経て交付決定される手続とは異なり、設備導入等の前に事前申込を行うことにより、事前申込後に自動返送される事前申込受付通知の受領によって、工事の契約及び着工が可能となり、その後に交付申請及び審査を経て交付決定される(図B－2－20)。事前の交付申請手続とは異なり、事前申込の場合は事前審査が省略

されることから、審査業務の効率化を図ることができ、また、申請者も申込後すぐに助成事業に取りかかることができる。事前申込は局としても初めて導入した手続である。

なお、事前申込件数（令和4年度は申請件数）の推移は表B-2-21のとおりである。

図B-2-20 本事業の申請手続の流れ



都提供資料より監査人抜粋

表B-2-21 主な設備の事前申込件数の推移（表B-2-14再掲）

(単位：件 (既存住宅における省エネ改修促進事業は戸数))

事業名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
既存住宅における省エネ改修促進事業	21,271	34,625	53,046
家庭における蓄電池導入促進事業	14,083	22,664	40,945
熱と電気の有効利用促進事業	-	3,118	6,211
家庭における太陽光発電導入促進事業	8,839	14,563	28,732
戸建住宅におけるV2H普及促進事業	833	813	906
合計	45,026	75,783	129,840

都提供資料より監査人作成

## イ 監査の結果

環境局において初めて導入した事前申込について、適時に振り返りを行い、その内容が適切に整理され、必要に応じて見直しがされているかという観点から、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

担当者によると、導入初年度に事前申込の導入の効果を検証しており、例えば導入の効果として、令和5年度より前の審査では申請受付から交付額決定までの期間に最長13か月を要していたが、令和5年度では最短2か月で審査が完了するようになったとのことであった。

しかし、検証資料には、事前審査と比較した際の改善点のみが記載されており、今後検討すべき課題や懸念事項等についての分析はされていなかった。また、令和6年度以降は、問題や課題が発生した際に随時対応しているものの、事前申込

に特化して運用上生じた問題や課題等を分析・整理することまでは実施していないとのことであった。

事前申込は、審査期間の大幅な短縮を実現させた一方、局としても初めて導入する手続である点からすると、導入初年度における事前審査と事前申込との比較検討にとどまらず、導入後の経過段階においても情報の収集・整理・分析を行うべきである。特に、事前申込は今後環境局の他の事業においても採用されいく可能性もあり、後進に役立つよう、導入後に生じた課題の有無やその発生頻度の分析、さらには生じた課題に対して各年度でどのように対応したのか等について整理した資料を作成し、情報整理を行うことが重要である。

#### （意見2－7）事前申込の振り返りについて

事前申込に関しては、導入初年度となる令和5年度において、事前に交付申請、審査、交付決定を行う手続との比較は行っているものの、課題や改善点を整理・分析することは行われていなかった。また、令和6年度以降は、問題や課題が発生した際に随時対処しているものの、事前申込の振り返りの観点から、課題等の分析や整理は行っていない状況であった。

事前申込は、審査期間の大幅な短縮を実現させた制度であり、環境局としても初めて導入する手続である点からすると、導入後に生じた課題の有無やその発生頻度の分析、さらには生じた課題に対して各年度でどのように対応したのか等について情報整理を行うことは重要である。

したがって、事前申込について、年度ごとに申込件数、期限切件数、要件非該当件数、要件非該当内容、問合せ内容、課題、対応策などに関する情報について集計、整理及び分析した内容を記録として残すとともに、当該手続の運用の改善に役立てることを検討されたい。

### （3）不正事案への対応

#### ア 概要

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業では、省エネ性能に優れ、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、高断熱窓・ドアへの改修や、蓄電池、エコキュート、V2H（ピークルトゥホームシステム）、太陽光発電の設置に対して助成を行っている。

本事業に関し、令和7年6月、環境公社は公式ホームページにて「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業における手続代行者への措置等について」を掲出した。

内容は、同事業において、助成金の申請者から手続を代行した事業者3社が不正な手続（以下「本不正事案」という。）を行ったこと、当該事業者に対し手続

代行者及び施工事業者の対象外とする措置を行ったというものである。また、不正申請等について調査を進め、不正行為等が確認できた場合は、厳正に対処（助成金の返還、事案の公表、警察への告訴等）すると記載されている。

## イ 監査の結果

### （ア）不正の概要

環境公社が確認している本不正事案の概要は以下のとおりである。

表B－2－22 不正事案の概要

項目	内容
不正が行われた事業	災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業
不正の手口	助成金申請の手続代行事業者として、実際の契約より高額な契約書を作成して申請を行った。
不正の実行時期	令和4年度～令和6年度

都提供資料より監査人作成

### （イ）不正への対応

本不正事案において調査対象となる交付申請の件数及び金額について担当者へヒアリングを実施したところ、件数は約2千件、金額は約20億円とのことであった。なお、この件数及び金額は、あくまで調査対象となる件数等であり、不正があった件数等ではない。

次に、本不正事案について、環境局及び環境公社がどのような対応を実施又は実施予定なのか担当者へヒアリングを実施したところ、原則として以下の流れで速やかに対応しているとのことであった。

- ①当該事案が不正であるかどうかを確認するための調査の実施
- ②調査の結果、不正の根拠書類を得た場合には不正を認定
- ③不正を行った者からの事情聴取、不正内容及び不正額の一覧の提出
- ④正規な証憑等に基づく助成金額確定のための再審査の実施（以下「再審査」という。）
- ⑤再審査の結果、既に交付している助成金のうち過大支給分の返還等の債権回収（以下「返還請求」という。）
- ⑥当該事業者以外への調査

担当者によると、監査時点では、①不正か否かの調査、②不正の認定、③不正を行った事業者への事情聴取等、⑥当該事業者以外への調査は完了していると

のことである。しかし、監査時点で本不正事案を局及び公社が認識してから約6か月経過しているものの、④再審査はいまだ途上であり、⑤返還請求については未請求であった。

また、再審査が途上である点については、不正実行者に期限を明示して証憑の提出を依頼しているものの、不正実行者の努力のみでは解決し得ない事情があり、公社でコントロールすることが難しく、結果的に再審査に時間を要しているとのことであった。

確かに、再審査は公社によるコントロールが難しいものの、都民への説明という観点からすると、本不正事案を認識してから約6か月経過しており、概要の公表までが長期化することは適当ではない。

最後に、本不正事案に関しては調査対象となる交付申請件数及び金額も大きく、また複数の事業者で不正が発覚していることから、局や公社のみでは対応が難しい面があると考える。そこで、不正対応に専門的な知見のある弁護士や会計士等を活用しているかについて、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、都事業における政策課題について、法律的及び行政的な観点から具体的な解決策を提案することを専門的に行う総務局の担当部署や、行政分野に精通した弁護士に相談しているとのことであった。具体的には、法律的及び行政的な視点から、調査の手法、助成金の返還の考え方や請求、手続代行の停止・公表等を相談し、意見及び助言を得ているとのことであった。

しかし、不正対応に当たっては、行政的、法的観点のみならず、都民に対し早期に適切に説明責任を果たすことも重要であり、その観点を前提として調査内容、手法、範囲、再審査の終了時期、都民へ説明を行う適切なタイミングや方法、早期に調査を終わらせるための調査体制の在り方、再発防止策等を検討し実施する必要がある。

また、不正対応に当たっては、外部専門家の専門的知見も多く蓄積されており、不正対応に知見のある外部専門家を活用することで、現状の対応の十分性や妥当性を確認し、より迅速に適切な対応を実施できる可能性がある。

#### （意見2－8）外部専門家の活用について

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業において、助成金の申請者から手続を代行した事業者による不正が発覚した。

環境局及び環境公社が本不正を認識してから監査時点で約6か月経過しているものの、再審査がいまだ途上であるなど、本不正事案の対応が継続している状況にある。この点、不正実行者に期限を明示して証憑の提出を依頼しているものの、不正実行者の努力のみでは解決し得ない事情があり、公社によるコントロールが難しいとのことである。

しかし、不正実行者の当該事業に対する交付申請件数及び金額を踏まえると、対応次第では都民からの信頼に及ぼす影響も大きい。

ここで、本不正事案については、行政的、法的観点から助成金の返還の考え方や請求、手続代行の停止・公表等に関し、局は総務局の担当部署に、公社は外部弁護士にそれぞれ相談しており、可能な対応は既に実施しているとのことであった。

しかしながら、不正対応に当たっては、行政的、法的観点のみならず、都民に対し早期に説明責任を果たすことを念頭に置く必要がある。そして、その観点を前提として調査内容、手法、範囲、再審査の終了時期、都民へ説明を行う適切なタイミングや方法、早期に調査を終わらせるための調査体制の在り方、再発防止策などを検討し、実施することが求められる。

この点、不正対応に関する知見を多く蓄積した外部専門家を活用することにより、現状の対応の十分性や妥当性を確認し、より迅速に適切な対応を実施できる可能性がある。

したがって、早期に、不正対応に知見のある専門家を活用することを検討されたい。

#### （ウ）不正金額の助成事業者等への返還請求

不正が行われた場合、環境公社は既に交付済みの助成金を速やかに回収する必要がある。そこで、既交付分の助成金の回収状況について担当者へヒアリングを実施したところ、一定程度の件数及び金額を不正と認定しているものの、本助成金の返還請求及び違約加算金の納付の請求は行われていなかった。

担当者によると、債権回収を確実に行うことが最優先であることは認識しているものの、1件ずつの回収は請求事務が煩雑であるため、本助成金の返還請求及び違約加算金の納付の請求をしていないとのことであった。ただし、債権回収を早期に行うため、請求時までに不正と確定した案件だけでなく、調査中の案件全てを対象とし、まずは概算額による返還請求を行い、調査完了後に再精算することを検討しているとのことであった。

#### （意見2－9）不正事業者への返還請求及び違約加算金の納付の請求について

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の不正事案に関し、環境公社が不正を認識してから監査時点で約6か月経過しているにもかかわらず、本助成金の返還請求及び違約加算金の納付の請求を行っていない。

したがって、早期に本助成金の返還請求及び違約加算金の納付の請求を実施されることを検討されたい。

#### (エ) 不正事案を受けた再発防止策の策定

本不正事案を受け、どのような再発防止策を策定し実行しているかについて担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、対策の効果や周知の必要性に照らし、注意喚起等の短期的な対応や本事業の要綱の見直し等の中長期的な対応について実施したことであった。

一方、本不正事案から得られた知見を公社が実施する他の全ての事業にも生かすことも重要である。そこで、他の事業においても、本件不正と同様の手口を防止するような制度設計、要綱、申請手続となっていることを点検しているかについて確認したところ、現状は行っておらず、今後実施予定のことであった。

#### (意見 2－10) 不正事案を受けた再発防止策の策定について

環境公社は、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の不正事案を受け、再発防止の観点から注意喚起等の短期的な対応や本事業の要綱の見直し等の中長期的な対応について実施している。

一方、今後同様の不正を防止する観点からは、本不正事案から得られた知見を公社が実施する他の全ての事業で生かすことも重要である。

そのため、他の全ての事業においても、本件不正と同様の手口を防止できるような制度設計、要綱、申請手続となっているかを再点検し、必要に応じて変更を行うことを検討されたい。

#### (オ) 不正事案を受けた類似調査

本不正事案を受けて、不正を行った事業者以外の事業者が、同様の不正を行っていないことをどのように確認しているかについて、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、令和4年度から6年度まで全交付案件について、同様の手口による案件がないかを確認したことであった。また、不正抑止の観点からも調査を実施しており、今後も継続して実施することであった。

しかし、年間調査件数などの具体的な実施計画を定めていなかった。

#### (意見 2－11) 不正事案を受けた類似調査について

環境公社は、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の不正事案を受け、令和4年度から令和6年度までの全交付案件について同様の手口がないかを調査し、既に完了している。加えて、同様の不正を防ぐための調査を実施しており、今後も継続して実施することとしている。

しかし、年間調査件数などの具体的な実施計画は定まっていない状況である。実施計画が不明確だと、関係者間での認識のズレが生じ、実施が遅れる可能性や適切な体制構築ができず、結果的に不正行為の早期発見や抑止が難しくなる可能性もある。

したがって、今後の不正を継続的に抑止する観点から、類似調査に当たっては、具体的な調査件数等を定めた上で計画的に実施されることを検討されたい。

#### (4) 不正事案の公表と対応記録の整理

##### ア 概要

旧家庭のゼロエミッション行動推進事業（令和6年9月以前）（以下「旧・東京ゼロエミポイント事業」という）は、家庭の省エネ行動を促すため、より省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫若しくは給湯器又はLED照明器具への買替えを行った場合に、買替えを行った都民に対し、商品券などを送付する事業である。

当該事業では、都民が自ら買替えを証する領収書等と共に、ポイント交換品として商品券などを申請する仕組みとなっている。

ここで、「旧・東京ゼロエミポイント事業（令和6年9月以前）における申請無効化等について」（2025年2月18日、東京ゼロエミポイント公式ホームページ）によると、偽造された申請書類を基に、36件（172台、3,911千円）の不正申請が行われていた。

なお、当該事業は環境公社が、環境局から出捐を受けた基金を原資として助成金を交付した運営事務局が事業を実施していた。

##### イ 監査の結果

###### （ア）不正の公表

家庭のゼロエミッション行動推進事業における不正事案について、不正があったことは、当事業の運営事務局が作成した東京ゼロエミポイント公式ホームページに公表されていた。しかし、都のホームページには不正事案に係る公表がなかった。

そのため、不正事案を受け、都がどのように都民への説明責任を果たしているか、環境局の担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、以下の事由から、事業の公式ホームページで公表したことであった。

- ・当該事業は出捐事業であることから、事業の実施主体及び都民への窓口は運営事務局であり、他自治体等の不正事案においても、実施主体のホームページでの公表が通例であったこと

・東京ゼロエミポイント公式ホームページは、一般都民から見て東京都事業と認識されるものであるため、当該ホームページでの公表により、都としての説明責任を果たしていると考えられること

確かに、当事業に関心を持つ都民向けの公表は重要であるが、都民の税金を原資として拠出していることから、都は、当該事業に関心を持たない都民に向けた公表も重要である。

#### （意見 2－1 2）不正が起こった際の都による公表について

家庭のゼロエミッション行動推進事業において、偽造された申請書類を基にゼロエミポイントの申請が行われるという不正事案が発生した。

本不正事案の概要について、運営事務局である東京ゼロエミポイント公式ホームページに公表されていた。しかし、都のホームページには不正事案があつたことの公表はない。

事業の公式ホームページの閲覧者は、当事業に関心を持つ都民が主である。当該事業の原資は都民の税金であることから、都は当該事業に関心を持たない都民に対しても、不正概要を公表し説明責任を果たすことが求められる。

したがって、今後同様の事案が発生した場合は、都が都民に対し説明責任を果たすため、都のホームページにも、調査の段階に応じて可能な範囲で公表することを検討されたい。

#### （イ）不正発生時の対応記録の整理及び活用

家庭のゼロエミッション行動推進事業における不正事案を受け、環境局の内部でどのように報告書を作成し、今後の事業運営に活用していくのかについて、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、本件不正事案について、事業実施主体である環境公社又は運営事務局から受けた報告は適時に記録しているものの、不正の概要から今後の方針までを網羅的にまとめた資料は監査時点においては作成しておらず、今後引継資料を作成予定とのことであった。

#### （意見 2－1 3）不正発生時の対応記録の整理及び活用について

家庭のゼロエミッション行動推進事業において、偽造された申請書類を基にゼロエミポイントの申請が行われるという不正事案が発生した。

環境局では、本不正事案について、環境公社又は運営事務局から受けた報告を適時に記録していたものの、監査時点においては、不正の概要から今後の方針までを網羅的にまとめた資料は作成していなかった。

本不正事案により得られた知見を蓄積し、今後の事業検討や同様の不正事案が起った際にその知見を生かすことができるようするために、本件概要を網羅的にとりまとめ、引き継いでいくことは有用である。

また、本不正事案については、運営事務局から報告書を求め、当該報告書を基に整理を進めることも網羅性や理解の適切性を担保する上で有用であった可能性がある。

したがって、必要に応じて運営事務局の協力も得つつ、本不正事案の概要を網羅的にとりまとめ、引継ぎのための資料を早期に作成することを検討されたい。

## (5) 家庭のゼロエミッション行動推進事業の省エネ効果

### ア 概要

家庭のゼロエミッション行動推進事業は、家庭の省エネ行動を促すため、より省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫若しくは給湯器又はLED照明器具への買替えを行った場合に、東京ゼロエミポイントを付与する事業である。なお、ポイント数や付与方法は、令和6年10月以降の購入分から変更されている。

当該事業では、消費電力の大きい冷蔵庫やエアコンについて、製造から15年以上経過した製品を買い替える場合、買替支援を強化するため、通常のポイントに11,000から47,000ポイントが上乗せされる。エアコンの対象製品及びポイント数は以下のとおりである。

表B-2-23 エアコンの対象機器ごとのポイント数及び要件  
(令和6年10月以降の購入分)

対象製品	冷房能力	ポイント数	
		通常買替	長期使用家電からの買替
多段階評価点が2.0以上2.9以下又は通年エネルギー消費効率(APF (JIS C9612:2013))が5.8以上6.5以下(目標年度2027年度又は2029年度)	2.4kW未満	9,000	20,000
	2.4kW以上 3.6kW未満	10,000	30,000
	3.6kW以上	23,000	40,000
多段階評価点が3.0以上又はAPFが6.6以上(目標年度2027年度又は2029年度)	2.4kW未満	15,000	50,000
	2.4kW以上 3.6kW未満	18,000	60,000
	3.6kW以上	23,000	70,000

都提供資料より監査人作成

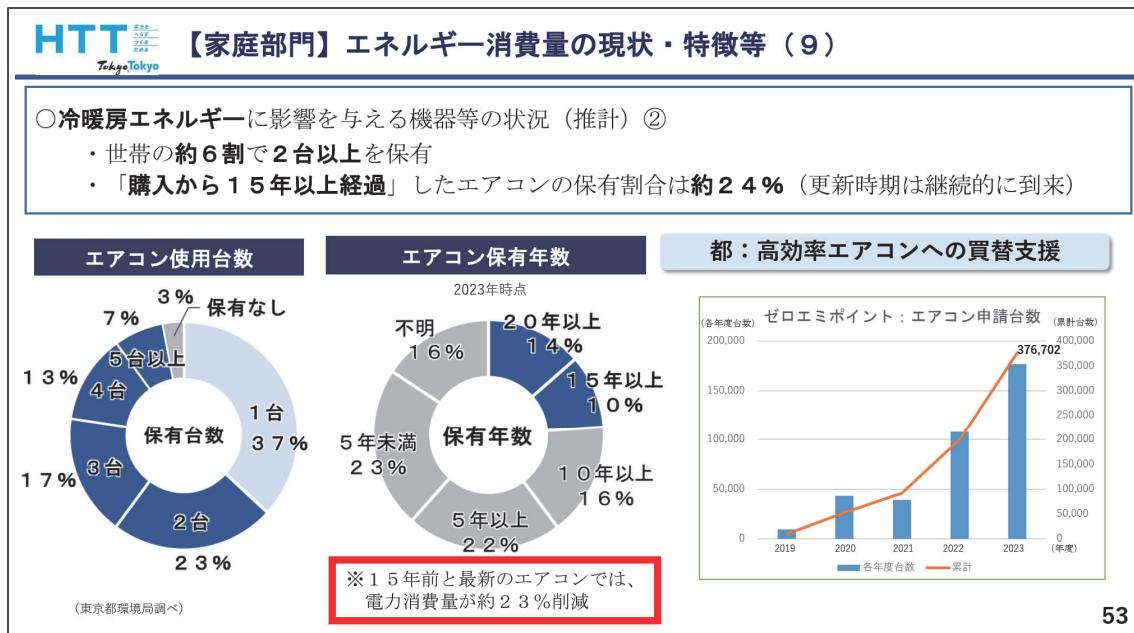
## イ 監査の結果

家庭のゼロエミッション行動推進事業は、長期使用家電の買替えに対してポイント数を上乗せしているため、エアコンに係る上乗せの根拠について担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、一般的に、汚れ等による熱交換効率の低下、パッキン類の劣化等により機器の効率の低下が起こる。民間調査でも、「エアコンの消費電力は購入後1年を経過する頃から増加し、5年後には新品購入時のおよそ20~30%増加、更に10年以上経過すると50%以上増加し、一定年数を超えるとその増加率は急激に上昇する」とされているとのことであった。

一方、監査人が確認したところ、東京都環境審議会第54回企画政策部会（令和6年8月26日）の資料では、「15年前と最新のエアコンでは電力消費量が約23%削減」と記載されていた。

図B-2-2-1 東京都環境審議会第54回企画政策部会 資料1



都ホームページより監査人抜粋

ここで、担当者に「23%」の根拠を確認したところ、省エネ製品買替ナビゲーション「しんきゅうさん」(<https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/>)において、以下の条件により計算しており、あくまで買替えにおける削減効果の一例として示したものであるとのことであった。

### <比較条件>

- ・かんたん比較⇒エアコン
- ・比較元  
　購入年：2008年、冷房能力：2.8Kw、メーカー/型番：わからない、  
　備考：平均値
- ・比較先  
　冷房能力：2.8Kw、メーカー：日立、型番：RAS-X28R（一般地使用）、  
　備考：2023年下期発売、Premiumモデル

### <比較結果>

年間消費電力量：946Kwh⇒725Kwh、△23%

当該比較では、比較元はメーカー及び型番を指定せず、購入年と冷房能力に該当する製品の平均年間消費電力量を基に算出している。一方、比較先は、特定メーカーの最上位機種となっている。

しかし、最新エアコンの電力消費量が15年前の製品より減少していることを示すのであれば、比較先は比較元と同様に平均値で算出することが妥当である。

監査人が「しんきゅうさん」で同条件（購入年：2023年、冷房能力：2.8Kw）に該当する製品の平均年間消費電力量を算出したところ、869Kwhとなつた。この結果、2008年購入のエアコン946Kwhに対し、2023年購入のエアコン869Kwhであり、削減率は8%であった。

比較先を平均値にした場合は8%、最上位機種にした場合では23%と乖離が生じている。

ここで、担当者によると、比較先を最上位機種にした理由は、当該事業では高効率機器に更なるポイントの上乗せを実施し、最上位機種への買替えを促すことを目的としているため、とのことである。

だが、資料上、算定根拠についての説明はなく、エアコン保有年数を示した図の下に15年前のエアコンと最新のエアコンの電力消費量の比較を記載していることから、比較先は比較元と同様に平均値であるとの誤解を招きかねない。また、最上位機種の比較だけでなく、比較先を平均値とした場合の数値を同時に記載したほうが、より中立的な議論を促すことができるを考える。

なお、「23%削減」が示された東京都環境審議会第54回企画政策部会（令和6年8月26日実施）は、委員から当事業における効果が限定的になつてないかとの質問があった第55回東京都環境審議会（令和6年8月1日実施）の約1か月後に開催されており、買替え時の効果に関する数値は関心をもつて見られる参考値である。

（意見2－14）家庭のゼロエミッショント行動推進事業の省エネ効果の記載について

家庭のゼロエミッショント行動推進事業では、令和6年10月1日以降の購入分について、製造から15年以上経過したエアコンを買い替える場合、通常付与される東京ゼロエミポイントに、更にポイントを上乗せしている。また、高効率機器には更なる上乗せを行っている。

買替えによる省エネ効果は、東京都環境審議会第54回企画政策部会にて、エアコンの保有年数、及び15年前と最新のエアコンでは電力消費量が約23%削減される旨の記載と説明があった。

しかし、この「23%削減」は、2008年発売製品の平均年間消費電力量と2023年発売の最上位機種を比較した数値であり、2023年発売の製品の平均年間消費電力量で比較したものではない。監査人が2023年発売の製品の平均年間消費電力量で比較した削減率は、8%にとどまっていた。

最上位機種との比較であれば、算定根拠を説明すべきである。また、最上位機種の比較だけでなく、比較先を平均値とした場合の数値を同時に記載した方が、より中立的な議論を促すことができるを考える。

算定条件を明示せずに最上位機種の買替え効果のみを記載し説明することは、試算された効果について誤解を招くおそれがある。

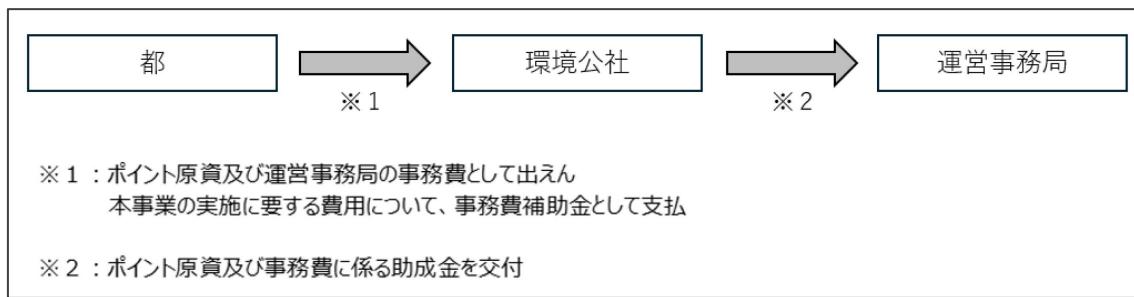
したがって、環境審議会等の説明資料については、算定根拠を適切に表示するとともに、前提条件を揃えた数値を示すことを検討されたい。

## （6）家庭のゼロエミッショント行動推進事業の運営

### ア 概要

家庭のゼロエミッショント行動推進事業では、家庭のゼロエミッショント行動推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5の規定に基づき、以下の実施体制を取っている。

図B－2－2 家庭のゼロエミッショント行動推進事業の実施体制



実施要綱より監査人作成

また、環境公社は家庭のゼロエミッション行動推進事業に係る助成金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づき、運営事務局に助成金を交付しており、第4条10号には、事業効果の検証について以下のとおり記載がある。

なお、家庭のゼロエミッション行動推進事業は令和6年10月に制度改正が行われているが、それ以前の旧家庭のゼロエミッション行動推進事業における交付要綱についても同様の記載がある。

#### 家庭のゼロエミッション行動推進事業に係る助成金交付要綱

##### （助成対象事業）

第4条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に定める手続きによって実施する事業とする。

##### 十 事業効果の検証

本事業に関する基礎データを適時整理し、分析の上、本事業の実施によるエネルギー消費量及びCO<sub>2</sub>排出量の削減効果等を測定する。また、対象家電等購入者又は高効率家電を購入した都民に対し、アンケート調査を実施し、解析すること。

なお、公社の求めに応じて、効果測定結果の報告を行うこと。

##### （中略）

#### 十三 公社への報告

イ 事業の実施に疑義が生じたとき又は事業の実施に支障が生じたときは、遅滞なく公社に報告を行うこと。

ロ 公社の随時の求めに応じて、事業の実施状況を報告すること。

ハ 一か月間の実施状況をまとめ、翌月15日までに以下の事項を公社に報告すること。また、年度末においては、月の報告と合わせ当該年度の報告を3月31日までに実施すること。

（1）当該期間に新たに付与されたポイント数及び累計ポイント数

（2）ポイントが付与された対象家電等の品目、容量ごとの件数、LED照明器具取替え作業の件数

（3）当該期間に新たに申請された調査費用の件数と累計件数

（4）事業の広報の状況

（5）コールセンターに寄せられた意見及び苦情等の内容とその対応

（6）情報セキュリティ対策の状況

（7）事業の実施を通じて抽出された課題

（8）その他事業の実施に当たっての特記事項

二 合併等その他本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事態が生じたときは、速やかに公社に報告する。

#### イ 監査の結果

交付要綱第4条に基づき、運営事務局が実施した事業効果の検証を環境公社がどのように活用しているかを確認するため、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

担当者によると、助成開始後に一度事業効果検証の報告を受けているが、その後数年間は、交付要綱第4条第10号に基づく報告を求めていない。しかし、第4条第13号の公社への報告に基づき、実施状況の定期的な報告を受けており、報告に併せて都民等からの要望や問合せ状況の報告を受けていることから、第4条第10号の事業効果の検証については実施されているとのことであった。

また、運営事務局がアンケート調査を実施しなくとも、運営事務局に都民からの意見が日々集まっており、アンケート調査実施の必要性を現時点では認識していないとのことであった。

しかし、交付要綱第4条第13号に基づく公社への報告事項には、事業効果の検証は含まれていない。また、第4条第10号における「本事業に関する基礎データを適時整理し、分析の上、本事業の実施によるエネルギー消費量及びCO<sub>2</sub>排出量の削減効果等を測定する。また、対象家電等購入者又は高効率家電を購入した都民に対し、アンケート調査を実施し、解析すること。」という規定について「必要に応じて」等の留保条件は付されていない。

#### （指摘2－1）家庭のゼロエミッション行動推進事業における事業効果の検証について

環境公社は、家庭のゼロエミッション行動推進事業に係る助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、家庭のゼロエミッション行動推進事業の運営事務局に対して助成金を交付している。

交付要綱第4条第10号では、運営事務局に対し、事業効果の検証及び公社の求めによる報告を定めているが、公社は、助成開始後に一度事業効果検証の報告を受けているが、その後数年間は報告を求めていなかった。

この点について、担当者によると、交付要綱第4条第13号に基づき、実施状況の定期的な報告を受けており、報告に併せて都民等からの要望や問合せ状況の報告を受けているとのことであった。また、第4条第10号で求めているアンケート調査については、運営事務局に都民からの意見が日々集まっているため、殊更実施していないとのことであった。

しかし、交付要綱第4条第13号の公社への報告に記載されている報告事項には、事業効果の検証は含まれていない。

さらに、交付要綱の当該記載は、旧家庭のゼロエミッション行動推進事業のときから現在まで存在しており、助成開始後に一度事業効果検証の報告を受けているが、その後数年以上経過しているにもかかわらず、報告を求めていないことは適当ではない。特に、当事業は予算規模も大きく、家庭部門のエネルギー消費量を迅速に抑える必要があることを鑑みれば、効果測定の実施と報告を定期的に求め、結果を今後の施策検討に生かすことは非常に有意義である。

したがって、今後は交付要綱第4条第10号に基づく効果測定結果の報告を定期的に求め、今後の施策検討に生かすことを実施されたい。

## (7) 次世代タクシーの導入促進事業及び電気自動車等の普及促進事業（個人向け）

### ア 概要

次世代タクシーの導入促進事業は、EV・PHEVタクシー及び環境性能が高いユニバーサルデザイン(UD)タクシーの導入促進を図るため、これらを購入する一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し、当該車両の購入に要する経費の一部を助成する事業であり、最終的にはCO<sub>2</sub>排出量削減に寄与することを目的としている。

助成額は以下のとおりであり、中小規模事業者（中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって使用台数200台未満の事業者）は、助成率や上限額が上乗せされる。

表B－2－24 次世代タクシーの導入促進事業の概要

助成対象	目的	事業概要
タクシー事業者等	電気自動車・ プラグインハイブリッド自動車タクシーの普及促進	<p>〔制度開始〕平成28年度 〔対象〕電気自動車のタクシーの導入 〔助成率〕車両本体価格の1/4 〔限度額〕1,000千円 ただし、中小規模事業者は助成率1/2、限度額1,600千円 (国補助金併用の場合助成率1/4、上限額600千円)</p> <p>〔対象〕プラグインハイブリッド自動車のタクシーの導入 〔助成率〕車両本体価格の1/5 〔限度額〕1,000千円(国補助金併用の場合600千円) ただし、中小規模事業者は助成率2/5、限度額1,600千円 (国補助金併用の場合助成率1/5、上限額600千円)</p>

	<p>環境性能が高く車いすのままで乗降できる誰もが利用しやすいU Dタクシーの普及促進</p> <p>[制度開始] 平成 28 年度  [対象] 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・ハイブリッド自動車であって、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領に基づき認定されたタクシー又はスロープ若しくはリフトを初度登録時に装備した福祉タクシーの導入  [助成要件] 1台につき 2名以上のユニバーサルドライバー研修を受講していること等  [助成額] レベル1* : 600千円（国補助金併用の場合 400千円）  レベル準1* : 400千円（国補助金併用の場合 270千円）  ただし、中小規模事業者は  レベル1 : 1,000千円（国補助金併用の場合 400千円）  レベル準1 : 670千円（国補助金併用の場合 270千円）  ※レベル1 及びレベル準1 : 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領に基づき認定レベル1 及び認定レベル準1と認定された車両</p>
--	---

令和 7 年版環境局事業概要より監査人作成

また、電気自動車等の普及促進事業（個人向け）は、電気自動車（E V）・プラグインハイブリッド自動車（P H E V）等の購入を助成する事業であり、最終的にはCO<sub>2</sub>排出量削減に寄与することを目的としている。助成額は以下のとおりとなっている。

表B－2－25 電気自動車等の普及促進事業（個人向け）の概要

助成対象	助成額	条件
電気自動車（E V）・プラグインハイブリッド自動車（P H E V）	<p>①基本助成額 給電機能有：20万円  給電機能無：10万円</p> <p>②自動車メーカー別の上乗せ助成額：最大+40万円</p> <p>③再エネ電力導入による上乗せ助成額  再エネ 100%電力メニューの契約時：+15万円  又は  太陽光発電システムの設置時：(E V) +30万円  (P H E V) +15万円</p> <p>④充放電設備（V 2 H）導入による  上乗せ助成額：+10万円</p> <p>⑤高額車両（税抜 840万円以上）における助成額  ①～④の合計額に 0.8 を乗じた額</p>	使用の本拠が都内にあること等
E V・P H E V 用外部給電器	購入額の 2 分の 1 （上限額 40 万円）	E V・P H E V の所有者であり、主に都内で使用されること等

令和 7 年版環境局事業概要より監査人作成

## イ 監査の結果

### (ア) タクシー車両使用台数の確認

次世代タクシーの導入促進事業は、購入した車両の種類及び本体価格、中小規模事業者か否かにより事業者の受け取る助成金額が決まることから、どのような資料を事業者から入手しているかについて、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、購入した車両の種類及び本体価格については、車両登録証や車両販売会社からの請求書等の外部証憑を入手することにより確認をしているとのことであった。

一方、中小規模事業者か否かについては、申請書のタクシー車両使用台数の記載により確認をしており、証憑は徴取していないとのことであった。理由は、事業者の事務負担を考慮していること、申請時に事業者から誓約書を徴取し事実に基づく申請であることを確認していること、虚偽申請等不正事由が発覚したときは交付決定の取消しができるためとのことであった。

しかし、助成金額が異なる以上、当然金額に係る点については、申請の段階でしかるべき書類を求めるべきであると考える。また、申請者の自己申告のみに頼ることは、車両使用台数を故意に少なく申請するといった不正行為を誘発するリスクを高める可能性もある。

この点については、申請の段階で、国土交通省宛に提出される事業計画認可申請書の写しの添付を求めるなどにより、事実確認を行うことは可能であるとのことであった。

なお、当該書類は認可時だけでなく、車両の追加、廃棄等の変更時にも提出するものであることから、事業者の使用する事業用自動車の最新の台数が確認できるものとなっている。

### （意見2—15）タクシー車両使用台数の確認について

次世代タクシーの導入促進事業では、車両使用台数によって助成金額が最大60万円程度異なり、申請者にとって重要な違いとなる。

この点について、現行の申請プロセスにおける使用台数の確認は、申請者が単に使用台数を書類に記載するだけの形式となっている。しかし、助成金額が異なる以上、使用台数の確認については、申請の段階でしかるべき書類を求めるべきである。現在は申請に当たり事業者から誓約書を徴取することで虚偽申請等不正事由の抑止を図っていることであるが、申請者の自己申告のみに頼ることは、車両使用台数を故意に少なく申請するといった不正行為を誘発するリスクを高める可能性もある。

確実性を担保しつつ、申請書類が増えることによる事業者の負担を考慮するという点においては、例えば、全てのタクシー事業者が国土交通省に提出する義

務を負う事業計画認可申請書の写し等を証憑書類として求めることで、事業者の負担を極力少なくすることも可能である。

したがって、事業者の使用するタクシー車両が 200 台未満であるか否かを確認するために、申請時には事業計画認可申請書の写し等、申請者に対し証拠となる資料の提出を求める検討されたい。

#### (イ) 車両の処分又は移転の承認

次世代タクシーの導入促進事業では、同事業助成金交付要綱第 23 条によると、助成金を交付された事業者（被交付者）は、規定の処分制限期間内に車両を処分又は移転する場合、あらかじめ環境公社の承認（取得財産等処分承認申請書の提出）が必要と定められている。

##### (処分の制限)

第 23 条 被交付者は、取得財産を処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、又は担保に供すること。以下同じ。）又は移転（都外への住所変更及び自動車検査証上の使用の本拠の位置の都外への変更をいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、別表第 4 の左欄に掲げる取得財産等ごとに当該右欄に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認 申請書（第 7 号様式）を公社に提出しなければならない。

同様に、電気自動車等の普及促進事業（個人向け）では、同事業助成金交付要綱第 17 条によると、助成金を交付された者（被交付者）は、規定の処分制限期間内に車両を処分、移転、自動車検査証上の自家用・事業用の別を変更するときは、あらかじめ公社の承認（取得財産等処分承認申請書の提出）が必要と定められている。

##### (処分の制限)

第 17 条 被交付者は、取得財産（助成事業により取得し、又は効用を増加した財産。以下同じ。）を処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供すること。以下同じ。）若しくは移転（都外への住所変更及び自動車検査証上の使用の本拠の位置の都外への変更をいう。以下同じ。）し、又は自動車検査証上の自家用・事業用の別を変更しようとするときは、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、別表第 5 に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第7号様式）を公社に提出しなければならない。

この点、実際は処分又は移転されているにもかかわらず、取得財産等処分承認申請書の提出がされることを防ぐためにどのような対策をとっているかについて、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、いずれの事業においても交付決定通知書の別紙において、要綱の取得財産の処分に係る規定を記載することにより、処分制限期間内に該当する事象があった場合にはあらかじめ公社の承認を得る必要があること、返還金を納付することを通知しているとのことであった。あわせて、電気自動車等の普及促進事業（個人向け）では、下取り車が電気自動車等であった場合、それが過去に助成金を受けた車両か否かを審査の過程で確認しているとのことであった。

しかし、いずれも自己申告を前提としたものに過ぎず、承認なく処分又は移転していることを発見する手段としては十分ではない。承認を受けずに取得財産を処分又は移転をしていないかを発見するためには、自己申告に頼らず、公社がより主体的・能動的な対策を実施する必要がある。

この点について、次世代タクシーの導入促進事業では、タクシー事業者は毎年車検を受ける必要があることから、例えば車検証の写しを徴取した上で、任意で立入検査をすることで処分又は移転をしていないことを確認することは可能であるとのことであった。また、電気自動車等の普及促進事業（個人向け）においても、同事業助成金交付要綱第19条第1項に基づき、車検証や実際に使用している写真の提出を求める、申請者の住所等現地の状況を確認するといったことも可能であるとのことであった。

#### （意見2—16）車両の処分又は移転の未承認防止策について

次世代タクシーの導入促進事業及び電気自動車等の普及促進事業（個人向け）では、交付要綱において、助成金を交付された事業者等（被交付者）は、処分制限期間内に取得した車両を処分又は移転する場合、あらかじめ環境公社の承認を必要とすることが定められている。

この点について、両事業の交付決定通知書の別紙において、要綱の取得財産の処分に係る規定を記載することにより、処分制限期間内に該当する事象があった場合にはあらかじめ公社の承認を得る必要があること、返還金を納付することを通知している。あわせて、電気自動車等の普及促進事業（個人向け）では、下取り車が電気自動車等であった場合、それが過去に助成金を受けた車両ではないかを審査の過程で確認するという対応を取っている。

しかし、いずれも自己申告を前提としたものであり、実際に承認を受けずに処分又は移転をしている車両がないかを発見するためには、自己申告に頼らず、公社がより主体的・能動的な対策を実施する必要がある。

したがって、次世代タクシーの導入促進事業については、例えば、最新の車検証など車両を保有していることが分かる証憑を提出させることに加え、任意でいくつかの事業者を選定し、実際に車両が保有されていることを少なくとも年に一度は確認するなど、公社の承認なく助成金を受けた車両の処分又は移転がなされていないかを確認することを検討されたい。

また、電気自動車等の普及促進事業（個人向け）についても、購入から3年後に実施される車検を受けたことが分かる車検証の入手やサンプルでの現地確認を実施するなど、公社の承認なく助成金を受けた車両が処分又は移転されていないかを確認することを検討されたい。

## （8）環境公社が実施する助成事業の事務費補助

### ア 概要

環境局が環境公社に助成事業を担わせる場合のスキームの一つに、出捐金を活用するものがある。当該スキームでは、局は、公社の造成する助成事業の基金に出捐し、公社は基金から助成金を交付する。さらに、同事業に係る事務費補助金交付要綱に基づき、同事業に係る事務の実施に必要な経費を事務費補助として交付する。出捐金を活用して公社が実施する助成事業のうち、事務費補助金額の大きい事業の事務費補助金額は以下のとおりである。

表B－2－26 令和6年度の主な助成事業の事務費補助金額

(単位：千円)

事業名	事務費補助金の 予定金額
災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業	1,189,922
ZEV普及促進事業（個人・区市町村分）	487,404
建築物環境報告書制度推進事業	341,504
東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業	260,455
充電設備普及促進事業（住宅・区市町村向け）	85,594

都提供資料より監査人作成

## イ 監査の結果

### (ア) 事務費補助の予算積算における委託費の織り込み方法

環境局が出捐金を活用して実施する助成事業の一つにZEV普及促進事業（個人・区市町村分）があり、当該事業の事務費補助は人件費とその他経費（役務費、委託料、その他管理経費等）に区分されている。

同事業は、電気自動車等の普及促進事業（個人向け）、燃料電池自動車等の普及促進事業（個人・区市町村向け）、電動バイクの普及促進事業（個人向け）で構成されており、環境公社は、電動バイクの普及促進事業（個人向け）を除き、審査業務の一部を外部委託している。しかし、令和7年度事務費補助の予算積算を確認したところ、環境公社自ら審査業務を実施するものとして、経費を委託料ではなく人件費に計上していた。

この点について、担当者によると、審査業務の委託は、ZEV普及促進事業を含む複数の事業分を一括で委託しており、各事業でどのように按分し、どのような審査体制を構築するかは、当該年度の審査状況を踏まえた環境公社の裁量を認めている。予算の積算時点では、委託による業務の範囲を確定できないため、必要な事務量に環境公社が対応できるよう、人工に基づき人件費として積算・計上し、予算要求を行っているとのことであった。

しかし、外部委託の蓋然性が高いことを認識していたことからすれば、実態に即した予算積算とは言えない。

### （意見2－17）環境公社への事務費補助の予算積算に係る経費計上について

環境局は、ZEV普及促進事業（個人・区市町村分）に係る令和7年度の事務費補助の予算積算において、環境公社が審査業務の一部を委託していることを認識していたが、公社が自ら審査業務を実施するものとして、経費を委託料ではなく人件費に計上していた。

しかし、予算積算時点において公社が審査業務の一部を委託する蓋然性が高いことを認識しているのであれば、委託料として計上する方が実態に即した積算となる。

したがって、事務費補助の予算積算に当たっては、公社における事業の実施方法を踏まえ、経費計上することを検討されたい。

### （イ）予算積算に使用する人件費単価

環境局が環境公社への令和6年度の事務費補助の予算積算に使用する人件費単価を確認したところ、事業ごとに多少異なるものの、7,400千円程度であった。

この単価設定の根拠について担当者へヒアリングを実施したところ、都財務局長通知「予算第一次経費の見積書の作成について（依頼）」（以下「都財務局長

通知」という。)における都の人事費積算に用いる単価を準用しつつ、公社へのヒアリングを踏まえて決定したことであり、結果、都財務局長通知の単価と同水準であった。

一方、公社のホームページに掲載されている「令和6年度の人事費等の状況について」によると、常勤職員及び固有職員の平均給与支給額は以下のとおりである。

表B－2－27 環境公社 令和6年度人事費等の状況

(単位:千円)

種別	平均給与支給額
常勤職員	5,100
固有職員	5,535

環境公社ホームページより作成

この平均給与支給額には、法定福利費（雇用主負担分の社会保険料等）が含まれていないことから、令和6年度の公社の実績法定福利費率19.3%を加算すると、平均給与支給額は、常勤職員が6,084千円、固有職員が6,603千円となる。よって、令和6年度予算の積算に使用している単価(7,400千円程度)は、公社の実績単価(6,084千円～6,603千円)より10%以上高いことになる。

実態と比べて10%以上の乖離は小さいとは言えず、予算積算においては、実績を基本として単価を設定し、用いることが望ましい。

(意見2－18) 環境公社への事務費補助の予算積算に使用する人事費単価について

環境局が環境公社への令和6年度の事務費補助の予算積算に使用する人事費単価は、都財務局長通知に記載されている都の人事費積算に用いる単価と同水準であった。

しかし、公社のホームページに掲載されている「令和6年度の人事費等の状況について」によると、法定福利費率を加味したとしても、局の積算単価は公社の実績単価よりも10%以上高くなる。

結果的に局の積算単価と公社の実績単価が10%以上乖離していることは望ましいとは言えない。実績を基本としつつも、例えばインフレによる影響が懸念されるのであれば、デフレーターを用いて補正することも考えられる。

したがって、実績を基本とし、より実態に即した人事費単価を予算積算に使用することを検討されたい。

### 3 自動車の環境負荷低減対策

#### (1) 東京都環境保全資金金融資あっせん制度

##### ア 概要

東京都環境保全資金金融資あっせん制度とは、都内の中小企業者や個人事業者が、環境への負荷を低減するための車両の購入を行う際に、都が金融機関へ融資をあっせんする制度である。融資あっせんを受けた事業者は、金融機関に支払う利子及び東京信用保証協会に支払う信用保証料の一部の補助を受けられる。事業の具体的な内容は以下のとおりである。

表B－2－28 令和6年度 東京都環境保全資金金融資あっせん制度の概要

融資対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・中小企業者（個人事業者を含む。）又は組合で、東京信用保証協会の保証対象事業を営んでいること。</li><li>・東京都内に住所（法人は、主たる事業所）を有し、かつ、事業を営んでいること。</li><li>・東京都の法人事業税（又は個人事業税）等を滞納していないこと。</li><li>・購入予定車は未使用で未登録（中古車は対象外）のもので、購入後東京都内で登録すること。</li><li>・連帯保証人（会社一代表者個人、組合一原則として代表理事）を有すること。なお、個人事業者の場合は、原則として連帯保証人は不要。</li></ul>
融資対象車両	指定低公害・低燃費車 ただし、買換えが条件であり、現在所有の東京都内登録の車両を廃車する必要がある。
融資条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・融資限度額：1億円/1企業 ※融資対象額には車両本体の他に、架装、必要付属品（オプション）、自動車重量税、自賠責保険料、手続代行費用、法定費用等の諸経費及び消費税を含む。</li><li>・融資利率：東京都受付時の長期プライムレート以内（固定金利、年利）</li><li>・貸付期間：7年以内</li><li>・償還方法：毎月元金均等返済（元金6か月据置）</li></ul>
補助率	利子補助 2分の1 保証料補助 3分の2

都ホームページ「東京都環境保全資金のご案内」より監査人抜粋

## イ 監査の結果

予算の執行率について、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施したところ、令和6年度の予算額11,904千円に対し、執行額は873千円（執行率7.3%）であった。直近3年間においても執行率はいずれも20%を下回っており、継続して執行残が相当程度発生している状況にある。なお、本制度の直近3年間の予算額、執行額、執行率は以下のとおりであった。

表B－2－29 東京都環境保全資金金融資あっせん制度の予算額、執行額、執行率の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	6,492千円	9,852千円	11,904千円
執行額	1,235千円	642千円	873千円
執行率	19.0%	6.5%	7.3%

都提供資料より監査人作成

次に、平成29年度以降の申込台数の推移は表B－2－30のとおりであり、令和6年度の申込台数は9台にとどまっている。平成29年度以降の減少傾向を踏まえると、当初の蓄積された需要が平成29年度から令和元年度の3年間でおおむね消化され、その後は、多い年でも10台程度と需要が落ち着いてきたとみるのが自然である。

一方、令和7年度の予算の積算方法を確認したところ、コロナ禍である令和2年度から令和4年度を除く、直近4年間の実績から、各月の申請件数の最大値を抽出して合計しており、66台と見積もっていた。当該積算方法は、需要動向とは大きく乖離しており合理性に乏しく、結果として、非常に低水準の執行率が続いている。

表B－2－30 東京都環境保全資金金融資あっせん制度の申込台数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
申込台数	62台	31台	19台	7台
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申込台数	8台	12台	6台	9台

都提供資料より監査人作成

（意見 2－19）予算の執行状況を反映した積算について

補助金は予算を十分に活用することがその目的達成に資すると考えられるが、東京都環境保全資金融資あっせん制度は、令和6年度の予算額11,904千円に対して873千円と、執行残が相当程度発生している。なお直近3年間の執行率は、令和4年度19.0%、令和5年度6.5%、令和6年度7.3%であり、低執行率が続いている。

この点について、令和6年度の申請台数は9台であったが、令和7年度予算の積算では、コロナ禍である令和2年度から令和4年度を除く、直近4年間の実績から、各月の申請台数の最大値を抽出して合計しており、年間台数を66台と見積もっている。当該積算方法は、需要動向とは大きく乖離しており、合理性に乏しく、結果として、低執行率となっている。

したがって、過去の数年の動向や、直近の実績を基礎として、より合理的で実態に即した予算積算を行うよう検討されたい。

## 4 持続可能な資源利用の実現

### (1) 食品ロス削減

#### ア 概要

都は、東京都食品ロス削減推進計画で掲げていた2030年目標の「食品ロス発生量50%減（2000年度比）」を2020年時点で達成した。しかし、都内の食品ロスは、それまで事業系を中心に順調に減少を続けてきたものの、2023年度以降は、コロナ5類移行後の外食需要の回復やインバウンドの急増等の影響によるリバウンドが懸念されていた。

そこで都は、リバウンドを抑え込みながらも、同計画で掲げていた目指すべき姿である「2050年食品ロス実質ゼロ」に向けて削減を進めていく必要があることから、2025年3月、新たなマイルストーンとして、2030年60%減、2035年65%減の目標を設定した。

#### イ 監査の結果

「2050年食品ロス実質ゼロ」に向けたマイルストーンとして、2030年60%減、2035年65%減の目標を設定されているが、EBPMの観点から、当該目標がどのように設定され、どのような事業のアウトプット、アウトカムにより達成することを見込んでいるのか、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、目標の設定に当たっては、表B-2-31のとおり、サプライチェーンごと（製造業、卸売業、小売業、外食産業、家庭系）に、食品ロスの発生要因及びそれに対応する対策、対策を講じることで期待される2030年及び2035年時点の削減率・削減量（2022年度比）を整理し、それらを積み上げることで、2030年60%減、2035年65%減を算出したとのことであった。

表B-2-31 食品ロス削減に向けた目標設定

業態	2022 ロス量	食品ロス発生 が多い工程	対策	削減率 2030	食品ロス量 2030	削減率 2035	食品ロス量 2035
製造業	1.3万t	原材料端材 0.7万t	新たな活用方法 の開拓 技術革新	10%減	1.27万t (▲0.07万t)	20%減	1.2万t (▲0.14万t)
卸売業	0.6万t	返品、不良品 0.3万t 納品期限切れ 0.2万t	食品廃棄抑制 AI・DXの活用	10%減	0.6万t (▲0.05万t)	20%減	0.5万t (▲0.09万t)
小売業	5.8万t	販売期限切れ 3.1万t	てまえどり推進 AI・DXの活用	10%減	5.5万t (▲0.3万t)	20%減	4.7万t (▲0.6万t)

外食産業	11万t	食べ残し 7.6万t 作り置き 2.0万t 仕入れ 1.0万t	食べ残し持ち帰りの推進 AI・DXの活用	10%減	10.3万t (▲0.7万t)	25%減	8.7万t (▲2.3万t)
家庭系	13万t	食べ残し 5.6万t 直接廃棄 7.4万t	発生抑制 行動変容 AI・DXの活用	5%減	12.4万t (▲0.6万t)	15%減	11.0万t (▲2.0万t)
合計	-	-	-	-	30.0万t (▲1.7万t)	-	26.6万t (▲5.1万t)

※食品ロス量の削減量は、「食品ロス発生が多い工程（t）×削減率」で算定されている

都提供資料より監査人作成

目標設定過程を確認した結果、サプライチェーンごとの削減量を積み上げる形となってはいるものの、「2022 ロス量」ではサプライチェーンごとに大きな差異があるにもかかわらず、削減率はほぼ一律となっていた。また、「食品ロス発生が多い工程」が把握されているにもかかわらず、各工程に対しどの施策によりどの程度削減量を見込んでいるのかというロジックが明確ではなかった。

#### （意見 2－20）食品ロス削減の目標設定について

都は、「2050 年食品ロス実質ゼロ」に向けたマイルストーンとして、2030 年 60% 減、2035 年 65% 減の目標を設定している。しかし、目標設定過程を確認したところ、サプライチェーンごとの削減量を積み上げる形となってはいるものの、2022 年の食品ロス発生量はサプライチェーンごとに大きな差異があるにもかかわらず、削減率はほぼ一律となっている。また、食品ロスの発生が多い工程が把握されているにもかかわらず、各工程に対してどの施策でどの程度削減を見込んでいるのかというロジックが明確ではない。

食品ロス発生量についてはサプライチェーンごとに大きな差異があるため、目標達成のために一律に施策を進めるのではなく、削減余地の大きいサプライチェーンについて、重点的に施策の検討を進められたい。

また、E B P M の観点から、「食品ロス発生が多い工程」に対してどの施策によりどの程度の削減量を見込むのかを明確化し、2030 年目標及び 2035 年目標達成に向け、適切な K P I を設定した上で取組を進められたい。

## (2) 小売ロス削減総合対策

### ア 概要

小売ロス削減総合対策は、都内で店舗を運営する食品小売事業者（中小企業、中小企業団体又は個人事業主）を補助対象者として、

- ・発生抑制（食品ロスを発生させない、発生しているものは減らしていく）
- ・有効活用（様々な理由で不要になったものの、まだ食べることのできる食品について寄附等により可能な限り食品として消費）
- ・再生利用（それでもやむを得ず発生するロスを飼料化や肥料化等に活用）

のそれに応じた取組に対する補助メニューを設定している。補助対象事業の概要は以下のとおりである。

表B－2－32 小売ロス総合対策の補助対象事業の概要

No.	補助対象事業の種類	1店舗当たりの補助上限額	補助率	補助対象経費
1	食品ロスの発生抑制に資するシステム（需要予測、ダイナミックプライシング、フードシェアリング等）の導入支援	2,500千円	1/2	システムの導入費及び運用費
2	食品ロスの発生抑制に資する量り売り用機器の導入支援	1,500千円	1/2	量り売り用機器の導入費及び運用費
3	食品のロングライフ化に資する急速冷凍機の導入支援	3,000千円	1/2	急速冷凍機の導入費及び運用費
4	特殊包装等ロングライフ製品の販売促進に係る普及啓発支援	500千円	1/2	販売促進に係るPR経費
5	賞味期限前の食品のフードバンクへの寄贈に係る輸送費支援	144千円	10/10	フードバンクへの寄贈に係る輸送費
6	食品廃棄物のコンポスト設備の導入支援	1,000千円	1/2	コンポスト設備の導入費及び運用費
7	食品廃棄物のリサイクル支援	1,000千円	1/2	焼却費用に対する食品リサイクル費用の上乗せ分
8	小売ロス削減を目的とした事業者提案に対する支援 (1)から(7)のメニュー以外のものに限る。	2,500千円	1/2	提案事業に要する経費

都提供資料より監査人作成

## イ 監査の結果

小売ロス削減総合対策について、「2050年食品ロス実質ゼロ」の最終目標及びマイルストーンとしての2030年60%減、2035年65%減の目標に対し、どのような事業効果を見込んでいるのかについて、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、発生抑制・有効活用に係る補助対象事業の中でも、小売店舗での食品ロスの約7割を占めている「売れ残り」の削減に資するシステムや急速冷凍機等の導入については、令和2年度以降、様々な事業者と連携した実証事業において効果検証を行ってきた。その中で、例えば、スーパーマーケットへの需要予測システム導入では、1か月1店舗当たり約50kg、約3～4割、ロングラ If化技術を活用したパン等の販売では、5か月間で約5.3kg・平均ロス量11.6%から3.2%への削減効果が見られた。

これらの削減効果を多くの事業者に波及させるため、中小事業者の導入経費等の補助により事例を増やし、その効果などについてホームページ等で発信することで、他の事業者への横展開を図っている。

売上高（＝事業規模）に比例して食品ロスが発生すると仮定した場合、都内スーパーマーケットの売上高のうち、約1割を中小事業者が占めていることから、中小小売事業者による食品ロス発生量は約7,400トンと見込まれる。

上述の実証事業の結果に基づき、仮に都内の中小小売事業者全店にこれらの機器が導入されたと仮定して効果を算出した場合、単純計算ではあるが、3,000から4,000トンの削減効果があると考えられることであった。

一方、当該補助金の削減効果は都内食品小売業の約5%程度となるが、小売業における食品ロス全体の約90%を排出している大規模事業者は自主的に取組を進めているため、自主的な取組が期待しづらい中小事業者を当該補助金の対象としていることは適切であるとのことであった。

確かに、大規模事業者は、社会的な責任も大きく、また正確な需要予測による発注量・廃棄量の減少等の自主的な取組によりコスト削減の効果が大きく表れる点は否定できない。しかし、実績として小売業における食品ロスの発生の大部分を占めている以上、都としても制度や補助金による支援を行う余地はあると考えられる。

### （意見2－21）小売ロス削減総合対策の対象事業者について

小売ロス削減総合対策による小売業の食品ロス削減効果は、都内食品小売業の約5%程度と見込まれるが、小売業における食品ロス全体の約90%を排出している大規模事業者は自主的に取組を進めているため、小売ロス削減総合対策の対象事業者は中小事業者に限定されている。

この点、確かに大規模事業者は、社会的な責任も大きく、また正確な需要予測

による発注量・廃棄量の減少等の自主的な取組によりコスト削減の効果が大きく表れる点は否定できない。

しかし、実績として小売業における食品ロスの発生の大部分を占めている以上、都としても制度や補助金による支援を行う余地はあると考えられる。

したがって、小売業における大規模事業者が食品ロスの削減を推進する上で行政にどのような支援が行えるのかニーズの把握を行い、対象事業者の拡大や新たな支援策を検討されたい。

### (3) 使い捨てプラスチックの削減・循環的利用の高度化

#### ア 概要

都は、令和元年12月、「ゼロエミッション東京戦略」と同時に「プラスチック削減プログラム」を策定・公表した。本プログラムでは、2050年にCO<sub>2</sub>実質ゼロのプラスチック利用の実現を目指すとともに、2030年に向けた目標として家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量を2017年度の約70万トンに対し、削減量28万トン、削減率40%とすることを掲げている。2023年度の実際の廃プラスチック焼却量の削減量は2.1万トンであり、2017年度比では3%の削減率である。

#### イ 監査の結果

都の2030年の廃プラスチック焼却量の目標である削減量28万トン及び削減率40%に対し、2023年度の実績は削減量2.1万トン、削減率3%にとどまっている。このため、目標値と実績値の乖離を埋めるために今後どの施策でどの程度廃プラスチック焼却量を削減するのか、施策ごとの削減目標の有無について担当者へヒアリングを実施した。

まず、今後どの施策でどの程度廃プラスチック焼却量を削減するのかについては、2030年目標（廃プラスチック焼却量削減率40%）の達成に向けて、プラスチックの再資源化が進んでいない区部の一人当たり焼却量（再資源化量）を多摩地域と同水準まで向上させることにより、単純計算で約28万トンの焼却削減余地があることなどを踏まえ、施策の検討を行っているとのことであった。

なお、考え方の前提として、2023年度の都内のプラスチック排出量と処理状況の実績は、区部の可燃ごみ523万トンのうち廃プラスチックの割合が20%である一方、多摩地域の可燃ごみは104万トンのうち廃プラスチックの割合が13.8%であった。このことから、区部は多摩地域ほど廃プラスチックの分別回収が進んでおらず、区部における廃プラスチック排出量の削減を局として重視しているとのことであった。

また、区部における削減余地の試算については、2023年度における一人当た

り廃プラスチック焼却量は区部においては 54.3kg/人（廃プラスチック焼却総量 523 千トン÷人口 9,635,719 人）に対して、多摩地域においては 24.4 kg/人（廃プラスチック焼却総量 104 千トン÷人口 4,247,161 人）である。区部における一人当たりプラスチック焼却量を、多摩地域と同程度の 24.4kg/人と仮定する場合、2030 年の人口推計 10,012,181 人で計算すると廃プラスチック焼却総量が 244 千トンとなり、2023 年度の区部の廃プラスチック焼却総量 523 千トンと比較すると 279 千トン、すなわち 28 万トンの削減余地があると試算している。

次に、施策ごとの削減目標の有無については、廃棄物審議会において、都内のプラスチック排出量と処理状況を、排出段階別（家庭系・事業系、区部・多摩地域、オフィスビル・その他事業所等）、処理段階別（焼却量、再資源化量）に算定した上で、必要削減量の達成に向けターゲットに応じた施策強化の方向性を議論しているとのことであった。

一方、施策ごとの定量的な廃プラスチック焼却削減効果については、2R（リデュース、リユース）ビジネスの普及・拡大、衣装ケース等の粗大ごみの再販、製造・販売事業者による店頭回収ルートへの移行、あるいはプラスチック分別収集の新規導入や分別徹底の啓発、徐々に向上する分別レベルなど、様々な施策によるシナジー効果を見込んでいるため、各施策の効果は単独で現れるものではなく、複合的に作用するものであり、各施策別の削減効果は把握しておらず、目標設定もしていないとのことであった。

また、廃プラスチック焼却量を削減すれば、CO<sub>2</sub>排出量の削減にもつながる。都内温室効果ガス排出量のうち、廃棄物の焼却による非エネルギー起源の排出量は推計されているが、各施策別の焼却削減効果は試算されていないため、これに対応する各施策別の温室効果ガス排出削減量の試算はされていない。

#### （意見 2－22）廃プラスチック焼却量の削減に対する施策ごとの削減量の把握について

都は、2030 年の家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量について、2017 年度の約 70 万トンに対し、削減量 28 万トン、削減率 40% を目標に掲げているが、2023 年度の実績は削減量 2.1 万トン、削減率 3 % にとどまる。

環境局は、削減目標の達成に関して、区部においては多摩地域と比較してプラスチック排出量に対する廃プラスチックの割合が高いという現状理解の下、その割合を区部においても多摩地域と同程度まで下げることができれば 28 万トンの削減が可能となり、これによって 2030 年における廃プラスチック焼却量の削減量の目標を達成できると判断している。

目標達成に向けた施策として、都は 2R（リデュース、リユース）ビジネスの普及・拡大、衣装ケース等の粗大ごみの再販、製造・販売事業者による店頭回収

ルートへの移行、プラスチック分別収集の新規導入や分別徹底の啓発など、様々な施策を行っている。

一方、例えば、ごみ処理の有料化については既に多摩地域の多くの自治体で実施されており、いまだ有料化されていない区部で新たに有料化した場合には、分別回収が促進され、その効果が区部に帰属すると考えられるものの、都の施策は必ずしも区部に限定して効果が現れるものばかりではない。

これらを踏まえると、2030 年目標の達成に向けて区部に重点を置くという全体としての方向性はあるものの、各施策でどのように削減効果を積み上げていくかという検討が十分ではなく、定量的な目標設定も行われていない。

実効性のある P D C A サイクルを回し、政策効果を最大化するためには、各施策が廃プラスチック焼却量の削減にどの程度寄与するのかを算出し、目標達成に向けて具体的な計画を策定した上で、施策ごとに分析と見直しを行うプロセスが必要であると考える。

したがって、E B P M の観点から施策別の削減量に関する成果指標を設定し、実績との乖離について分析と見直しを行うといった、2030 年目標の達成に向けた具体的な計画と改善プロセスを検討されたい。

また、廃プラスチック焼却量を削減すれば、CO<sub>2</sub>排出量の削減にもつながる。都内温室効果ガス排出量のうち、廃棄物の焼却による非エネルギー起源の排出量は推計されているが、施策別の焼却削減効果は試算されていないため、これに対応する施策別の温室効果ガス排出削減量の試算はされていない。カーボンハーフに向けた定量的な効果の把握と、削減効果の都民への PR につなげられるよう、施策別の温室効果ガス排出削減量の試算を行うことを検討されたい。

## 5 フロン排出ゼロに向けた取組

### (1) フロン排出抑制法に基づく立入検査

#### ア 概要

業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）のユーザー（管理者）が機器を廃棄する場合は、フロン排出抑制法に基づき、自ら又は他の者に委託してフロン類充填回収業者にフロン類を引き渡さなければならない。

環境局は、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）のユーザー（管理者）に対して適切な点検の実施を促すため、フロン排出抑制法に基づき立入検査を実施している。令和6年度は、漏えい実績等に基づき立入現場を精査し、漏えい量の多いユーザー（管理者）などへの指導を重点的に実施している。

また、廃棄時の回収効率を向上させるため、フロン類充填回収業者と業務用冷凍空調機器が設置されている建物解体現場等への立入検査を実施している。

#### イ 監査の結果

フロン類充填回収業者及び業務用冷凍空調機器が設置されている建物解体現場等への立入検査数について、検査目的を果たすまでの有効性の観点から、担当者へヒアリングを実施した。

まず、目標件数を設定しているか確認したところ、フロン類充填回収業者と建物解体現場を合わせて750件を目標件数としているとのことであった。

次に、立入検査の対象となるフロン類充填回収業者と建物解体現場の選定方法について確認したところ、フロン類充填回収業者はフロン類充填量及び回収量等の報告が行われていない業者を対象に選定し、建物解体現場は届出が行われた現場を対象に選定しているとのことであった。

この点、フロン類充填回収業者については第一種特定製品充填回収業者登録名簿がある一方、建物解体現場については毎月の届出により発生するものであり、検査対象の発生の態様は異なる。

#### （意見2－23）立入検査の目標件数について

環境局は、フロン排出抑制法に基づく立入検査について、フロン類充填回収業者と建物解体現場では検査対象の発生の態様が異なるにもかかわらず、両者を合わせた全体に対して目標件数を設定している。

目標件数は、本来検査対象の母集団に対するカバー率や何年かけて一巡するかというローテーションの考え方を踏まえて設定する必要がある。現状の設定方法では、例えば、フロン類充填回収業者に対する検査数が少なくとも、建物解体現場に対する検査数を増やせば全体の目標は達成できることとなり、フロン類充填回収業者数に対してどの程度の割合で検査を行うかという必要件数と実

際の実施件数に乖離が生じるなど、検査対象の特性を踏まえた目標設定という観点で課題がある。

したがって、フロン類充填回収業者に対しては約 4,800 者の規模や過去の立入検査結果等の質的な要素を踏まえた件数を設定し、建物解体現場に対しては前年度の検査数を踏まえた件数を設定するなど、検査対象ごとの発生態様に合わせた合理的な基準により、個別に目標件数を設定されたい。

## （2）フロン類充填回収量報告書

### ア　概要

フロン類充填回収業者は、フロン排出抑制法に基づき、都内で第一種特定製品の廃棄又は整備の際、毎年度、充填回収したフロン類の数量等を記載した報告書（以下「報告書」という）を知事に提出しなければならない。このため、フロン類充填回収業者は、フロン排出抑制法施行規則に定める充填回収量報告様式に基づき、紙、Excel、PDF の形式により報告書を提出している。

### イ　監査の結果

環境局は、フロン類充填回収業者から提出された報告書をデータベースにより管理している。そのため、報告書の登録事務について、効率化の観点から担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、フロン類充填回収業者から報告書の提出を受けた場合、報告書の記載に誤りや不明点がないかを目視により確認している。報告書の記載に誤りや不明な点等が認められた場合には、報告書を提出したフロン類充填回収業者に連絡を行い、精緻に確認を行った上で、報告書の内容をデータベースに手作業で登録している。年間のフロン類充填回収業者からの報告書の提出件数は年間 4,800 件程度であり、データベースへの登録時間は 1 件当たり 1 分程度とのことであった。

#### （意見 2－2-4）充填回収量報告書の登録事務の効率化について

フロン類充填回収業者は、フロン排出抑制法に基づき、毎年度、充填回収したフロン類の数量等を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

環境局は、提出された報告書の記載に誤りや不明点がないかを確認した上で報告書の内容をデータベースに手作業で登録しており、年間 4,800 件程度の登録作業が行われている。

登録時間は報告書 1 件当たり 1 分程度であるが、年間 4,800 件程度の報告書類を手作業で登録することは非効率であり、入力誤りの可能性もあることから事務効率化の余地があると考える。

したがって、報告書を公表している充填回収量報告様式によるデータ提出を推進するとともに、充填回収量報告様式についても形式的な入力制限や入力チェック機能を設けて入力誤りを減らすなど、事務処理の効率化を検討されたい。

### (3) 自動車リサイクル法に基づく立入検査

#### ア 概要

自動車製造業者や自動車輸入業者は使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、自ら製造・輸入した自動車が使用済みとなった場合に、シュレッダースト、エアバッグ類、フロン類を取り取り、シュレッダースト、エアバッグ類はリサイクルを行い、フロン類は破壊する義務を負う。

このため、自動車所有者は、新車を購入するに当たりリサイクル料金等を「資金管理法人」に預託する必要があり、廃車するに当たっては引取業者に使用済自動車を引き渡す義務を負う。

使用済自動車がリサイクルされるまでの流れは以下のとおりである。

- ①引取業者は、自動車所有者から引き渡された使用済自動車を、フロン類回収業者に引き渡す。
- ②フロン類回収業者は、使用済自動車からフロン類を回収して自動車製造業者や自動車輸入業者に引き渡し、使用済自動車を解体業者に引き渡す。
- ③解体業者は、使用済自動車からエアバッグ類を回収して自動車製造業者や自動車輸入業者に引き渡し、中古部品等を取り除いた後、解体自動車を破碎業者に引き渡す。
- ④破碎業者は、解体自動車をシュレッダーマシンで破碎した後、金属類とシュレッダーストを分別し、シュレッダーストを自動車製造業者や自動車輸入業者に引き渡す。
- ⑤自動車製造業者や自動車輸入業者は、引き取った3品目（フロン類、エアバッグ類、シュレッダースト）を適正に処理する。

なお、解体業者及び破碎業者は都道府県知事の許可が必要であり、引取業者及びフロン類回収業者は都道府県知事の登録が必要である。

このため、環境局は、これらの許可及び登録事務を行うとともに、各関連事業者に対して必要に応じて指導及び助言を行っている。また、解体業者及び破碎業者に対しては、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品、産業廃棄物の適正な引取り、引渡し及び再資源化を確保するため、立入検査を実施している。

## イ 監査の結果

解体業者及び破碎業者への立入検査について、検査の目的を果たす上での有効性の観点から、担当者へヒアリングを実施した。

まず、目標件数を設定しているか確認したところ、具体的な計画はなく、目標も設定していないとのことであった。

次に、立入検査の対象となる解体業者及び破碎業者の選定方法について確認したところ、廃棄物処理の許可を有している解体業者及び破碎業者については、廃棄物処理の許可が切れる前に立入検査を実施している。一方、廃棄物処理の許可を有していない解体業者及び破碎業者については、第三者からの苦情が入らない限り立入検査は実施していないとのことであった。

(意見 2-25) 解体業者及び破碎業者に対する立入検査の目標件数について

環境局は、解体業者及び破碎業者に対して、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品、産業廃棄物の適正な引取り、引渡し及び再資源化を確保するため立入検査を実施しているが、目標件数を設定していない。

また、廃棄物処理の許可を有している解体業者及び破碎業者に対しては、廃棄物処理の許可が切れる前に立入検査を実施しているが、許可を有していない解体業者及び破碎業者に対しては、第三者からの苦情が入らない限り立入検査は実施していない。

この点、目標件数を設定して実績件数と比較することは、立入検査をより効率的に実施する効果を有するため、合理的な基準を設けて計画的な目標件数を設定すべきである。したがって、廃棄物処理の許可を有している解体業者及び破碎業者に対する立入検査について、合理的な基準を設けて計画的な目標件数を設定することを検討されたい。

また、許可を有していない解体業者及び破碎業者に対する立入検査は、第三者からの苦情が入らない限り検査は実施していないが、検査の必要性及び実施に必要な体制を改めて検討されたい。

## 6 東京都気候変動適応計画

### (1) 東京都気候変動適応計画

#### ア 概要

環境局は、気候変動適応法第12条に基づき、「東京都気候変動適応計画」を策定し、自然災害、健康、農林水産業、水資源・水環境、自然環境の5つの分野ごとに気候変動による影響と今後の主な取組をまとめている。同計画の概要は以下のとおりである。

表B—2—3 3 気候変動適応計画の概要

分野	今後の主な取り組み	2050年目指すべき姿
自然災害	総合的な治水対策の強化 河川の豪雨対策 等	集中豪雨、台風等による浸水被害・土砂災害などを回避・軽減する環境が整備されている
健康	熱中症予防アクションの促進 改正気候変動適応法を踏まえた区市町村支援の強化 等	熱中症や感染症、大気汚染による健康被害などの気温上昇による健康影響が最小限に抑えられている
農林水産業	気象災害に強い島しょ農業の育成 夏の暑さ対策等気候変動に対する農業技術指導 等	気温上昇や台風等の災害にも強い農林水産業が実現している
水資源・水環境	水源の適切な確保 水源林の保全管理 等	渴水や水質悪化等のリスクが低減され、高品質な水の安定供給や快適な水環境が実現している
自然環境	生物多様性地域戦略に基づく取組の推進 貴重な生物多様性を守る保全地域の指定拡大 等	生物多様性への影響を最小限にし、豊かな自然環境が確保されている

気候変動適応計画より監査人作成

また、当計画の実効性を高める観点から、同計画に記載された取組について、3年間の年度ごとの取組予定を東京都気候変動適応計画アクションプランとして示している。

#### イ 監査の結果

東京都気候変動適応計画について、有効性・経済性の観点から適切な目標が設定され、P D C Aサイクルによる管理運用が行われているか担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、同計画の策定は、府内組織である東京都気候変動適応計画推進会議等を活用し行っている。実際の進捗管理に当たっては、同会議を活用し、毎年東京都気候変動適応計画アクションプランを作成・公表することにより実施しているとのことであった。具体的には、毎年度各所管部署で内容を分析し、前年度の実績や進捗状況を踏まえて取組予定を設定する。それらを環境局総務部環境政策課が各部署と調整し、取りまとめの上、同会議を経て、新たなアクションプランとして公表しているとのことであった。

ここで、アクションプランを確認したところ、例えば、以下のように数年間同じ取組予定であり、かつ、定量的ではない記載が見受けられた。

図B－2－23 東京都気候変動適応計画アクションプランの例

取組	現状 (2024年度)	2025年度	2026年度	2027年度
家庭のゼロエミッション行動推進事業の実施	事業の拡充、運用		事業の運用	

気候変動適応計画アクションプランより監査人作成

そこで、定量的な取組予定が記載されていないことについて、その理由を確認したところ、各局と進捗状況や課題を確認しながら、定量的な取組予定が設定できるものについては設定しているとのことであった。

しかし、例えば「家庭のゼロエミッション行動推進事業の実施」については、アクションプランでは「事業の拡充、運用」と記載されているのみである一方、都の主要予算資料の中では、ポイントを付与する想定家電台数について2024年度で561,610台、2025年度では830,910台といった定量的な記載がされている。

（意見2－26）東京都気候変動適応計画における局の役割と定量的な取組予定の公開について

環境局は、気候変動対策の基本方針として東京都気候変動適応計画を策定している。また、同計画に記載された取組について、3年間の年度ごとの取組予定を東京都気候変動適応計画アクションプランとして示し、同計画の進捗管理として活用している。

しかし、現行のアクションプランは、取組予定で定量的な記載となっていないものが見受けられる。

同計画の進捗状況を都民に分かりやすく伝え、適切にP D C Aサイクルを実施するという点では、事業の特性に応じ、可能な限りアクションプランの取組予定を定量的に記載することが必要である。

したがって、事業の特性に応じ、可能な限り定量的な取組予定を立てることを検討されたい。

また、気候変動適応計画に含まれる取組には環境局以外の各局が所管する計画等に由来するものも多い。他局が所管する事業の改廃や数値改善を促すまでの役割を果たすには難しい面があるとはいえ、気候変動適応計画の持つ重要性などを勘案すると、環境局は主体的に総合調整機能を果たす必要がある。

したがって、自局において可能な限り定量的な取組予定を立て P D C A サイクルを実施するとともに、他局にもアクションプランへの定量的な取組予定の記載を働きかけ、P D C A サイクル実施について必要な調整を図られたい。

### III 自然と共生する豊かな社会の実現について

#### 1 生物多様性地域戦略

##### (1) 生物多様性地域戦略

###### ア 概要

東京都生物多様性地域戦略は、2050 年における東京の将来像を「自然に対しても畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す」と設定し、その実現に向けて 2030 年に達成すべき目標として「自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる=ネイチャー・ポジティブの実現」を掲げている。その上で、自然地の減少、侵略的外来種といった都内の課題や、大都市東京が世界の生物多様性に与える影響などを踏まえ、「生物多様性の保全と回復」、「生物多様性の持続的な利用」、「生物多様性に関する理解と行動変容」から成る 3 つの基本戦略と、その実現に向けた行動目標を定めている。

また、東京都生物多様性地域戦略に掲げた目標を達成するための具体的な行動計画として、令和 7 年 4 月に東京都生物多様性地域戦略アクションプラン 2025 が公表された。同プランでは、東京都生物多様性地域戦略で示された基本戦略ごとに、都の取組と 2025 年度から 2027 年度までの各年度計画を明らかにしている。

表B－3－1 東京都環境基本計画、東京都生物多様性地域戦略、東京都生物多様性地域戦略アクションプランの関係性

	東京都環境基本計画	東京都生物多様性地域戦略	東京都生物多様性地域戦略アクションプラン
位置づけ	環境政策全般の最上位計画	生物多様性分野の基本的な計画方針	2030年に向けた都の取組と目標を示す具体的な行動計画
役割	大局的な目標と方向性を示す	生物多様性に関する目標等を設定	具体的な施策を掲げ進捗管理を行う
上位計画	特になし	特になし	東京都生物多様性地域戦略

都ホームページより監査人作成

###### イ 監査の結果

東京都生物多様性地域戦略アクションプラン 2025 には、東京都生物多様性地域戦略で示された基本戦略ごとに、都の取組内容、実績、2025 年度から 2027 年度までの計画が整理され、効果分析が行われている。

計画については、定量的な数値が掲げられている取組もある一方で、補助の実施、技術支援を実施、引き続き何々を推進、引き続き取組を推進といった定性的な記載にとどまっているものもある。また、2024年度（実績見込）の実績は定量的にもかかわらず2025年度以降の計画が定性的なもの、2025年度以降の計画が全く同じものなど、取組成果が計画に対してどの程度達成できたのかが分かりにくく、効果分析になじまないものが多数ある。

（意見3－1）次期アクションプランにおける目標設定について

環境局は、東京都生物多様性地域戦略アクションプランにおいて、東京都生物多様性地域戦略に基づく取組内容と、その実績や計画を掲げ、P D C Aサイクルを運用することで取組の改善を行っている。

同プランに掲げられている計画には、何々を実施、引き続き何々を推進といった定性的な記載にとどまっているもの、2024年度（実績見込）の実績は定量的にもかかわらず2025年度以降の計画が定性的なもの、2025年度以降の計画が全く同じものなど、取組成果が計画に対してどの程度達成できたのかが分かりにくく、効果分析になじまないものが複数あった。

取組内容によっては、定量的な目標設定が難しいケースがあることも理解できるが、取組をより効果的なものとするためには、定量的な目標を設定し、目標達成状況を見える化した上でP D C Aサイクルを運用することが望ましい。

したがって、次期アクションプランを作成する際には、可能な限り定量的な目標を設定することを検討されたい。

## 2 保全と再生

### (1) 屋上等の緑化

#### ア 概要

都では、東京における自然の保護と回復に関する条例（以下「自然保護条例」という。）及び同条例施行規則に基づき、敷地内における緑化を進めてきたが、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に向け、これまで以上に市街地の緑を回復することが必要となった。このため、新たに緑を増やせる緑化スペースとして建築物の屋上や壁面、ベランダなどに着目し、屋上等の緑化指導を平成12年4月から開始した。

さらに、平成12年12月に自然保護条例及び同条例施行規則を改正し、平成13年4月から一定規模以上の敷地を有する建築行為等を対象に屋上等緑化を義務付けるとともに、緑化計画書及び緑化完了書の届出を義務化し、緑化指導の強化を図った。

#### イ 監査の結果

都は建築物の屋上や壁面、ベランダにおける緑化の指導を平成12年4月から開始し、令和5年度までの累計は281万m<sup>2</sup>である。

環境局が公表している「ヒートアイランド対策ガイドライン」によると、8月に行われた屋上緑化の表面温度上昇緩和効果実験（サーモカメラによる熱画像解析）では、無処理区（屋上緑化なし）で表面温度が60°Cであったのに対し、緑化区では灌水頻度を減少させた場合であっても表面温度が35~45°Cと、無処理区と比較して15~25°Cの温度差があり、屋上緑化による建築物のヒートアイランド現象緩和効果が確認されている。

一方、屋上や壁面、ベランダにおける緑化についてはCO<sub>2</sub>の削減効果も考えられるが、都は屋上等の緑化によるCO<sub>2</sub>削減量を算出していない。

この点について、国土交通省が公表している屋上緑化による熱環境改善効果の算定式を用いて、監査人が試算を行った。同算定式によると、CO<sub>2</sub>削減量は屋上緑化施工面積×CO<sub>2</sub>削減量×排出係数/0.555により算定される。東京都の平成12年度から令和5年度までの累積の屋上等の緑化指導実績は累計2,815,157m<sup>2</sup>であり、ベランダ及び壁面緑化が含まれる面積のため上記式に単純に当てはめることはできないが、仮に全て屋上緑化であると仮定した場合、環境省によると屋上緑化によるCO<sub>2</sub>削減量は4.1t-CO<sub>2</sub>/年となる。これに東京電力のホームページで公表されている2024年度のCO<sub>2</sub>排出係数(0.421kg-CO<sub>2</sub>/kWh)を乗じると8,755t-CO<sub>2</sub>/年となり、累積では8,755t-CO<sub>2</sub>/年のCO<sub>2</sub>を削減していることになる。

また、屋上緑化の取組によるヒートアイランド現象への緩和効果の検証につ

いて担当者へヒアリングを実施したところ、東京都環境科学研究所において屋上緑化による建築物の表面温度上昇緩和効果等を確認しているが、都内における建築物の屋上や壁面、ベランダにおける緑化の指導がヒートアイランド現象の緩和にどの程度寄与したかについては、全体的な検証は行っていないとのことであった。

#### (意見 3－2) 屋上等の緑化によるCO<sub>2</sub>の削減効果のPRについて

屋上や壁面、ベランダにおける緑化についてはCO<sub>2</sub>の削減効果も考えられるが、環境局は建築物の屋上等の緑化に関して、CO<sub>2</sub>削減量を算出していない。

しかし、屋上緑化による建築物のヒートアイランド現象緩和効果が確認されており、屋上における緑化についてはCO<sub>2</sub>の削減量も算出可能である。そのため、屋上緑化によるCO<sub>2</sub>の削減量を算出し、その効果を緑化計画書によるCO<sub>2</sub>排出量削減への貢献としてアピールすることで、屋上だけでなく、壁面やベランダにおける緑化に対しても前向きに取り組むことにつながり、結果として屋上等の緑化が加速することが期待できる。

したがって、屋上緑化によるCO<sub>2</sub>削減効果について、都民に向けてアピールすることを検討されたい。

#### (意見 3－3) 屋上等の緑化によるヒートアイランド現象対策のPRについて

環境局は、過去に実施した屋上緑化による建築物のヒートアイランド現象緩和効果に関する実証実験により、建築物の表面温度上昇緩和効果等を確認している。

これらの効果の検証結果を周知することで都民や事業者の行動変容を促すことも期待されるため、緑化計画書制度等を通じて積極的にPRされたい。

## (2) 生態系に配慮した緑化評価ツール（試行版）

### ア 概要

環境局は、生態系に配慮した緑化を推進するため、事業者が緑化計画を作成する際に生態系への配慮度合いを確認できる「生態系に配慮した緑化評価ツール（試行版）」を平成29年に公表している。

#### 「生態系に配慮した緑化評価ツール（試行版）」

都はこれまで、事業者、NPO、都民の協力も得ながら、「東京における自然の保護と回復に関する条例」等に基づき、緑の保全、開発の規制、市街地における緑化など、緑の量を増やす取組を実施してきたが、生きものの生息生育空間に配慮した緑化を推進するなど緑の質を確保する視点が不足していました。

そこで、この「緑の質」に着目した新たな取組として、市街地の緑化に際して、緑の質を定量的に評価する「生態系評価手法」の開発に着手し、事業者の参画も得て、内容の検討を行ってきました。このたび、こうした検討を踏まえ、事業者が策定した緑化計画を自ら評価できるツールを作成しました。これにより事業者は、その取組が「見える化」されることから、工夫すべき点等が明らかになるため、より質の高い緑化への検討を進めることができます。

- ・本ツールは、「手引き」と「評価シート」で構成されます。
- ・事業者の方が、ダウンロードした「手引き」を使い、緑化計画の内容を「評価シート」に入力することで、様々な工夫を行った緑化の結果が点数化されて集計・評価され、その緑化計画の生態系への配慮の度合いを確認することができます。
- ・緑化計画の検討時点でその内容をシミュレーションすることで、工夫・改善すべき点が把握できるため、より質の高い緑化計画の作成に取り組みやすくなります。
- ・本ツールの評価の結果を公表することで、事業のPRになることが期待できます（生態系に配慮した事業であることをアピールする場面等に活用してください。）。

## イ 監査の結果

「生態系に配慮した緑化評価ツール（試行版）」は試行版であるため、改善や活用に向けた取組について担当者へヒアリングを実施したところ、評価結果や本ツールを利用した感想等のフィードバックは、ツールの公表以来、特段届いていないとのことであった。

また、ツール自体のアップデートや評価基準の見直し等は行われておらず、本ツールの将来的な活用や展開について具体的な検討も現状は行われていないとのことであった。

なお、緑化に関して定量的な評価を実施する取組として、国土交通省が創設した優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）が挙げられる。同制度は、都市における良質な緑地の確保を促進するために、民間事業者等による緑地確保の取組を、気候変動対策・生物多様性の確保・Well-being の向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定するものであり、認定を受けた事業者は緑の価値の見える化や社会的な支持を獲得するにとどまらず、無利子貸付（都市開発資金）や補助金（グリーンインフラ活用型都市構築支援事業）を活用することができる。

同制度は、事業者にとっては、投資家や金融機関、市民等の様々な主体に対して、良質な緑地確保の取組の価値を「見える化」することの重要性を高めるもの

と言える。同制度は令和6年度から運用開始されたものであり、緑地の質・量の両方の評価レベルに応じてランクが付与される点で、都の緑化評価ツール（試行版）と類似すると言えるが、都の緑化評価ツール（試行版）は平成29年に公表されているため、先進的な事例であったと言える。

#### （意見3－4）緑化評価ツール（試行版）について

「生態系に配慮した緑化評価ツール（試行版）」について、評価結果や本ツールを利用した感想等のフィードバックは、ツールの公表以来特段届いていないとのことである。また、ツール自体のアップデートや評価基準の見直し等は行われておらず、本ツールの将来的な活用や展開について具体的な検討も現状は行われていない。

本ツールは、緑地の「質」に着目した評価を行う点で、国等の制度に比べて先進的な事例であったと言えるが、公表以降に十分なフィードバックが得られておらず、利用者のニーズを踏まえた改善や展開ができているとは言えない。

加えて、着眼点を同じとする国の制度が創設されていることからも、投資家や金融機関、市民等の様々な主体に対して、良質な緑地確保の取組の価値が「見える化」することは重要である。

したがって、都の緑化評価ツールについて、国の制度やツール構築の検討過程で得られた知見などを踏まえて、将来的な展開について検討されたい。

### （3）保全地域

#### ア 概要

##### （ア）保全地域の指定・公有化

保全地域とは、自然保護条例に基づき、都内に残された貴重な自然地の保護と回復を図るために指定された地域である。保全地域は、人の立入りを前提とした公園等とは異なり、自然の保護及び回復を目的として指定されている。保全地域の指定は、良好な自然環境や生態系を保全し、次代へ引き継ぐための制度であり、保全地域に指定された土地では自然環境に影響を及ぼす開発行為等が規制される。

この保全地域については、令和元年12月に発表された「未来の東京」戦略ビジョンにおいて、水と緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京を実現するための取組の一つとして、丘陵地等の良好な自然地を2050年度までに新たに100ha程度を保全地域として指定・公有化する目標が掲げられた。

また、環境局は、保全地域の価値・魅力を一層向上させるための総合的なプランとして「保全地域の保全・活用プラン」を令和5年1月に策定した。同プランでは、保全地域の目指す姿として以下の3点が示されている。

- 1) 東京の生物多様性の拠点として、それぞれの保全地域で希少種をはじめとする在来の動植物が安定的に生息・生育している。
- 2) 保全地域が身近な自然として地域住民や都民に親しまれ、生物多様性保全や保全地域の重要性が理解されている。
- 3) 多様な主体と東京都が連携し、保全地域の保全に取り組んでいる。

さらに、令和6年1月に発表された「未来の東京」戦略 version up 2024 及び「東京グリーンビズ（東京都の緑の取組 Ver. 2）」では、2050年の指定・公有化目標を累計約1,000haに引き上げた。

令和7年3月31日現在、指定面積は761.2ha、公有化面積は合計651.4ha（公有化率85.6%）となっており、2050年の指定・公有化目標を累計約1,000haとするためには、約240haの指定を進めていく必要がある。これは、「未来の東京」戦略ビジョン及び同プランで掲げられた2050年度までの目標値である100haと比較すると、約2.4倍に増加している。

#### （イ）保全地域における緑地保全

自然保護条例第18条により定められた保全計画（規制や植生管理等）は同条例第20条において知事が行うものとされている。

また、同条例第19条においては、知事は、保全地域において、都民の自然との触れ合い、学習、体験活動等の機会を確保するよう努めることとされており、この趣旨を踏まえ、都民参加の機会の一環として、ボランティア団体による緑地保全活動が行われている。

保全地域における都、環境公社、ボランティア団体、保全地域サポーターの各主体による活動の分担として想定されるものは表B-3-2のとおりである。ボランティア団体には、緑地保全及び保全地域の活用の観点から主体的な活動が想定されている。

また、環境局は、令和6年度から環境公社への委託により「保全地域における自然再生業務」を実施している。同事業は、保全地域において人の手による維持管理（萌芽更新等）を通じて、多様な動植物が生息する自然環境の再生を図るものである。令和6年度においては2か所の保全地域を対象に、植生状況等の調査、萌芽更新、普及啓発看板設置を行った。

表B－3－2 保全地域における各主体の役割分担

主体	保全事業 (保全地域の植生管理等)	緑地保全 (保全地域の活用)
東京都	保全計画の策定、事業執行	団体登録、活動支援
公社	都から受託(保全地域の植生管理や施設管理等の維持管理)	都から受託(活動支援の実務)
ボランティア団体		主体的に活動(草刈り、間伐など)
保全地域サポート		活動団体の日常的な活動のサポート

都提供資料より監査人作成

#### (ウ) ボランティア団体の活動

都は、都民の自然との触れ合い、学習、体験活動やボランティア活動の場として保全地域を活用している。一方、保全地域で保全活動を行うボランティア団体については、近年、会員の高齢化や固定化などの課題が深刻化している。

こうした課題に対応するため、環境局では、保全地域体験プログラム、東京グリーンシップ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラム、東京グリーンスキル・プログラム、保全地域サポート制度、Webサイト「里山へGO!」の運営などボランティア人材の確保と育成に関する事業を行っている。

このうち、保全地域体験プログラムは、新たなボランティア人材の掘り起こしと定着を図ることを目的として、身近な保全地域において、緑地保全活動の意義や自然の魅力を体感できる、未経験者でも参加しやすい保全活動を地元市やボランティア団体と調整・連携の下で都民に提供している。

### イ 監査の結果

#### (ア) 保全地域の指定・公有化の目標

保全地域の保全・活用プランでは、保全地域の指定の目指す姿を実現するための課題として「都内の貴重な緑地が十分保全されていない」が挙げられており、以下の記載がある。

丘陵地において湧水等の浸食によって複雑に刻み込まれた地形を谷戸といい、様々な生きものの生息・生育地となっています。東京都では平成23年度に谷戸の調査を行い、生物多様性保全上で重要な谷戸の抽出を行いました。これらについて令和2年度に再度調査を行ったところ、谷戸のいくつかが開発で消失したり、改変されていることが明らかになりました。また、保全措置がとられて

いない生物多様性保全上重要な谷戸等が残されていることが明らかになりました。

丘陵地では、今後も大規模開発や大規模盛土などにより、谷戸の改変が起こりうる状況にあり、保全地域指定により、このような谷戸を保全することが必要です。

また、宅地開発等の起こりやすい台地部でも、生物多様性上重要な緑地を保全することが求められています。

こうした認識の下、同プランでは、保全地域の目指す姿に向けて今後取り組むべき施策の一つとして、2050年度までに新たに100ha程度の保全地域の指定・公有化を行うこととされた。

その後、令和6年1月に策定された「未来の東京」戦略version up 2024及び東京グリーンビズ（東京都の緑の取組Ver.2）では、2050年までの指定・公有化目標が累計約1,000haに引き上げられた。

この点について、同プランで掲げた2050年度までの拡大指定の目標値は100haから240haに増加することとなったが、現時点の同プランの目標値へは反映されていない。その理由について担当者へヒアリングを実施したところ、目標とする面積は拡大したものとの、同プランに掲げる各種方針や対策など、プランの根幹を成す基本的な考え方は引き続き変わらないことから、現時点では事業体系の考え方には変更はないとのことであった。

#### （イ）保全地域における緑地保全

ボランティア団体には、緑地保全及び保全地域の活用の観点から、主体的な活動が想定されている。この点、都は条例に基づき、ボランティア団体をはじめとした都民により保全地域が有意義に活用されるよう支援していく役割が求められている。そこで、環境局が有効な取組を実施できているかという観点から、ボランティア団体の活動実績を確認した。

まず、環境局のホームページより、ボランティア団体による緑地保全活動が行われていない保全地域を分析し、担当者へヒアリングを実施したところ、現在は10の保全地域でボランティア団体の登録がないことを確認した。これらの保全地域の中には、ほとんどが民有地で構成される、または急峻な地形であるなどの事情でボランティア団体の活動が難しい地域も多く含まれているが、ある程度整備が進んだ地域については団体登録を促す取組を進めていく余地がある状況とのことであった。

次に、令和6年度における保全地域体験プログラムの実施地域及び実施回数について担当者へヒアリングを実施したところ、回答は以下のとおりであった。

表B－3－3 令和6年度保全地域体験プログラム実施地域及び実施回数

No.	保全地域種別	場所	運営	件数
1	緑地保全地域	宇津木緑地保全地域	認定NPO法人FoE Japan	4
2	緑地保全地域	海道緑地保全地域	NPO法人樹木・環境ネットワーク協会	2
3	緑地保全地域	国分寺姿見の池緑地保全地域	国分寺姿見の池緑の会	2
4	緑地保全地域	七国山緑地保全地域	七国山自然を考える会	2
5	緑地保全地域	清瀬松山緑地保全地域	清瀬の自然を守る会	2
6	緑地保全地域	多摩東寺方緑地保全地域	つぼみグループ	2
7	緑地保全地域	八王子館町緑地保全地域	池の沢に螢を増やす会	2
8	緑地保全地域	八王子大谷緑地保全地域	八大緑遊会	2
9	緑地保全地域	八王子長房緑地保全地域	城山手親林の会	2
10	緑地保全地域	矢川緑地保全地域	矢川ふれあいボランティア	2
11	緑地保全地域	南沢緑地保全地域	東久留米自然ふれあいボランティア	1
12	緑地保全地域	八王子石川町緑地保全地域	東京森守クラブ	1
13	里山保全地域	横沢入里山保全地域	NPO法人横沢入タンボの会	11
14	里山保全地域	八王子滝山里山保全地域	NPO法人自然環境アカデミー	3
15	歴史環境保全地域	勝沼城跡歴史環境保全地域	勝沼城跡みどりの会	2
16	歴史環境保全地域	野火止用水歴史環境保全地域	東久留米自然ふれあいボランティア	1
合計				36

都提供資料より監査人作成

担当者によると、保全地域体験プログラムは、地域の特性や安全面等を考慮しながら実施しており、同プログラムの実施が難しい地域はあるものの、こちらもある程度、活動環境の整備が進んだ地域について実施対象を拡大する余地はあるとのことであった。

### （意見3－5）保全地域の緑地保全（活用）の拡大について

環境局は、保全地域の目指す姿に向けて今後取り組むべき施策の一つとして、2050年の指定・公有化目標を累計約1,000haに引き上げた。令和7年3月31日現在、指定面積は761.2ha、公有化面積は合計651.4ha（公有化率85.6%）となっており、目標達成に向けては約240haの指定を進めていく必要がある。これは、「未来の東京」戦略ビジョン及び保全地域の保全・活用プランで掲げられた2050年度までの目標値である100haと比較すると、約2.4倍に増加していることとなり、各年度において従来よりも加速した指定を進めていくことが想定されている。

また、局は保全地域において、都民の自然との触れ合い、学習、体験活動等の機会を確保するため、ボランティア団体による緑地保全の支援や保全地域体験プログラムなど、各種取組を実施している。特にボランティア団体には、緑地保全及び保全地域の活用の観点から、主体的な活動が想定されている。

この点、現状においてもボランティア団体の登録がない保全地域が複数あり、保全地域体験プログラムが実施されていない地域も見られる。こうした中、保全地域の指定を2050年目標に向けて拡大していくことを見据えて、現在の指定地域については、都民の自然との触れ合い、学習、体験活動等の活用を着実に進めていくことが望ましい。

また、ボランティアに関しては、会員の高齢化や固定化などの課題がある一方で、自然再生事業のように、ボランティアと連携した新しい取組も進んでいることから、活動の担い手を拡大し、定着させる取組を充実させることも重要である。

したがって、ボランティア団体の活動を促進し、定着を促すために、現在指定が行われている保全地域について、ボランティア団体が登録されている地域拡大のために一層の取組を検討されたい。また、保全地域体験プログラムの実施対象となる地域及び活動主体となる団体の拡大を図るための方策を検討されたい。

## （4）ECO-TOP プログラム

### ア 概要

ECO-TOP プログラムは、大学や大学院が自然環境保全のための教育課程を設け、それを都が認定する制度であり、授業やインターンシップを通じて、大学、企業、NPO、行政が連携して自然環境に軸足を置いたジェネラリストを育てることを目的としている。ECO-TOP プログラムの修了者は、都の名簿に登録され、知事名の修了者登録証が発行される。令和6年3月末現在、5大学が認定を受け、374名の修了生を輩出している。

ECO-TOP プログラムが育成を目指すジェネラリストの人物像は、認定審査基準第2条において次の5つが設定されている。

- ・自然環境保全に向けて様々な主体と協働できる能力がある人
  - ・一地域の現場から、次世代を見据え、グローバルな視野に立って自然環境を考えることができる人
  - ・論理的思考力と説明・コミュニケーション能力がある人
  - ・決定能力とリーダーシップがある人
  - ・現場感覚を持ち、アクティブに行動できる人
- このため、環境局は ECO-TOP プログラムを申請する大学に対し、プログラムの目的に即した教育目標を設定することを求めている。

## イ 監査の結果

ECO-TOP プログラム修了生に対するフォローアップ及びプログラムを修了することによるメリットについて、担当者ヒアリングを実施した。

まず、修了生に対するフォローアップについて確認したところ、修了生に対して東京都緑のボランティア指導者育成講座の案内は送付しているが、修了生の就職先や、自然環境分野における ECO-TOP プログラムを生かした活動状況について、全ては把握していないとのことであった。

なお、ECO-TOP プログラム修了生を対象としたアンケート結果を閲覧したところ、修了生はプログラムに満足しており、就職活動で役に立ったとの回答が過半数を超えていた。一方、ECO-TOP プログラムに対する要望については「なし」の回答が目立ち、効果的なフィードバック入手できていなかった。また、アンケートの対象はプログラムを修了直後の学生のみであり、修了から一定の期間を経た修了生については情報がなかった。

次に、ECO-TOP プログラムを修了することによるメリットを確認したところ、修了者は都の名簿に登録され、知事名の修了者登録証が発行されることになっており、東京都緑のボランティア指導者育成講座について半額で受講ができるメリットがあるとのことであった。

なお、東京都緑のボランティア指導者育成講座を修了し、一定の取得条件を満たすことで、自然観察や緑地保全などのボランティア活動等において指導や助言を行うことができる東京都緑のボランティア指導者の資格を取得できる。

### （意見 3－6）ECO-TOP プログラムの展開について

ECO-TOP プログラムは、自然環境分野において、広い知識と専門性を備え、アクティブに行動できる人材を、大学・企業・NPO・行政が連携して育成し、社会へ送り出すための制度である。

実績としては、令和 6 年 3 月末現在において 5 大学が認定を受け、374 名の修了生を輩出している。しかし、修了生のその後の活動状況を把握しておらず、修

了生に対するアンケートも効果的に活用できていない、修了することによるメリットも限定的であるなど、プログラムの意義や見直しを検討する観点からは、修了生からのフィードバックや修了生に対するフォローアップについて改善すべき点がある。

したがって、修了生に対するアンケートについては、回答形式を選択式と記述式の組合せにするなど、プログラムに対するフィードバックが集まりやすくなるよう工夫されたい。

また、アンケートの対象者については、修了直後の修了生だけでなく、修了から一定の期間を経た修了生に対しても継続的に実施されたい。

さらに、修了生に ECO-TOP プログラムの講義に登壇してもらうことや、修了生の就職先をインターンシップの受け入れ先として活用するなど、修了生にもメリットがある形でアルムナイの取組を拡大することを検討されたい。

## (5) 保全地域等での自然体験活動

### ア 概要

都は、都民の自然とのふれあい、学習、体験活動やボランティア活動の場の一つとして保全地域を活用しており、保全地域体験プログラム（里山へGO！）、東京グリーンシップ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラム、東京グリーンスキル・プログラム、保全地域サポーター制度など参加型の事業を行っている。

これらの取組については「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン 2025」において、「保全地域等での自然体験活動参加者数 累計 58,000 人」が 2030 年度目標として掲げられている。

保全地域体験プログラム（里山へ GO！）については同プランにおいて、基本戦略Ⅱと基本戦略Ⅲに関連する取組として掲載されており、「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン 2025」における主要な取組として記載されている。

### イ 監査の結果

「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン 2025」における主要な取組として記載されている保全地域体験プログラムに関連して、「保全地域等での自然体験活動参加者数累計 58,000 人」の計画及び実績について、「等」には何が含まれるのか担当者へヒアリングを実施したところ、保全地域における事業（公社委託事業：保全地域体験プログラム、東京グリーンシップ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラム）のほかに、奥多摩都民の森、高尾の森自然学校が含まれていたことが分かった。このため、「保全地域等での自然体験活動者数」の目標値 58,000 人に関しては、保全地域体験プログラム以外に都が実施している取組と合わせて達成を目指したものであった。

図B－3－1 東京都生物多様性地域戦略アクションプラン2025における保全地域体験プログラムの記載

⑦ 保全地域体験プログラム(里山へGO！)

新たなボランティア人材の掘り起こしと定着を図るため、保全地域の自然の魅力を身近に体感でき、未経験者でも参加しやすい体験プログラム「里山へGO！」を実施する。  
また、自然体験プログラムを通じて、参加者に対して生物多様性保全の重要性と保全地域の果たす役割等について普及啓発を実施する。

【環境局自然環境部】

<実績・計画> 2030年度目標：保全地域等での自然体験活動参加者数 累計58,000人

2024年度(実績見込)	2025年度	2026年度	2027年度
参加者数(延べ)885人 ※保全地域等での自然体験活動参加者数 累計40,432人	体験プログラムを推進	体験プログラムを推進	体験プログラムを推進

都ホームページより監査人抜粋

(意見3－7) 東京都生物多様性地域戦略アクションプラン2025における保全地域体験プログラムの目標と実績について

環境局が策定した「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン2025」において、「保全地域等での自然体験活動参加者数」は、現在、保全地域体験プログラムの項目に記載されている。

しかし、「保全地域等での自然体験活動参加者数」には保全地域体験プログラム以外に、保全地域における公社委託事業（東京グリーンシップ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラム）のほか、奥多摩都民の森、高尾の森自然学校事業が含まれている。そのため、現在の記載では、保全地域体験プログラム単体の目標が58,000人、2024年度累積の実績が40,432人であるとの誤解が生じ得る。

したがって、「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」における「保全地域等での自然体験活動参加者数」について、構成される事業名等を明示し、それぞれの実績値を記載することを検討されたい。

## (6) 高尾の森自然学校

### ア 概要

都は、大量の生物資源を消費する都市として、自然環境や生物多様性に配慮した持続可能な都市を築いていくために、広く都民や企業、NPO等のあらゆる主体と連携した施策の展開や、各主体が自然環境保全の重要性を理解した上で、主体的に行動するよう促す取組が必要である。

また、企業等の社会的責任(CSR)が広く認知され、環境貢献活動への意欲が増大しており、意欲と経験に富む企業等と行政が連携することにより、これまで以上に有効な施策展開が可能となっている。

こうした背景の下、都は一般財団法人セブン-イレブン記念財団と平成26年6

月27日に協定書を締結し、八王子市川町にある都有地において、都として初めて民間の資金やノウハウを生かし、拠点施設を構えて自然環境の保全と環境体験学習事業を展開していくこととし、平成26年度末に拠点施設「高尾の森自然学校」が完成した。「高尾の森自然学校」では、一般都民向けの自然観察や森林整備体験等の環境体験学習プログラムを行っている。運営や拠点施設の整備は運営主体である同財団が行い、都は上下水道などの基盤整備、事業への助言・協力を行っている。また、地元団体や学校等から構成される運営協議会を年数回開き、意見を反映しながら運営を行っている。

#### イ 監査の結果

環境局は、「保全地域等での自然体験活動参加者数」の2030年度目標人数を累計58,000人としており、現在までの累積人数とその内訳について担当者へヒアリングを実施したところ、2015年度から2024年度における累計人数については、表B-3-4のとおり回答があった。高尾の森自然学校の参加者については「保全地域等での自然体験活動参加者数」に含まれており、2015年度から2024年度までの累計参加者数は20,242人で、全体の50%を占めている。

表B-3-4 保全地域等での自然体験活動参加者数（2015-2024年度累計）

事業名	人数（人）	割合（%）
公社委託事業	18,320	45
奥多摩都民の森	1,162	3
高尾の森自然学校	20,242	50
終了事業	708	2
合計	40,432	100

都提供資料より監査人作成

次に、高尾の森自然学校では、同財団が活動拠点施設の整備や学習・体験活動のメニューを提供する役割を担っており、同財団と協定を締結している局が、高尾の森自然学校の参加数を増加させるためにどのような取組を行っているかについてヒアリングを実施した。担当者によると、局のホームページやX、公社運営の「里山へGO!」ホームページ、LINEによる情報発信、日本最大級の環境展示会である「エコプロ」にてリーフレット配布による情報発信を行っているとのことであった。

最後に、局の設定した「保全地域等での自然体験活動参加者数」の目標人数やその達成に向けた計画や取組について、同財団に共有されているか担当者へヒアリングを実施したところ、目標人数の設定に当たっては同財団との協議によ

り決定し、局が実施する事業（公社委託事業を含む。）についても適宜情報交換しているものの、年間の計画や取組は共有していないとのことであった。

なお、同財団の当該年度の計画や取組については、年度当初に開催する協議会等を通じて局に共有されているとのことであった。

（意見 3－8）高尾の森自然学校への都事業の共有について

高尾の森自然学校事業は都と一般財団法人との協働事業であり、運営主体として活動拠点施設の整備や学習・体験活動のメニューを提供する役割を担っているのは当該財団法人である。

一方で、環境局は、「保全地域等での自然体験活動参加者数」の 2030 年度の目標人数を累計 58,000 人と設定しており、その内訳の一つに高尾の森自然学校が含まれているが、局が実施する事業（公社委託事業を含む。）に関する年間の計画や取組については同財団に共有されていないとのことであった。

局の計画を共有し、取組を同財団が把握することは、自らのプログラムを効果的に P R し、参加者の増加に寄与することを通じて目標達成に向けた取組を進める上で有用である。

したがって、局が実施する事業（公社委託事業を含む。）ごとの年間の計画や取組を同財団と共有されたい。

### 3 自然とのふれあい

#### (1) 自然保護の担い手

##### ア 概要

###### (ア) 自然公園ビジョン

近年、自然の楽しみ方の幅が大きく広がっており、また、海外からの来訪者も増えている状況で、利用形態や利用者層の多様化が大きく進んでいる。そこで都是、豊かな自然を守りながら、その魅力を更に高め、国内外の多くの人に自然の素晴らしさを知ってもらうことを目指し、自然公園ビジョンを平成29年5月に発表した。

自然公園ビジョンは、自然公園の価値と特徴を生かした3つの「目指す姿」と、これを実現するための「今後の施策」、特に重点的に取り組む「リーディングプロジェクト」を掲げている。このうち、東京の自然公園が目指す3つの姿と、実現するための今後の施策は、以下のとおりである。

表B－3－5 東京の自然公園が目指す3つの姿と今後の施策

I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園
自然環境の状況を的確に把握し、情報の収集・分析を行う 植生回復や外来種対策などにより積極的に自然環境の保全・再生を行う 地域や地元自治体、土地所有者等の関係者と目標を共有し、良好な自然環境や景観の保全を行う 規制区域の見直しや、行政区画や事業の垣根を越えた連携を行うことにより貴重な自然を守る
II 人と自然との関係をとりもつ自然公園
自然公園が広がる地域の暮らし（文化・産業等）と自然のつながりを再生し、地域の魅力や活力を引き出す 人の営みと自然との関係性を実感できる環境を整える 地域における営みを支え自然環境の守り手ともなる人材の育成等を行う
III 誰もが訪れ、誰もが関わる、誰からも理解される自然公園
安全・安心・快適な利用環境の確保により、内外の多くの人が訪れやすい観光資源として活用する 東京の豊かな自然の魅力や価値を多くの人に伝える 自然公園内及び自然公園間の回遊性を向上させる 民間事業者やボランティア等多様な主体と連携する

自然公園ビジョンより監査人作成

## (イ) 自然保護の担い手

環境局が自然保護活動を進めるに当たり、協働する主な存在として、自然保護指導員（通称 東京都レンジャー）やそれを支えるサポートレンジャー、エコツーリズムの推進を実践するガイドが挙げられる。

東京都レンジャーは、都内の自然公園の保護と適正な利用を図るため、現在、多摩地域と小笠原地域で 25 名が活動している。

東京の自然公園では、観光客や登山客などによるオーバーユースや、マナーを守らない不適正な利用、希少な植物の盗掘などの不法行為により、自然の保護と利用のバランスが崩れかけている。また、小笠原諸島では移入種の持込みによって、固有種の減少、林地や草原の裸地化、さらには裸地化を原因とする土壌流出が珊瑚礁へ影響を及ぼすといった現象が起きている。

このような課題に対応するため、都では自然公園を中心とした地域における自然保護と適正利用の担い手として、平成 16 年度から東京都独自のレンジャー制度が導入された。なお、東京都レンジャーは自然環境・自然保護の経験・学識要件があるほか、上級救命技能認定又はそれと同等以上の資格の認定を取得していることが求められる。また東京都レンジャーの業務内容は専門的であることから、異動にそぐわない職種であり、会計年度任用職員として採用され、月 16 日勤務となっている。

東京都レンジャーの主な業務内容は、現場を巡回しながら観光客に利用マナーの普及啓発を行うことや、密猟や盗掘などの違法行為の監視及び是正指導、利用者の安全確保のための遊歩道や標識等施設の点検などである。このほか、小笠原諸島では、世界自然遺産登録後の外来種対策として、動植物の持込みや持出しの監視を行うとともに、東京都版エコツーリズムの遵守状況の調査などを行い、多摩地域では、自然公園等の森林保全を目的とした巡視活動やサポートレンジャーの指導などを行っている。

サポートレンジャーとは、東京都レンジャーの活動を補佐するボランティアのことをいい、現在は、高尾地域と奥多摩地域で活動している。主な活動内容は、対象地域の巡回を行ながら、利用マナーの普及啓発や自然公園利用者の案内活動、自然公園施設の簡易な補修などである。なお、サポートレンジャーになるには、都が実施する「サポートレンジャー登録講座」を受講する必要がある。

エコツーリズムの推進を実践するガイドは、都が将来にわたって継承すべき貴重な自然がある地域（自然環境保全促進地域）において、自然の保護と適正な利用を図るための制度として導入している「東京都版エコツーリズム」の担い手である。各地域では、東京都認定ガイドの同行を義務付け、利用する区域や経路、時期等についてルールを策定するとともに、自然環境の変化について定期的にモニタリングすることで情報の蓄積を行っている。同ガイドになるためには、都

が実施する「東京都自然ガイド」の認定講習を受講し、試験に合格する必要がある。

## イ 監査の結果

自然保護の担い手に関するビジョンを明確にしているかという観点から、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

自然公園ビジョンにおいては、東京都レンジャー・サポートレンジャーが重要な役割を担っていることは触れられているものの、現在の具体的な取組内容や将来に向けてどのように活動していくのかが十分に示されておらず、エコツーリズムのガイドについては、活動目標や期待される役割、現在の取組内容、将来に向けてどのように活動していくのかが示されていない。また、ボランティアの活動も重要であるが、同様の観点からは触れられていない。

この点について、自然公園ビジョンに活動計画を掲げていない場合は、個別に中長期計画を作成し、活動内容を具体化させるべきであるが、担当者によると、そのような計画は策定されていないとのことであった。

### （意見3－9）自然保護の担い手に係る役割や取組について

自然保護活動の担い手として、東京都レンジャー・サポートレンジャー、エコツーリズムのガイド、ボランティアが挙げられる。東京都レンジャー・サポートレンジャー、エコツーリズムのガイド、ボランティアの立場は様々であるが、これらの担い手と都がどのように連携して活動に取り組むかは非常に重要である。

一方で、自然公園ビジョンには、自然保護の担い手の活動目標や、具体的な取組が十分に示されていない。

自然環境の保護・管理は短期間で成果が出るものではなく、継続的な取組が不可欠であり、中長期的な視点で活動を展開する必要がある。自然公園ビジョンで、様々な自然保護の担い手に応じた取組を具体的に示すことで、担い手に関するビジョンが明確となり効果的な自然環境の保護が可能になる。

現在の自然公園ビジョンは平成29年に策定されたものであり、当該ビジョンの改訂が令和9年に想定されるところであるが、東京都レンジャー等、様々な担い手にどのような役割を担ってもらうべきか、自然公園の目指す姿とともに、総合的に捉えることは重要である。

したがって、自然公園の目指す姿とともに、様々な自然保護の担い手に応じた役割や取組を総合的に捉え、次期自然公園ビジョンの策定に当たられたい。

## (2) 自然公園内に所在する施設の指定管理者制度

### ア 概要

環境局が所管する以下の自然公園内に所在する施設については、現在、指定管理者制度を導入している。

- ・東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村
- ・東京都奥多摩ビジターセンター
- ・東京都御岳ビジターセンター
- ・東京都御岳インフォメーションセンター
- ・東京都高尾ビジターセンター
- ・東京都立小峰公園
- ・東京都立多幸湾公園
- ・東京都小笠原ビジターセンター
- ・東京都奥多摩都民の森
- ・東京都檜原都民の森

局と指定管理者は、事業開始に当たって協定を締結し、業務の内容や指定管理料の額など、管理運営に関する詳細な事項を確定する。協定は、指定期間を通じた事項を定める基本協定と、各年度の管理運営に関する事項を定める年度協定の2種類がある。

指定管理者は、局に対し、応募時に提出した事業計画を踏まえ、年度ごとに実施する具体的な業務の内容やスケジュールなどを記載した年度計画を、当該事業年度開始前に作成し、提出する。

また、毎月、実施報告書を提出するとともに、年度終了後には、事業報告書及び財務諸表を提出する。実施報告書では、管理運営業務の実施状況、管理施設の利用状況、収支実績、作業実績、災害時・事故時の対応、利用実績、自主事業を実施する場合は自主事業の実績報告が提出される。事業報告書では、実施報告書の内容に加えて、年間管理運営実績が提出される。

一方、局は、指定管理者から提出される事業報告書等の確認・分析、指定管理者へのヒアリング、実地調査等の実施、外部評価委員会での評価などに基づき、指定管理者の管理運営状況について評価を行い、公表している。

### イ 監査の結果

施設の管理運営状況が事業計画書に沿って適切に実施されているかを確認するため、令和6年度に各指定管理者が作成した事業計画書及び事業報告書等を確認したところ、東京都御岳ビジターセンターの「令和6年度管理運営における事業報告書」に記載されている人件費、事務費、間接経費の計画額について、以下のとおり誤りが認められた。

表B－3－6 事業報告書における金額誤りの内容

(単位：千円)

項目	事業報告書に記載されていた計画額	正しい計画額
人件費	15,821	15,422
事業費	6,796	6,756
間接経費	2,708	3,147

都提供資料より監査人作成

そこで担当者へヒアリングを実施したところ、事業計画書及び事業報告書はそれぞれチェックリストにより確認しており、事業計画書の計画額の誤りについては事業計画書のチェックリストに基づき指摘し、是正させていた。一方、事業報告書のチェックリストには計画額を確認する項目が設けられていなかったため、提出された事業報告書には正前の計画額が記載されていた誤りを発見できなかつたとのことであった。

#### (指摘3－1) 指定管理者の提出する報告書の確認について

環境局所管の指定管理施設である東京都御岳ビジターセンターについて、指定管理者から提出された「令和6年度管理運営における事業報告書」に記載されていた人件費、事業費、間接経費の計画額に誤りが認められた。

局の担当者は事業報告書をチェックリストにより確認していたが、計画額を確認する項目を設けていなかつたため、当該金額を突合していなかつたことが、誤りを発見できなかつた原因であった。

指定管理者の管理運営状況を評価するに当たり、財務状況の計画・実績数値に誤りがあると正確に評価できない可能性があるため、財務状況の確認は正確に実施されるべき事項である。

したがって、今後同様の誤りが生じないよう、チェックリストの内容を見直すことで誤りの防止・発見に努めるとともに、指定管理者に対し是正した事業計画書の確認の実施など、指定管理者への指導徹底に努められたい。

### (3) 自然公園内に所在する大規模施設の長期的な更新計画

#### ア 概要

東京都には、秩父多摩甲斐国立公園、富士箱根伊豆国立公園、小笠原国立公園、の3つの国立公園、明治の森高尾国定公園、6つの都立自然公園が指定されており、都は自然の保護と利用のため、自然公園内に自然公園施設を設置している。

自然公園施設における大規模な施設としては、高尾山、御岳山、小笠原等に設置されているビジターセンター、大島公園海のふるさと村の宿泊施設であるセントラルロッジ等がある。

また、都民の森条例に基づき設置されている檜原都民の森には、森林館や木材工芸センター、奥多摩都民の森には、管理所機能と宿泊施設から成る建物が設置されている。

#### イ 監査の結果

自然公園内に設置されている主な大規模施設の状況は、以下のとおりである。

表B－3－7 自然公園内に設置されている主な大規模施設

(単位：千円)

名称	建築年月	構造名	延床面積	取得価格
都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村クラフトセンター	1994年3月	鉄骨造	819.50 m <sup>2</sup>	307,541
奥多摩都民の森	1993年3月	木造	556.61 m <sup>2</sup>	111,930
檜原都民の森森林館	1989年3月	鉄筋コンクリート造	1,249.54 m <sup>2</sup>	346,267
檜原都民の森木材工芸センター	1988年3月	木造	614.37 m <sup>2</sup>	136,618
海のふるさと村セントラルロッジ管理棟	1986年3月	鉄筋コンクリート造	434.45 m <sup>2</sup>	184,904
海のふるさと村セントラルロッジ宿泊棟	1986年3月	鉄筋コンクリート造	305.20 m <sup>2</sup>	124,197

都提供資料より監査人作成

自然公園内に設置されている主な大規模施設は、1980年代から1990年代に建築されている。建築物の構造は木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造がそれぞれ存在しているが、全ての建築物は建築から30年以上経過しており、老朽化が進んでいる。

担当者へのヒアリングによると、これらの施設については、日常業務において劣化状況等を把握し、必要がある場合には適宜修繕を行っているとのことであった。しかし、多数の施設の改修、更新の順序等を織り込んだ、自然公園の施設全体についての維持更新計画は作成していないとのことであった。

（意見3－10）自然公園内に所在する大規模施設の長期的な更新計画の策定について

環境局は、自然公園内及びその周辺に自然の保護と利用のための自然公園施設を設置している。

自然公園内に所在する大規模施設については、建築から30年以上経過しており、老朽化が進んでいる。施設の修繕は、日常業務において劣化状況等を把握し、必要がある場合には適宜実施されているが、自然公園の施設全体について改修・更新の順序等を織り込んだ長期的な大規模改修・更新計画は作成されていない。

施設の劣化を防ぎ費用を平準化しつつ、自然公園内の大規模施設全体について計画的に管理していく上では、大規模改修・更新計画は重要である。

したがって、自然公園内の主な施設全体についての大規模改修・更新計画を策定し、計画的な大規模改修及び更新を行っていくことを検討されたい。

#### （4）公有財産の管理

##### ア 概要

都の所有する財産は、公有財産、物品、債権、基金の4種類に分けられ、このうち公有財産は土地、建物をはじめ、工作物、船舶、航空機、地上権、特許権、株式、出資による権利、不動産の信託の受益権などの財産とされている。

公有財産の取得、管理及び処分に関しては別に定めるものを除き東京都公有財産規則において規定されており、第17条において、局長等は、その所管に属する公有財産について、価格その他財務局長が別に定める事項を記録した公有財産台帳を整備し、変動のあった都度、補正しなければならないとされている。

##### イ 監査の結果

小峰ビジターセンターへの視察の際、公有財産台帳に登録のある工作物について、その実在性及び管理状況を確かめる観点から、設置場所が同センターとされている工作物11件について、公有財産台帳と現物との整合性を確認したところ、以下の2件の資産については、現物の所在が確認できなかった。

財産種名	種目名	台帳名称	数量
工作物	浄化槽	小峰国民休養地便所	0.96 m <sup>2</sup>
工作物	浄化槽	小峰国民休養地便所	2.08 m <sup>2</sup>

また、過年度にコンビネーション遊具2個、スプリング遊具3個、ターザンロープ1個の更新を行っていたが、これらの資産は公有財産台帳に登録されておらず、廃棄した以下の資産は除却の処理がされていなかった。

財産種名	種目名	台帳名称	数量
工作物	庭園	小峰国民休養地 ローラースライダー付トリデ	1 個
工作物	雑工作物	小峰国民休養地木製遊器具 (ロッククライミング)	1 基
工作物	雑工作物	小峰国民休養地ストレッチベンチ (アスレチック遊具)	1 基

(指摘3－2) 公有財産の登録漏れ及び除却漏れについて

監査人による現物実査の結果、公有財産台帳に登録のある工作物のうち、設置場所が小峰ビジャーセンターとされている工作物について、2件の資産については現物の所在が確認できなかった。

また、過年度に行われたコンビネーション遊具等の更新の際に、新規資産の6件の登録及び旧資産3件の除却の処理がされていなかった。

公有財産台帳は、東京都公有財産規則の規定により、変動のあった都度、補正しなければならないとされているため、速やかに是正するとともに、他の自然公園においても同様の事例が生じていないか、管理状況を確認されたい。

## 4 野生動植物対策

### (1) 野生動植物対策におけるDXの活用

#### ア 概要

環境局は、希少な野生動植物の保全と外来種対策等を進めており、I C T を活用した取組として、ツキノワグマに関する「TOKYO くまっぷ」、その他の生物情報を集約した「東京いきもの台帳」、キヨン対策のための「大島キヨン目撃報告LINE アプリ」を作成している。

#### (ア) TOKYO くまっぷ

近年、北海道のヒグマ、本州のツキノワグマによる被害が度々報道されてきたが、令和7年においては連日報道されている状況であり、都内においてもツキノワグマの目撃情報が継続的に寄せられている。

一方で、ツキノワグマは繁殖率が低く、一度生息数が一定以下まで減少してしまうと、その回復が非常に困難な動物である。このため、東京都の保護上重要な野生生物種として位置付けられており、2020年版の東京都レッドリストにおいては、南多摩地域で絶滅危惧2類（V U）、西多摩地域で準絶滅危惧（N T）として評価されている。

このような背景の中、ツキノワグマの被害防止のために、環境局は「TOKYO くまっぷ」を作成し、公表している。このマップは、ツキノワグマの目撃情報や痕跡（クマ棚、クマ剥ぎ、フンなど）を地図上に点状に表示するものである。これにより、地域住民や登山者がツキノワグマの出没情報を把握しやすくなり、事故や被害の防止に寄与することが期待される。

#### (イ) 東京いきもの台帳

「東京いきもの台帳」は、東京で過去から現在までに確認された野生生物の情報を網羅的に整理したデジタル版目録である。野生生物の情報をデジタルマップ上に表示できるほか、随時、情報の更新が可能なWeb検索システムである。現在は、「トンボ目」「セミ科」「クモ目」が公表されている。特徴は、都民が参加する「東京いきもの調査団」が作成する点にある。

#### (ウ) 大島キヨン目撃報告LINEアプリ

平成17年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」により、キヨンは従来の生態系を大きく変化させるおそれがあるとして「特定外来生物」に指定されている。

大島においては、平成18年度にキヨンの生息調査等を実施し、平成19年度から防除実施計画に基づく防除事業を実施している。I C T を活用した対策と

して「大島キヨン目撃報告 LINE アプリ」を開発し、LINE を使って簡単に目撃情報の報告や過去 30 日間の報告内容が地図上に表示できるようになっている。寄せられた目撃情報は、わなの設置等の取組強化に活用していく。防除事業によりキヨンの推定生息数は、令和 2 年の 21,656 頭をピークに、令和 6 年は 17,439 頭まで減少している。

#### イ 監査の結果

TOKYO くまっぷの開発目的、運用状況、他の自治体等との連携について、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、TOKYO くまっぷは、人身被害防止等を目的にツキノワグマの出没情報等を都民に知らせるサイトである。クマによる人身被害は都民の生命を脅かす喫緊の社会課題であり、情報の重要性は高いが、不正確な情報の伝達を防ぐため、クマの出没情報は、市町村など自治体からの確定情報や東京都レンジャーの確認などをもって登録している。また、人身被害の情報については当日から翌日までに掲載しているとのことであった。

他の自治体等との連携については、令和 8 年度に新システムの構築を開始し、令和 9 年度から令和 10 年度にリリースを予定している。現段階では他の自治体との連携に向け調整を開始しているが、他のアプリ等との連携については具体的に検討していないとのことであった。

なお、他の自治体の事例として、ツキノワグマの目撃情報が多数発生している東北 6 県においては、全県でマップが作成・公表されており、宮城県ではマップへのリンクが掲載されたページに他 5 県のマップへのリンクを掲載している。また、東京都に隣接する県における目撃情報については、埼玉県及び山梨県はマップ形式で、神奈川県は一覧表形式で公表している。

#### (意見 3－1-1) TOKYO くまっぷについて

TOKYO くまっぷは、人身被害防止等を目的に、ツキノワグマの出没情報等を都民に知らせるサイトであるが、安全のための情報が都民に届くことを重視しているため、都内におけるツキノワグマの出没情報に特化しており、他の自治体やアプリとの連携はない。

しかし、ツキノワグマに行政区画は関係なく、自由に行政区画をまたいで活動するため、隣接県との境界で情報が途切れてしまうと、利用者は他の自治体が公表する情報を個別に参照しなければならず、情報の一覧性の観点から改善の余地がある。

したがって、他県との会議体等の枠組も活用しつつ、隣接自治体の地図情報のリンクの掲載や、同様のプラットフォームを共有し同一の地図において他県の

出没情報も確認できるようにするなど、連携の方策を検討されたい。

また、環境局においては情報の正確性を重視しているが、人身被害を防止する観点からは目撃情報等をよりタイムリーに掲載する必要があり、出現件数や目撃件数が更に増加する場合は、マンパワーの限界もある。そのため、新システムの構築時には、情報提供の効率的な仕組みや「東京いきもの台帳」で把握される基礎情報を参考資料とした連携について検討されたい。

## IV より良質な都市環境の実現について

### (1) VOC対策への取組

#### ア 概要

揮発性有機化合物（VOC）は、印刷や塗装などの様々な業界で幅広く使用されている物質であり、光化学スモッグとPM2.5の主要な原因物質の一つとされている。環境局では、VOC対策として、アドバイザー派遣やVOC対策セミナーを実施している。

VOC対策アドバイザー派遣制度は、中小企業のVOC排出量削減に向けた自主的な取組を支援することを目的として平成17年度から実施されている制度である。支援対象企業に対してアドバイザーを派遣し、VOCの簡易測定、技術的助言、学習会や説明会におけるVOC排出抑制対策についての講義等の支援を行うものである。アドバイザーは、都に登録された民間の専門家であり、専門分野は塗装、印刷、洗浄となっている。

派遣対象、派遣費用、派遣の流れは以下のとおりである。

表B-4-1 VOC対策アドバイザー派遣制度の概要

派遣対象	・中小企業（資本金3億円以下又は従業員数が300人以下）でVOCを取り扱う都内の工場（印刷工場、塗装工場、めっき工場等） ・VOCの排出抑制策を自主的に推進する団体
派遣費用	無料
派遣の流れ	・電話で都に事前相談 ・派遣依頼書を都に提出 ・日程調整の上、アドバイザー派遣 ・後日報告書が届く（学習会、説明会等を除く） ・助言を基に取組をされた場合は都に報告

都ホームページより監査人作成

また、VOC排出量の削減に向けた啓発を目的として、VOC対策セミナーの配信を行っている。VOC対策セミナーの過去の配信状況は以下のとおりである。

表B-4-2 VOC対策セミナーの配信期間と内容

セミナー名称	配信期間	内容
令和5年度 夏季VOC対策 セミナー	令和5年8月 ～9月	・環境とからだに優しい私たちの選択 ・環境ラベルで選ぼう！～今日からできる、未来 への一歩、サステナブルな選択～

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・『ちょっとの工夫』で環境対策 - DIY 塗装の VOC 排出削減</li> <li>・大気環境に配慮したガソリン計量機について</li> </ul>
令和5年度 冬季VOC対策 セミナー	令和6年1月 ～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車塗装の環境対策 現状と課題</li> <li>・VOC排出抑制における企業の取組事例</li> <li>・IOT活用による工場内のVOCモニタリング</li> <li>・東京都のVOC排出抑制の取組み</li> <li>・PTR電子届出の活用や排出量算出の基本的留意点</li> </ul>
令和6年度 冬季VOC対策 セミナー	令和7年2月 ～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルボンの環境対策～現状と課題～</li> <li>・大気環境に配慮した商品紹介サイト Clear Sky Navi</li> <li>・家庭やオフィスからの大気汚染対策について</li> </ul>

都提供資料より監査人作成

## イ 監査の結果

### (ア) VOC対策アドバイザー派遣

環境局は、VOC対策アドバイザーの派遣数を増加させるための取組として、公害防止管理者講習会等の各種説明会や関連団体へのリーフレット配布・周知、区市実務説明会での区市担当者への周知、WEB開催のVOC対策セミナーでの周知を行っている。

VOC対策アドバイザー派遣の過去3年間の実施状況は以下のとおりであり、過去3年間の利用実績は2件から3件と横ばいにとどまっている。

表B-4-3 VOC対策アドバイザー派遣の実施件数

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
工場等の技術的助言	2	2	3
講習会などへの講師派遣	0	0	0
その他	0	0	0
合計	2	2	3

都提供資料より監査人作成

(意見4－1) アドバイザー派遣の増加に向けた取組について

環境局は、中小企業のVOC排出量削減に向けた自主的な取組を支援することを目的として、VOC対策アドバイザー派遣を実施しており、派遣数を増加させるための取組として各種説明会や関連団体への周知を行っている。

しかし、過去3年間のアドバイザー派遣の実績は、各年度2件から3件にとどまっており、VOC対策アドバイザー派遣の事業効果を上げる観点からは、派遣数の拡大に向けた取組が重要である。

したがって、利用の利便性の観点から、支援内容の点検や対象業者への直接的な働きかけなどを行うことで、利用実績の拡大に向けた取組をされたい。

(イ) VOC対策セミナー

VOC対策セミナーの過去3年間のプログラムと再生数の状況は、以下のとおりである。

表B－4－4 VOC対策セミナーのプログラムと再生数

<令和4年度>

プログラム	再生数
夏季プログラム（配信期間：7月28日から11月14日）	
『ちょっとの工夫』で環境対策 - D I Y塗装のVOC排出削減 -	118
身近な工業塗装の世界	81
朝礼ネタに困ったら使えるSDGs～グリーン購入で光化学スモッグが減るってホント？～	167
低VOC製品の選び方	110
冬季プログラム（配信期間：11月15日から12月23日）	
環境問題に対する塗料と塗装からのアプローチ	89
工業塗装におけるVOC発生源を考える	72
低VOC塗装の塗膜性能調査について	53

<令和5年度>

プログラム	再生数
夏季プログラム（配信期間：8月7日から9月29日）	
環境とからだに優しい私たちの選択	283
環境ラベルで選ぼう！	138
『ちょっとの工夫』で環境対策 - D I Y塗装のVOC排出削減 -	199
大気環境に配慮したガソリン計量機について	243
冬季プログラム（配信期間：1月24日から3月22日）	

自動車塗装の環境対策 現状と課題	306
VOC排出抑制における企業の取組事例	219
IoT活用による工場内のVOCモニタリング～複数個所へのセンサ一設置と24時間のモニタリングにより効果的なVOC削減を目指す～	92
東京都のVOC排出抑制の取組み	211
PTR電子届出の活用や排出量算出の基本的留意点	150

<令和6年度>

プログラム	再生数
冬季プログラム（配信期間：2月7日から3月21日）	
家庭やオフィスからの大気汚染対策について	148
大気環境に配慮した商品紹介サイト Clear Sky Navi（登録編）	154
ブルボンの環境対応～現状と課題～	308

都提供資料より監査人作成

VOC対策セミナーについては、開催終了後に次回開催に向けた改善点の取りまとめを行っており、視聴回数も増加傾向にある。配信期間については、全ての配信について配信期間が設けられているが、例えば、「PTR電子届出の活用や排出量算出の基本的留意点」や「大気環境に配慮した商品紹介サイト Clear Sky Navi（登録編）」など、配信期間を2か月程度に限定せず、より長期間の配信をすることが望ましいプログラムも存在している。

また、開催方法について、対象業種を絞った一部の専門的なセミナーについては、対面での開催に限定されている。

#### （意見4－2）VOC対策セミナーの配信について

環境局は、VOC排出量の削減に向けた啓発を目的として、VOC対策セミナーの配信を行っている。業種を絞らない幅広い対象者向けのオンライン配信セミナーは、配信期間が設けられているが、例えば、「PTR電子届出の活用や排出量算出の基本的留意点」や「大気環境に配慮した商品紹介サイト Clear Sky Navi（登録編）」などのように、配信期間を限定せずより長期間の配信をすることが望ましいプログラムも存在している。

さらに、対象業種を絞った一部の専門的なセミナーは、開催方法が対面に限定されており、参加者の利便性向上により参加者を増加させる観点からは、配信や開催の方法について改善の余地があると考えられる。

したがって、プログラムの内容に応じて配信期間を限定しないこと、専門的なセミナーについてハイブリッド開催や事後的な動画配信を行うことなど、参加者の利便性を向上させるための取組を検討されたい。

## (2) 土壌汚染対策

### ア 概要

都は、平成13年10月から有害物質取扱事業者及び土地改変者に環境確保条例を適用し、「東京都土壌汚染対策指針」に基づく調査や対策を義務付けている。条例に規定する工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取り扱い又は取り扱ったことがあるものを「有害物質取扱事業者」としている。また、3,000m<sup>2</sup>以上の土地において土地の切り盛り、掘削等の土地の改変を行う者、又は土壌汚染対策法第4条第1項に該当する行為を行う者を「土地改変者」としている。

対象者が、以下に示す対象となる行為を行う場合は、対象地内の有害物質の取扱事業場の設置状況、土地利用の履歴、有害物質の使用・排出の状況を踏まえ、汚染状況調査（土壌及び地下水の調査）を行うとともに、汚染状況調査の結果を踏まえ、要対策区域、地下水汚染拡大防止区域又は要管理区域を設定し、土壌地下水汚染対策計画又は汚染拡散防止計画を策定した上で、対策及び汚染拡散防止の措置を実施することが求められている。

対象となる行為は以下のとおりである。

表B-4-5 対象者と対象となる行為

対象者	対象となる行為
有害物質取扱事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれのある場合</li><li>地下水汚染が認められる地域がある場合</li><li>工場若しくは指定作業場を廃止し、又はその全部若しくは主要な部分を除却しようとする場合</li><li>有害物質取扱事業者が自主調査を実施し報告する場合</li><li>条例第116条等の調査において汚染が確認された土地の改変を行う場合</li></ul>
土地改変者	<ul style="list-style-type: none"><li>土地の切り盛り、掘削その他土地の造成</li><li>建築物その他の工作物の建設その他行為に伴う土地の形質の変更</li></ul>

令和7年版環境局事業概要より監査人作成

環境局は、土壌汚染対策として、中小事業者向けの技術支援を行っている。具体的には、土壌汚染処理技術フォーラム、土壌汚染対策セミナー、区市職員説明会などの開催、土壌汚染対策ガイドラインによる周知、アドバイザーや補助金による支援などを行っている。

## イ 監査の結果

土壤汚染対策セミナーは、環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壤汚染対策の普及啓発を目的に、毎年開催している。対象者は、都内の有害物質取扱事業者、指定調査機関、施工会社、不動産事業者などである。

土壤汚染対策セミナーについて、令和4年度から令和6年度までのプログラム及び参加者数は以下のとおりである。

表B－4－6 土壤汚染対策セミナーのプログラムと参加者数

年度	プログラム	参加者数
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・「環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壤汚染対策ガイドブック」の紹介</li><li>・土壤の3Rを考慮し飛び地間移動により有効活用した工事事例の紹介</li><li>・土壤汚染対策法に基づく届出等に係る留意点について</li></ul>	177名
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境基本計画と持続可能な土壤汚染対策の推進</li><li>・土壤汚染対策届出情報のデジタル化、オープンデータ化</li><li>・土壤汚染対策法に基づく届出等に係る留意点</li></ul>	182名
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和7年度にスタート 新しい届出システムの概要</li><li>・新しい届出システムに係る届出様式の解説（地歴調査・土壤汚染状況調査）</li><li>・新しい届出システムに係る届出様式の解説（汚染除去等の措置・完了）</li></ul>	283名

都提供資料より監査人作成

土壤汚染対策セミナーの開催方式は、従来は会場での対面形式であり、コロナ禍においてオンライン形式としていたが、令和4年度以降は対面形式に戻している。そこで、ハイブリッド開催や動画配信について担当者へヒアリングを実施したところ、それらの検討はされていなかった。

また、セミナーのプログラム及び講演資料については環境局のホームページで公表されているが、例えば、プログラムと関連する土壤汚染対策法に基づく届出様式等のページへのリンクは掲載されていない。

### （意見4－3）土壤汚染対策セミナーの開催方式等について

環境局は、環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壤汚染対策の普及啓発を目的に、土壤汚染対策セミナーを毎年開催している。当該セミナーは、コロナ禍においてはオンライン形式により開催していたが、令和4年度以降は会場での

対面形式で開催している。

また、セミナーのプログラム及び講演資料がホームページで公表されているが、プログラムの内容に関する取組ページへのリンクが掲載されていないなど、セミナー参加者やホームページ閲覧者に対する利便性を向上させ、事業効果の向上につなげる観点からは、改善の余地がある。

したがって、土壤汚染対策セミナーについて、ハイブリッド開催、事後的な動画配信、プログラムの内容に関する取組との連携など、参加者の利便性向上によりセミナー参加者数の増加や事業効果の向上につながる取組を検討されたい。

### (3) 自動車騒音・振動対策

#### ア 概要

都内では、騒音規制法に基づく「自動車騒音の状況の常時監視」（環境基準の達成状況の把握）について、23 区については区長が、市部については市長が、町村部（西多摩郡）については都が実施している。令和 4 年度の調査結果は、調査を実施した 273 地点における道路端から 15m 又は 20m 以内の特例の基準が定められている近接空間では、昼間の時間区分で 94%、夜間の時間区分で 86% 達成していた。道路端から 50m までの沿道全体では昼間の時間区分で 96%、夜間の時間区分で 91% を達成していた。

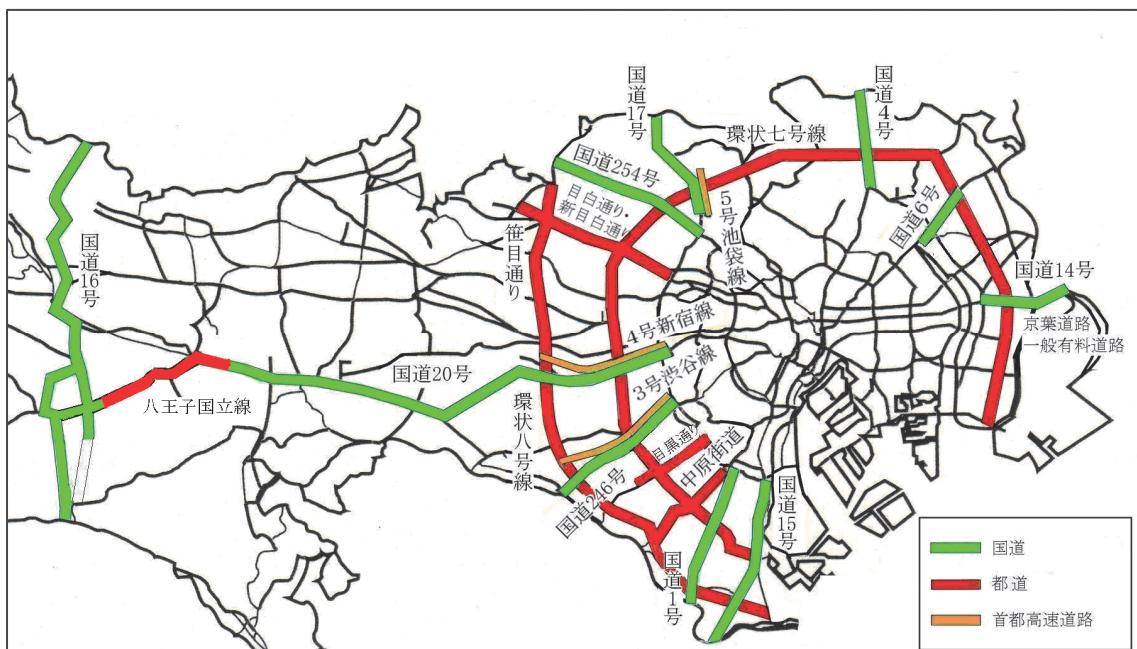
自動車騒音対策について、発生源対策としては国の実施する単体規制があり、市街地を走行する際に発生する最大の騒音である加速走行騒音、ブレーキ作動時の騒音を低減するための圧縮空気騒音、一定の速度で走行する際の騒音である定常走行騒音、排気管からの騒音を主体とする近接排気騒音、タイヤと路面の接触によって発生するタイヤ車外騒音の 5 種類について規制が実施されている。

また、道路構造対策として、道路管理者等は、道路舗装の改善、遮音壁等の設置、環境施設帯の設置などを実施している。沿道対策として、幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づき、都道については、環状七号線、環状八号線外 3 路線、国道は日光街道及び川越街道の一部を沿道整備道路に指定し、住宅移転のための土地の買入れ資金の貸付、緩衝建築物の建築及び住宅防音工事のための助成を行っている。交通対策として、交通管理者等は、過積載車の取締り、大型車の走行車線指定（中央寄り走行）、大型貨物車の土曜日夜間の環状七号線以内の通行禁止、バス専用レーンの指定などの措置に取り組んでいる。

都は、平成 7 年 9 月に東京都道路沿道環境対策検討会を設置し、関係機関と連携を図りながら、総合的な道路交通騒音対策の検討を進め、平成 8 年 10 月に道路沿道の環境改善の基本方針を取りまとめた。この基本方針に従い、騒音の実態、沿道の利用状況等からみて早急に総合的な対策を講ずるべき道路として平成 9 年、平成 12 年及び平成 16 年の 3 回にわたり優先的対策道路区間を選定した。

現在、20路線、総延長 238.1km を優先的対策道路区間として選定し、低騒音舗装の敷設や大型車の通行帯指定の規制などの各種対策を重点的に実施している。

図B-4-1 優先的対策道路区間位置図



都提供資料より監査人抜粋

## イ 監査の結果

優先的対策道路は、道路に面する地域の環境基準の達成割合が、平成7年当時には4.7%という状況であったことから、道路構造対策、沿道対策、交通流対策等のハード・ソフトの対策に、国、地方公共団体、道路管理者、公安委員会等関係機関が連携を強化して総合的に取り組むことを目的に指定したものである。

その後、優先的対策道路区間において低騒音舗装や大型貨物自動車等の通行制限など、ハード・ソフト両面の対策を重点的に進めたことなどから、道路に面する地域における令和5年度の環境基準の達成割合は91.7%まで向上している。

そこで、優先的対策道路区間を引き続き指定する必要性について担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、低騒音舗装については、今後も15年から20年程度の周期で維持工事が必要であるため、指定を継続し、これまでのハード・ソフト両面の対策を引き続き実施していく必要があるとのことであった。また、優先的対策道路区間以外の道路区間については、5年に一度実施される国の道路交通センサスの結果や、毎年度自治体が実施する自動車騒音測定結果データを活用しながら局地的な自動車騒音対策を行っているとのことであった。

しかし、優先的対策道路は、平成16年に選定されて以降、新たに選定・除外は行われていない。

#### （意見4－4）優先的対策道路の見直し要否の検討について

優先的対策道路は、道路に面する地域の環境基準に対する平成7年当時の達成割合の状況を踏まえ、道路構造対策、沿道対策、交通流対策等のハード・ソフトの対策に、国、地方公共団体、道路管理者、公安委員会等関係機関が連携を強化して総合的に取り組むことを目的に指定されたものである。

優先的対策道路区間における低騒音舗装や大型貨物自動車等の通行制限などハード・ソフト両面の対策を進めた結果、都内における道路に面する地域の環境基準の達成割合は、平成7年度の4.7%から令和5年度には91.7%まで向上した。一方で、優先的対策道路は、平成16年に選定されて以降、新たに選定・除外は行われていない状況にある。

環境基準の達成割合が大幅に向上し、前回選定が行われた平成16年から20年程度経過している状況を踏まえ、国の道路交通センサスの結果が公表される機会などを捉えて、優先的対策道路について新たに取り組むべき事項、継続すべき事項などを整理し、見直しの要否を検討されたい。

#### （4）ダイオキシン類対策特別措置法による立入検査

##### ア 概要

ダイオキシン類は、ごみの焼却等に伴って非意図的に生成されるほか、過去に使用された農薬等の不純物として環境中に放出されている。急性毒性、慢性毒性、発がん性、催奇形性等が指摘されており、発生源対策を推進するため、ダイオキシン類対策特別措置法が平成12年に施行された。

同法の目的は、ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定め、必要な規制、汚染土壤に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることである。この目的のため、規制の対象となる施設を特定施設とし、排出ガス又は排出水について排出基準値を設定している。また、特定施設の設置者には、排出ガス、排出水及びばいじん・燃え殻中のダイオキシン類の量について毎年1回以上測定し、都道府県知事等に報告することが義務付けられている。

環境局では、同法に基づき、ダイオキシン類を発生・大気中に排出する施設、ダイオキシン類を含む汚水・廃液を排出する施設を設置する工場・事業場に対して、立入検査を行っている。

## イ 監査の結果

### (ア) 立入検査の対象事業所の選定

環境局は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査について、立入検査マニュアルを作成しており、同マニュアルには立入検査の対象事業所の選定方法を以下のとおり定めている。

- ・大規模事業所
- ・設置、変更（構造変更など）、廃止等の届出のあった事業所
- ・自主測定結果報告書未提出事業所
- ・自主測定結果報告書で基準値を超えていた事業所
- ・自主測定結果報告書で基準値を超えるおそれがある事業所

令和6年度の検査計画では、立入検査マニュアルの「選定方法」に基づき、大規模事業所は20事業所程度、設置、変更（構造変更など）、廃止等の届出のあった事業所は2から3事業所、自主測定結果報告書未提出事業所5事業所程度、自主測定結果報告書で基準値を超えていた事業所0から1事業所、自主測定結果報告書で基準値を超えるおそれがある事業所5事業所程度を選定している。

ここで、検査対象事業所の検査実施状況を確認したところ、最後に立入検査が行われた年度ごとの事業所数は以下のとおりであり、長期間にわたり立入検査が実施されていない事業所が相当数存在していた。

表B－4－7 最終立入検査年度別事業所数

最終立入検査年度	事業場数
平成13年度～平成17年度	7
平成18年度～平成22年度	6
平成23年度～平成27年度	16
平成28年度～令和2年度	31
令和3年度	14
令和4年度	14
令和5年度	18
令和6年度	18
令和7年度	7
その他（注）	2
休止中	4
総計	137

注 他の先は、近年使用開始された施設で令和7年度に検査を予定していたが、台風の影響により延期をした先である。

都提供資料より監査人作成

(意見4－5) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査対象事業所の選定方法について

環境局は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査についてマニュアルを作成しており、同マニュアルには立入検査の対象事業所の選定方法が定められている。

局は、立入検査対象事業所を当該選定方法に基づき選定しているが、検査対象事業所のローテーションの状況を確認したところ、10年以上にわたり検査が実施されていない事業所が相当数存在していた。

したがって、ローテーション方針を明確化するなどの方法により、長期間にわたり立入検査の対象とならない事業所が発生しないよう見直されたい。

#### (イ) 立入検査結果の報告

環境局がダイオキシン類対策特別措置法に基づき行う立入検査のマニュアルには「大気用」と「水質用」がある。

大気用の立入検査マニュアルは、「1 立入検査対象事業所の選定方法」及び「2 立入検査の方法」により構成されており、「2 立入検査の方法（8）まとめ（講評）」において、立入検査の結果である「立入検査結果について」を立会者に交付することが定められている。

しかし、実際には「立入検査結果について」が交付されていない事例があったため、理由について担当者へヒアリングを実施したところ、立入検査時に指摘事項があった場合には交付するが、立入検査時に指摘事項がなかった場合には交付を省略する場合があるとのことであった。

#### (指摘4－1) ダイオキシン類対策特別措置法による立入検査結果の交付について

環境局がダイオキシン類対策特別措置法に基づき行う立入検査のマニュアルには「大気用」と「水質用」がある。

大気用の立入検査マニュアルでは、立入検査時に書面「立入検査結果について」の控えを立会者に渡すことが定められているが、同書面が交付されていない事例があった。

立入検査の結果、指摘事項がないことを明確にするため、立入検査時に指摘事項がなかった場合であっても「立入検査結果について」の書面を交付されたい。

## (5) 一般廃棄物処理施設に対する立入検査

### ア 概要

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物であって、基本的には区市町村が処理責任を負う。区市町村では、区域内の一般廃棄物が適正に処理されるように計画を策定し、収集・運搬、中間処理、最終処分を行っている。

一般廃棄物処理施設には、ごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物最終処分場があり、これらの施設は一般廃棄物の処理にとって欠くことのできないものであるが、その構造や維持管理によっては生活環境の保全上、重大な問題を引き起こすおそれがある。そのため、一般廃棄物処理施設を設置・変更しようとするときは、中核市である八王子市内の施設を除いて、事業者の場合には都知事の許可、区市町村等の場合には都知事への届出が必要となる。

表B-4-8 一般廃棄物処理施設の概要

ごみ処理施設	処理能力が1日5t以上（焼却施設にあっては、処理能力1時間当たり200kg以上又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上）の施設
し尿処理施設	規模に関係なく、全ての施設
一般廃棄物最終処分場	規模に関係なく、全ての施設

令和7年版環境局事業概要より監査人作成

一般廃棄物処理施設の施設管理者は、法令等の基準を遵守することに加えて、申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該施設の維持管理を適正にしなければならない。

なお、焼却施設や最終処分場は、地域の生活環境に対して大きな影響を与える可能性があることから、維持管理に関する点検及び検査等の記録を当該施設に備え置くとともに、生活環境保全上利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させなければならない。そのほか、焼却施設及び最終処分場等の許可施設は、都による定期検査が義務付けられている。

環境局は、立入検査と併せて、施設管理者に対して一般廃棄物処理施設の適正な維持管理が図られるよう指導を行っている。

### イ 監査の結果

環境局が行う廃棄物処理法第19条に基づく一般廃棄物処理施設の立入検査について、検査対象施設はおよそ180施設であり、年間で約25施設の検査を実施している。

ここで、検査の実施方法や対象施設の選定方法について、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施したところ、検査の実施方法については、検査の実施手順が定められているとともに、検査項目が定められた「一般廃棄物処理施設立入検査票」に基づいて検査が実施されていた。

また、立入検査は、廃棄物の量や種類が多く、出入りする収集運搬業者も多岐にわたる区部の焼却施設を中心に実施するほか、許可申請や変更許可申請があった場合、事故等の発生により生活環境の保全上支障が生じるおそれがあると認められる場合などに実施しているとのことであった。

しかし、これらは選定方針として文書化されておらず、検査対象施設や検査スケジュール等を記載した年度検査計画も作成されていなかった。

#### (意見 4－6) 一般廃棄物処理施設に対する立入検査について

環境局は、一般廃棄物処理施設に対する立入検査について、区部の焼却施設を中心に実施するほか、許可申請や変更許可申請や、事故等の発生のおそれがあると認められる場合などに実施しているが、これらは選定方針として文書化されているわけではない。

対象施設の選定については、計画的に検査を実施する観点から、方針を定めた上で、年度ごとに具体的な計画を作成することが望ましい。

したがって、立入検査においては、立入検査の基本方針、対象施設の選定方針を文書化するとともに、当該年度の検査対象施設、検査スケジュールなどの具体的な内容を定めた年度計画を作成することを検討されたい。

## (6) 産業廃棄物対策

### ア 概要

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び同法施行令で定める 20 種類の廃棄物をいう。また、特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性を有し、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

産業廃棄物は、排出事業者が自ら処理するのが原則であり、できない場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託することができるとされている。ただし、委託しても排出事業者責任が免じられるものではなく、信頼できる処理業者を選定し、処理が適正に行われるために必要な措置を講ずることが求められる。一方、受託した処理業者は、産業廃棄物の収集・運搬・処分に際して、生活環境保全上の支障が生じないよう、法令で定める処理基準を遵守する必要がある。

排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物を保管・運搬・処分するときには、法令で定める基準等を遵守し、適正に処理しなければならず、環境局は、不適正処

理を防止するため、その基準等の周知を図るとともに、立入検査等により規制指導を実施している。

また、排出事業者に対しては、主に次の事項について立入検査及び立入指導を行い、事業者処理責任の徹底、減量化・資源化の促進を図っている。

- ・保管、収集・運搬、処分基準等遵守
- ・処理委託基準（委託契約書・産業廃棄物管理票（マニフェスト）に係る法定基準）の遵守
- ・産業廃棄物の管理及び処理体制の整備
- ・減量化・資源化等に関する指導や情報提供 など

都内における排出事業者の多くは、自らの産業廃棄物を処理業者等に委託して処理している。排出事業者が委託後の産業廃棄物の処理状況を十分に確認しないことが原因で産業廃棄物が不適正に処理される事例も多く、適正処理を目的に処理業者への立入や報告の徴収等を行っている。

さらに、処理業者の中には、施設や管理体制等に改善を必要とする者や、法令に対する理解や認識が不十分な者、無許可で処理を行う者などがいる。そこで、これらの産業廃棄物の処理を行う業者について立入検査及び立入指導を行い、違反行為の防止と是正に努めている。

## イ 監査の結果

環境局が行う産業廃棄物処理業者に対する立入検査について、区部及び島しょ地域における過去3年間の実績は以下のとおりである。

表B－4－9 処理業者に対する立入検査件数

(単位：件)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
260	334	213

都提供資料より監査人作成

検査の実施方法や対象施設の選定方法について、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

担当者によると、検査の実施方法については、具体的な手続が示されている立入検査票より実施されており、検査の結果、行政指導が必要な場合には、「東京都における産業廃棄物の処理に係る行政指導要領」に基づき、「産業廃棄物適正処理ハンドブック」などを参考に指導を行っているとのことであった。

一方、対象施設の選定については、産業廃棄物処理業の許可期間（5年）に必ず1回から2回は立入検査を実施するよう計画しており、前回の立入検査日か

ら優先度を決め、苦情対応などの現地調査や行政指導と調整しながら、可能な限り実施しているとのことであった。

また、令和6年度の立入検査計画を確認したところ、立入期間として令和6年度中、立入検査対象施設として立入検査が実施される可能性のある施設の総数である802事業所が示されているにとどまり、検査先の選定方針や当該年度の検査対象施設などの記載はなかった。

#### （意見4－7）産業廃棄物処理業者に対する立入検査計画について

環境局は、産業廃棄物処理業者に対する立入検査について、前回の立入検査日を踏まえて優先度を決め、苦情対応等による現地調査や行政指導と調整しながら行っている。

しかし、立入検査計画には、立入検査を行う期間（令和6年度中）と検査が実施される可能性のある施設の総数が示されているのみであり、検査先選定の考え方や検査対象施設などの記載はなかった。

対象施設の選定については、計画的に検査を実施する観点から、方針を定めた上で、年度ごとに具体的な計画を作成することが望ましい。

したがって、立入検査の基本方針、対象事業所の選定方針を文書化するとともに、当該年度の検査対象施設、立入検査スケジュール、業務分担等の具体的な内容を年度の検査計画で定めることを検討されたい。

### （7）浄化槽保守点検業者への立入検査

#### ア 概要

多摩地域（八王子市及び町田市を除く。）及び島しょ地域で浄化槽保守点検業を営もうとする者は、東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例により知事の登録を受けなければならない。

環境局は、浄化槽保守点検業者の登録・指導等の事務を行っており、登録業者から実績報告書の提出を求めるほか、登録業者の行う保守点検について立入検査を実施し、保守点検が適正に行われるよう指導を行っている。

登録業者の行う保守点検への立入検査は、浄化槽法に基づく保守点検の技術上の基準等に基づいて保守点検業者が受託している浄化槽の保守点検作業を現地で確認することにより行うものであり、同時に対象となる浄化槽の使用状況調査（浄化槽管理者に対する浄化槽法第53条第2項に基づく立入検査）を実施している。

#### イ 監査の結果

浄化槽保守点検業者に対する立入検査の令和6年度の実績は13件である。

また、令和 7 年 4 月 1 日時点で都に登録のある保守点検業者 101 社について、平成 30 年度以降の立入検査の実績は以下のとおりである。

表B－4－10 保守点検業者の平成 30 年度以降の立入検査実績

(単位：件)

直近の検査年度	件数
平成30年度	20
令和元年度	22
令和2年度	1
令和3年度	8
令和4年度	16
令和5年度	13
令和6年度	13
合計	93

都提供資料より監査人作成

検査の実施方法及び対象業者の選定方法について、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

検査の実施方法については、浄化槽保守点検作業指導票により、「流入管渠や放流水管渠と槽の接続の状況について、水を流して帶水・漏水がないか確認しているか」、「流入管渠等の異物等の堆積・付着の状況を確認しているか」など、事業者が必要な点検作業を行っているかを確認していた。

一方、対象業者の選定については、選定の際の決定文において「直近の指導実績を考慮し、別紙 1 のリスト中から選定する」とされていたが、選定方針については記載されていなかった。担当者によると、保守点検の受託実績のある事業者のうち、直近の検査実績がない 10 事業者程度を対象に実施しているとのことであった。また、平成 30 年度以降に検査実績のない事業者には、保守点検業作業の立会いが、法に基づかない任意となるために協力を得られなかった場合や日程調整等が困難であった場合が含まれるとのことであった。

この説明を踏まえ、令和 6 年度に検査を実施した 13 社について、前回の検査実績を確認したところ、9 社が令和 4 年度に選定されていた。一方で、平成 30 年度以降に検査実績のない事業者は検査への協力を得られなかった事業者等を除いても 19 社あり、選定に偏りが認められた。

#### （意見4－8）浄化槽保守点検業者に対する立入検査について

環境局は、浄化槽保守点検業者に対する立入検査について、保守点検の受託実績のある事業者のうち、直近の検査実績がない10事業者程度を対象に実施しているが、選定方針として定められていない。

また、令和6年度の浄化槽保守点検業者に対する検査実績の13件について、前回の検査実績を確認したところ、9社が令和4年度に選定されていた。一方で、平成30年度以降に検査実績のない事業者（検査への協力を得られなかった事業者等を除く。）は19社あり、選定に偏りが認められる。

したがって、検査対象先の選定に偏向が生じないように選定方針を明確化・文書化するとともに、当該選定方針に基づいて検査対象業者を選定することを検討されたい。

### （8）水質汚濁防止法による立入検査

#### ア 概要

都内の河川の水質は、工場・事業場に対する規制指導、下水道の普及及び生活排水対策により、着実に改善されてきた。しかし、東京湾の水質は改善傾向（東京都内湾はほぼ横ばい）にあるものの、夏季にはほぼ慢性的に赤潮の発生が見られている。

都内においては、工場・事業場から公共用水域に排出される排出水の規制を、水質汚濁防止法と環境確保条例により行っている。法は、八王子市及び町田市の区域はそれぞれ八王子市と町田市が、その他の地域は都が執行している。条例は、区市部は区市が、町村部は都が執行している。

法による排出水の発生源規制（排水規制）には、濃度規制と総量規制とがある。濃度規制とは、公共用水域への排出水に含まれる有害物質やその他の汚染状態について排出許容限度（排水基準）を定めて規制するものである。総量規制とは、国が指定した地域に存在する特定事業場ごとに汚濁物質の排出許容量を定めて規制するものである。

排水規制又は地下水汚染未然防止規制の対象となる特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置又は変更をしようとするときは、事前に知事（八王子市及び町田市については市長）へ届け出ることが義務付けられているとともに、立入検査が実施されている。

公共用水域に排出水を排水する事業場に対する立入検査では、特定施設の運転・管理状況を確認するとともに、排出水の採水・分析により排水基準等への適合状況を確認している。立入検査は、環境局自然環境部及び多摩環境事務所において行われている。

## イ 監査の結果

多摩環境事務所で行っている立入検査対象事業場の選定方法について、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると毎年度、立入検査実施計画を策定し、排水量及び有害化学物質使用状況により立入頻度を決定（年1～4回）している。具体的には、日量5トン以上は年1回以上、5トン未満で有害物質の使用がある場合は3年に1回、有害物質の使用がない場合は6年に1回、排水をしていないものは10年に1回の頻度で検査を実施しているとのことであった。

そこで、検査対象事業場のローテーションの状況を確認したところ、最後に立入検査が行われた年度ごとの事業場数は以下のとおりであった。

表B－4－11 最終立入年度別事業場数

最終立入年度	事業場数
平成 25 年度	11
平成 26 年度	22
平成 27 年度	35
平成 28 年度	51
平成 29 年度	63
平成 30 年度	123
令和元年度	65
令和 2 年度	21
令和 3 年度	64
令和 4 年度	111
令和 5 年度	121
令和 6 年度	225
—	87
合計	999

都提供資料より監査人作成

上表で「—」とされている87事業場について詳細を確認したところ、未稼働が12事業場、事業実態なしが35事業場、コロナ感染症対策で先送りにした事業場が40事業場（うち9事業場は令和7年度検査実施（予定））であった。

コロナ感染症対策で先送りにした事業場については、解消に向けて取り組んでいることであるが、依然として解消には至っていない。

(意見4－9) コロナ感染症対策で先送りにした事業場に対する立入検査の早期実施について

多摩環境事務所で行っている水質汚濁防止法に基づく立入検査について、検査対象事業場のローテーションの状況を確認したところ、コロナ感染症対策で先送りにした事業場が40事業場（うち9事業場は令和7年度検査実施（予定））存在した。

コロナ感染症対策で先送りにした事業場については、解消に努めているとのことではあるが、早期に実施されたい。

## V 公益財団法人東京都環境公社の経営管理について

### 1 環境公社の中長期計画

#### (1) 東京都環境公社 2030 ビジョン及び同アクションプラン

##### ア 概要

環境公社は、持続可能な社会の実現に向けて、公社が目指す社会像と自らがありたい姿、そしてその実現に向けた、環境分野のフロントランナーとしての事業活動と取組の方向性を示すビジョンとして、令和6年6月に東京都環境公社2030 ビジョン（以下「2030 ビジョン」という。）を策定した。

図B－5－1 東京都環境公社 2030 ビジョンの概要



環境公社ホームページより監査人抜粋

また、2030 ビジョンの実行計画に当たるものとして、東京都環境公社アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）を策定している。アクションプランは、2030 ビジョンで定めた事業戦略及びサステナビリティ戦略の具体的な取組を示しており、プランで示した取組については、社会や都の環境施策の動向等も踏まえつつ、継続的に P D C A サイクルによる見直しを図りながら推進していくとしている。

### イ 監査の結果

2030 ビジョン及びアクションプランについて、有効性及び経済性の観点から、環境公社の中長期的な計画として適切な目標設定がなされ、P D C A サイクルによる管理運用がなされているか担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、2030 ビジョン及びアクションプランは、政策目標達成のた

めに行う取組の方向性を示したものであり、ビジョン及びアクションプラン自体について目標管理を行う形式にはなっていないとのことであった。

また、2030 ビジョン及びアクションプランでは、都の環境基本計画の目標のうち、公社が寄与していく「都施策の目標」と公社が独自に設定した「公社の戦略の目標」が混在しているが、この点について、公社としては環境局からの委託事業や補助事業に依存する部分もあり、公社独自の戦略目標を定量的に設定はしていないとのことであった。

表B－5－1 2030 ビジョンにおける目標設定の例  
図B－5－2 アクションプランにおける目標設定の例

【例1：2030 ビジョン（事業戦略1）】

事業戦略	1 エネルギーの脱炭素化
方針	利用者目線に立った質の高い助成金手続きの実現を目指すとともに、省エネ手法や再エネ調達の知識・ノウハウと幅広い広報力の発揮により、都民・事業者の脱炭素化の取組を強力に後押しする。
本戦略に関連する都施策の主な2030年目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 都内温室効果ガス排出量（2000年比） 50%削減</li><li>・ 都内エネルギー消費量（2000年比） 50%削減</li><li>・ 再生可能エネルギー電力利用割合 50%程度</li></ul>

【例1：アクションプラン（エネルギーの脱炭素化）】

主な取組	2025年	2027年
① 助成金手続BPRの推進	利便性向上に繋がる助成手続のデジタル化の強化	
	データ収集・分析力の向上による企画提案の推進	
	BRR推進体制の強化 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 外部委託の効果的な活用</li><li>・ DX推進体制の整備・DX人材の育成</li></ul>	
② ニーズに応じた多様な省エネ対策メニューの展開	省エネデジタル診断ツール「省エネ診断ナビ」の機能向上（ニーズに応じたシステム改修）	
	デジタルデバイスを活用したリモート省エネ診断の試行	リモート省エネ診断の実施（試行検証を踏まえた取組）

【例 2 : 2030 ビジョン (事業戦略 6)】

事業戦略	6 都環境施策の実効性を高める総合的な調査・研究の推進
方針	これまでの調査・研究の成果を踏まえ、脱炭素社会の実現や生物生態系保全、気候変動適応の取組・発信を展開するとともに、将来の環境科学研究所のあるべき姿を示し、その具現化に組織を挙げて取り組んでいく。
本戦略の2030年目標	・ 気候変動による都民・事業者等への影響の緩和・回避や、新たな生物多様性に関する調査研究を、DX、GXなどの技術や視点を取り入れながら推進

【例 2 : アクションプラン (都環境施策の実効性を高める総合的な調査・研究の推進)】

主な取組	2025年	2027年
① 新たな分野の調査研究の展開・総合的調査研究の実施などによる研究力向上、人材育成、DXを活用した成果発信の推進	バイオマス系資源の循環利用や未規制化学物質など新たな分野の調査・研究の強化・拡充  GHG削減や生物多様性評価に係る総合的調査研究の実施 (脱炭素化に向けた中小規模事業所対策の調査研究、フロン排出源対策実効性評価のための都内多地点モニタリング、環境DNA等を用いた生物多様性に関する研究等を実施)	
	施設再整備に向けた都の基本調査の実施への協力	
② 公社内連携型プロジェクト研究（東京グリーンビズ推進に関するプロジェクト研究）の実施	公社内連携型プロジェクト研究の実施 (保全地域における緑地の評価に関する研究、東京都市圏における生態系サービス分布の可視化推進と予測)  中間報告 → 中間報告 → 事後報告・成果発信	
	プロジェクト研究の実施（新規又は後継研究立案等）	

2030 ビジョン、アクションプランより監査人抜粋

(意見 5－1) 東京都環境公社 2030 ビジョン及び同アクションプランについて  
環境公社が策定している東京都環境公社 2030 ビジョン及び同アクションプランは、政策目標達成のために行う取組の方向性を示すものであり、ビジョン及びアクションプラン自体について目標管理を行う形式にはなっていない。

また、2030 ビジョン及びアクションプランでは、都の環境基本計画の目標のうち、公社が寄与していく「都施策の目標」と公社が独自に設定した「公社の戦略の目標」が混在している。

この点について、公社としては、都からの委託事業や補助事業に依存する部分もあり、公社独自の戦略目標を定量的には設定していない。

公社の事業において都からの委託事業や補助事業が大半を占めることは確かである。しかし、政策連携団体として都とともに目標を達成するという意識を持つことが重要であり、各戦略については都と連携して公社としての目標を設定

することが、中長期的な目標管理の上で望ましく、事業の実施主体ならではの目標、例えばDX、BPR、サステナビリティ戦略に関連する自主的な取組などの目標が考えられる。事業ごとの進捗管理及び計画期間終了後の評価を行い、以後の計画を改善するというPDCAサイクルを適切に運用するためには、可能な限り定量的な目標を設定し、目標値と実績値との乖離を把握することが必要である。

したがって、東京都環境公社2030ビジョン及び同アクションプランに掲げる各戦略の目標について、都と調整の上、可能な限り明確かつ定量的な目標・指標を設定した上で定期的に評価することを検討されたい。

## 2 環境公社の事務執行

### (1) リスク管理とガバナンス体制

#### ア 概要

環境公社の組織図（ガバナンス体制）は、以下のとおりである。

図B－5－3 公社の組織図（ガバナンス体制）



環境公社ホームページより監査人抜粋

公社の組織上、ガバナンスの責任者として監事が置かれている。監事の職務及び権限は定款第30条に定められており、「監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する」、「監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。」とされている。現在、監事は2名であり、いずれも非常勤となっている。

また、公益法人では原則として会計監査人を置くことが定められており（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第12号ただし書き、同法施行令第6条）、公社では会計監査人を設置し、監査法人による外部監査を受けている。

さらに、公社の財務規程では、以下のとおり内部監査の実施が定められている。

#### (内部監査の実施)

第88条 事業の合理的、能率的執行を確保、会計事務の適正を図るため、内部監査を行うものとする。

#### (内部監査に必要な事項)

第89条 内部監査に必要な事項は、理事長が別に定める。

## イ 監査の結果

環境公社では、財務規程第88条において内部監査の実施が定められているが、現状、内部監査部署の設置を含め、財務規程に基づく内部監査の実施体制が構築されていないため、内部監査の実施状況について担当者へのヒアリングを実施した。

担当者によると、会計監査人による会計監査のほか、会計監査の実施時における経理担当者の同行による業務の点検、契約事務や支払事務の実施部署とは異なる部署による相互チェックなどを適切に行っているとのことであった。

### (指摘5－1) 財務規程に基づく内部監査の実施について

環境公社では、財務規程第88条において内部監査の実施が定められており、担当者によると、会計監査人による会計監査のほか、会計監査の実施時における経理担当者の同行による業務の点検、契約事務や支払事務の実施部署とは異なる部署による相互チェックなどをを行っているとのことである。

しかし、会計監査人による会計監査は外部監査であり、その他の取組も通常の内部統制というべきものであるため、財務規程第88条に基づく内部監査が行われていると評価することは難しい。

法人におけるリスク管理・ガバナンス体制においては、各担当者・各部署とは独立した立場で業務の適正性を点検する内部監査は、業務上のリスク低減と不祥事の防止にとどまらず、業務の有効性・効率性の向上や経営目標の達成にも寄与するものである。

したがって、財務規程第88条に基づく内部監査の実施について、体制及び必要な事項を早急に整備されたい。

## (2) 固定資産管理

### ア 概要

環境公社の固定資産管理については、財務規程の第62条、第65条、第69条において以下のとおり規定されている。また、異動報告及び用途廃止(第67条)、廃棄(第74条)等も規定されているが、固定資産の実査に関して規定する条項はない。

第62条 固定資産を買い入れ、交換し、又は無償で譲り受けようとする場合において、当該固定資産について、物件又は将来の義務の排除を要すると認めるときは、これに関する必要な措置を講じ、支障なく所得の目的に供し得るようにななければならない。

2 登記又は登録ができる固定資産を取得したときは、速やかにその手続きをしなければならない。（固定資産番号及び標札）

第 65 条 固定資産には、1 整理単位ごとに固定資産番号を付さなければならぬ。

2 固定資産（土地又は表札を付することが不可能なものを除く。）には、前項と同一の番号を付した標札を付さなければならない。

第 69 条 総務部長は、固定資産台帳を備え、固定資産の増減及び現状を明らかにしておかなければならぬ。

## イ 監査の結果

### （ア）固定資産の実査に関する規定

概要に記載のとおり、環境公社の財務規程には固定資産の実査に関する規定がないため、実務上どのように現物管理を行っているのかについて、担当者へのヒアリングを実施した。

担当者によると、固定資産については、毎年度4月に本社経理担当から各所管部署に対して管理状況の確認を依頼しているとのことであったが、報告様式は特段作成されていなかった。また、直接現物を確認する機会は、外部監査人が監査手続として実施する実査への経理担当者による立会いにとどまり、定期的かつ網羅的な現物実査は行われていないとのことであった。

### （意見 5－2）固定資産の実査について

環境公社は、固定資産の現物管理について、毎年度4月に本社経理担当から各所管部署に対して管理状況の確認を依頼しているが、報告様式は特段作成されていない。また、直接現物を確認する機会は外部監査人が監査手続として実施する実査への経理担当者による立会いにとどまり、定期的かつ網羅的な現物実査は行われていない。

固定資産の管理においては、定期的かつ網羅的な現物実査が有効であると考えられるため、ローテーションによる効率化も考慮しつつ、経理担当者の立会いを含めた計画的な現物実査の実施を検討されたい。

### （イ）固定資産の管理

環境公社が保有する固定資産について、実在性や管理状況を確認するため現物実査を実施した結果、東京都生物多様性推進センター及び東京都環境科学研究所において、改善すべき事実を識別した。

まず、東京都生物多様性推進センターに所在する以下の資産について、数量を1として登録しているものの、実際にはついたて、掲示板、キャビネットと異なる形態を含む6つの什器であった。また、6つの什器には枝番を付したラベルが貼付されていた。

資産番号	資産名	取得年月日	数量
877-050	第二多摩分室用木製什器	令 05. 03. 13	1

この点について、財務規程第65条に定める1整理単位は、明確には定義されていない。また、同資産の耐用年数に関して、公社は6つの什器を同一資産として、国税庁の「主な減価償却資産の耐用年数表」に基づき、「事務机、事務いす、キャビネット その他のもの」に分類し、耐用年数8年で登録している。一方、6つの什器を個別に登録した場合、同表に基づくとついたては「応接セット その他のもの」、掲示板は「室内装飾品 その他のもの」、キャビネットは「事務机、事務いす、キャビネット その他のもの」に分類することが想定されるが、いずれも耐用年数は8年であるため、会計処理に影響は生じていない。

次に、登録上の所在が東京都環境科学研究所となっている以下の資産は、共同研究契約に基づき提供する設備の対象となっており、現物は平成29年の契約開始以降、更新を重ねて現在に至るまで共同研究先に所在している。

しかし、当該資産の実在性や管理状況については、所管部署における確認は実施されているが、記録は残されておらず、経理担当者による確認は実施されていなかった。また、固定資産台帳には当該資産が貸出となっている旨の記載はなかった。

資産番号	資産名	取得年月日	数量
730-050	RC Viento GPU Edition 環研（地下水）	平 29. 08. 01	1

#### （意見5－3） 固定資産の登録について

環境公社の東京都生物多様性推進センターに所在する資産について、数量を1として登録しているものの、実際にはついたて、掲示板、キャビネットと異なる形態を含む6つの什器であった。また、6つの什器には、枝番を付したラベルが貼付されていた。

この点について、財務規程第65条に定める1整理単位は明確に定義されていないため、誤りとまでは言えない。また、同資産の耐用年数に関して、公社は6つの什器を同一資産として耐用年数8年で登録しており、6つの什器を個別に

登録した場合でも、各資産の耐用年数はいずれも8年であるため、会計処理に影響は生じていない。

しかし、現物管理の観点からは、財務規程第65条で定める1整理単位は、実物の物理的な形態に応じて区分されることが適切であり、ついたて、掲示板、キヤビネットといった物理的な形態が異なる資産は、別の整理単位として登録し、固定資産番号を付すべきである。

また、枝番は同一の物理的形態を持つ資産が複数ある場合に有用であり、物理的な形態が異なる資産について枝番による管理を実施しても、物理的形態に応じて利用方法や利用場所はおのずと異なるため、かえって混乱が生じることが懸念される。

したがって、公社は財務規程第65条に基づく1整理単位について具体的な定義を整理し、その定義に基づき資産登録を行わせたい。

#### (意見5-4) 固定資産の第三者への貸出について

登録上の所在が東京都環境科学研究所である資産のうち、共同研究契約に基づき提供する設備の対象となっており、平成29年の契約開始以降、現物が共同研究先に所在する資産につき、当該資産の実在性や管理状況について、所管部署による確認は実施されていたものの、経理担当者による確認は実施されていなかった。また、固定資産台帳には、当該資産が貸出となっている旨の記載はなかった。

環境公社の財務規程等には、公社が所有する固定資産の貸出について特段の規定はないが、貸出を行っている固定資産は現状限定期であるものの、貸出を行っている旨が固定資産台帳等で確認できなければ、所在や利用状況の把握など、管理が適切に行えない可能性がある。

したがって、貸出を行っている資産であることを固定資産台帳等で把握できるようにするとともに、現物確認の方法についても実態に応じた適切な方法を検討されたい。

### (3) 都の保全物品（貸与物品）の管理

#### ア 概要

環境公社は、都との委託契約に基づき業務を実施するに当たり、都が所有する物品の貸与を受けている。

これらの物品は保全物品（貸与物品）と呼称され、公社においては東京都環境科学研究所、中防管理事務所、東京都生物多様性推進センター及び各保全地域において、それぞれ公社の所管部署が現物を利用及び管理している。

## イ 監査の結果

東京都生物多様性推進センターは、「令和6年度東京都保全地域人材育成等及び管理運営等業務委託（概算契約）」及び「令和6年度東京都保全地域人材育成等及び管理運営等業務委託（概算契約）に伴う物品使用貸借契約書」に基づき都の保全物品（貸与物品）を管理している。

同センターに所在する保全物品（貸与物品）について、実在性や管理状況を確認するため現物実査を実施した結果、センターに所在する以下の物品については、実際の取得は令和6年度であるにもかかわらず、貼付されているラベルには令和7年度の取得と記載されていた。

番号	品名	数量	規格
194	カメラ（レンズ、マイク含む）	1	キヤノン EOS R7 ++/RF-18-150 15 STM キヤノン DM-E1D
196	什器	1	サンワサプライ CP-SVCMULT2 W700 D600 H1300

この点について担当者へヒアリングを実施したところ、「令和6年度東京都保全地域人材育成等及び管理運営等業務委託（概算契約）」に伴う「物品使用貸借契約書」第5条第6項に基づき購入した物品に関しては、都への返還は契約期間が満了する年度末となり、返還後に都が財産登録を実施するため、都側で資産登録が行われるのは翌年度となることが要因であるとのことであった。

## 第5条

（6）乙は、当該年度における委託契約の委託料の範囲内において物品を購入するときは、物品購入書（別紙第4号様式）を作成し、甲から承諾を得るとともに、本契約期間満了の際、甲に返還しなければならない。

注：甲は東京都、乙は環境公社である。

### （意見5－5）貸与物品の現物管理について

「令和6年度東京都保全地域人材育成等及び管理運営等業務委託（概算契約）」に伴う「物品使用貸借契約書」（以下「契約書」という。）に基づき環境公社が都から貸与を受けた物品（貸与物品）のうち、東京都生物多様性推進センターに所在する物品について、実際の取得は令和6年度であるにもかかわらず、貼付されているラベルには令和7年度の取得と記載されているものがあった。

契約書第5条第6項に基づき購入した物品に関しては、同規定に基づき契約期間満了の際に都へ返還することとなるが、契約期間が満了するのは年度末であり、返還後に都が財産登録を実施するため、都側で資産登録を行うのは翌年度

となることが要因であった。しかし、当該運用によれば、同契約第5条第6項に基づき都に返還する物品であることが購入段階で明確であるにもかかわらず、都に返還するまでラベルが貼付されず、公社資産と区別する形で現物管理がなされないこととなる。

都に返還する物品であることが明確である以上、購入時から返還までの間ににおいてもラベルを貼付することで公社資産とは明確に区別して現物管理を行うことが適切である。

したがって、公社は同契約第5条第6項に基づく物品の購入を行った際は、契約期間満了の際に都へ返還するまでの間、購入物品にラベルを貼付して公社資産と区別して現物管理を行う運用とすることを検討されたい。

#### (4) 競争見積契約

##### ア 概要

環境公社は、公社が締結する売買、賃貸、請負その他の契約に関する事務について、契約事務規程を定めている。同規程において、契約は、以下のとおり指名による競争見積を原則としている。

##### (指名による競争見積契約)

第2条 公社の契約は、指名による競争見積を原則とし、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするものとする。

##### イ 監査の結果

都は、平成30年に「入札契約制度改革の本格実施について」を公表し、知事部局が契約事務を行う競争入札に付する工事請負契約案件を対象に、予定価格の事後公表、入札参加者が1者以下となった場合における入札辞退者から理由を聴取するなど原因調査の取組の強化、低入札価格調査制度の適用範囲の拡大といった取組などを定めている。

一般に、1者入札や予定価格に対し100%付近の落札率となった案件については、競争の原理が働かず市場価格よりも高額な契約金額となっていないか（経済性）という点で懸念がある。また、低落札率の案件については、契約の内容が見積り及び仕様のとおりに履行されるかどうか（有効性）という点で懸念がある。

この点、環境公社においても、ここ数年で事業規模が大きく拡大しており、審査業務の外部委託を含む調達・委託の件数及び金額規模が増加する経営環境にあるため、契約におけるリスクに対応する体制の整備が行われることが望ましい。

そこで、上記の観点から、公社における競争見積契約について実態を把握するために契約台帳を閲覧したところ、1者入札や低落札率の案件が確認された。そのため、これらの案件に関して調査制度等を設けているか担当者へのヒアリングを実施したところ、現状は1者入札や低落札率の案件に係る調査制度等は存在しないとのことであった。

#### (意見5－6) 1者入札や低入札価格に係る調査について

環境公社の競争見積契約において1者入札や低落札率の案件が確認されたが、公社には1者入札や低落札率の案件に係る調査制度等が存在しない。

公社は、都の政策連携団体として、競争見積契約において経済性、品質確保を一定程度担保する必要がある。さらに、公社は、ここ数年で事業規模が大きく拡大しており、審査業務の外部委託を含む契約の件数及び金額規模が増加する経営環境にあるため、競争見積契約におけるリスクに対応する体制の整備が行われることが望ましい。

したがって、1者入札の案件については辞退した企業に対して辞退理由の調査を行い、低落札率の案件については工事等を中心に基準価格を設定して当該価格を下回る入札企業に対して積算内訳と履行能力について聞き取りを行うなど、実態を把握し、その後の契約にフィードバックさせることを検討されたい。

### (5) 委託契約の形式

#### ア 概要

環境公社の東京サーキュラーエコノミー推進センター（T-CEC）では、サーキュラーエコノミーの実現に向け、ウェブサイト「TOKYO サーキュラーエコノミー アクション」を通じてサーキュラーエコノミーに関する情報を発信するほか、相談・マッチング事業や各補助事業などに取り組んでいる。

公社は、ウェブサイトの保守管理を委託するため、令和6年度は、「令和6年度 TOKYO サーキュラーエコノミー アクション ウェブサイト 保守管理委託（単価契約）」を締結している。

#### イ 監査の結果

「令和6年度 TOKYO サーキュラーエコノミー アクション ウェブサイト 保守管理委託（単価契約）」について、契約書及び請求書を閲覧したところ、毎月の請求額は同一金額であった。

この点、一般的な単価契約は、契約時点では数量や工数の見積りが困難なため単価のみを合意し、実績に応じた数量や工数を乗じることで請求額が決定され

るものである。したがって、単価契約であるものの毎月の請求額が一定となることは通常想定されない。

そのため、理由について担当者へヒアリングを実施したところ、保守契約という性質上、委託料（人件費）に障害対策費の工数を毎月一定数見込んでいるが、大きなシステム障害等が生じない限り、予定工数を上回らないことが要因であるとのことであった。

そこで、委託料（人件費）の積算過程を確認したところ、数量に単価を乗じる形で積算しているが、工数を見込んでいるのは単価の積算においてであり、単価に乗じる数量は年間の月数（12）であった。

#### （意見5－7）契約の形式について

東京サーキュラーエコノミー推進センターのウェブサイト「TOKYO サーキュラーエコノミーアクション」は、保守管理委託を単価契約としているが、請求書を閲覧したところ、毎月の支払額が同額となっていた。

担当者によると、保守契約という性質上、委託料（人件費）に障害対策に係る工数を見込んでいる影響とのことである。しかし、委託料（人件費）の積算過程を確認したところ、数量に単価を乗じる形で積算しているものの、工数を見込んでいるのは単価の積算においてであり、単価に乗じる数量は年間の月数（12）である。

単価契約は、契約時点では数量や工数の見積りが困難である場合に利用される形式であるが、本契約における数量は年間の月数であり確定できる。また、毎月の支払額を同額としていることからすれば、実質的に総価契約であり、単価契約による経済性には懸念がある。

したがって、上記契約の締結に当たっては、経済性の観点から、契約の形式について十分に検討されたい。

## （6）共通経費の配賦

### ア 概要

環境公社は、「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 最終改正 令和6年12月 内閣府公益認定等委員会）を採用し、財務諸表として貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書を作成している（正味財産増減計算書は内訳表を含む）。また、財務諸表に対する注記及び附属明細書も作成し、財務諸表と併せて監査法人の監査を受け、公社ホームページにも公表している。

環境公社は収益事業を実施しているため、会計区分は、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の3つに分かれている。

## イ 監査の結果

公益法人は、複数の公益目的事業又は収益事業等を行う場合、区分経理を行い、各事業の内訳を開示することが公益会計基準により求められており、公社においても、公益目的事業、収益事業、法人会計に区分して財務情報を開示する必要がある。

そこで、公社の財務報告の信頼性を確認するため、各事業にまたがって発生している経費（共通経費）の配賦方法について要領やマニュアルなどの規程類を閲覧したところ、配賦基準は明記されていなかった。

また、事業費と管理費の按分について担当者へのヒアリングを実施したところ、按分基準は過年度より固定されているとのことであった。

### （意見 5－8）共通経費の配賦基準の明記について

環境公社は、各事業にまたがって発生している経費（共通経費）の配賦方法について、要領やマニュアルなどの規程類において明記していない。

定められた配賦基準に従い適正に会計処理を行うことで、事業活動の透明性が高まり、財務報告の信頼性も確保することにつながる。

したがって、配賦基準を要領やマニュアルなどの規程類として整備されたい。また、事業費と管理費の按分については按分基準が過年度より固定されているため、配賦基準を規程類として整備する過程で、改めて実態に応じた水準であるか検討を実施されたい。

## （7）棚卸資産

### ア 概要

環境公社では、財務規程において、棚卸資産を以下のとおり定義している（同第48条）。

- ・材料、工事、工作、修理のため消耗せられ、又は建物、構築物の構成部分となるもの
- ・部分品、購入したままで調達資産の一部に取りつけるもの
- ・工具備品、工事、工作、修理又は事務用に使用される工具、備品で固定資産に計上されないもの
- ・消耗品、1回の使用により消耗し、又は備品等の構成部品となるもの

また、棚卸資産は棚卸経理を行うものとしており、毎事業年度末に実地棚卸を行い、その結果について棚卸資産管理部長は棚卸明細書を作成し、総務部長に報告しなければならないとされている（同第58条）。

令和6年度末時点で、公社全体の棚卸資産の在庫（主に施設維持補修に係る部品や燃料等）の合計金額は、75,948千円である。

## イ 監査の結果

環境公社の決算における棚卸資産は、財務規程に基づき年度末に行われる実地棚卸によって計上されている。そこで、財務諸表における棚卸資産の評価額の適切性を確認するため、実地棚卸の実施状況について担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

担当者によると、実地棚卸は、毎年度末に本社から各拠点の担当者に対して実施方針をメールで通知し、これに基づき各拠点において作業を実施しているとのことであった。また、実地棚卸については、公社の会計監査人が定期的に各拠点での作業に立ち会い、財務規程に照らして作業が正しく行われているかを確認しているとのことであった。

しかし、実施手順等は各拠点の担当者に委ねられており、実地棚卸に関するマニュアルやチェックリストなどは整備されていなかった。

### (意見 5－9) 実地棚卸に係るマニュアル等の整備について

環境公社は、財務規程に基づき、毎年度末に実地棚卸を行っている。

実地棚卸は、毎年度末に本社から各拠点の担当者に対して実施方針をメールで通知し、これに基づき各拠点において作業が実施されている。また、公社の会計監査人が定期的に各拠点での作業に立ち会い、財務規程に照らして作業が正しく行われているかを確認している。しかし、実施手順等は各拠点の担当者に委ねられており、実地棚卸に関するマニュアルやチェックリストは整備されていない。

マニュアルが整備されていない場合、作業の属人化を招き、作業ミスや品質のばらつきが生じるおそれがある。また、正確に在庫数を把握できない場合、財務諸表の内容が不正確となるほか、過剰在庫を招く、盗難や紛失の発見が遅れるなど、様々なリスクが生じる。

したがって、実地棚卸に係る実施手順を可能な限り具体的に定めたマニュアルやチェックリストの整備を検討されたい。

### 3 環境公社の自主事業

#### (1) 東京スイソミルの運営

##### ア 概要

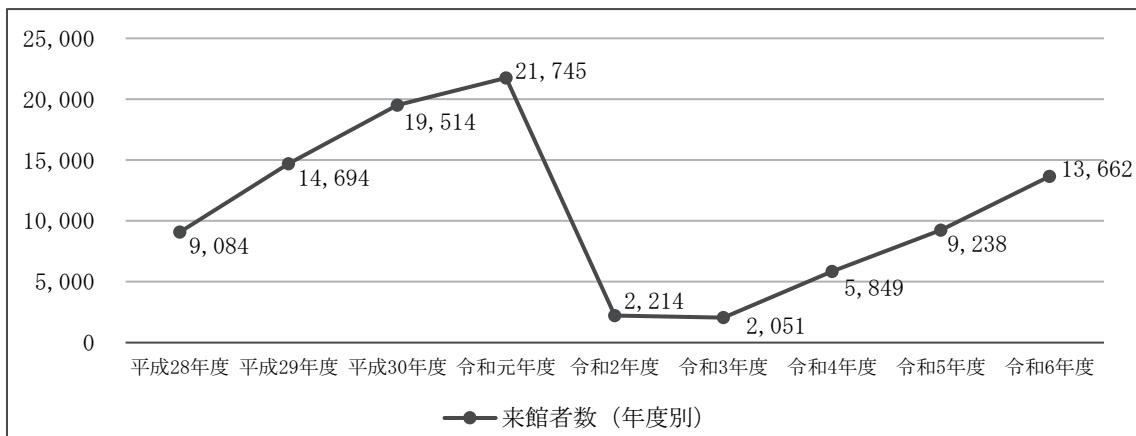
東京スイソミルは、平成 28 年度から、子供をはじめとする全ての人々が水素エネルギーの社会的意義、将来像、安全性等について正しく学び、知識を習得できる施設として開設された。入館料は無料となっている。

東京スイソミルの土地、建物ともに環境公社が所有しており、運営の財源は、公社の自主事業として、都等から受託する事業において効率的な事業執行により適切に確保した収益を基に運営している。

東京スイソミルの年度別の来館者数の推移は、以下のとおりである。

図 B - 5 - 4 東京スイソミルの来館者数

(単位：人)



※平成 28 年度は、7 月以降の集計である。

環境公社提供資料より監査人作成

##### イ 監査の結果

東京スイソミルの来館者数に関しては、平成 29 年度の包括外部監査報告書において、以下の意見が付されている。

(意見 2 - 6) 水素情報館「東京スイソミル」来館者の増加施策の検討について  
スイソミルにおける現状の来館者の状況は、都民人口に占める来館者数の割合や、来館者の居住地域が江東区及びその周辺区に偏りが見られる点において、都民全体に対する水素社会の普及啓発活動としてはいまだ十分であるとは言えない状況にある。加えて、開設から日が浅く十分な来館者数を確保できなかつたとはいえ、監査人の試算によると、少なくとも一人を呼び込むために 5,773 円のコストが生じていると考えられ、これが適正な水準であるのか疑問である。

このような状況にある原因の一つとしては、スイソミルの設立段階において、具体的な来館者数の想定をしておらず、結果的に一人当たりコストの適正水準の設定ができていなかったことが挙げられる。

したがって、環境公社は、今後、来館者数目標の再設定を行い、一人当たりコストの適正水準を設定するなどして、事業にかかるコストと水素社会の普及啓発活動の効果とのバランスを適切に図るとともに、来館者数の増加に向けた取組を更に強化されたい。

これを踏まえて、令和6年度における来館者数及び一人当たりコストの分析を実施した。

まず、年間来館者数の推移に関しては、図B－5－4のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度及び令和3年度に大きく落ち込んでおり、ここ数年は回復基調であるものの、ピークであった令和元年度の水準には至っていない。

次に、令和6年度の計画及び実績、令和元年度の実績は以下のとおりである。

表B－5－2 令和6年度における来館者数の分析

(単位：人)

	令和6年度 計画	実績	対令和5年度		令和元年度 実績
			増減	伸長率	
一般来館者	6,200	6,076	1,327	128%	6,701
団体来館者	4,300	5,046	1,524	143%	3,664
イベント来館者	600	430	▲537	44%	9,051
合計	11,100	11,552	2,314	125%	19,416
団体特需（計画外）	—	2,110	—	—	2,329
合計（全体実績）	—	13,662			21,745

環境公社提供資料より監査人作成

令和6年度は全体として計画を上回る実績となっているものの、既に新型コロナウイルス感染症の人流への影響はないと言える状況下でありながら、いわゆるコロナ前の水準に来館者数が回復していない現状は、来館者数の増加に向けた取組が十分に成果を発揮しているとは言えない状況である。特に、令和元年度に実施していた子供イベントは、イベント来館者数に大きく寄与しており、令和元年度の来館者数と現在の乖離の主要因ともなっている。

また、令和6年度における来館者数の月次推移の状況は以下のとおりである。

表B－5－3 東京スイソミルの来館者数（令和6年度月次推移）

(単位：人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
648	1,063	1,148	1,050	1,425	1,376	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1,661	1,565	1,113	1,076	823	714	13,662

環境公社提供資料より監査人作成

年間における月次推移については、4月と10月では2倍以上の開きがあり、季節的な変動も来館者数の増減に影響を及ぼしている。

一方、居住地別の来館者については、平成27年度においては江東区及びその周辺区からの来館者が約7割を占めており、都内全域において広く普及啓発活動が行われていない可能性を示す状況であった。現在は、団体来館者の地域は一定程度把握しているものの、一般来館者について居住地の分析は行っていない。

団体利用については海外からの利用が全体の約4分の1を占め増加傾向にある。「子供をはじめとする全ての人々が水素エネルギーの社会的意義、将来像、安全性等について正しく学び、知識を習得できる施設」という東京スイソミルの設立趣旨を鑑みると、こうした増加傾向そのものは歓迎すべきものである。しかし、小中高の環境学習や自治体からの来館者数については海外と比較して伸び悩んでいる現状を考慮すると、国内・都内の団体向けに十分な広告宣伝を行っているかという点は、改めて検討する必要がある。

最後に、表B－5－4は、スイソミルの設立費用、令和6年度の維持管理費用及び令和6年度の来館者数を基に、監査人が来館者一人当たりコストを試算した結果である。

表B－5－4 スイソミルの来館者一人当たりコスト（令和6年度実績）

件名	金額・人数
管理運営等業務委託	64,386千円
その他諸費用	15,614千円
設立費用の各年度負担額（※）	23,161千円
計（①）	103,161千円
令和6年度来館者数（②）	13,662人
来館者一人当たりコスト（①÷②）	7,551円

※設立費用 347,424千円÷15年（スイソミル設立時から、「水素の普及拡大に向けたロードマップ」に明記されている平成42年までの年数により算出）

都提供資料より監査人作成

これらの費用のほか、本社費や人件費といった共通費用を考慮すると、実際の来館者一人当たりコストは、上記の試算結果よりも高くなると推察される。

この試算結果によれば、海外居住者を含む来館者一人を呼び込むために少なくとも7,551円のコストが生じていることになるが、これは平成29年度包括外部監査において試算された5,773円を大きく上回るコスト水準となっている。

スイソミルは公社の自主事業として、開館以来、入館料を徴収していないため、実質的に当該コストは公社が全て負担することとなるが、スイソミルのコストを賄うだけの利益を安定的に得ることは財務構造上難しい。

#### （意見5－10）東京スイソミルの来館者数について

東京スイソミルの年間来館者数の推移に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度及び令和3年度に大きく落ち込んでおり、ここ数年は回復基調であるものの、ピークであった令和元年度の水準には至っていない。

また、令和6年度については計画を上回る実績となっているものの、既に新型コロナウイルス感染症の人流への影響はないと言える状況下でありながら、いわゆるコロナ前の水準に来館者数が回復していない現状は、来館者数の増加に向けた取組が十分に成果を発揮しているとは言えない状況である。特に、令和元年度に実施していた子供イベントは、イベント来館者数に大きく寄与しており、令和元年度の来館者数と現在の乖離の主要因ともなっている。

さらに、居住地別の来館者については、平成27年度においては江東区及びその周辺区からの来館者が約7割を占めており、都内全域において広く普及啓発活動が行われていない可能性を示す状況であった。現在は、団体来館者の地域は一定程度把握しているものの、一般来館者について居住地の分析は行っていない。

したがって、来館者数については、来館者の属性に応じた広報戦略が想定されるため、来館者へのアンケートを充実させるなどにより、より詳細な分析を実施されたい。

また、海外からの団体利用が増加傾向にあるなど、施設における潜在的な独自性や魅力は十分認められることから、それらを東京都、ひいては全国的にアピールし、来館者数を増やすための広告宣伝の在り方を検討されたい。

#### （意見5－11）東京スイソミルの運営コストについて

東京スイソミルの設立費用、令和6年度の維持管理費用及び令和6年度の来館者数を基に、監査人が来館者一人当たりコストを試算した結果、海外居住者を含む来館者一人を呼び込むために、少なくとも7,551円のコストが生じていた。

これは平成 29 年度包括外部監査において試算された 5,773 円を大きく上回るコスト水準となっている。

スイソミルは公社の自主事業として、開館以来、入館料を徴収していないため、実質的に当該コストは公社が全て負担することとなるが、スイソミルのコストを賄うだけの利益を安定的に得ることは構造上難しい。そのため、今後の事業運営については、①寄附金や協賛金、補助金などといった外部収入の確保、②入館料の設定、③運営規模の縮小など、様々な選択肢を検討する必要があると考えられる。

スイソミルは時宜にかなった大変有意義な施設であり、より発展的かつ安定的な施設運営が望まれるため、公社は上記の観点を踏まえ、将来の収支シナリオを検討し、現在の収支構造を改善するための経営判断を行われたい。

## （2）浄化槽設置後の水質検査事業

### ア 概要

環境公社では、浄化槽設置後の水質検査を実施している。この事業の目的は、浄化槽設置後の水質検査を通じて適正な処理が行われるよう監視し、水質基準の遵守を確保することである。東京都の下水道普及率が高く、浄化槽の数が少ない中で、法定検査として必要な業務を維持・運営することが求められているとともに、業務の効率化やコスト削減を図りながら、赤字運営を改善し、持続可能な事業運営を目指すことも重要な課題となっている。

具体的な内容としては、浄化槽の設置後に法に基づく水質検査を実施し、その結果を浄化槽管理者及び行政機関に報告する。検査の申込受付から日程調整、検査実施、結果の記録・送付、入金管理まで、一連のプロセスを事務員、検査員、經理担当が分担して運営している。受検案内の送付や申込受付、検査結果の記録・報告など、各手続はシステムと紙ベースの両方で管理しながら進められている。

なお、浄化槽の検査機関は一般社団法人又は一般財団法人を指定できるが、都内では他の法人が撤退し、唯一、環境公社が浄化槽の法定検査を実施している状況である。

### イ 監査の結果

環境公社の浄化槽の検査事業については、年間処理件数が多く、デジタル完結していない手続であることからデジタルサービス局による令和 6 年度の手続のデジタル化に係る業務改善提案事業において対象手続に選定され、環境公社は、現行システムが導入から年数が経過しているとの認識から、デジタル化の提案を受けた。

報告書によれば、次のような改善策が提示され、全てを導入することで、約1,100時間（35%程度）の業務時間の削減、業務の質の向上が図られると提案されている。

- ・検査結果のスマホ・タブレット入力
- ・事前決済手段の充実
- ・各種支払・照会機能付きシステム導入
- ・受検・検査日案内の送付ルール見直し
- ・電子申請フォームでの申込の導入

報告書を閲覧し、有効性・経済性の観点からどこまで対応する予定であるか、目標やスケジュールについて、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、提案されたデジタル化の内容をどこまで対応するか検討を進めているが、財源や事業収支の状況を踏まえて検討する必要があるため、具体的な計画や取組は設定していないとのことであった。

（意見5－12）浄化槽の水質検査事業のデジタル化と経済的負担の在り方について

環境公社は、浄化槽の検査事業について、都デジタルサービス局による令和6年度の手続のデジタル化に係る業務改善提案事業においてデジタル化の提案を受けたが、提案された内容について検討は進めているものの、財源や事業収支の状況を踏まえ検討する必要があるため、具体的な計画や取組は設定していない。

当該事業は、浄化槽法の規定に基づき都道府県知事に指定された指定検査機関としての業務であるため、公社のみが浄化槽の水質検査を実施している状況であり、都内の生活環境の保全及び公衆衛生の向上のためには公社が事業を継続していく必要がある。

この点、都による補助等の支援がない自主事業であるため、財源や事業収支の状況を考慮することは理解できるが、提案された内容は業務時間の削減と業務の質の向上に資するものであり、事業経費の削減や事業効果を向上させる観点からは有益であると考えられる。そのため、判断を先送りすることなく、コストを見積もり適切な対応範囲を検討することが望ましい。

したがって、公社及び環境局は、事業継続のためのデジタル化の対応範囲等について、一体となって検討されたい。

## 4 東京都環境科学研究所の事業

### (1) 調査研究費

#### ア 概要

環境公社の一組織である東京都環境科学研究所（以下「環境科学研究所」という。）では、都の環境施策の推進に資する調査研究や、東京の環境改善・向上に資する幅広い調査研究などを実施し、都や都民等に科学的な知見を提供している。

調査研究の形式としては、都からの受託研究、外部資金導入研究、自主研究がある。令和6年度の実績は以下のとおりである。

表B－5－5 東京都からの受託研究の一覧

No.	研究テーマ
1	都有施設のゼロエミッションビル化に向けた調査研究
2	グリーンインフラによる暑熱環境改善効果に関する研究
3	複合化された廃プラスチックのリサイクルに関する調査研究
4	熱分解 GC/MS によるプラスチックの分析に関する研究
5	使い捨てプラスチックの削減による環境負荷低減の検証に関する研究
6	東京湾沿岸域における底層環境改善に関する研究
7	都内河川における衛生指標細菌の発生源の推定に関する研究
8	水素エネルギーの実装化に向けた調査研究
9	東京における地下水の実態把握に関する研究
10	保護上重要な野生生物種の保護策強化に向けた調査研究
11	自動車環境対策の総合的な取組に関する研究
12	微小粒子状物質の濃度低減等に関する研究
13	高濃度光化学オキシダントの低減対策に関する研究
14	有害化学物質によるリスク評価及びその危機管理に関する研究

環境公社ホームページより監査人作成

表B－5－6 自主研究の一覧

No.	研究テーマ
1	食用油加熱時における低級アルデヒドの排出量調査
2	使用過程車からの酸化エチレンの排出量に関する研究
3	小型環境計測器を用いたシチュエーション別 PM2.5 モニタリング
4	都内走行路線バスのエネルギー使用量のエリア別時間別特性の把握
5	気候変動予測データを用いた都内における将来の WBGT (暑さ指数) の推定

6	外来付着珪藻の繁茂に影響する環境因子に関する研究
7	東京都市圏における生態系サービス分布の可視化推進と予測
8	保全地域における緑地の評価に関する研究
9	実路走行時の窒素化合物の排出量計測及び排出量原単位の算出に関する研究
10	森林保全の地下水涵養に及ぼす影響に関する研究
11	生物多様性に着目した化学物質による生態リスク評価手法の構築

環境公社ホームページより監査人作成

表B－5－7 外部資金導入研究の一覧

<科学研究費>

開始年度	終了年度	研究課題	区分	研究代表機関
R 4	R 6	底質及び底生食物網に着目したシロキサン類の多媒体残留蓄積性評価	分担	埼玉県環境科学国際センター
R 4	R 6	物質間ネクサスの統合的分析・評価モデルの開発と食品・プラスチックネクサスへの適用	分担	東京大学

<環境研究総合推進費>

開始年度	終了年度	研究課題	区分	研究代表機関
R 5	R 7	わが国の脱炭素社会実現に向けた都道府県の脱炭素計画に係る課題の統合的分析	分担	国立環境研究所
R 5	R 7	連続監視と網羅分析による水質事故の検知・対策手法の開発と流域モニタリングの最適化	分担	国立保健医療科学院
R 4	R 6	バックグラウンド濃度の把握によるVOC等大気汚染物質予測精度の向上と地域排出源による健康リスク評価の高精度化	代表	

環境公社ホームページより監査人作成

## イ 監査の結果

文部科学省において公表しているように、研究機関における研究費の不正使用及び不正受給の事案は多く、不正の内容は、出張旅費の不正取得、架空請求、目的外使用など多岐にわたる。同省は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を改正し、公表しているところであり、研究機関には研究費不正の根絶に向けた効率的かつ実効性のある不正防止対策を実現することが期待されている。

令和6年度の環境科学研究所における科研費に関し、研究者の応募申請、内部承認、科研費の受入れ、研究者による科研費の使用、実績報告（返還）に至る一連の流れについて、研究目的に適合した支出であることを確認し、ひいては不正

防止対策が講じられているか確認するため、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

環境科学研究所では、科研費の共同研究において同所が研究代表機関である場合、研究費の使用については、環境公社の通常の支払業務プロセスを経て会計処理が行われる。一方、研究分担者の研究費の使用については、学術振興会が定める科研費のルールに則り、分担者の所属する研究機関が作成する実績報告として収支簿等の内部資料の提出を受けるのみで、外部証憑の添付を求めていなかった。

そこで、証憑の添付を求めていない理由を確認したところ、以下2点の回答があつた。

- ・ 独立行政法人日本学術振興会が公表する科研費FAQでは、「分担金を管理していた研究機関は収支状況が分かる収支簿等の書類の写しを研究代表者の所属する研究機関に送付する」、「執行に係る関係書類については研究分担者が所属する研究機関が保管すること」「納品書や領収書等の関係書類全ての写しの送付を求めるものではない」との記載があり、研究代表機関へ全ての関係書類を提出することまでは定められていない。
- ・ 令和6年度の科研費実績2件については、いずれも分担者としての研究参加であり、収支簿を研究代表機関に対して提出しているが、関係書類の提出までは行っていない。

#### (意見5-13) 科研費における研究分担者の提出資料について

環境公社の一組織である東京都環境科学研究所は、科研費の共同研究において同所が研究代表機関である場合、学術振興会が定める科研費のルールに則り、分担者の研究費の使用については、研究分担者の所属する研究機関が作成する実績報告として収支簿等の内部資料の提出を受けるのみで、外部証憑の添付を求めていない。

研究機関には研究費不正の根絶に向けた効率的かつ実効性のある不正防止対策を実現することが期待されているが、収支簿等の書類の写しのみでは不正の端緒を発見することは困難である。対応策としては、例えば、収支簿の確認過程における異常取引や記載を定義して確認結果を文書化することや、どのような場合に分担者に対して外部証憑の提出を求めるかを整理することも有効な取組である。

したがって、環境公社（東京都環境科学研究所）は、現在のルールが研究費不正を防止又は発見する観点から十分であるか、実務上の負担も勘案しつつ確認するとともに、より一層不正防止に向けた取組を検討されたい。

## (2) 発信・広報活動

### ア 概要

環境科学研究所が行う調査研究成果の主要な発信・広報活動として、研究所ニュース、公開研究発表会、施設公開、施設見学がある。

研究所ニュースは、研究の内容、学会で発表した内容、表彰情報等を掲載したカラー刷りの広報誌である。

公開研究発表会は、研究成果を広く都民に知らせるために、年に1回開催する発表会である。新型コロナウイルス感染症の流行時から、オンライン視聴も併せたハイブリッド開催となっている。見逃し配信により1か月間視聴可能である。

施設公開は、環境科学研究所で開催される夏休みの親子向けイベントである。子供の自由研究の題材として活用されることを想定しているため、開催時期は7月下旬の夏休み開始直後に1回となっている。

施設見学は、広報担当による研究内容の紹介と環境科学研究所の案内を行っている。特定のテーマについて研究者から直接説明を受けることも可能である。申込対象は原則、都内の小・中・高・大学生及び都民であり、行政・海外研修生等の視察にも対応している。

### イ 監査の結果

環境科学研究所が行う調査研究成果の主要な発信・広報活動について、都民に対して十分な広報活動が行われているか、それぞれの活動について担当者へヒアリングを実施した。

研究所ニュースは、令和6年度は600部の印刷物を作成し、自治体の環境施策担当部署やイベント時に配布するとともに、ウェブサイトに掲載している。記事の内容は自製、レイアウト及び印刷は外注である。そこで、物価高騰下で印刷物の配布が費用対効果に見合っているか確認したところ、令和7年度は印刷部数を削減していることであり、必要部数の見直しを適時に行っている状況を確認した。

公開研究発表会は、参加者数の推移を確認したところ、直近3か年の実績は以下のとおりであり、参加者数はオンライン視聴も含めて横ばいとなっている。

表B－5－8 公開研究発表会の参加者数の推移

年度	現地	オンライン	合計
令和4年度	—	137名	137名
令和5年度	71名	127名	198名
令和6年度	68名	141名	209名

※令和4年度は、オンライン開催のみ

環境公社提供資料より監査人作成

施設公開は、参加者数の推移を確認したところ、直近3か年の実績は以下のとおりである。非常に好評で参加者が急増しており、直近の令和7年度は施設の規模に対して限界に近い参加者数となっているとのことであった。

表B－5－9 施設公開の参加者数の推移

年度	参加者概数
令和5年度	約230名
令和6年度	約470名
令和7年度	約600名

環境公社提供資料より監査人作成

施設見学は、団体を前提としていることから、参加者数と団体数を確認したところ、令和6年度は149名、11団体（教育関係3件、官公庁3件、海外3件）の参加があり、好評であった。なお、件数が増加すると、研究者の負担が増加して研究に支障が生じるおそれもあるため、事務職員で説明が完結できるような仕組みを検討しているとのことであった。

#### （意見5－14）公開研究発表会の視聴者数の増加策について

東京都環境科学研究所が行う公開研究発表会は、同所の研究成果を広く都民に知らせる上で重要な機会と言えるが、近年の参加者数は現地参加、オンライン参加を合計しても横ばいとなっている。一方、見逃し配信については、参加者の数や層を拡大する上で有効な取組であるが、視聴可能期間は、研究の鮮度を重視しているため公開から1か月間に限定されている。

ゼロエミッションや生物多様性など、環境問題への社会的関心が大きく高まる中で、環境分野にフォーカスした研究を継続的に行う環境科学研究所の取組は、より幅広い都民に周知されることが望ましい。

この点、現状の公開研究発表会の参加者数については、こうした社会的関心の高まりに比例して増加しているとは言えず、コンテンツや広報の在り方について改善の余地があると考えられる。

また、見逃し配信についても、1か月で研究成果が陳腐化するとは考え難く、視聴期間を延長することで都民のアクセシビリティを向上させるメリットの方が大きいと考えられる。

したがって、環境公社（東京都環境科学研究所）は上記の観点から、公開研究発表会の参加者数やアクセシビリティを向上させるための取組を検討されたい。

（意見 5－15）施設公開における参加者の急増への対応について

東京都環境科学研究所が行う施設公開は、7月下旬の夏休み開始直後に1日のみの開催としているが、参加者の急増により、研究者・職員のリソースや安全確保の観点から、キャパシティは限界に近付いている。

環境科学研究所を都民に周知するという観点からは、引き続き参加者数を拡大していくことが望ましいが、一方で、今後更に参加者が増加した場合、サービスの質や安全性の確保が難しくなっている現状を踏まえる必要がある。

したがって、サービスの質の向上や安全性の確保に向け申込方法の工夫など具体的な方策を検討されたい。